

港区の地域行政 (総合支所)

平成30年度(2018年度)版 事業概要

港区

芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区は、より便利で、より身近に、より信頼される区役所をめざし、平成 18 年 4 月に「区役所・支所改革」を実施し、総合支所制度を導入しました。「区役所・支所改革」により各地区の総合支所は、区民にとって、より身近な窓口となるとともに、各地区の課題解決に向けた取組や、区民協働により地域の魅力を高める取組などを行ってまいりました。

また、平成 30 年 4 月に、身近な区民サービスの拠点である総合支所の機能のより一層の充実・強化を図るため、総合支所にまちづくり課を新設しました。

区民参画組織の皆さんとともに、様々な角度から検討を重ね平成 27 年 3 月に策定した港区基本計画の地区版計画書（平成 27 年度～32 年度）は、「参画と協働」による計画の推進、地区を取り巻く環境変化への対応、安全・安心に向けた取組の推進、人口増加や財政収支の見通しを踏まえた事業創出を基本的な考え方としています。

平成 29 年度は、区民参画組織等からの提言を踏まえ、前期 3 年における施策の成果や課題の検証等を行い、後期 3 年の計画の見直しを行いました。

「区役所・支所改革」や「参画と協働」により築いてきた区民や地域との強固な信頼関係のもと、「区民一人ひとりが誇りに思える成熟した国際都市」の実現に向けて、区民とともに、地区版計画書に計上した事業を着実に実行してまいります。

各総合支所は、区民のより身近な存在として、区民とともに地域特性に根差した様々な取組を積極的に展開していくとともに、地域共生社会の実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

この総合支所事業概要を活用し、各総合支所の取組をご理解いただければ幸いです。

平成 30 年 8 月

芝地区総合支所、麻布地区総合支所、赤坂地区総合支所

高輪地区総合支所、芝浦港南地区総合支所

目次

総説

港区基本構想がめざす将来像	3
芝地区版計画書の全体像	4
麻布地区版計画書の全体像	5
赤坂地区版計画書の全体像	6
高輪地区版計画書の全体像	7
芝浦港南地区版計画書の全体像	8
各総合支所の組織及び現員	9
各総合支所の主な事務	14
総合支所関係施設一覧	17
各総合支所課別事業別決算(平成29年度)	25

芝地区総合支所の事業

ふれ愛まつりだ、芝地区!	49
芝 de Meet The Art ～アートに親しむまち、芝～	50
もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議 (芝地区区民参画組織 芝会議)	52
「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」 (芝地区事業者向け防災セミナー)	58
「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」 (地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト)	59
ご近所イノベーション学校 ～まちに幸せを呼ぶ人づくり～	60
地域をつなぐ! 交流の場づくりプロジェクト	62
芝地区発・新虎ディショナルプラン ～新しさと伝統が織りなすまちのにぎわい～	64
芝地区「地域情報誌編集会議」	65
芝地区歴史・文化の発信	66
高齢者の買い物支援	67
芝・ネイチャー大校 (芝BeeBee'sプロジェクト)	69
芝・ネイチャー大校	70
アロマからはじまる～高齢者セーフティネットワーク	71
未来の親体験 ～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～	72

麻布地区総合支所の事業

麻布フェスタ	75
おもちゃライブラリー	77
麻布地区地方交流事業	79
区民参画組織 麻布を語る会 全体体系図	80
地域情報の発信分科会	81
麻布未来写真館分科会	83
麻布地区政策分科会	85

あざぶ達人倶楽部

(麻布の魅力探訪事業～あざぶ達人ラボ～)	87
麻布国際ふれあい事業	88
六本木安全安心プロジェクト (六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～)	89
麻布で“地域のちから”活性化事業 (みんなでまちをよくする“ミナヨク”)	90
防災ネットワーク構築事業 (「地域と事業所」防災連携プロジェクト)	91
AZABU WORLD FESTA	92
みんなでエコっとプロジェクト	93
飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	94
地域サロン(ちょこっと立ち寄りカフェ)	95

赤坂地区総合支所の事業

区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング 全体体系図	99
「赤坂地区版計画推進分科会」	100
「地域情報の発信・交流分科会」	101
「いきがづくり推進分科会」	103
「地域の魅力発見分科会」 (まちのお宝発掘プロジェクト)	104
赤坂・青山会議 ～地元企業等による社会貢献ネットワーク～	105
地域デビューの集い	107
地域情報国際化プロジェクト (赤坂・青山国際化プロジェクト)	108
赤坂親善大使メジャー化計画 ～私たちが地域の魅力を伝えます～ (赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト)	109
よちよち子育て交流会	110
赤坂・青山子ども中高生共育事業・赤坂・青山SPORTS LIFE (赤坂・青山子ども中高生共育事業)	111
広げよう交流の輪～自治体間交流～	113
赤坂・青山シニアファッションista ～自分らしく素敵に～	115
赤坂・青山ふれあいサロン	116
講談を活用した地域情報の発信事業	118
赤坂青山美しいまち・マナーのまち宣言	119
看板パトロール～置き看板ゼロ作戦～	122

高輪地区総合支所の事業

あっぷりング高輪フェスティバル	125
たかなわ子どもカレッジ	126
たかなわみんなのおしらせばん	127
区民参画組織「タウンミーティングTAKANAWA2017」 全体体系図	128
地区版計画改定支援グループ	129

地域情報紙グループ	130
港区チャレンジコミュニティ大学	131
大学連携推進事業	132
高輪みどりを育むプロジェクト	133
自然でつながる地域の輪づくり (自然でつながるたかなわの輪)	135
防災ボランティア育成事業 (高輪地区防災ボランティア育成事業)	136
高輪今昔物語 (高輪今昔物語～未来へつなGO! みんなのアルバム～)	138
たかなわ地域防災研究事業 (たかなわ親子防災教室)	139
町会・自治会サポート事業 (高輪地区町会・自治会サポート事業)	141
高輪にぎわいプロジェクト (高輪地区商店街にぎわいプロジェクト)	142
高輪地区ほっとひといき子育て支援事業 (高輪ほっとひといき子育て支援事業)	144

芝浦港南地区総合支所の事業

芝浦港南地区 歴史と文化の継承	147
みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり	148
旧協働会館保存・活用事業	150
区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト 全体体系図	151
「水辺のまち魅力アップ分科会」	152
「みどりのあるまちづくり分科会」	154
「べいあつぷ編集部」	156
「地区版計画検討分科会」	158
水辺のまち魅力アップ事業	159
運河と海辺の活用推進	160
ベイエリア地域防災力向上事業	161
水辺フェスタ	162
自治体間交流促進事業 (地域がつなぐ全国連携)	163
お台場発O・MO・TE・NA・SHI 事業	165
知生(ちい)き人養成プロジェクト	166
ベイエリア地域コミュニティ活性化事業	167
地域の魅力PR事業	168
お台場ふるさとの海づくり事業	169
みどりのあるまちづくり事業	171
運河に架かる橋りょうのライトアップ	172
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	173
みずベネット	174

管理課

区民センター関連事務	179
個別広聴事務	185
区長と区政を語る会	186
情報公開制度	187
区民協働スペース	188

高齢者人材バンク事業	189
いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいぶら)	190
児童館・子ども中高生プラザ・ 児童高齢者交流プラザ	191
児童館週末施設開放	191
学童クラブ	191
放課GOクラブ	192
学童クラブ児童見守りシステム	192
保育園	193
認定こども園	194
保育園であそぼう	195
港区保育室事業	195
緊急一時保育	196
一時保育	196
いきいきプラザ等地域訪問事業	197
港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練 (災対地区本部の設置・運営)	198

協働推進課

地区の政策形成	201
地域情報番組の制作	202
区民交通傷害保険事業	203
地域葬儀支援事業	204
災害見舞金	205
町会・自治会の支援	208
各総合支所「地域のできごと」	218
区設掲示板設置及び管理	219
清掃事業普及啓発	220
防災住民組織育成・地域防災協議会支援	221
総合防災訓練(地域訓練)	221
防災アドバイザー派遣	222
帰宅困難者対策の充実	222
家具転倒防止器具等助成及び取付支援	223
生活安全活動の支援 (1)港区生活安全協議会・ 生活安全活動推進協議会	224
(2)安全・安心まちづくり推進地区の取組 (六本木地区)	225
(3)安全・安心まちづくり推進地区の取組 (赤坂地区)	226
防犯カメラ等の設置支援等	227
共同住宅防犯対策助成事業	228
住まいの防犯対策助成事業	229
みなとパトロール	230
老人クラブの活動助成	231
リサイクル団体助成	232
清掃協力会支援事業	233
みなとキャンプ村	234
青少年対策地区委員会活動支援	235
にぎわい商店街事業 (1)コミュニティ事業	236
(2)商店街活性化事業	236

(3) 地域連携型商店街事業	237
(4) 商店街振興アドバイザー派遣事業	237
猫の去勢・不妊手術補助	238
動物の愛護・管理	239
公害の規制・指導[公害苦情・相談]	240
地域環境美化・みなとタバコルール推進	240

まちづくり課

道路の管理[占用]	243
道路の維持[道路維持]	244
道路の整備[歩車共存道路の整備]	245
道路の整備[歩道の整備]	245
道路の整備[保水性舗装・遮熱性舗装の推進]	246
道路の整備[電線類の地中化]	247
道路の整備[細街路の整備]	247
道路の維持[私道整備]	248
道路の維持[街路灯]	249
道路の維持[道路植栽]	250
道路の維持 [交通安全施設・坂名標識・公衆便所]	251
橋りょうの整備・維持	252
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の整備]	252
公園等の整備・維持 [公園・児童遊園の維持等]	253
公園等の整備・維持[緑地の整備・維持]	253
公園等の整備・維持[遊び場の整備・維持]	254
河川等の管理	254
水防[水防計画]	255
港区アドプト・プログラム	255
緑化推進[みどりの保護]	256
緑化推進[みどりの育成]	256
緑化推進[みどりの普及・啓発]	257
緑化推進[ビオトープづくりの推進]	257
芝地区の街づくり [環状第二号線新橋・虎ノ門地区]	258
芝地区の街づくり[汐留地区]	258
地区まちづくりに係る支援制度	259
屋外広告物	260
放置自転車対策	260
あき地の適正管理	261
子どもの遊び場づくり事業(プレーパーク事業)	262

区民課

総合窓口調整	267
住民基本台帳諸届	268
印鑑登録	272
戸籍関連事務	274
在留管理制度・特別永住者制度	278
住居表示	280
公的個人認証事務	281
電話予約サービス	282

証明書自動交付機	283
証明書コンビニ交付	289
マイナンバーカード(個人番号カード) 交付	291
火葬(埋葬)・改葬許可	293
区民葬儀及び区民葬儀券の発行	294
特別区民税の徴収事務	295
軽自動車税の徴収事務	295
臨時運行許可関係事務	295
国民健康保険料の減免制度	296
国民健康保険療養費	296
非自発的失業者の保険料の軽減措置	297
国民健康保険その他の医療給付	297
国民健康保険医療費の 一部負担金の減額・免除と徴収猶予	298
国民健康保険高額療養費	299
国民健康保険出産育児 一時金・葬祭費の支給	302
国民健康保険結核・精神医療給付金	302
国民健康保険高額療養費 及び出産費資金貸付制度	303
国民健康保険高齢受給者証	304
介護保険の被保険者証等の交付及び 保険料の収納に関する事務	306
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	307
老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成	308
心身障害者医療費の助成(◎制度)	309
国民年金	311
民生委員・児童委員の活動	315
無料入浴券の給付	321
都営交通の無料乗車券の交付	322
コミュニティバス乗車券の発行	323
救急情報の活用支援事業 (救急医療情報キット)	324
高齢者福祉相談	325
高齢者訪問電話	325
高齢者緊急通報システム	326
高齢者事業者方式緊急通報システム	326
高齢者徘徊探索支援	327
高齢者会食サービス	328
高齢者配食サービス	328
高齢者福祉理美容サービス	329
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	329
高齢者寝具乾燥等消毒	330
高齢者福祉キャブ	331
緊急移送サービス利用助成事業	331
共同住宅バリアフリー化支援事業	332
認知症高齢者等おかえりサポート事業	333
高齢者日常生活用具給付事業	334
高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業	335
養護老人ホーム入所措置	336
寿商品券等贈呈	337
成年後見審判申立事業	338
高齢者単身世帯実態調査	339

地区における

高齢者のセーフティネットワークの構築……………340
要介護・要支援認定（申請）……………341
障害者控除対象者認定……………342
障害者世帯民間賃貸住宅あっせん事業……………343
介護給付……………343
障害者地域移行支援……………344
訓練等給付……………344
障害児通所支援等……………345
移動支援……………345
身体障害者手帳……………346
愛の手帳（知的障害者）……………347
精神障害者保健福祉手帳……………347
身体障害者福祉相談……………348
知的障害者福祉相談……………348
自立支援医療（更生医療）……………349
障害者（児）紙おむつの給付及び
おむつ代の助成……………350
障害者（児）寝具乾燥等消毒……………351
補装具費の支給……………352
障害者（児）日常生活用具及び
住宅設備改善費の給付等……………353
自動車運転免許取得費助成……………354
自動車改造費の助成……………354
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成……………355
心身障害者（児）訪問電話……………356
身体障害者等事業者方式緊急通報システム……………356
聴覚障害者緊急ファクシミリ通報……………357
障害者（児）徘徊探索支援……………357
心身障害者（児）福祉理美容サービス……………358
障害者配食サービス……………359
入浴サービス……………360
NHK放送受信料減免対象世帯の証明……………361
タクシー利用券の給付……………362
自動車燃料費の助成……………362
補助犬の給付……………363
重度脳性麻痺者介護事業……………364
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業……………364
重度障害児日中一時支援事業……………365
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業……………366
特別障害者手当等（国制度）……………367
重度心身障害者手当（都制度）……………368
心身障害者福祉手当（区制度）……………369
心身障害者（児）福祉キャブ……………370
民営バス乗車割引証……………371

有料道路障害者割引制度……………372
自立支援医療（精神通院医療）……………372
難病等医療費助成……………373
小児精神障害者入院医療費助成……………373
自立生活訓練……………374
緊急一時保護・ショートステイ
（レスパイト保護）……………375
児童手当・特例給付……………376
児童扶養手当……………377
特別児童扶養手当……………378
児童育成手当（育成手当）……………379
児童育成手当（障害手当）……………380
子ども医療費助成……………381
ひとり親家庭等医療費助成……………382
出産費用助成……………383
親子ふれあい助成事業……………384
狂犬病予防……………385
咬傷犬事故処理……………386
母子訪問指導……………386
養育医療……………387
育成医療・療育給付……………388
小児慢性疾患医療費助成……………389
母子健康手帳の交付……………390
都外医療機関、助産院（都内・都外を問わない）
での妊婦健康診査費用助成……………391
健康手帳の交付……………391
精神保健福祉事業……………392
保健師・助産師・看護師・管理栄養士
学生実習の受け入れ……………392
保健師活動……………393
生活保護事業……………394
就労支援事業……………395
生活保護受給者等就労自立促進事業……………396
自立促進事業……………396
生活保護受給者等メンタルケア支援事業……………397
調査訪問体制強化事業……………398
法外援護事業……………398
生活相談……………399
路上生活者対策事業……………399
旧軍人等援護……………400
引揚者等の援護……………400
戦没者遺家族援護……………401
中国残留邦人等支援給付事業……………402
索引……………403

総

説

港区基本構想がめざす将来像

21世紀を展望した港区の将来像

やすらぎある 世界都心・MINATO

かがやくまち (街づくり・環境)

- ・都市ルールの確立
- ・まちの基盤整備
- ・安全・安心な都心づくり
- ・循環型社会づくりへの貢献
- ・都心環境の整備
- ・環境負荷の少ない都心づくり
- ・環境意識の向上

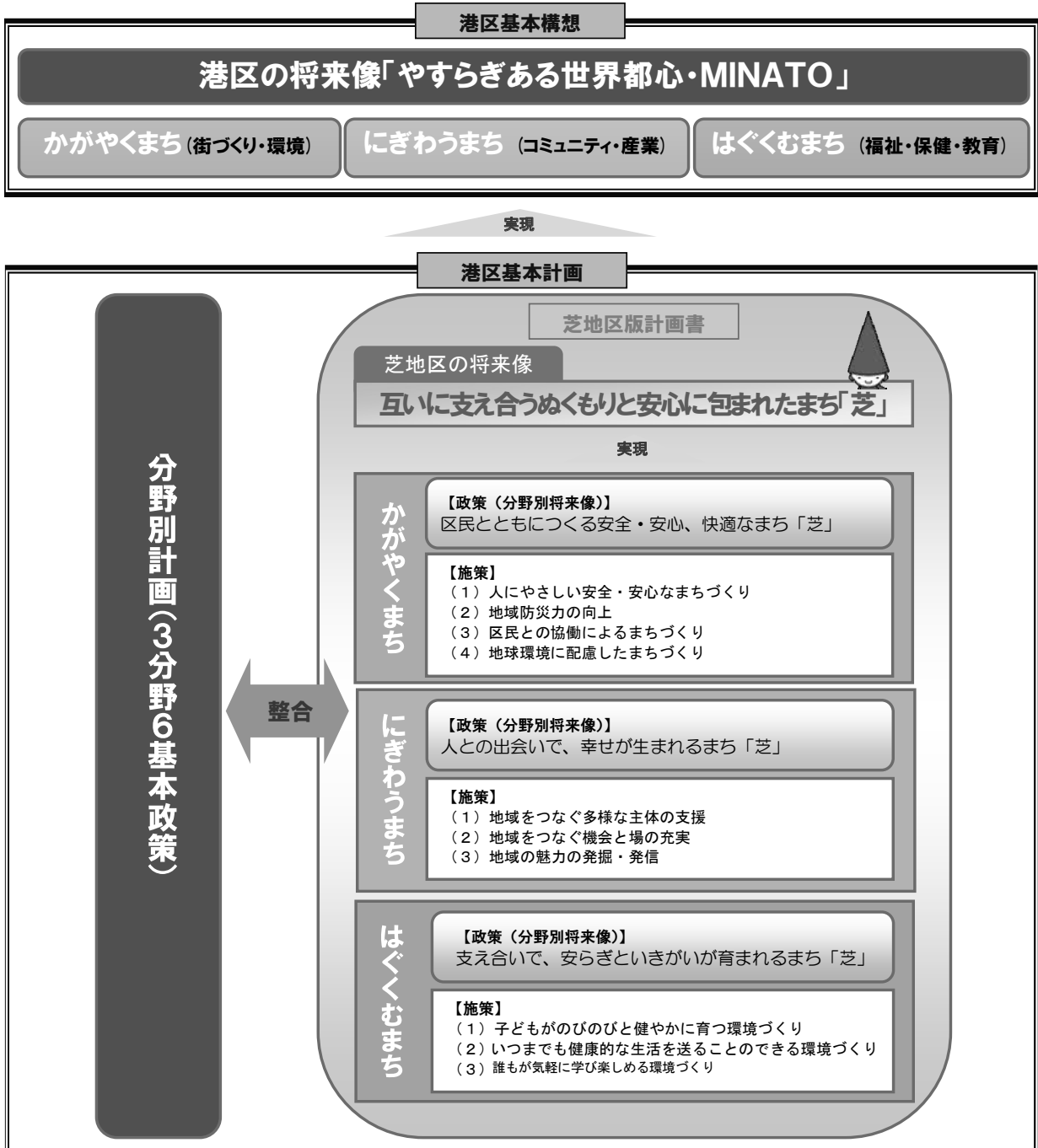
にぎわうまち (コミュニティ・産業)

- ・コミュニティの形成支援
- ・コミュニティ活動の場と機会の確保
- ・地域活動情報の共有化
- ・産業の育成支援
- ・コミュニティ・ビジネス等の支援
- ・国際性豊かな文化活動の支援

はぐくむまち (福祉・保健・教育)

- ・子どもの「育ち」を支える環境整備
- ・子どもの個性等を生かす学校教育の実施
- ・子どもの健康を守る体制づくり
- ・高齢者や障害者等の自立した生活の支援
- ・健やかで安全な暮らしの支援
- ・自己実現を目指す学習活動の支援
- ・豊かで多様な文化都市づくり

芝地区版計画書の全体像



麻布地区版計画書の全体像

港区基本構想（21世紀を展望した港区の将来像を描いたもの）

やすらぎある世界都心・MINATO

港区基本計画

分野別計画

かがやくまち
(街づくり・環境)

にぎわうまち
(コミュニティ・産業)

はぐくむまち
(福祉・保健・教育)

麻布地区版計画書

【麻布地区がめざす将来像】

生活者優先の、安全で安心して快適に住み続けられる国際・文化都市
～ 地域そして世界へつながる“AZABU”をめざして～

3つの重点項目

A 安全・安心なまちを地域とともにつくる

ZA 様々な人が共生できる地域コミュニティをつくる

BU 文化や歴史、豊かな国際性を生かした魅力あるまちをつくる

かがやくまち 【政策】 誰もが快適に住み続けられる麻布のまち

【施策】 (1) 安全で安心して暮らせるまちをつくる
(2) 災害に強く、地域で助け合えるまちをつくる
(3) 環境に配慮した快適なまちをつくる

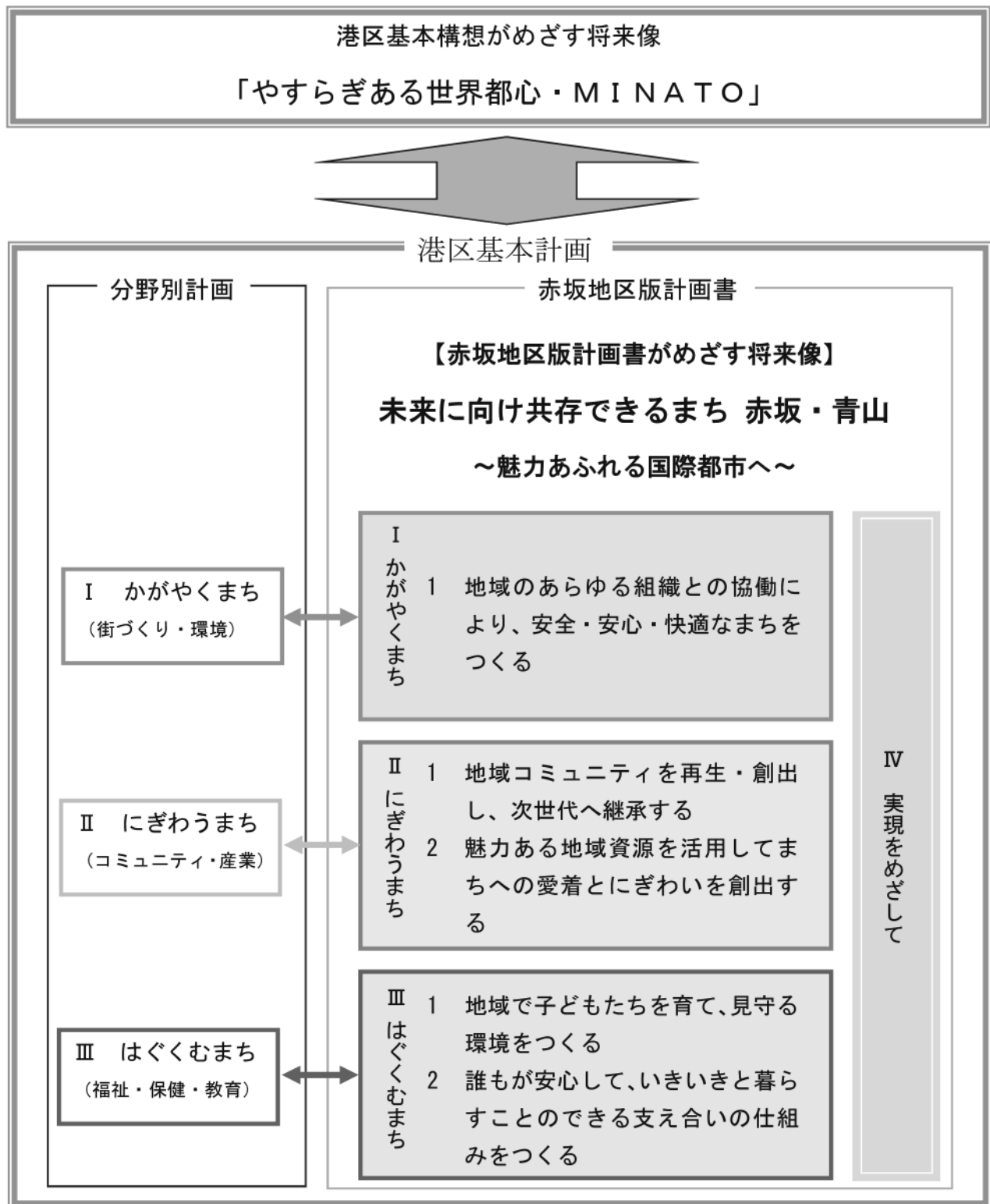
にぎわうまち 【政策】 多様な地域資源を生かし、地域のにぎわいを創出できる麻布のまち

【施策】 (1) 多様な主体と連携し、地域のつながりをつくる
(2) 地域にあふれる魅力や国際性を生かしたにぎわいをつくる

はぐくむまち 【政策】 地域で支え合い健やかに暮らせる麻布のまち

【施策】 (1) 子どもたちが健やかに育つ環境をつくる
(2) 誰もが生きがいを感じ、いきいきと暮らせる環境をつくる

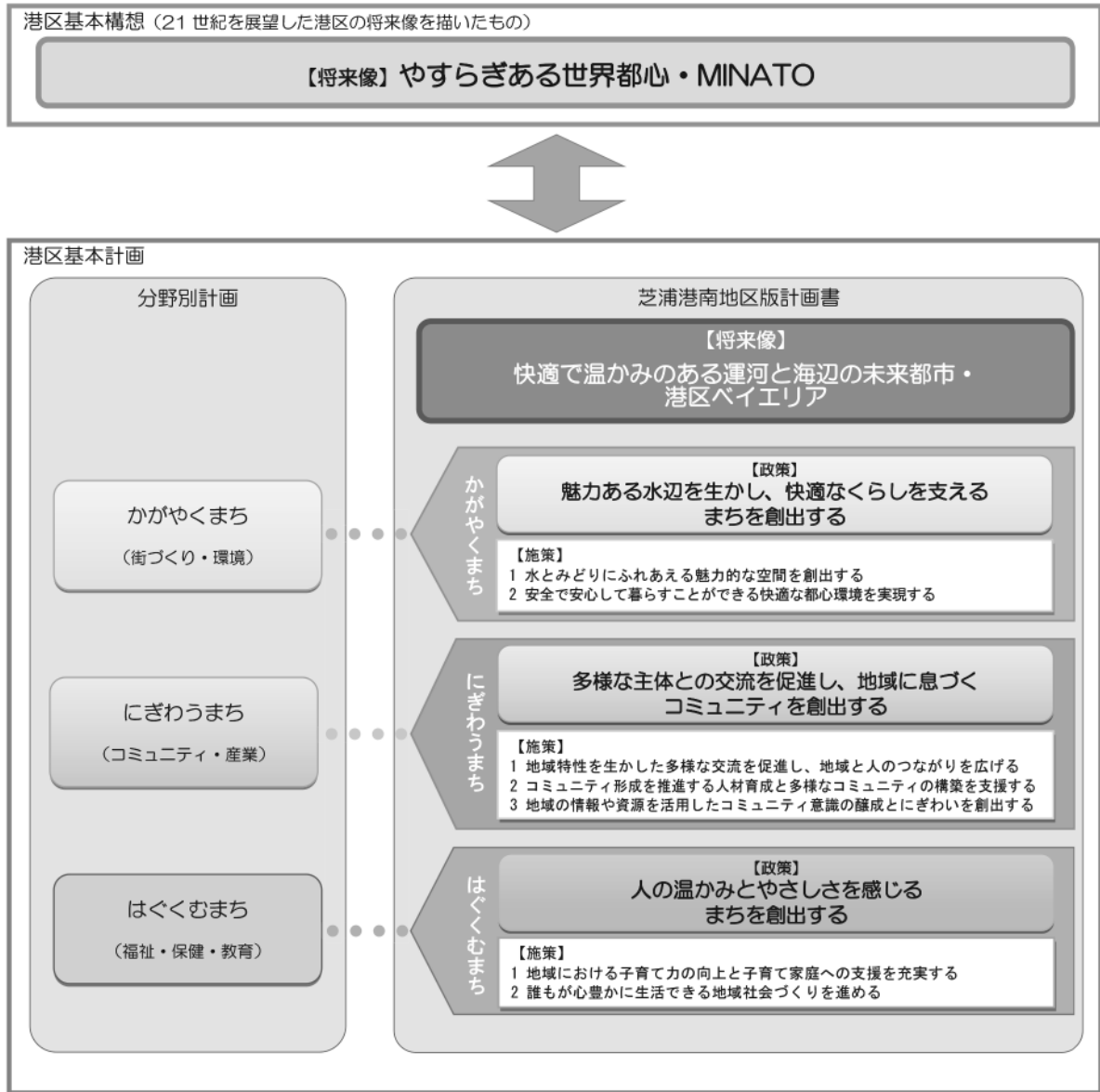
赤坂地区版計画書の全体像



高輪地区版計画書の全体像



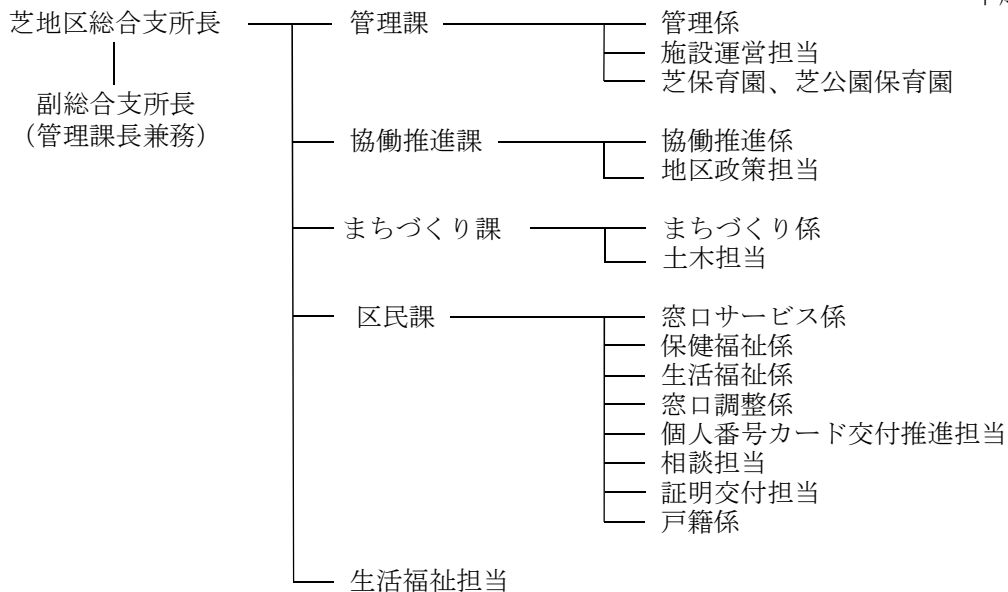
芝浦港南地区版計画書の全体像



各総合支所の組織及び現員

芝地区総合支所

平成 30 年 4 月 1 日現在



(単位：人)

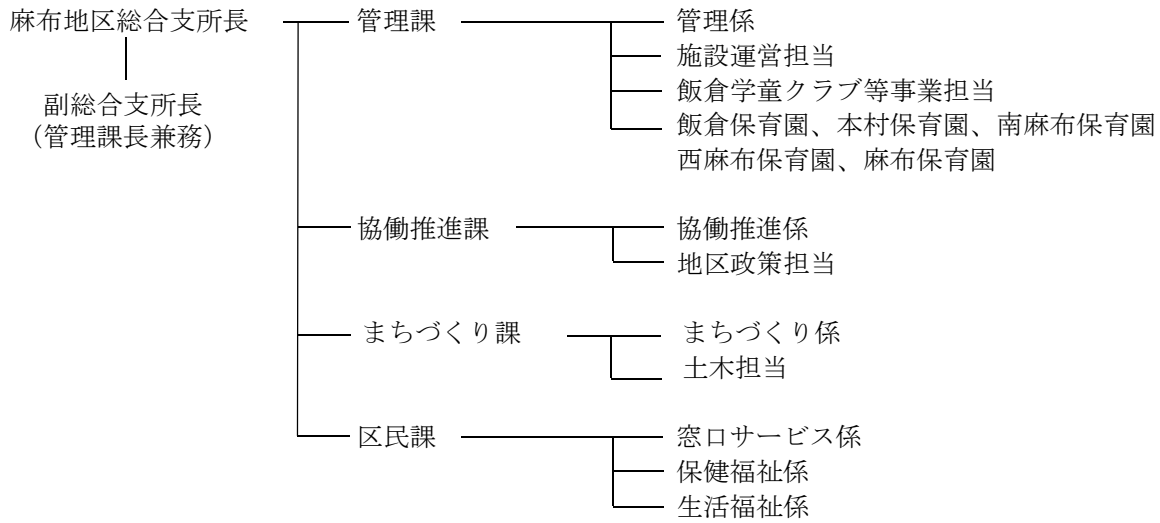
課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管 理 課	管 理 係	1	1	1	5
	施 設 運 営 担 当			1	
	芝 保 育 園			4	27
	芝 公 園 保 育 園			3	23
	課 計	1	1	9	55
協 働 推 進 課	協 働 推 進 係		1	1	10
	地 区 政 策 担 当			1	
	課 計		1	2	10
ま ち づ くり 課	ま ち づ くり 係		1	1	19
	土 木 担 当			2	
	課 計		1	3	19
区 民 課	窓 口 サ ー ビ ス 係			2	26
	保 健 福 祉 係			4	9
	生 活 福 祉 係			2	5
	窓 口 調 整 係		1	2	4
	個 人 番 号 カ ー ド 交 付 推 進 担 当			1	
	相 談 担 当			1	
	証 明 交 付 担 当			1	
	戸 籍 係			2	12
課 計		1	15	56	
生 活 福 祉 担 当			1		
総 合 支 所 合 計	175	1	5	29	140

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

麻布地区総合支所

平成 30 年 4 月 1 日現在



(単位：人)

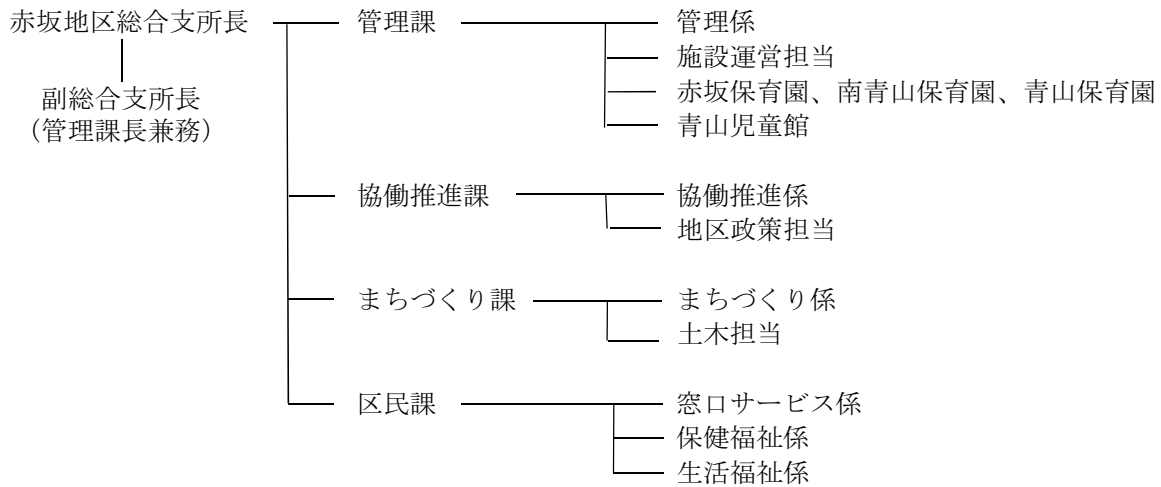
課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管 理 課	管 理 係	1	1	1	9
	施 設 運 営 担 当			1	
	飯倉学童クラブ等事業担当			3	3
	飯 倉 保 育 園			4	20
	本 村 保 育 園			3	22
	南 麻 布 保 育 園			2	19
	西 麻 布 保 育 園			2	22
	麻 布 保 育 園			4	22
	課 計	1	1	20	117
協 働 推 進 課	協 働 推 進 係		1	1	10
	地 区 政 策 担 当			1	
	課 計		1	2	10
ま ち づ くり 課	ま ち づ くり 係		1	1	16
	土 木 担 当			2	
	課 計		1	3	16
区 民 課	窓 口 サ ー ビ ス 係		1	2	15
	保 健 福 祉 係			4	9
	生 活 福 祉 係			1	4
	課 計		1	7	28
総 合 支 所 合 計	208	1	4	32	171

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

赤坂地区総合支所

平成 30 年 4 月 1 日現在



(単位：人)

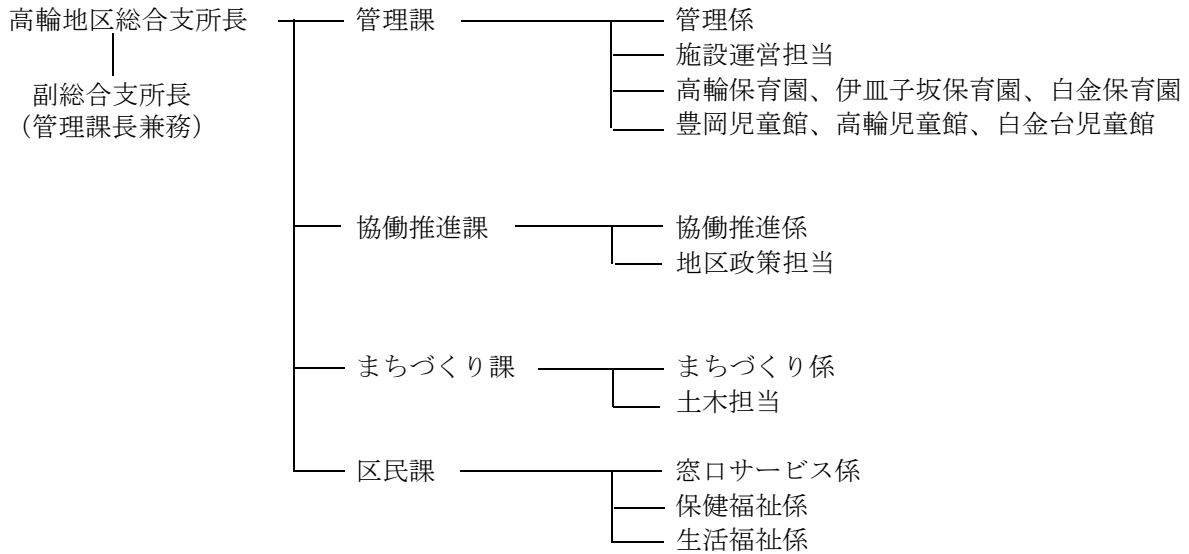
課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管理課	管理係	1	1	1	4
	施設運営担当			1	
	赤坂保育園			3	16
	南青山保育園			3	22
	青山保育園			3	15
	青山児童館			3	4
	課計	1	1	13	62
協働推進課	協働推進係		1	1	10
	地区政策担当			1	
	課計		1	2	10
まちづくり課	まちづくり係		1	1	14
	土木担当			2	
	課計		1	3	14
区民課	窓口サービス係		1	3	9
	保健福祉係			4	7
	生活福祉係			1	4
	課計		1	8	20
総合支所合計	137	1	4	27	105

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

高輪地区総合支所

平成 30 年 4 月 1 日現在



(単位：人)

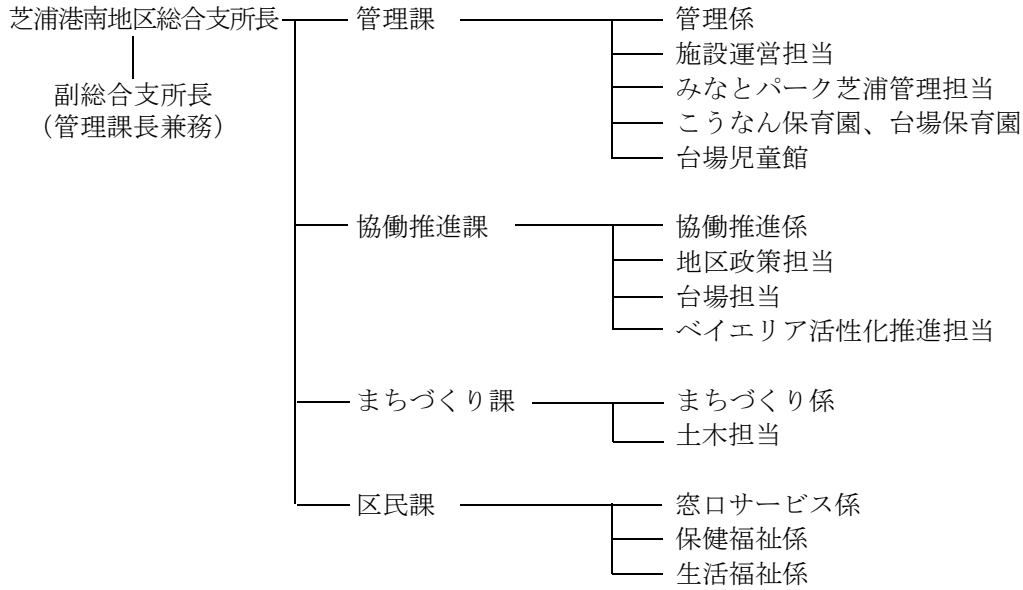
課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管 理 課	管 理 係	1	1	2	7
	施 設 運 営 担 当			1	
	高 輪 保 育 園			3	23
	伊 皿 子 坂 保 育 園			5	21
	白 金 保 育 園			4	16
	豊 岡 児 童 館			3	5
	高 輪 児 童 館			3	4
	白 金 台 児 童 館			2	6
	課 計	1	1	23	82
協 働 推 進 課	協 働 推 進 係		1	1	10
	地 区 政 策 担 当			1	
	課 計		1	2	10
ま ち づ ぐ り 課	ま ち づ ぐ り 係		1	1	13
	土 木 担 当			2	
	課 計		1	3	13
区 民 課	窓 口 サ ー ビ ス 係		1	2	14
	保 健 福 祉 係			4	11
	生 活 福 祉 係			2	6
	課 計		1	8	31
総 合 支 所 合 計	178	1	4	36	136

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

芝浦港南地区総合支所

平成 30 年 4 月 1 日現在



(単位：人)

課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管理課	管理係	1	1	1	8
	施設運営担当			1	
	みなとパーク芝浦管理担当			1	
	こうなん保育園			3	25
	台場保育園			3	21
	台場児童館			2	8
	課計	1	1	11	62
協働推進課	協働推進係		1	1	10
	地区政策担当			1	
	台場担当			1	
	バイエリア活性化推進担当			1	
	課計		1	4	10
まちづくり課	まちづくり係		1	1	14
	土木担当			2	
	課計		1	3	14
区民課	窓口サービス係		1	3	15
	保健福祉係			3	13
	生活福祉係			1	5
	課計		1	7	33
総合支所合計	149	1	4	25	119

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

各総合支所の主な事務

平成 30 年 4 月 1 日現在

管理課

管 理 係	総合支所の予算及び決算 総合支所の調整及び管理運営 職員のサービス及び福利厚生 職員の研修及び育成 文書類の收受、配布、発送及び保存 庁内管理及び庁舎の維持管理(芝地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所を除く。) 区民センター(芝地区総合支所を除く。)及び台場コミュニティふらざ(芝浦港南地区総合支所に限る。)の維持管理 その他施設に関すること 人権問題 同和問題 情報公開 自己情報開示等請求に係る相談 区政資料の収集及び提供(芝地区総合支所を除く。) 区が発行する有償刊行物の販売(芝地区総合支所を除く。) ふるさと納税に係る寄付金の受領 区民の意見、要望、陳情等 区民の声を広く聴くための事業の実施 総合支所間の連絡調整(芝地区総合支所に限る。) 総合支所協議会の運営(芝地区総合支所に限る。) 総合支所内他の課及び課内他の係等に属しないこと
施 設 運 営 担 当	区立保育園、児童館、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ等の施設計画 区立保育園及び港区保育室(芝五丁目保育室を除く。)の管理及び運営 児童館及び子ども中高生プラザの管理及び運営 放課後児童健全育成事業等の運営 いきいきプラザの管理及び運営 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ及び芝浦アイランドこども園の管理及び運営(芝浦港南地区総合支所に限る。)
飯倉学童クラブ等事業担当(麻布地区総合支所に限る。)	飯倉学童クラブ等の事業運営
みなとパーク芝浦管理担当(芝浦港南地区総合支所に限る。)	庁内管理及びみなとパーク芝浦の施設全体の維持管理等

協働推進課

協 働 推 進 係	地区の参画及び協働 地域振興 地域自治活動組織の育成 地域振興活動に必要な情報の収集及び提供 社会を明るくする運動 老人クラブの活動支援 防災知識の普及啓発 防災住民組織の育成 地域防災訓練 防災施設の整備に係る調整及び連絡 消防団 生活安全活動等の推進 防犯協会 環境美化の推進 環境の普及啓発 環境及び公害の苦情処理及び相談並びに公害関係法令に基づく指導 ごみの発生抑制、再利用及び再生利用の普及啓発及び支援 清掃協力会 青少年対策地区委員会 動物の愛護及び管理等 区民交通傷害保険 区民葬儀及び地域葬儀支援事業 商店街組織の育成指導 火災等の見舞金品等 区民向け住宅の案内 地区の政策 課内他の係等に属しないこと
地 区 政 策 担 当	地区の政策形成 区民及び特定非営利活動団体等との協働推進 区民参画の推進 地域文化の推進 地域情報の発信 地域の国際化に係る施策の推進 地域の観光資源の発掘、収集及び発信 地区教育会議の連絡調整
台 場 担 当(芝浦港南地区総合支所に限る。)	芝浦港南地区総合支所協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡調整 台場地域における住民要望の調整 台場コミュニティふらざの維持管理に係る連絡調整
ベイエリア活性化推進担当(芝浦港南地区総合支所に限る。)	地域の運河及び海辺に係る施策の推進 地域の運河及び海辺に係る関係団体との連絡調整 水辺空間活用推進会議

まちづくり課

<p>まちづくり係</p>	<p>住民参加のまちづくりの相談及び調整 交通対策の相談 特定地区の開発の調整 道路の通称名 樹木等の保護及び育成 緑化の普及及び啓発 土木施設の占用許可及び使用許可〔※1〕 屋外広告物の許可〔※2〕 土木施設内の放置物件及び屋外広告物の撤去等 自転車等駐車場の管理運営 自転車置場の管理 放置自転車対策 道路美化協力員の活動 空き地の管理の適正化 土木に関すること 課内他の担当に属しないこと</p> <p>※1・・・町会等以外の土木施設の占用許可及び使用許可は平成30年7月から土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>※2・・・平成30年7月から土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p>
<p>土木担当</p>	<p>土木施設の新設、改良及び維持管理 土木施設の新設、改良及び維持に係る受託工事 土木施設の災害復旧及び防災工事 道路掘削及び復旧工事の指導監督〔※〕 土木施設の自費工事等及び沿道掘削〔※〕 私道整備 細街路の拡幅工事 港湾の埋立工事 河川等の改良及び埋立工事 水防作業及び除雪作業 道路上のへい死犬猫 防犯灯の補助 まちづくり相談等に係る支援</p> <p>※・・・平成30年7月から土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p>

区民課

<p>窓口サービス係</p>	<p>住民基本台帳に係る届出の受付 住民基本台帳に係る証明等〔※〕 住民基本台帳に係る支援措置〔※〕 印鑑登録に係る届出の受付 印鑑登録に係る証明〔※〕 公的個人認証 証明書自動交付機の管理(麻布地区総合支所に限る。) 各総合支所の分掌する前記事務(住民基本台帳に係る届出の受付、印鑑登録に係る届出の受付及び公的個人認証)の調整〔☆〕 戸籍に係る届出の受付及び相談〔※〕 戸籍に係る証明等〔※〕 戸籍届出に係る証明等〔※〕 住民基本台帳法による通知〔☆〕 住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明〔※〕 特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の収納〔※〕 特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の納税及び課税の証明〔※〕 自動車臨時運行許可〔※〕 原動機付自転車等の登録及び廃車〔※〕 国民健康保険の資格の得喪、被保険者証の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付〔※〕 介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納〔※〕 国民年金の資格の得喪及び諸届の受付〔※〕 国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求〔※〕 後期高齢者医療の被保険者証の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付〔※〕 東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付〔※〕 転入学通知書の交付 埋火葬及び改葬の許可〔※〕 区民葬儀券の交付〔※〕 外国人の在留管理制度〔☆〕 外国人の住居地届出 特別永住者証明書 個人番号カードの交付等 課内他の係等に属しないこと〔※〕</p> <p>※・・・芝地区総合支所を除く。☆・・・芝地区総合支所に限る。</p>
<p>保健福祉係</p>	<p>高齢者、障害者、ひとり親家庭及び女性のサービス受付及び相談 児童、ひとり親家庭及び障害者に係る各種手当の申請受付 養護老人ホームの入所措置等 寿商品券等及び敬老事業 高齢者及び障害者の住宅 介護保険の要介護及び要支援の認定の申請受付 地域における高齢者の支援 子ども、ひとり親家庭及び難病の患者に係る医療費助成の申請受付 出産費用の助成の申請受付 育成医療、療育給付、養育医療及び小児慢性疾患医療費助成の申請受付 配偶者からの暴力に係る相談 子どものための教育・保育給付の支給認定 認可保育園等の入所 地域における子育て支援 成年後見審判の区長申立事業 障害者の介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の受付、交付等 地区保健活動 一般健康相談 母子及び乳幼児の健康相談 精神保健相談 狂犬病予防等 母子健康手帳の交付 妊婦の健康診断費用の申請受付 民生委員・児童委員</p>

生活福祉係	生活相談 被保護世帯の法外援護 被保護世帯に係る無料入浴券の支給 被保護世帯に係る都営交通無料乗車券の交付 被保護世帯に係るごみ袋の交付 旧軍人及び戦没者の遺族等の援護に係る相談及び申請書等の受付 路上生活者に対する援護及び自立支援事業等の実施(芝地区総合支所に限る。) 中国残留邦人等支援給付事務(芝地区総合支所に限る。)
窓口調整係 (芝地区総合支所に限る。)	住民基本台帳事務及び印鑑登録事務の計画及び調整 住居表示 住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ 住民基本台帳及び戸籍事務並びに印鑑登録事務の統計 課内他の係等に属しないこと
個人番号カード 交付推進担当 (芝地区総合支所に限る。)	個人番号カードの交付に係る事務の総合調整 証明書自動交付機及び多機能端末機に係るシステム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 印鑑登録システム 戸籍システム 公的個人認証システム 住民基本台帳閲覧システム 在留カード等管理システム 総合支所の分掌する前記各事務(個人番号カードの交付に係る事務の総合調整を除く。)の取りまとめ
相談担当 (芝地区総合支所に限る。)	特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の収納 自動車臨時運行許可 原動機付自転車等の登録及び廃車 国民健康保険の資格の得喪、被保険者証の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付 介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納 国民年金の資格の得喪及び諸届の受付 国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求 後期高齢者医療の被保険者証の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付 東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ
証明交付担当 (芝地区総合支所に限る。)	住民基本台帳に係る証明等 住民基本台帳に係る支援措置 印鑑登録に係る証明 証明書自動交付機の管理 戸籍に係る証明等 特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の納税及び課税の証明 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ 住民基本台帳の閲覧 住民基本台帳に係る証明及び戸籍に係る証明の郵送請求
戸籍係 (芝地区総合支所に限る。)	戸籍に係る届出の受付及び相談 戸籍届出に係る証明等 埋火葬及び改葬の許可 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ 戸籍台帳及び諸届書の管理 戸籍事務の計画及び連絡調整 戸籍事務に係る法令等の周知及び戸籍の研修計画 戸籍の附票の記載 人口動態調査 相続税法による通知 民事刑事事項名簿 区民葬儀券の交付

芝浦港南地区総合支所台場分室では、以下の業務を取り扱っています。

芝浦港南地区 総合支所 台場分室	芝浦港南地区総合支所協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡及び調整 台場地域における住民要望の調整 台場コミュニティぷらざの維持管理に係る連絡及び調整並びに当該施設内における対応 住民基本台帳に係る届出の受付、証明等 印鑑登録に係る届出の受付及び証明 外国人の在留管理制度に係る居住地変更 特別永住者証明書 出生届、死亡届及び死産届の受付 戸籍に係る証明等 特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の収納並びに納税及び課税の証明 原動機付自転車等の登録及び廃車 国民健康保険の資格の得喪、被保険者証の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付 介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納 国民年金の資格の得喪及び諸届の受付 国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求 後期高齢者医療の被保険者証の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付 東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付 転入学通知書の交付 埋火葬及び改葬の許可 区民葬儀券の交付 児童手当 子ども医療費助成 母子健康手帳の交付 など
------------------------	---

総合支所関係施設一覧

※敷地面積は併設施設を含む

※構造 R C 鉄筋コンクリート

S R C 鉄骨鉄筋コンクリート

S 鉄骨

総合支所

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地・電話	竣工年月	敷地面積	建物の構造・延床面積	備考
芝地区総合支所	芝公園 1-5-25 Tel (3578)3111	昭和 62. 2	4, 599. 69m ²	S R C造地下3階地上11階建 29, 433. 51m ²	港区役所(行政棟)内 (地下1階、1・2階の一部)
麻布地区総合支所	六本木 5-16-45 Tel (3583)4151	昭和 61. 11	2, 636. 36m ²	S R C造地下1階地上3階建 6, 317. 00m ²	区民センター・災害 対策職員住宅等併設
赤坂地区総合支所	赤坂 4-18-13 Tel (5413)7011	平成 7. 12	2, 747. 00m ²	S R C造一部R C/S造 地下2階地上16階建 19, 251. 00m ²	区民センター・区立 住宅・健康増進セン ター等併設
高輪地区総合支所	高輪 1-16-25 Tel (5421)7611	平成 7. 2	3, 832. 83m ²	S R C造地下3階地上18階建 20, 485. 86m ²	区民センター・区立 住宅・図書館等併設
芝浦港南地区 総合支所	芝浦 1-16-1 Tel (3456)4151	平成 26. 10	20, 179. 06m ²	S造一部S R C造、R C造 地下1階地上8階建 50, 724. 90m ²	消費者センター・介 護予防総合センタ ー・男女平等参画セ ンター・港区スポー ツセンター・しばう ら保育園分園併設
台場分室	台場 1-5-1 Tel (5500)2365	平成 8. 2	18, 472. 51m ² (五番街全体)	S R C造一部R C造 地下1階地上13階建 5, 387. 24m ²	区民センター・保育 園・児童館等併設 (UR住宅内設置)

区民センター

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地・電話	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
麻布区民センター	六本木 5-16-45 Tel (3583)5487	昭和 61. 11	公益財団法人 港区スポーツ ふれあい文化	S R C造地下1階地上3階建 1, 416. 00m ²	麻布地区総合支所内
赤坂 "	赤坂 4-18-13 Tel (5413)2711	平成 7. 12	健康財団 (H26. 4. 1～ 31. 3. 31 : 5年 間)	S R C造一部R C/S造 地下2階地上16階建 4, 046. 77m ²	赤坂地区総合支所内
高輪 "	高輪 1-16-25 Tel (5421)7616	平成 7. 2	社会福祉法人 奉優会 (H26. 4. 1～ 31. 3. 31 : 5年 間)	S R C造地下3階地上18階建 6, 428. 20m ²	高輪地区総合支所内

施設名	所在地・電話	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1 Tel (3769)8864	昭和 63.6	公益財団法人 港区スポーツ ふれあい文化 健康財団 (H26.4.1～ 31.3.31:5年 間)	R C造地下1階地上24階建 2,020.50m ² (2,815.45m ²)	
台場 "	台場 1-5-1 Tel (5500)2355	平成 8.2		S R C造一部R C造 地下1階地上13階建 2,202.19m ²	台場分室内

いきいきプラザ

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設 年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 ・延床面積 (敷地面積)	備考
芝	三田いきいき プラザ	芝 4-1-17 Tel (3452)9421	昭和 38.10.15	平成 7.7	百葉の会・東急コ ミュニティー共同事業 体 (H29.4.1～34.3.31 :5年間)	R C造地下1階地上 3階建 1,527.65m ² (274.57m ²)	災害対策住宅併設
	神明 "	浜松町 1-6-7 Tel (3436)2500	平成 24.9.1	平成 24.7		S R C造地下1階地 上8階建 6,085.36m ² (2,427.97m ²)	保育園・子ども中 高生プラザ併設
	虎ノ門 " (とらトピア)	虎ノ門 1-21-10 Tel (3539)2941	平成 19.6.1	平成 19.4		R C造地下1階地上 21階建 1,261.74m ² (745.26m ²)	高齢者在宅サー ビスセンター併設 (グランスイート 虎ノ門内区分所 有)
麻布	南麻布 "	南麻布 1-5-26 Tel (5232)9671	平成 3.3.18	平成 2.3	セントラルスポーツ 株式会社 (H28.4.1～33.3.31 :5年間)	S R C造地下1階地 上3階建 (一部RC) 2,051.85m ² (1,766.14m ²)	高齢者在宅サー ビスセンター・高 齢者相談センター併 設
	ありす "	南麻布 4-6-7 Tel (3444)3656	平成 26.9.1	平成 26.5		R C造4階建 (一部 S) 2,138.65m ² (3,922.32m ²)	保育園・子ども中 高生プラザ併設
	麻布 "	元麻布 3-9-11 Tel (3408)7888	昭和 39.11.1	平成 17.4		S造プレハブ2階建 343.44m ² (1,693.75m ²)	仮設 (改築工事のため)
	西麻布 "	西麻布 2-13-3 Tel (3486)9166	昭和 58.2.23	平成 26.9		S R C造地下1階地 上7階建 (一部RC・S) 2,116.91m ² (1,579.46m ²)	保育園・子育てひ ろば・災害対策住 宅等併設
	飯倉 "	東麻布 2-16-11 Tel (3583)6366	昭和 44.4.1	平成 12.5		S造2階建 646.92m ² (566.15m ²)	

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
赤坂	赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8 Tel (3583)1207	昭和 48. 4. 1	昭和 48. 3	株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体 (H28. 4. 1～33. 3. 31 : 5年間)	R C造3階建 848. 70m ² (503. 09m ²)	障害者グループホーム併設
	青山 "	南青山 2-16-5 Tel (3403)2011	昭和 58. 1. 19	昭和 57. 11		S R C造地下2階 地上2階建 2, 471. 33m ² (1, 152. 45m ²)	
	青南 "	南青山 4-10-1 Tel (3423)4920	昭和 58. 2. 9	昭和 58. 1		R C造2階建 654. 98m ² (499. 48m ²)	
高輪	豊岡 "	三田 5-7-7 Tel (3453)1591	昭和 55. 9. 20	昭和 55. 7	社会福祉法人奉優会 (H28. 4. 1～33. 3. 31 : 5年間)	R C造地下1階 地上4階建 1, 021. 24m ² (-)	児童館内
	高輪 "	高輪 3-18-15 Tel (3449)1643	昭和 48. 8. 20	平成 22. 12		R C造一部S造 地下1階地上3階建 565. 54m ² (-)	保育園内
	白金 "	白金 3-10-12 Tel (3441)3680	昭和 37. 6. 1	平成 4. 5		R C造地下1階 地上3階建 1, 098. 47m ² (-)	保育園内
	白金台 "	白金台 4-8-5 Tel (3440)4627	昭和 55. 12. 10	平成 2. 2		S R C造地下2階 地上4階建 2, 982. 52m ² (-)	児童館内
芝浦 港南	港南 " (ゆとりーむ)	港南 4-2-1 Tel (3450)9915	平成 14. 4. 1	平成 13. 10	株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体 (H26. 4. 1～31. 3. 31 : 5年間)	R C造1階建 1, 254. 05 m ² (こうなん保育園に記載)	(都営住宅内設置)

児童高齢者交流プラザ

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ (あいぷら)	芝浦 4-20-1 Tel (5443)7338	平成 19. 4. 1	平成 19. 3	公益財団法人東京YMCA (H29. 4. 1～34. 3. 31 : 5年間)	S R C造地下1階 地上4階建 1, 928. 30 m ² (-)	こども園内

児童館・学童クラブ

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物の構造・延床面積	備考
麻布	飯倉学童クラブ	東麻布 1-21-2 Tel (3583)6355	平成 19. 4. 1	平成 19. 2	—	S造一部S R C造 地下1階地上5階建 738. 65m ²	保育園内

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物の構造・延床面積	備考
麻布	東麻布学童クラブ	東麻布 2-1-1 Tel (3568)1042	平成 25. 4. 1	昭和 42. 3	—	R C造一部S造4階建 396. 68㎡	旧飯倉小学校内
	南麻布 "	南麻布 2-11-10 Tel (6809)5291	平成 27. 4. 1	平成 5. 10	—	S R C造地下1階地上8階建 588. 66㎡	0J ビル内
赤坂	青山児童館	北青山 3-3-16 Tel (3404)5874	昭和 41. 4. 1	昭和 41. 2	342. 94㎡	R C造3階建 601. 75㎡	
高輪	豊岡 "	三田 5-7-7 Tel (3453)1592	昭和 55. 9. 20	昭和 55. 7	615. 36㎡	R C造地下1階地上4階建 585. 91㎡	いきいきプラザ併設
	高輪 "	高輪 3-18-15 Tel (3449)1642	昭和 48. 8. 20	平成 22. 12	—	R C造一部S造地下1階地上3階建 930. 52㎡	保育園内
	白金台 "	白金台 4-8-5 Tel (3444)1899	平成 2. 2. 20	平成 2. 2	1, 323. 08㎡	S R C造地下2階地上4階建 981. 72㎡	いきいきプラザ併設
	桂坂学童クラブ	高輪 2-12-24 Tel (6455)7973	平成 27. 4. 1	平成 3. 10	—	R C造地下1階地上5階建 996. 62㎡	高輪桂坂ビル内
	三光 "	白金 3-18-2 Tel (3441)5273	平成 27. 4. 1	平成 2. 2	—	R C造地下1階地上5階建 771. 50㎡	旧三光小学校内
	白金台 "	白金台 4-6-2 Tel (6450)4014	平成 30. 4. 1	昭和 13. 10	—	S R C造地下1階地上6階塔屋4階建 326. 62㎡	ゆかしの杜内
芝浦港南	台場児童館	台場 1-5-1 Tel (5500)2363	平成 8. 4. 1	平成 8. 2	—	S R C造一部R C造地下1階地上13階建 752. 39㎡	台場分室内
	芝浦学童クラブ	芝浦 4-12-28 Tel (5439)5680	平成 26. 4. 1	昭和 63. 1	—	S R C造地下1階地上8階建 1, 475. 27㎡	芝浦中島ビル内
	五色橋 "	海岸 3-5-13 Tel (6435)2745	平成 29. 9. 1	昭和 61. 4	—	S R C造地上8階建 1, 093. 19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝	神明子ども中高生プラザ	浜松町 1-6-7 Tel (5733)5199	平成 24. 9. 1	平成 24. 7	株式会社日本保育サービス (H29. 4. 1～34. 3. 31 : 5年間)	S R C造地下1階地上8階建 1, 325. 16㎡	いきいきプラザ内
麻布	麻布 "	南麻布 4-6-7 Tel (5447)0611	平成 26. 9. 1	平成 26. 5	公益財団法人児童育成協会 (H26. 9. 1～32. 3. 31 : 5年7か月間)	R C造一部S造地上4階建 1, 637. 03㎡	ありすいきいきプラザ内

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物構造・延床面積 (敷地面積)	備考
赤坂	赤坂子ども 中高生 プラザ (プラザ赤坂 なんでも)	赤坂 6-6-14 Tel (5561)7830	平成 15. 4. 1	平成 15. 2	社会福祉法人 東京聖労院 (H28. 4. 1～33. 3. 31 : 5年間)	R C造地下1階地上4階建 1,769.05㎡	特別養護老人 ホームサン・ サン赤坂内
高輪	高輪 〃 (TAP)	高輪 1-4-35 Tel (3443)1555	平成 23. 12. 1	平成 23. 10	一般財団法人 本所賀川 記念館 (H28. 4. 1～33. 3. 31 : 5年間)	S造一部R C造地上4階建 3,297.12㎡ (2,704.82㎡)	高輪図書館分室 併設
芝浦 港南	港南 〃 (プラリハ)	港南 4-3-7 Tel (3450)9576	平成 18. 4. 1	平成 24. 10	本所賀川記念館・太平ビ ルサービス共同事業体 (H30. 4. 1～35. 3. 31 : 5年間)	R C造一部S造地上3階建 3,985.43㎡ (4,788.28㎡)	たかひま保育園 併設

児童高齢者交流プラザ（再掲）

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・ 延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プ ラザ (あいぷら)	芝浦 4-20-1 Tel (5443)7338	平成 19. 4. 1	平成 19. 3	公益財団法人 東京 YMCA (H29. 4. 1～34. 3. 31 : 5年間)	S R C造地下1階 地上4階建 1,928.30㎡ (—)	こども園内

保育園

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・ 延床面積	備考
芝	芝保育園	芝 5-18-1-101 Tel (3455)4669	昭和 47. 7. 1	昭和 48. 3	3,333.26㎡	R C造14階建 1,123.49㎡	みなと子育て応援プラザ Pokke 併設 (都営住宅内設置)
	芝公園 〃	芝公園 2-7-3 Tel (3438)0435	昭和 54. 4. 1	平成 26. 3	1,470.69㎡	S造3階建 2,287.01㎡	
	神明 〃 ※指定管理者導 入施設 指定管理者：株 式会社日本保育 サービス (H29. 4. 1～39. 3. 31 : 10年間)	浜松町 1-6-7 Tel (5733)6822	平成 24. 9. 1	平成 24. 7	—	S R C造地下1階地 上8階建 2,496.72㎡	いきいきプラザ内
麻布	飯倉 〃	東麻布 1-21-2 Tel (3583)1786	昭和 39. 4. 1	平成 19. 2	570.74㎡	S造一部S R C造 地下1階地上5階建 1,182.00㎡	学童クラブ併設
	本村 〃	南麻布 4-6-7 Tel (3444)2385	昭和 52. 4. 1	平成 26. 5	—	R C造一部S造4階 建 1,196.33㎡	ありすいきいきプラザ 内
	南麻布 〃	南麻布 4-2-29-101 Tel (3442)8068	昭和 42. 12. 1	昭和 42. 11	1,278.49㎡	R C造4階建 722.45㎡	(都営住宅内設置)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
麻布	西麻布保育園	西麻布 2-13-3 Tel (3409)4924	昭和 46. 10. 1	平成 26. 9	—	S R C造地下1階地上7階建 (一部RC・S) 2, 161. 14㎡	いきいきプラザ内
	麻布 "	六本木 5-16-46 Tel (5545)7135	昭和 26. 11. 6	平成 26. 10	1, 969. 41㎡	R C造3階建 1, 856. 40㎡	
	東麻布 " ※指定管理者導入施設 指定管理者：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (H29. 4. 1～39. 3. 31：10年間)	東麻布 2-1-1 Tel (3584)3811	平成 29. 4. 1	昭和 42. 6	—	R C造一部S造4階建 1383. 55㎡	旧飯倉小学校内
赤坂	赤坂 "	赤坂 5-5-26-101 Tel (3583)2155	昭和 53. 10. 1	昭和 54. 4	3, 357. 67㎡	S R C造9階建 792. 56㎡	(都営住宅内設置)
	南青山 "	南青山 1-3-15 Tel (3401)1650	昭和 46. 2. 1	平成 19. 3	6, 784. 48㎡ (青山一丁目スクエア全体)	R C造地下2階地上14階建 1, 100. 00㎡	(都営住宅内設置)
	青山 "	北青山 3-4-14-101 Tel (3401)1723	昭和 37. 12. 1	昭和 37. 11	1, 815. 31㎡	R C造地下1階地上4階建 1, 189. 11㎡	(都営住宅内設置)
高輪	高輪 "	高輪 3-18-15 Tel (3449)1641	昭和 48. 9. 1	平成 22. 12	1, 348. 03㎡	R C造一部S造地下1階地上3階建 1, 384. 30㎡	児童館・いきいきプラザ併設
	伊皿子坂 "	三田 4-19-30 Tel (3444)7601	平成 25. 9. 1	平成 25. 7	1, 118. 04㎡	R C造3階建 1, 664. 82㎡	志田町保育園 (平成25年8月31日まで) から移転
	白金 "	白金 3-10-12 Tel (3441)5076	昭和 36. 4. 1	平成 4. 5	1, 133. 84㎡	R C造地下1階地上3階建 1, 320. 35㎡	みなと保育サポート・いきいきプラザ併設
芝浦 港南	こうなん "	港南 4-2-3-101 Tel (3450)3800	平成 14. 4. 1	平成 13. 10	2, 040. 33㎡	R C造一部S R C造6階建 1, 185. 33㎡	(都営住宅内設置)
	台場 "	台場 1-5-1 Tel (5500)2360	平成 8. 4. 1	平成 8. 2	—	S R C造一部R C造地下1階地上13階建 1, 237. 10㎡	台場分室内
	たかはま " ※指定管理者導入施設 指定管理者：株式会社 日本保育サービス (H30. 4. 1～40. 3. 31：10年間)	港南 4-3-7 Tel (5781)0255	平成 24. 12. 1	平成 24. 10	—	R C造一部S造地上3階建 2, 414. 82㎡	港南子ども中高生プラザ内
	しばうら " ※指定管理者導入施設 指定管理者：ShoPro-Taihei 共同事業グループ (H27. 10. 1～37. 3. 31：9年6か月間)	芝浦 3-1-16 Tel (5232)1130	平成 27. 10. 1	平成 27. 8	3, 036. 32㎡	R C造一部S造地上6階建 5, 944. 99㎡	子育てひろば あっぴい芝浦併設

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦港南	しばうら保育園分園 ※指定管理者導入施設 指定管理者：ShoPro-Taihei 共同事業グループ（H29.4.1～37.3.31:8年間）	芝浦 1-16-1 Tel (6453)6346	平成 29.4.1	平成 29.2	—	S造一部SRC造、RC造 地下1階地上8階建 324.7m ²	みなとパーク芝浦内

認定こども園

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦アイランドこども園	芝浦 4-20-1 Tel (5443)7337	平成 19.4.1	平成 19.3	公益財団法人 東京YMCA (H29.4.1～39.3.31 :10年間)	SRC造地下1階 地上4階建 1,832.90m ² (1,800.00m ²)	児童高齢者交流プラザ併設

港区保育室

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
芝	愛宕保育室	愛宕 1-7-5 Tel (3433)2671	平成 25.10.1	653.74m ²	593.45m ²	
	芝公園二丁目 "	芝公園 2-12-10 Tel (3436)6611	平成 30.4.1	578.74m ²	735.72m ²	
麻布	南麻布三丁目 "	南麻布 3-5-15 Tel (3443)5711	平成 27.4.1	1,107.28m ²	709.10m ²	旧本村保育園内
赤坂	青南 "	南青山 4-19-18 Tel (5770)3933	平成 22.4.1	1,179.37m ²	997.92m ²	
	第二青南 "	南青山 4-19-5 Tel (5770)5366	平成 27.8.1	922.22m ²	994.68m ²	
高輪	志田町 "	白金 1-11-6 Tel (6277)2582	平成 26.4.1	1,744.51m ²	928.63m ²	
	桂坂 "	高輪 3-19-36 Tel (5475)6646	平成 23.5.1	3,160.27m ²	2,201.27m ²	

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
芝浦港南	たまち保育室	芝浦 3-4-1 グランパークプラザ棟 2階 TEL (5484) 6088	平成 22. 6. 1	—	819. 88㎡	
	港南四丁目 "	港南 4-2-4 TEL (5796) 8863	平成 25. 4. 1	—	299. 70㎡	都営住宅内
	五色橋 "	海岸 3-5-13 五色橋ビル 1階 TEL (6435) 3201	平成 29. 9. 1	—	663㎡	
	芝浦橋 "	芝浦 4-6-8 田町ファーストビル 2階 TEL (6865) 1004	平成 25. 12. 1	—	1, 501. 45㎡	

各総合支所課別事業別決算（平成 29 年度）

芝地区総合支所 管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,011,700,585
総務費					44,561,152
総務管理費					44,561,152
一般管理費					
芝地区芝 de Meet The Art					2,988,252
芝地区地域ふれあい事業					8,359,400
芝地区区民協働スペース管理運営					28,798,334
芝地区区関係団体交流					184,800
芝地区見舞金等支給					60,000
広報費					
芝地区区長と区政を語る会					22,936
支所費					
芝管理課運営					3,917,109
防災対策費					
災対芝地区本部					230,321
民生費					967,139,433
社会福祉費					373,953,176
社会福祉施設費					
芝地区いきいきプラザ（3館）管理運営					373,953,176
児童福祉費					593,186,257
児童福祉総務費					
芝地区放課GO→クラブ					111,065,984
芝地区保育園地域開放					119,014
神明子ども中高生プラザ管理運営					118,909,745
児童福祉施設費					
芝地区区立保育園（2園）維持管理					74,508,908
神明保育園管理運営					280,001,277
芝地区区立保育園（2園）事業					8,581,329

芝地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					851,580,542
総務費					234,117,270
総務管理費					234,117,270
一般管理費					
芝地区生活安全活動推進事業					10,270,700
青色防犯パトロール					141,753,024
芝地区生活安全・環境美化活動推進事業					5,859,996
芝地区発・新虎ディショナルプラン					2,989,980
芝地区もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議					1,029,003
芝地区掲示板管理					3,389,029
芝地区歴史・文化の発信					764,640
芝地区地域をつなぐ!交流の場づくりプロジェクト					13,000,000
芝地区町会等活動支援					17,220,531
芝地区ご近所イノベーション学校					3,300,000
芝地区地区組織活動助成					78,408
芝地区芝・ネイチャー大大学校					5,089,434
芝地区区民参画組織運営					1,717,796
区民交通傷害保険					572,299
広報費					6,240,726
芝地区地域情報の発信					
企画調査費					6,986,844
芝地区港区基本計画(地区版計画書)改定					
支所費					2,361,897
芝協働推進課運営					
防災対策費					6,394,435
芝地区地域防災力向上					
芝地区総合防災訓練					1,956,609
芝地区×企業芝の防災底力向上プロジェクト					3,141,919
環境清掃費					46,815,960
環境費					40,560,970
環境総務費					
芝地区みなとタバコルール推進					33,950,291
芝地区環境美化啓発					3,174,714
芝地区保護樹木・樹林助成					1,089,520
芝地区緑化普及啓発					2,346,445
公害対策費					0
芝地区公害防止指導					
芝地区環境改善					0
清掃費					6,254,990
リサイクル推進費					6,254,990
芝地区リサイクル団体助成					
民生費					7,437,328
社会福祉費					7,437,328
社会福祉総務費					
芝地区高齢者の買い物支援					2,399,328
老人福祉費					4,858,000
芝地区老人クラブ助成					
応急救助費					180,000
芝地区災害見舞金					
衛生費					86,298
保健衛生費					86,298
環境衛生費					0
芝地区衛生害虫等防除対策					
芝地区動物相談・指導					86,298

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
			土木費		563,123,686
			土木管理費		4,921,134
			土木総務費	芝地区彫刻維持管理	2,192,260
				芝地区放置自転車対策	1,050,624
				芝地区土木車両管理	1,609,982
				芝地区土木資材置場等維持管理	68,268
			道路橋りょう費		385,366,082
			道路橋りょう総務費	芝地区道路占用許可	9,338,868
			道路維持費	芝地区道路清掃	71,837,394
				芝地区動物死体処理	54,000
				芝地区公衆便所維持管理	12,648,527
				芝地区歩道段差改修	0
				芝地区道路・側溝等維持管理	196,327,104
				新橋駅西口広場維持管理	1,083,811
				芝地区街路灯維持管理	57,604,062
				芝地区交通安全施設維持管理	13,496,594
				芝地区自転車利用環境整備推進	5,955,487
				橋りょう維持費	芝地区橋りょう維持管理
			受託事業費	芝地区掘さく道路復旧	1,083,542
			私道等整備費	芝地区私道整備	595,533
				芝地区防犯灯設置助成	0
			河川費		3,734,428
			河川総務費	芝地区水害予防措置	124,674
				芝地区河川等維持管理	3,332,227
			排水場費	芝地区排水場維持管理	277,527
			公園費		168,972,042
			公園管理費	芝地区公園維持管理	12,032,231
				芝地区公園管理運営	126,391,652
			児童遊園管理費	芝地区児童遊園等維持管理	4,134,159
				芝地区児童遊園管理運営	26,414,000
			都市計画費		130,000
			都市整備費	芝地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	130,000

芝地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					438,240,102
総務費					433,776,733
総務管理費					8,412,683
住居表示費					4,532,046
住居表示協議会					0
支所費					3,880,637
芝区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					425,364,050
戸籍事務費					2,333,495
芝地区戸籍事務					
戸籍システム					37,403,639
住民基本台帳費					239,820,720
芝地区住民記録事務					
証明書自動交付事務					61,701,848
通知カード・個人番号カード交付事務					83,837,379
外国人住民管理費					266,969
中長期在留者住居地届出等事務					
民生費					4,210,743
社会福祉費					2,255,313
社会福祉総務費					88,578
芝地区救急情報の活用支援事業					
芝地区成年後見審判申立事業					947,525
老人福祉費					543,096
芝地区高齢者セーフティネットワーク					
芝地区老人福祉法施行等事務					399,935
芝地区高齢者世帯民間住宅あっせん					0
芝地区養護老人ホーム等入所措置					0
障害者福祉費					276,179
芝地区障害者福祉事務					
児童福祉費					1,911,929
児童福祉総務費					1,708,746
未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～					
芝地区児童手当等事務					82,657
芝地区保育所入所事務					120,526
国民年金費					43,501
基礎年金事務費					43,501
芝地区国民年金事務					
衛生費					252,626
保健衛生費					252,626
保健衛生総務費					241,128
芝地区地域保健活動					
環境衛生費					11,498
芝地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					251,834
総務費					251,834
総務管理費					251,834
一般管理費					251,834
芝地区国民健康保険事業運営					

芝地区総合支所 生活福祉担当

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					788,738
民生費					788,738
生活保護費					788,738
生活保護総務費				芝地区生活保護施行事務	79,896
				芝地区生活保護医療扶助施行事務	93,377
				路上生活者自立支援	615,465

麻布地区総合支所 管理課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,428,354,121
総務費					150,617,744
総務管理費					111,479,497
一般管理費					
麻布地区麻布フェスタ					6,535,868
麻布地区地方交流事業					3,140,376
麻布地区区関係団体交流					276,400
麻布地区見舞金等支給					70,000
麻布地区区民協働スペース管理運営					29,195,748
麻布地区(仮称)六本木区民協働スペース開設準備					3,729,207
広報費					
麻布地区区長と区政を語る会					30,288
支所費					
麻布地区総合支所維持管理					63,930,857
麻布管理課運営					3,983,477
防災対策費					
災対麻布地区本部					587,276
区民施設費					39,138,247
区民施設管理費					
麻布区民センター管理運営					39,138,247
民生費					1,277,736,377
社会福祉費					464,265,854
社会福祉施設費					
麻布地区いきいきプラザ(5館)管理運営					452,688,254
社会福祉施設建設費					
麻布いきいきプラザ等改築					11,577,600
児童福祉費					813,470,523
児童福祉総務費					
麻布地区放課G.O.クラブ					164,432,608
麻布地区保育園地域開放					139,347
児童福祉施設費					
麻布地区学童クラブ					2,733,384
麻布地区おもちゃライブラリー					491,879
麻布地区区立保育園(5園)維持管理					118,019,570
麻布地区区立保育園(5園)事業					15,491,465
麻布子ども中高生プラザ管理運営					98,747,934
東麻布保育園管理運営					288,014,320
児童福祉施設建設費					
(仮称)元麻布保育園整備					125,400,016

麻布地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					580,111,211
総務費					97,299,101
総務管理費					97,299,101
一般管理費					
麻布地区生活安全活動推進事業					20,461,400
麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業					368,532
麻布地区掲示板管理					4,972,029
麻布地区地区組織活動助成					90,180
麻布地区町会等活動支援					22,159,406
麻布地区あざぶ達人倶楽部事業					6,929,399
麻布地区麻布国際ふれあい事業					2,182,129
麻布地区麻布未来写真館					4,598,337
麻布地区麻布で“地域のちから”活性化事業					5,680,767
麻布地区六本木安全安心プロジェクト					3,207,681
麻布地区六本木地区安全安心まちづくり推進会議					2,916,000
広報費					8,311,949
麻布地区地域情報の発信					
企画調査費					7,192,076
麻布地区港区基本計画（地区版計画書）改定					
支所費					2,272,981
麻布協働推進課運営					
防災対策費					1,134,907
麻布地区地域防災力向上					
麻布地区総合防災訓練					2,121,328
麻布地区防災ネットワーク構築事業					2,700,000
環境清掃費					25,034,189
環境費					19,099,180
環境総務費					
麻布地区保護樹木・樹林助成					1,323,780
麻布地区みなとタバコルール推進					14,098,055
麻布地区緑化普及啓発					2,255,848
麻布地区環境美化啓発					276,883
みんなでエコっとプロジェクト					1,089,486
公害対策費					39,857
麻布地区公害防止指導					
麻布地区環境改善					15,271
清掃費					5,935,009
清掃管理費					26,310
麻布地区清掃事業普及・啓発					
リサイクル推進費					5,908,699
麻布地区リサイクル団体助成					
民生費					3,622,000
社会福祉費					3,622,000
老人福祉費					2,922,000
麻布地区老人クラブ助成					
応急救助費					700,000
麻布地区災害見舞金					
衛生費					475,086
保健衛生費					475,086
環境衛生費					0
麻布地区衛生害虫等防除対策					
麻布地区動物相談・指導					475,086

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
			土木費		453,680,835
			土木管理費		2,666,716
			土木総務費	麻布地区彫刻維持管理	399,600
				麻布地区放置自転車対策	1,583,604
				麻布地区土木車両管理	618,421
				麻布地区土木資材置場等維持管理	65,091
			道路橋りょう費		225,994,768
			道路維持費	麻布地区道路清掃	21,349,665
				麻布地区動物死体処理	342,897
				麻布地区公衆便所維持管理	13,855,806
				麻布地区道路・側溝等維持管理	104,897,274
				麻布地区街路灯維持管理	60,307,848
				麻布地区交通安全施設維持管理	14,146,790
				麻布地区自転車利用環境整備推進	5,378,508
			橋りょう維持費	麻布地区橋りょう維持管理	1,191,428
			受託事業費	麻布地区掘さく道路復旧	253,800
			私道等整備費	麻布地区私道整備	3,985,200
				麻布地区防犯灯設置助成	285,552
			河川費		16,498,714
			河川総務費	麻布地区水害予防措置	192,456
				麻布地区河川等維持管理	16,306,258
			公園費		207,988,637
			公園管理費	麻布地区公園維持管理	35,519,910
				麻布地区公園管理運営	129,927,869
			児童遊園管理費	麻布地区児童遊園等維持管理	12,619,858
				麻布地区児童遊園管理運営	29,921,000
			都市計画費		532,000
			都市整備費	麻布地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	532,000

麻布地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					12,684,413
総務費					6,988,022
総務管理費					5,723,403
支所費					5,723,403
麻布区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					1,264,619
戸籍事務費					413,731
麻布地区戸籍事務					
住民基本台帳費					850,888
麻布地区住民記録事務					
民生費					5,313,459
社会福祉費					4,902,869
社会福祉総務費					664,800
麻布地区成年後見審判申立事業					
麻布地区高齢者単身世帯実態調査					84,758
麻布地区救急情報の活用支援事業					285,968
老人福祉費					38,000
麻布地区寿商品券贈呈					
麻布地区高齢者セーフティネットワーク					46,472
麻布地区地域サロン事業					3,369,600
麻布地区老人福祉法施行等事務					27,647
麻布地区高齢者世帯民間住宅あっせん					130,000
麻布地区養護老人ホーム等入所措置					95,000
障害者福祉費					160,624
麻布地区障害者福祉事務					
児童福祉費					160,981
児童福祉総務費					1,891
麻布地区児童手当等事務					
麻布地区保育所入所事務					159,090
生活保護費					206,108
生活保護総務費					174,387
麻布地区生活保護施行事務					
麻布地区生活保護医療扶助施行事務					31,721
国民年金費					43,501
基礎年金事務費					43,501
麻布地区国民年金事務					
衛生費					382,932
保健衛生費					382,932
保健衛生総務費					335,445
麻布地区地域保健活動					
環境衛生費					47,487
麻布地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					6,048
総務費					6,048
総務管理費					6,048
一般管理費					6,048
麻布地区国民健康保険事業運営					

赤坂地区総合支所 管理課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					944,420,611
総務費					265,215,740
総務管理費					213,132,776
一般管理費					359,600
赤坂地区区関係団体交流					55,000
赤坂地区見舞金等支給					44,181
広報費					207,385,681
赤坂地区総合支所維持管理					5,190,307
赤坂管理課運営					98,007
防災対策費					52,082,964
災対赤坂地区本部					52,082,964
区民施設費					52,082,964
区民施設管理費					赤坂区民センター管理運営
民生費					679,204,871
社会福祉費					198,029,036
社会福祉施設費					198,029,036
赤坂地区いきいきプラザ(3館)管理運営					481,175,835
児童福祉費					110,775,262
児童福祉総務費					82,162
赤坂地区放課GO→クラブ					363,771
赤坂地区保育園地域開放					6,336,598
赤坂地区学童クラブ					2,614,713
青山児童館維持管理					120,689,991
青山児童館事業					64,674,798
赤坂子ども中高生プラザ管理運営					9,116,100
赤坂地区区立保育園(3園)維持管理					166,522,440
赤坂地区区立保育園(3園)事業					
児童福祉施設建設費					
青山保育園等整備					

赤坂地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					492,418,938
総務費					83,171,731
総務管理費					83,171,731
一般管理費					
赤坂地区生活安全活動推進事業					17,636,900
赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会支援					76,585
赤坂地区看板バスターズ					2,472
赤坂地区赤坂・青山会議					77,760
赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業					532,454
赤坂地区掲示板管理					2,822,283
赤坂地区記念碑管理					54,756
赤坂地区町会等活動支援					12,179,454
赤坂地区地域デビューの集い					712,800
赤坂地区もっと知りたい赤坂・青山					2,402,433
赤坂地区地域情報国際化プロジェクト					540,471
赤坂地区赤坂親善大使メジャー化計画					2,492,278
赤坂地区赤坂・青山子ども中高生共育(ともいく)事業					6,477,696
赤坂地区赤坂・青山 SPORTS LIFE					5,795,226
赤坂地区広げよう交流の輪					6,072,070
赤坂地区赤坂・青山シニアファッションスタ					3,978,072
赤坂地区地区組織活動助成					77,024
広報費					
赤坂地区地域情報の発信					5,076,527
企画調査費					
赤坂地区港区基本計画(地区版計画書)改定					5,942,808
支所費					
赤坂協働推進課運営					2,745,526
防災対策費					
赤坂地区帰宅困難者対策					4,705,722
赤坂地区地域防災力向上					635,174
赤坂地区総合防災訓練					2,135,240
環境清掃費					38,367,260
環境費					33,768,642
環境総務費					
赤坂地区保護樹木・樹林助成					813,090
赤坂地区緑化普及啓発					724,015
赤坂地区みなとタバコルール推進					32,196,912
赤坂地区環境美化啓発					26,990
公害対策費					
赤坂地区環境改善					0
赤坂地区公害防止指導					7,635
清掃費					4,598,618
清掃管理費					
赤坂地区清掃事業普及・啓発					12,000
リサイクル推進費					
赤坂地区リサイクル団体助成					4,586,618
民生費					2,218,000
社会福祉費					2,218,000
老人福祉費					
赤坂地区老人クラブ助成					1,908,000
応急救助費					
赤坂地区災害見舞金					310,000
衛生費					235,990
保健衛生費					235,990
環境衛生費					
赤坂地区動物相談・指導					235,990

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
			土木費		368,425,957
			土木管理費		3,774,834
			土木総務費	赤坂地区彫刻維持管理	270,000
				赤坂地区放置自転車対策	527,796
				赤坂地区土木車両管理	2,304,000
				赤坂地区土木資材置場等維持管理	673,038
			道路橋りょう費		215,740,353
			道路維持費	赤坂地区道路清掃	27,823,919
				赤坂地区動物死体処理	245,374
				赤坂地区公衆便所維持管理	3,867,791
				赤坂地区道路・側溝等維持管理	98,747,427
				赤坂地区街路灯維持管理	62,100,436
				赤坂地区交通安全施設維持管理	5,877,176
				赤坂地区自転車利用環境整備推進	3,547,800
			受託事業費	赤坂地区掘さく道路復旧	605,479
				赤坂地区下水道施設工事	0
			私道等整備費	赤坂地区私道整備	12,924,951
				赤坂地区防犯灯設置助成	0
			河川費		67,834
			河川総務費	赤坂地区水害予防措置	67,834
			公園費		148,612,936
			公園管理費	赤坂地区公園維持管理	5,600,687
				赤坂地区公園管理運営	107,535,482
			児童遊園管理費	赤坂地区児童遊園等維持管理	11,314,149
				赤坂地区児童遊園管理運営	24,162,618
			都市計画費		230,000
			都市整備費	赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	230,000

赤坂地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					9,583,922
総務費					6,257,739
総務管理費					4,194,622
支所費					4,194,622
赤坂区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					2,063,117
戸籍事務費					360,832
赤坂地区戸籍事務					
住民基本台帳費					1,702,285
赤坂地区住民記録事務					
赤坂地区自動交付機保守					0
民生費					2,584,204
社会福祉費					2,188,102
社会福祉総務費					922,160
赤坂地区成年後見審判申立事業					
赤坂地区高齢者単身世帯実態調査					447,778
赤坂地区救急情報の活用支援事業					205,794
老人福祉費					19,595
赤坂地区老人福祉法施行等事務					
赤坂地区高齢者世帯民間住宅あっせん					0
赤坂地区養護老人ホーム等入所措置					0
赤坂地区寿商品券贈呈					9,624
赤坂地区高齢者セーフティネットワーク					59,922
赤坂地区高齢者ふれあいサロン事業					373,205
障害者福祉費					150,024
赤坂地区障害者福祉事務					
児童福祉費					67,664
児童福祉総務費					3,500
赤坂地区児童手当等事務					
赤坂地区保育所入所事務					64,164
生活保護費					284,937
生活保護総務費					213,130
赤坂地区生活保護施行事務					
赤坂地区生活保護医療扶助施行事務					71,807
国民年金費					43,501
基礎年金事務費					43,501
赤坂地区国民年金事務					
衛生費					741,979
保健衛生費					741,979
保健衛生総務費					238,647
赤坂地区地域保健活動					
よちよち子育て交流会					494,865
環境衛生費					8,467
赤坂地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					28,728
総務費					28,728
総務管理費					28,728
一般管理費					28,728
赤坂地区国民健康保険事業運営					

高輪地区総合支所 管理課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					899,861,360
総務費					273,677,782
総務管理費					235,457,292
一般管理費					
高輪地区区関係団体交流					187,200
高輪地区見舞金等支給					25,000
高輪地区あっぷリング高輪フェスティバル					2,481,686
高輪地区区民協働スペース管理運営					993,010
高輪地区(仮称)白金台区民協働スペース開設準備					8,705,134
高輪地区たかなわ子どもカレッジ					6,864,480
広報費					
高輪地区区長と区政を語る会					23,598
支所費					
高輪地区総合支所維持管理					199,740,593
高輪管理課運営					4,482,614
高輪地区総合支所改修等					11,269,689
防災対策費					
災対高輪地区本部					684,288
区民施設費					38,220,490
区民施設管理費					
高輪区民センター管理運営					38,220,490
民生費					626,183,578
社会福祉費					300,126,038
社会福祉施設費					
高輪地区いきいきプラザ(4館)管理運営					300,126,038
児童福祉費					326,057,540
児童福祉総務費					
高輪地区放課G.O.クラブ					70,110,983
高輪地区保育園地域開放					126,878
児童福祉施設費					
高輪地区児童館(3館)維持管理					20,866,878
高輪子ども中高生プラザ管理運営					155,515,079
高輪地区学童クラブ					1,433,115
高輪地区児童館(3館)事業					9,686,079
高輪地区区立保育園(3園)維持管理					56,351,179
高輪地区区立保育園(3園)事業					11,967,349

高輪地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					515,002,857
総務費					72,778,459
総務管理費					72,778,459
一般管理費					
高輪地区生活安全活動推進事業					3,055,800
高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業					1,262,209
高輪地区掲示板管理					2,457,830
高輪地区高輪今昔物語					3,775,852
高輪地区高輪にぎわいプロジェクト					4,939,104
高輪地区町会等活動支援					17,775,242
高輪地区町会・自治会サポート事業					4,215,456
高輪地区地区組織活動助成					56,850
高輪地区大学連携推進事業					125,622
高輪地区区民参画組織運営					11,000
広報費					
高輪地区地域情報の発信					4,082,363
企画調査費					
高輪地区港区基本計画（地区版計画書）改定					7,328,020
支所費					
高輪協働推進課運営					2,219,182
防災対策費					
高輪地区帰宅困難者対策					4,521,096
高輪地区白金高輪拠点防災備蓄倉庫					3,506,738
高輪地区地域防災力向上					3,364,304
高輪地区総合防災訓練					2,173,279
高輪地区防災ボランティア育成事業					3,951,232
高輪地区たかなわ地域防災研究事業					3,957,280
環境清掃費					25,277,445
環境費					16,545,383
環境総務費					
高輪地区保護樹木・樹林助成					1,904,540
高輪地区緑化普及啓発					1,053,469
高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト					3,335,580
高輪地区みなとタバコルール推進					10,085,254
高輪地区環境美化啓発					41,040
公害対策費					
高輪地区公害防止指導					116,860
高輪地区環境改善					8,640
清掃費					8,732,062
リサイクル推進費					
高輪地区リサイクル団体助成					8,732,062
民生費					24,167,485
社会福祉費					24,167,485
社会福祉総務費					
チャレンジコミュニティ大学					21,413,485
老人福祉費					
高輪地区老人クラブ助成					2,544,000
応急救助費					
高輪地区災害見舞金					210,000
衛生費					164,400
保健衛生費					164,400
環境衛生費					
高輪地区動物相談・指導					164,400

会計	款	項	目	事業名	決算額
			土木費		392,615,068
			土木管理費		3,621,354
			土木総務費	高輪地区放置自転車対策	2,819,880
				高輪地区土木車両管理	493,674
				高輪地区土木資材置場等維持管理	307,800
			道路橋りょう費		156,056,535
			道路維持費	高輪地区道路清掃	12,004,547
				高輪地区動物死体処理	134,136
				高輪地区公衆便所維持管理	5,708,432
				高輪地区道路・側溝等維持管理	62,752,771
				高輪地区街路灯維持管理	37,773,000
				高輪地区交通安全施設維持管理	16,891,614
				高輪地区自転車利用環境整備推進	4,251,350
			受託事業費	高輪地区掘さく道路復旧	14,499,269
			私道等整備費	高輪地区私道整備	1,776,600
				高輪地区防犯灯設置助成	264,816
			河川費		119,772
			河川総務費	高輪地区水害予防措置	119,772
			公園費		232,592,991
			公園管理費	高輪地区公園維持管理	1,207,440
				高輪地区公園管理運営	85,845,425
				高輪地区子どもの遊び場づくり	3,023,167
			児童遊園管理費	高輪地区児童遊園等維持管理	34,100,943
				高輪地区児童遊園管理運営	106,426,440
				高輪地区自然でつながる地域の輪づくり	1,989,576
			都市計画費		224,416
			都市整備費	高輪地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	224,416

高輪地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					16,980,095
総務費					9,469,830
総務管理費					7,109,914
支所費					7,109,914
高輪区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					2,359,916
戸籍事務費					310,280
高輪地区戸籍事務					
住民基本台帳費					2,049,636
高輪地区住民記録事務					
民生費					3,698,789
社会福祉費					3,294,245
社会福祉総務費					1,837,100
高輪地区成年後見審判申立事業					
高輪地区高齢者単身世帯実態調査					127,444
高輪地区救急情報の活用支援事業					334,515
老人福祉費					20,421
高輪地区老人福祉法施行等事務					
高輪地区高齢者世帯民間住宅あっせん					0
高輪地区養護老人ホーム等入所措置					0
高輪地区寿商品券贈呈					18,622
高輪地区高齢者セーフティネットワーク					596,301
障害者福祉費					359,842
高輪地区障害者福祉事務					
児童福祉費					115,405
児童福祉総務費					25,147
高輪地区児童手当等事務					
高輪地区保育所入所事務					90,258
生活保護費					245,638
生活保護総務費					229,703
高輪地区生活保護施行事務					
高輪地区生活保護医療扶助施行事務					15,935
国民年金費					43,501
基礎年金事務費					43,501
高輪地区国民年金事務					
衛生費					3,811,476
保健衛生費					3,811,476
保健衛生総務費					3,411,223
高輪地区ほっとひといき子育て支援事業					
高輪地区地域保健活動					391,484
環境衛生費					8,769
高輪地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					7,936
総務費					7,936
総務管理費					7,936
一般管理費					7,936
高輪地区国民健康保険事業運営					

芝浦港南地区総合支所 管理課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					2,745,944,564
総務費					959,917,511
総務管理費					771,626,781
一般管理費					
芝浦港南地区区民協働スペース管理運営					5,092,891
芝浦港南地区区関係団体交流					319,600
芝浦港南地区みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり					1,783,316
芝浦港南地区見舞金等支給					5,000
広報費					
芝浦港南地区区長と区政を語る会					28,876
支所費					
芝浦港南地区総合支所維持管理					463,203,222
台場コミュニティふらざ維持管理					107,854,193
芝浦港南管理課運営					3,434,931
防災対策費					
災対芝浦港南地区本部					323,902
支所等建設費					
旧協働会館保存・活用事業					189,580,850
区民施設費					188,290,730
区民施設管理費					
芝浦港南区民センター管理運営					130,093,403
台場区民センター管理運営					58,197,327
民生費					1,786,027,053
社会福祉費					120,621,956
社会福祉施設費					
港南いきいきプラザ管理運営					120,621,956
児童福祉費					1,665,405,097
児童福祉総務費					
芝浦港南地区放課GO→クラブ					40,713,405
芝浦港南地区保育園地域開放					105,430
児童福祉施設費					
芝浦港南地区学童クラブ					1,092,486
台場児童館維持管理					6,510,735
芝浦港南地区区立保育園(2園)維持管理					37,906,914
たかはま保育園管理運営					269,017,808
しばうら保育園管理運営					515,628,472
芝浦港南地区区立保育園(2園)事業					8,022,370
台場児童館事業					3,481,246
芝浦アイランドこども園管理運営					322,098,628
港南子ども中高生プラザ管理運営					308,337,498
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営					152,490,105

芝浦港南地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					648,168,025
総務費					61,483,658
総務管理費					61,483,658
一般管理費					
芝浦港南地区水辺のまち魅力アップ事業					5,493,890
芝浦港南地区生活安全活動推進事業					1,825,000
芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業					2,958,053
芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業					916,535
芝浦港南地区地域の魅力PR事業					505,749
芝浦港南地区掲示板管理					3,261,736
芝浦港南地区水辺フェスタ					6,214,104
芝浦港南地区ベイエリア地域コミュニティ活性化事業					1,239,000
芝浦港南地区知生(ちい)き人養成プロジェクト					4,244,400
芝浦港南地区自治体間交流促進事業					1,260,630
芝浦港南地区町会等活動支援					11,169,436
お台場発 O・MO・TE・NA・SHI 事業					682,884
芝浦港南地区地区組織活動助成					6,480
芝浦港南地区区民参画組織運営					60,288
広報費					4,661,265
芝浦港南地区地域情報の発信					
企画調査費					5,015,304
芝浦港南地区港区基本計画(地区版計画書)改定					
支所費					5,018
旧協働会館維持管理					
芝浦港南協働推進課運営					3,701,324
防災対策費					1,490,030
芝浦港南地区地域防災力向上					
芝浦港南地区総合防災訓練					5,295,089
芝浦港南地区ベイエリア地域防災力向上事業					1,477,443
環境清掃費					74,165,271
環境費					61,867,015
環境総務費					
芝浦港南地区保護樹木・樹林助成					23,580
芝浦港南地区緑化普及啓発					909,948
芝浦港南地区みなとタバコルール推進					40,682,682
芝浦港南地区環境美化啓発					208,688
運河と海辺の活用推進					2,663,079
お台場ふるさとの海づくり					17,323,958
公害対策費					55,080
芝浦港南地区公害防止指導					
芝浦港南地区環境改善					0
清掃費					12,298,256
リサイクル推進費					12,298,256
芝浦港南地区リサイクル団体助成					
民生費					4,072,500
社会福祉費					4,072,500
老人福祉費					4,072,500
芝浦港南地区老人クラブ助成					
衛生費					218,820
保健衛生費					218,820
環境衛生費					218,820
芝浦港南地区動物相談・指導					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
			土木費		508,227,776
			土木管理費		3,441,276
			土木総務費	芝浦港南地区彫刻維持管理	75,600
				芝浦港南地区放置自転車対策	1,949,400
				芝浦港南地区土木車両管理	664,561
				芝浦港南地区土木資材置場等維持管理	751,715
			道路橋りょう費		254,686,061
			道路維持費	芝浦港南地区道路清掃	36,306,627
				芝浦港南地区動物死体処理	72,576
				芝浦港南地区公衆便所維持管理	6,623,327
				芝浦港南地区道路・側溝等維持管理	86,316,846
				田町駅東口広場維持管理	31,057,568
				品川駅港南口広場維持管理	21,087,081
				芝浦港南地区街路灯維持管理	24,737,400
				芝浦港南地区交通安全施設維持管理	7,794,122
				芝浦港南地区自転車利用環境整備推進	3,407,400
				橋りょう維持費	運河の魅力向上事業
				芝浦港南地区橋りょう維持管理	11,951,174
			受託事業費	芝浦港南地区掘さく道路復旧	382,860
			私道等整備費	芝浦港南地区私道整備	1,189,080
				芝浦港南地区防犯灯設置助成	0
			河川費		1,482,318
			河川総務費	芝浦港南地区水害予防措置	9,828
			排水場費	芝浦港南地区排水場維持管理	1,472,490
			公園費		248,618,121
			公園管理費	芝浦港南地区公園維持管理	32,258,059
				芝浦港南地区公園管理運営	145,764,472
				芝浦港南地区子どもの遊び場づくり	1,538,439
			児童遊園管理費	芝浦港南地区児童遊園等維持管理	67,479,926
				芝浦港南地区児童遊園管理運営	1,577,225
			都市計画費		0
			都市整備費	芝浦港南地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	0

芝浦港南地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
一般会計					19,837,244	
総務費					6,497,542	
総務管理費					3,413,439	
支所費					芝浦港南区民課運営	3,413,439
戸籍住民基本台帳費					3,084,103	
戸籍事務費					芝浦港南地区戸籍事務	404,566
住民基本台帳費					芝浦港南地区住民記録事務	2,678,370
					芝浦港南地区自動交付機保守	1,167
民生費					2,502,480	
社会福祉費					1,903,307	
社会福祉総務費					芝浦港南地区高齢者単身世帯実態調査	119,907
					芝浦港南地区救急情報の活用支援事業	118,881
					芝浦港南地区成年後見審判申立事業	6,620
老人福祉費					芝浦港南地区寿商品券贈呈	13,844
					芝浦港南地区高齢者セーフティネットワーク	1,331,856
					芝浦港南地区老人福祉法施行等事務	44,814
					芝浦港南地区高齢者世帯民間住宅あっせん	0
					芝浦港南地区養護老人ホーム等入所措置	0
障害者福祉費					芝浦港南地区障害者福祉事務	267,385
児童福祉費					225,468	
児童福祉総務費					芝浦港南地区児童手当等事務	10,359
					芝浦港南地区保育所入所事務	215,109
生活保護費					301,649	
生活保護総務費					芝浦港南地区生活保護施行事務	266,470
					芝浦港南地区生活保護医療扶助施行事務	35,179
国民年金費					72,056	
基礎年金事務費					芝浦港南地区国民年金事務	72,056
衛生費					10,837,222	
保健衛生費					10,837,222	
保健衛生総務費					芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	10,559,948
					芝浦港南地区地域保健活動	221,460
環境衛生費					芝浦港南地区狂犬病予防	55,814

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
国民健康保険事業会計					6,048	
総務費					6,048	
総務管理費					6,048	
一般管理費					芝浦港南地区国民健康保険事業運営	6,048

芝地区総合支所の事業

概 要

芝地区をより多くの人に知って親しんでもらうため、地域住民・団体等が広く参加できるまつりを開催して、地域の交流を図ります。

内 容

参加者による実行委員会を組織し、出店部門とコンサート部門に分けて、実施しています。

出店部門の「地域ふれ愛マーケット」では、パネル展示やゲーム・飲食などの各種模擬店を実施します。各種模擬店で飲食物を販売する際は、「リユース食器」を使用し、できるだけゴミを出さない、環境に配慮したイベントに取り組んでいます。

コンサート部門の「地域ふれ愛コンサート」では、太陽光発電によるソーラーパワーステージで地域の皆さんによる合唱、演奏、ダンスなど、日頃の練習の成果を披露します。

事業の状況

	開催日・開催時間	開催場所	テーマ	来場者数
第8回	平成25年6月8日(土) 10時～17時	区立芝公園	区立芝公園の緑の中で、芝地区で活動している団体等が参加者と交流し、お互いに楽しむとともに、「地域のふれあい」「環境」について考えます。	約5,500人
第9回	平成26年6月14日(土) 10時～15時			約6,000人
第10回	平成27年6月13日(土) 10時～15時			約6,200人
第11回	平成28年6月4日(土) 10時～15時			約6,000人
第12回	平成29年6月10日(土) 10時～15時			約6,200人

目 的

落書きがあつたり汚れている場所は、治安上の不安があります。そうした場所の環境を整えることにより、治安を良くするのみならず、人と人との交流が生まれ魅力ある地域になります。アートを展示・発表できる「場」や「空間」などを発掘、整備し、多くの人にまちに出て見てもらうことで、安全で魅力ある芝地区をめざします。

内 容

芝管内の公共空間や区有施設等を活用し、にぎわいやイメージアップにつながるようなアート作品の展示・発表の場を創出します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

事 業 の 状 況

平成 27 年度

平成 28・29 年度の事業実施に向けて、アートを展示・発表できる場所、方法、手法等の調査及び長期的なスケジュールの検討を行い、調査報告書を作成しました。

・実施場所提案数 11 か所

平成 28 年度

落書きなどの対象となる可能性がある芝新堀町児童遊園内のトイレの目隠しボード（横 2.6m×縦 1.2m）を活用してペイントアートを制作しました。

制作にあたっては、事前に放課GO→クラブしばや芝丸山古墳でワークショップを行いました。また、公開制作期間として、来場者が実際にアートに手を加えられる機会を設けました。

内容	場所	開催日	参加者数
ワークショップ	放課GO→クラブしば	11月16日	30人
	芝丸山古墳	11月26日、27日	6人
公開制作	新橋区民協働スペース	12月3日、4日、10日、11日	42人
除幕式	芝新堀町児童遊園	1月6日	50人

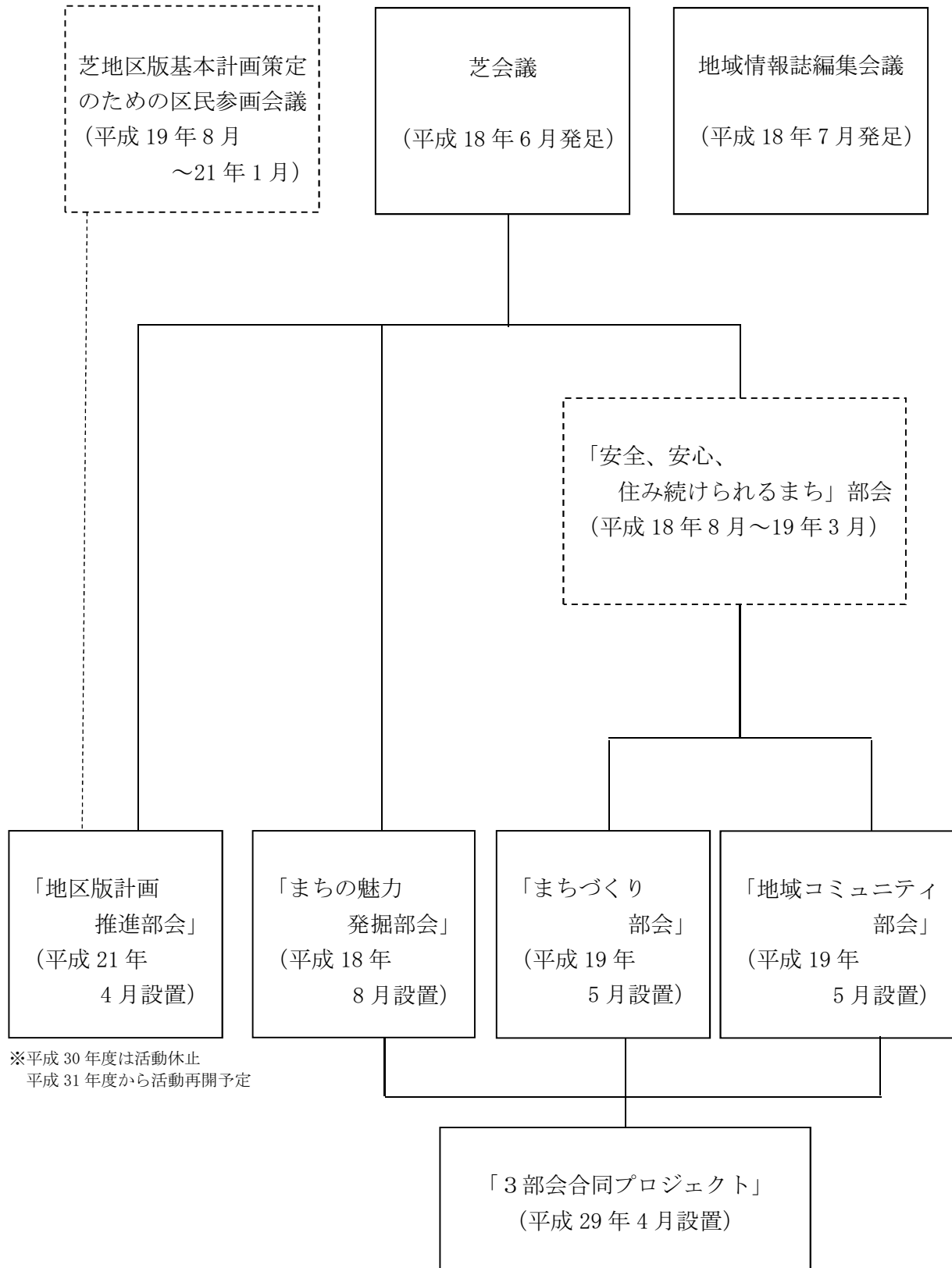
平成 29 年度

治安上不安が感じられる港町架道橋及び塩釜公園にラッピング加工したアートを制作・設置しました。港区立障害保健福祉センターで開催した除幕式(2月6日)には、アート作品の制作にご協力いただいた工房アミや御成門中学校の皆さん、また地元の町会長にも参加いただきました。

【港町架道橋】 工房アミの皆さまの作品を、プロのアーティストの監修により、新たなアートとして2作品設置しました。また、場の環境を整えるため、架道橋内壁面の清掃及び入口に壁画の制作を実施しました。なお、壁画の制作に際し、御成門中学校美術部でワークショップ(11月21日)を行い、壁画にペイントするモチーフとなる落葉の型を作っていただきました。

【塩釜公園】 塩釜公園内ベンチ後方の壁面に御成門中学校美術部の作品を使用したアート2作品、工房アミの皆様作品を組み合わせアート1作品、計3作品を設置しました。

体系図



※平成30年度は活動休止
平成31年度から活動再開予定

概 要

地域の特性を生かした魅力ある地域社会を形成するため、芝地区の魅力や課題について、考え、話し合い、行動する場として設置しています。

内 容

①まちの魅力発掘部会

芝地区の魅力を発掘し、地域の皆さんに伝えて地域で共有し、さらに新たな地域の魅力発掘に結びつけていこうという提案から、地域の歴史や思い出、自然などの時の積み重ねが織り成して形成している芝の魅力を発見・発掘し、芝地区内外に発信していくことを検討して実践します。

事業の状況

平成 25 年度 12 回開催、メンバー24 人、出席人数（延べ）163 人

平成 26 年度 15 回開催、メンバー24 人、出席人数（延べ）189 人

平成 27 年度 13 回開催、メンバー25 人、出席人数（延べ）171 人

平成 28 年度 13 回開催、メンバー25 人、出席人数（延べ）166 人

平成 29 年度 13 回開催、メンバー30 人、出席人数（延べ）182 人

平成 29 年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第 1 回	4 月 10 日（月）	メンバー自己紹介、リーダー・サブリーダーの選任、年間方針案の話合い、「ふれ愛まつりだ、芝地区！」の出展内容検討、「済生会フェア 2017」への出展について	12 人
第 2 回	5 月 8 日（月）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」出展内容検討	12 人
第 3 回	6 月 10 日（土）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」への出展	15 人
第 4 回	6 月 12 日（月）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」の振返り、芝の語り部養成講座内容検討、応募状況の報告	12 人
第 5 回	7 月 10 日（月）	芝の語り部養成講座開催状況報告	13 人
第 6 回	8 月 7 日（月）	芝の語り部養成講座の開催状況報告、歳時記の内容検討	13 人
第 7 回	9 月 11 日（月）	同上	14 人
第 8 回	10 月 16 日（月）	同上	13 人
第 9 回	11 月 13 日（月）	芝の語り部養成講座（スキルアップ講座）の開催状況報告、歳時記の内容検討、健康フェスタの振返り	17 人
第 10 回	12 月 11 日（月）	芝の語り部養成講座の振返り、歳時記の内容検討	18 人
第 11 回	1 月 15 日（月）	歳時記の内容検討、部会の今後について	13 人
第 12 回	2 月 19 日（月）	来年度部会活動について、歳時記の内容検討	14 人
第 13 回	3 月 12 日（月）	同上	16 人

まち歩きツアーの実績 42 回、延べ参加者数 844 人

②まちづくり部会

地域の課題は、企業・学校を含めて、地域の誰もが参加して区と協働して解決しなければなりません。古いまち並みと高層マンション等が隣接する芝地区では、災害時の対応などには、地域住民相互間の連携協力体制づくりが大きな課題となっています。東日本大震災での教訓を踏まえて、災害に対する対応や考え方などを再検討するとともに、地球温暖化の抑制など環境に関する課題を考え、芝地区をだれもが安全に、安心して住み続けることができるまちにするために、芝地区のまちづくりについて、区民と行政が、それぞれ何をなすべきかを検討し、実践します。

事業の状況

平成 25 年度	16 回開催、メンバー14 人、出席人数（延べ）88 人
平成 26 年度	19 回開催、メンバー14 人、出席人数（延べ）153 人
平成 27 年度	17 回開催、メンバー12 人、出席人数（延べ）133 人
平成 28 年度	15 回開催、メンバー14 人、出席人数（延べ）110 人
平成 29 年度	19 回開催、メンバー14 人、出席人数（延べ）135 人

平成 29 年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第 1 回	4 月 11 日（火）	メンバー自己紹介、リーダー・サブリーダーの選任	9 人
第 2 回	5 月 9 日（火）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」出展の打ち合わせ 防災と環境に関する今後の活動について	10 人
第 3 回	6 月 6 日（火）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」への出展について 「介護予防フェスティバル」への出展について	10 人
第 4 回	6 月 10 日（土）	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」ブース出展 防災アンケート	8 人
第 5 回	7 月 4 日（火）	防災アンケートについて意見交換 古川清掃の見学について	6 人
第 6 回	7 月 26 日（水）	古川清掃見学	3 人
第 7 回	8 月 1 日（火）	「東京ツインパークス納涼祭」出展について 「考えてみよう港区の環境」について	8 人
第 8 回	8 月 26 日（土）	出前講座「東京ツインパークス夏祭り」	3 人
第 9 回	9 月 12 日（火）	環境の今後のテーマについて 「介護予防フェスティバル」への出展について	8 人
第 10 回	10 月 10 日（火）	「東京ベイクリーンアップ大作戦」参加について 3 部会合同防災勉強会	7 人
第 11 回	11 月 10 日（金）	介護予防フェスタ「第 10 回健康長寿！ in みなと」出前講座 の実施	8 人
第 12 回	11 月 10 日（金）	介護予防フェスタ出前講座の報告、芝会議全大会（中間発表） リハーサル	8 人
第 13 回	11 月 11 日（土）	「東京ベイクリーンアップ大作戦」参加	2 人
第 14 回	11 月 11 日（土）	「東京ツインパークス防災訓練」防災パンフレット等配布	5 人
第 15 回	12 月 5 日（火）	環境（生物の多様性）について、防災アンケートの集計結果 報告・意見交換	8 人
第 16 回	1 月 16 日（火）	3 月実施のまちづくり勉強会開催について	6 人
第 17 回	2 月 15 日（木）	3 月実施のまちづくり勉強会の準備	6 人
第 18 回	3 月 6 日（火）	まちづくり勉強会「健康で安全なまちづくり～有害物質から 自らを守るう～」の実施	14 人
第 19 回	3 月 12 日（月）	来年度に向けて	6 人

③地域コミュニティ部会

地域の課題を解決するためには、住民、企業で働く人、事業所、学校、区など、地域にかかわりのあるすべての人や組織が、自分たちの地域のことにより一層関心を持ち、力を合わせて取り組むことが必要です。地域コミュニティ部会では、芝地区のコミュニティ意識を醸成し、多様な人々が協働して地域の課題解決に取り組む仕組みづくりを考えます。また、地域住民の世代を超えた交流や地域の誰もが安心して暮らせる地域づくり等、地域でできることを検討します。

事業の状況

平成 25 年度 16 回開催、メンバー10 人、出席人数（延べ）88 人
 平成 26 年度 16 回開催、メンバー13 人、出席人数（延べ）107 人
 平成 27 年度 19 回開催、メンバー9 人、出席人数（延べ）116 人
 平成 28 年度 16 回開催、メンバー10 人、出席人数（延べ）81 人
 平成 29 年度 14 回開催、メンバー11 人、出席人数（延べ）68 人

平成 29 年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第 1 回	4 月 4 日（火）	メンバーの自己紹介、（仮称）芝会議検討会出席メンバーの決定、「第 12 回ふれ愛まつりだ、芝地区！」への出展について	5 人
第 2 回	5 月 23 日（火）	「第 12 回ふれ愛まつりだ、芝地区！」出展内容について	4 人
第 3 回	6 月 10 日（土）	「第 12 回ふれ愛まつりだ、芝地区！」に参加	7 人
第 4 回	6 月 20 日（火）	「第 12 回ふれ愛まつりだ、芝地区！」の振り返り、夏の神明フェスティバルの出展内容について	3 人
第 5 回	7 月 25 日（火）	講師を招いたイベントの開催について、芝会議検討会の報告について	5 人
第 6 回	8 月 29 日（火）	プラザ神明フェスティバル～おかげサマーで 5 周年～の準備、講師を招いたイベントの開催について	5 人
第 7 回	9 月 9 日（土）	プラザ神明フェスティバル～おかげサマーで 5 周年～に参加	7 人
第 8 回	9 月 26 日（火）	東京港醸造を招いたイベント、第 2 回全体会の発表について	5 人
第 9 回	10 月 24 日（火）	プラザ神明フェスティバルについて、東京港醸造を招いたイベントについて	4 人
第 10 回	11 月 14 日（火）	プラザ神明フェスティバルの準備、東京港醸造を招いたイベントについて	4 人
第 11 回	12 月 9 日（土）	プラザ神明フェスティバルに参加	7 人
第 12 回	1 月 16 日（火）	東京港醸造との打ち合わせ、プラザ神明フェスティバルの振り返り	3 人
第 13 回	2 月 20 日（火）	「芝でお酒が！？」イベント最終調整、第 3 回全体会の発表について	4 人
第 14 回	3 月 3 日（土）	「芝でお酒が！？」イベント開催	5 人

④地区版計画推進部会

芝地区総合支所が策定する「港区基本計画・芝地区版計画書」に区民意見を反映する部会です。芝地区の現状と課題、施策、事業について幅広い視点で議論し、まとめた意見を提言書として区長に提出します。

「港区基本計画・芝地区版計画書」は、平成27年度～32年度の6か年計画で、計画期間を前期3年（平成27年度～29年度）と後期3年（平成30年度～32年度）に区分しています。

平成29年度は、平成28年3月に区長へ提出した提言書の「港区基本計画・芝地区版計画書」への反映状況を確認しました。

なお、平成31年度から予定されている「港区基本計画・芝地区版計画書」の策定期間まで部会活動を休止します。

事業の状況

平成29年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第1回	4月25日(火)	芝地区版計画書見直しスケジュール説明（第1回芝会議全体会）	7人
第2回	10月31日(火)	芝地区版計画書（素案）の説明	5人
第3回	11月14日(火)	芝地区版計画書（素案）の説明（第2回芝会議全体会）	6人

港区基本計画 芝地区版計画書



港区基本計画・芝地区版計画書の見直しに向けた提言書



⑤ 3部会合同プロジェクト

各部会の活動や保有する情報・資源等を相互に連携・共有することで有効活用し、芝会議のより一層の活性化と芝地区の課題解決や魅力の向上をめざします。

※メンバーは各部会から概ね2～3名を選出。

平成29年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第1回	4月25日(火) (第1回芝会議全体会)	3部会合同プロジェクトの設置について プロジェクトのテーマ検討 3部会合同イベントの実施決定	6人
第2回	7月21日(金)	3部会合同イベントの内容検討 防災勉強会の開催決定	6人
第3回	10月26日(木)	防災勉強会①	10人
第4回	11月14日(火) (第2回芝会議全体会)	防災勉強会の報告 3部会合同イベントの内容検討	7人
—	11月23日(木)	3部会合同イベント ※雨天中止	—
第5回	12月14日(木)	防災勉強会②	13人
第6回	3月20日(火) (第3回芝会議全体会)	目的や次年度の活動テーマ等について確認	5人

⑥ 全体会

芝会議メンバーが一同に会し、全体での意思決定を行う場として、延べ3回開催しました。

回数	開催日	主な内容	出席人数
第1回	4月25日(火)	各部会リーダー・サブリーダーの選任 平成29年度部会テーマ確認 年間スケジュールの確認 全体会座長の選任	18人
第2回	11月14日(火)	平成29年度活動の中間報告 港区基本計画・芝地区版計画書(素案)説明	22人
第3回	3月20日(火)	平成29年度各部会の年間活動報告	19人

平成30年度の内容

- ・まちの魅力発掘の検討・実践
- ・まちづくりの検討・実践
- ・地域コミュニティの検討・実践
- ・部会間の連携強化(3部会合同プロジェクト)

根拠法令等

港区芝地区総合支所区民参画組織芝会議設置要綱

「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」
(平成 30 年度から「芝地区事業者向け防災セミナー」)

芝地区総合支所
協働推進課

目 的

建物の耐震化や従業員用の備蓄、震災時における一斉帰宅の抑制、BCP（事業継続計画）の策定等、事業者による「自助」・「共助」の災害対策を支援します。

内 容

芝地区の事業者を対象に、事業所における震災対策や BCP 策定・見直し支援を目的とするセミナーを実施します。セミナーでは専門家による講演とともに、防災模擬演習を行うなどより実践的な内容とします。

事業開始時期

平成 20 年 1 月

事業の状況

震災時における従業員の一斉帰宅の抑制、BCP の策定・見直しの支援等、事業者の災害対策の取組を進めると同時に、地域の一員として救護・救援活動（共助）の役割を担ってもらえるよう、芝地区内においてセミナーを開催しました。

平成 29 年度芝地区事業者向け防災セミナー

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
日時	平成29年8月31日 (木) 午後2時～5時	平成29年8月31日 (木) 午後6時～9時	平成29年9月5日 (火) 午後2時～5時	平成29年8月23日 (水) 午後2時～5時
内容	第1部 「港区の震災対策」 第2部 「BCP策定の考え方」 第3部 ワークショップ「地震発生後取るべき行動のシミュレーション」			第1部 「港区の震災対策」 第2部 「BCPの実効性チェックを踏まえた既存のBCPの見直し」 第3部 ワークショップ
参加者数	37社・49名	30社・34名	39社・46名	19社・24名

「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」
(平成 30 年度から「地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト」)

芝地区総合支所
協働推進課

目 的

事業者が持つ組織力や資材力などを生かし、地域と事業者との連携による災害に強いまちづくりを推進します。

内 容

地域と事業者との意見交換会を開催し、地域団体と事業者（企業）の連携を深め、災害に強いまちづくりを推進します。

事業開始時期

平成 27 年 4 月

事業の状況

地区内の町会等が主催する地元事業者との会合において防災出前講座を実施し、地域防災力の向上について意見交換を行いました。

※平成 29 年度まで、「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」の一環として行っていた事業者を対象にした防災セミナーは、平成 30 年度から「芝地区事業者向け防災セミナー」として実施しています（58 頁参照）。

目 的

地域にかかわる一人ひとりが「やりたいことをまちにつなげる」ことで実現する新しい地域づくり（＝「ご近所イノベーション」）を、様々なかたちで支援するプロジェクト「ご近所イノベーション学校」を実施します。本事業では、地域コミュニティを活性化し、人と人、組織と組織をつなぐことができる「人財」の養成を目的とした様々な講座を開講します。

内 容

「芝地区の新たなコミュニティ創造に向けた連携協力に関する協定」を締結している慶應義塾大学と連携し、地域で主体的に活動するための知識や手法を学ぶ4～5ヶ月間の講座を開講するほか、地域の人と人を結びつけるための短期講座を開講します。また、修了生が芝地区で地域活動を進める上での継続的な支援を行います。

○対象者

- ・地域づくりに積極的に取り組みたいと考えている人
- ・特に港区芝地区内のコミュニティづくりに熱意がある人

○定員

20人程度

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成24年4月

（平成26年度までは「地域コミュニティサポートスタッフの養成」として実施）

事 業 の 状 況

平成24年度は人材育成プログラム事例の調査・分析を行い、芝地区の地域特性に合ったカリキュラムを構築しました。

平成25年度から開講した講座は、名称を「ご近所イノベータ養成講座」として実施し、修了生は芝地区の地域コミュニティの現場などで活動しています。

平成28年度は引き続き「ご近所イノベータ養成講座」及び、講座修了生への継続的な支援を行う短期講座を開講しました。

平成 29 年度実績

ご近所イノベータ養成講座

	実施日	内容
1	7月22日(土)	導入合宿1： やりたいことを地域につなげよう！ご近所イノベーション論序説
2	7月23日(日)	導入合宿2：想いを実現するために知っておきたいこと
3	7月25日(火)～ 9月2日(土)	地域コミュニティの現場： 地域の暮らしに触れる～芝の家で過ごす一日
4	8月19日(土)	講義とディスカッション1：地域をつくるコミュニティのちから
5	9月9日(土)	講義とディスカッション2： 私たちの未来を描く～ご近所イノベーション事例100
6	9月23日(土)～ 9月24日(日)	演習1・2 アイデア合宿： アイデアを形に！共感を呼ぶ活動のつくり方1・2
7	9月30日(土)	講義とディスカッション3： 多様な人を巻き込むためのコツ、無理なく活動を続けるための秘訣
8	10月28日(土)	まとめ1： 活動を振り返り意義を確かめる～実践報告とフィードバック
9	11月3日(金・祝)	演習3 実践内容の発表： ご近所イノベーション学校「学園祭」～活動発表会
10	11月11日(土)	まとめ2：地域へ踏み出すために／修了式

目 的

芝地区のまちなみを生かした交流の拠点を設け、地域の人たちが日常の困りごとや地域課題を持ち寄ってともに解決に向けて取り組めるよう、地域交流の場づくりを行います。交流の場を通じて、支え合いによる地域の見守りを促進し、子どもが安心して遊びまわることができ、高齢者が孤立することなく安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

内 容

本事業は、芝地区総合支所と慶應義塾大学の連携による「芝地区の新たなコミュニティ創造に向けた連携協力に関する協定」に基づき、実施しています。

誰でも気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点として、芝三丁目に「芝の家」、新橋六丁目に「ご近所ラボ新橋」を設置し、そこでの様々な活動を通じて、新たなコミュニティづくりを行っています。運営は三田の家有限責任事業組合に委託し、慶應義塾大学の学生から地域の人まで様々な世代のスタッフが交代で運営にあたっています。

「芝の家」は、水・金曜日は「駄菓子と昔遊びのあるオープンスペース」、火・木曜日は「コミュニティ喫茶」としてオープンし、定期的にワークショップやコミュニティ講座などの各種イベントを実施することで地域の区民の交流を図っています。

「ご近所ラボ新橋」は、地域や社会をちょっと良くする研究や実験を行うラボ＝「実験室」です。曜日ごとに異なったマスターが運営しており、「ご近所コワーキングスペース」として地域活動の打合せや相談の場としてもオープンしています。

事業の状況

平成 29 年度「芝の家」オープン日

通算 177 日

毎週水・金曜日（正午～午後 5 時）

駄菓子と昔遊びのあるオープンスペース

毎週火・木曜日（午前 11 時～午後 4 時）

コミュニティ喫茶

毎週土曜日（正午～午後 5 時）

大人も子どもも誰でもようこそ

休室日：月曜・日曜・祝日

「芝の家」利用状況

(単位：人)

	子ども	大人	高齢者	合計
平成 25 年度	2,312	4,052	842	7,206
平成 26 年度	3,041	4,566	1,271	8,878
平成 27 年度	3,165	4,649	1,372	9,186
平成 28 年度	3,375	4,582	1,630	9,587
平成 29 年度	2,921	4,312	1,812	9,045

平成 29 年度「ご近所ラボ新橋」オープン日

通算 211 日

毎週月～土曜日（午前 11 時～午後 4 時※開催イベントによって変更の場合あり）

休室日：日曜・祝日

「ご近所ラボ新橋」利用状況

(単位：人)

	子ども	大人	高齢者	合計
平成 26 年度	23	575	16	614
平成 27 年度	361	1,396	227	1,984
平成 28 年度	764	2,354	638	4,219 ※
平成 29 年度	482	2,049	595	3,126

※平成 28 年度は、年代別の集計が難しかった大型イベントの来場者 463 人を含みます。

目 的

新虎通り（環状第二号線）が開通したことにより、道路を活用した新たなにぎわいを創出することが望まれている新虎通りと、その周辺地域を活性化するため、地域住民・事業者等と連携した活動を実施します。

内 容

新虎通り沿道及びその周辺地区の地域住民、事業者等と連携し、道路整備等がまちづくりに与える影響とそこから生じる課題について把握し、その対応策を検討しました。

新虎通り沿線を含め、数多くある古くからの店舗を芝地区の大きな魅力ととらえ、にぎわい創出のための「芝の名店探訪マップ」を作成・配布します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

※なお、本事業は平成 30 年 3 月 31 日で終了となりました。

事 業 の 状 況

平成 27 年度

- (1) 地区内先進事例調査
- (2) 地区内ヒアリング調査
- (3) 地域の方々による検討会開催（平成 28 年 2 月 23 日実施）

平成 28 年度

- (1) 「芝の名店探訪マップ」日本語版作成 6,000 部
- (2) 「芝の名店探訪マップ」英語版作成 5,400 部

平成 29 年度

- (1) 「芝の名店探訪マップ」日本語版作成 10,000 部
- (2) 「芝の名店探訪マップ」英語版作成 3,500 部
- (3) 「芝の名店探訪マップ」中国語版作成 5,000 部
- (4) 「芝の名店探訪マップ」ハングル版作成 5,000 部

概 要

芝地区地域情報誌は、平成 18 年 5 月 30 日に創刊し、地域の活動・取組や、地域に伝えられてきた伝統・文化財などを発掘・紹介し、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的として発行しています。

編集会議は年 4 回（情報誌の発行ごと）開催され、公募の編集委員と共に、情報誌のテーマや記事内容を決定する場です。

内 容

編集委員が地域の話題の取材や、地域で活躍している人のインタビューなどを担当し、「芝地区地域情報誌」を年 4 回発行しました。

事業の状況

(1) 編集委員数

年 度	25	26	27	28	29
人 数	14 人	20 人	16 人	16 人	14 人

(2) 編集会議等開催日、出席人数

開催年月日	出席人数	議事内容
平成 29 年 5 月 18 日	4 人	第 43 号の進捗状況及び校正について
平成 29 年 6 月 19 日	7 人	編集会議（第 44 号の内容について）
平成 29 年 8 月 21 日	6 人	第 44 号の進捗状況及び校正について
平成 29 年 9 月 19 日	7 人	編集会議（第 45 号の内容について）
平成 29 年 11 月 20 日	8 人	第 45 号の進捗状況及び校正について
平成 29 年 12 月 19 日	9 人	編集会議（第 46 号の内容について）
平成 30 年 2 月 16 日	4 人	第 46 号の進捗状況及び校正について
平成 30 年 3 月 19 日	7 人	編集会議（第 47 号の内容について）

(3) 地域情報誌発行状況

平成 29 年度

第 43 号 平成 29 年 6 月 20 日発行（部数 30,000 部）

第 44 号 平成 29 年 9 月 20 日発行（部数 30,000 部）

第 45 号 平成 29 年 12 月 20 日発行（部数 30,000 部）

第 46 号 平成 30 年 3 月 20 日発行（部数 30,000 部）

(4) 配付方法

委託事業者により芝地区の約 24,000 世帯に各戸配付
芝地区内の区有施設、駅、郵便局、病院等で配付

目 的

港区内には歴史や文学、歌舞伎等に残る旧町名が数多く存在しました。現在、旧町名は町会や交差点の名称として一部残っています。区では、こうした旧町名を文化の視点で都市の記憶として保存するとともに、地域の今昔をつなぎ地域に対する愛着を深め、区民と協働して活動の推進を図ります。

また、コミュニティバス「ちいばす（芝ルート）」のバス停を起点とした散策コースを紹介した案内板を設置します。

内 容

芝地区には、大正 10 年（1921）の「東京市芝区図」（東京逓信局発行）を参照すると当時 74 の町名がありました。この 74 の町名を 20 の地域に分割し、町名の由来と現在の町名、旧町名の位置図が表記された旧町名由来板を設置します。

さらに、芝地区内のコミュニティバス「ちいばす（芝ルート）」のバス停を起点として、歴史・文化等の魅力スポット、旧町名由来板設置場所を結んだ散歩コースや福祉施設、病院等を表示するなど、地域住民や観光客などに、芝の魅力となる多様な場所や施設を効果的に発信し、地域の交流を深めます。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 実 施 時 期

平成 19 年 4 月（旧町名由来板）

平成 21 年 4 月（バス停散策まっぷ）

事 業 の 状 況

(1) 旧町名由来板

平成 20 年度 8 基設置

平成 21 年度 9 基設置

平成 23 年度 2 基設置

平成 27 年度 1 基設置

(2) バス停散策まっぷ

平成 22 年度 10 基設置

平成 23 年度 10 基設置

(3) ちいまっぷの発行

平成 28 年度 新橋・虎ノ門・愛宕編 3,000 部

芝・三田編 3,000 部

平成 29 年度 新橋・虎ノ門・愛宕編 3,000 部

芝・三田編 3,000 部

目 的

近所に日用品のお店が少ない、重いものを運ぶことができないなど、買い物に困っている地域のひとり暮らし高齢者等に対して、気軽に利用できる買い物支援を実施し、高齢者が住み慣れた地域で日常生活をいきいきと過ごすことができるように支援します。

内 容

商店街等と連携し、いきいきプラザなどの施設で注文品を受け渡すサービスや、購入品と一緒に自宅まで運ぶ同行支援を行います。

根 拠 法 令 等

港区芝地区高齢者の買い物支援事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成 24 年 7 月

事 業 の 状 況

平成 25 年度

(各年度末日現在)

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	33 回	34 件	421 件	31 件	89 人
神明いきいきプラザ	16 回	3 件	291 件	3 件	

平成 26 年度

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	45 回	18 件	916 件	18 件	94 人
神明いきいきプラザ	40 回	8 件	745 件	8 件	

平成 27 年度

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	44 回	19 件	966 件	17 件	94 人
神明いきいきプラザ	44 回	7 件	973 件	7 件	

平成 28 年度

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	48 回	15 件	1,185 件	15 件	94 人
神明いきいきプラザ	48 回	1 件	1,166 件	0 件	

平成 29 年度

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	48 回	14 件	1,284 件	14 件	93 人
神明いきいきプラザ	48 回	0 件	1,351 件	0 件	

芝・ネイチャー大学校
(平成30年度から「芝BeeBee'sプロジェクト」)

芝地区総合支所
協働推進課

目 的

芝地区を舞台に多様な区民と港区が協働しながらミツバチを飼育することで、地域の人と人とのつながりや世代間交流を促進するとともに、まちの花を密源とするハチミツの収穫を通して、芝地区への愛着と地域の緑への意識を高めます。

内 容

地区内で区民とともにミツバチを飼育し、採れたハチミツなどを活用した様々な交流イベント、地域連携、環境学習等の実施を通して、世代間交流や新たな地域のつながりを促進します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成27年度

事 業 の 状 況

平成29年度

活動時期	活動内容	概要
平成29年6月	「ふれ愛まつりだ、芝地区！」にブースを出店	ハチミツの試食や採蜜体験などを行うとともに、戸板女子短期大学との協働により、学生達がハチミツ入りブラウニーを製作、販売。
平成29年7月	「三田いきいきプラザみたまつり」にブースを出店	子どもや高齢者が交流できるイベントを実施。また同館のカフェで、ハチミツを使ったメニューを提供。
平成29年7月	「新橋こいち祭」で芝地区産ハチミツ入りジュースを販売	地元町会協力のもと、本事業で採れたハチミツを活用したドリンクを販売。
平成29年11月	「港区介護予防フェスティバル」にブースを出店	実際に使っている巣箱等の養蜂器具を展示するブースを出店。

目 的

茨城県稲敷郡阿見町の豊かな自然に触れる「自然体験活動」を通し、芝地区の将来を担う子どもたちの健全育成を促進します。

内 容

自治体間交流を行っている茨城県稲敷郡阿見町を小中学生が定期的に訪れて農作物の作付け・収穫体験をすることで、食物の大切さを理解し、自然環境の重要性と保全に関する知識を学びます。

平成 30 年度から、プログラムの内容をレベルアップし、農作業体験以外に里山散策、動植物の観察、自然の素材を活用した工作活動等、港区では体験することのできない豊かな自然環境を最大限活用し、メニューを充実させました。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

(茨城県稲敷郡阿見町の農作業等体験は、「環境と平和を考え地域の交流を深める事業」の環境活動として平成 20 年 4 月より実施)

事 業 の 状 況

平成 29 年度

農作業体験

実施日	参加人数	活動内容
4 月 16 日	39 人	タケノコ掘り、サトイモ・ネギ植付け
6 月 18 日	35 人	サトイモ・ネギ観察、ジャガイモ・タマネギ収穫、カボチャ・サツマイモ植付け、シノダケ鉄砲づくり
9 月 10 日	39 人	ダイコン・ハクサイ・ブロッコリー植付け、稲刈り、カボチャの収穫
11 月 26 日	36 人	ダイコン・ハクサイ・サトイモ・ネギ・ブロッコリー・サツマイモ収穫、収穫祭

※平成 29 年度まで、芝・ネイチャー大学校の一環として行っていた養蜂事業は、平成 30 年度から「芝 BeeBee's プロジェクト」として実施しています (69 頁参照)。

目 的

高齢者とその家族が、住み慣れた芝地区で自分らしくいきいきと暮らせるよう、アロマセラピーハンドマッサージボランティア養成講座による介護予防や生きがいをづくりを実施するとともに、日頃から高齢者と接する機会が多い介護支援専門員や金融機関等事業者との連携による講座の実施により、地域で高齢者を見守る体制づくりを行います。

内 容

- (1)アロマセラピーハンドマッサージボランティア養成講座
- (2)アロマセラピーハンドマッサージフォローアップ講座
- (3)認知症高齢者の理解と知識の普及・啓発活動
 - ① 介護支援専門員及び介護職員のための介護技術講座
 - ② 地域高齢者見守り講座（事業者向け）

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 22 年 4 月

事 業 の 状 況

(単位：回)

事業名	内容	実施回数 (予定)
(1)アロマセラピーハンドマッサージボランティア養成講座	・アロマセラピーの有効性についての講義 ・ハンドマッサージの技術演習	3
(2)アロマセラピーハンドマッサージフォローアップ講座	・(1)の受講者のうち、自主的に活動するグループへの支援 ・レベルに応じた技術指導	4
(3)①介護支援専門員及び介護職員のための介護技術講座	・アロマセラピーの有効性についての講義 ・介護に生かすアロマセラピーの技術指導	2
(3)②地域高齢者見守り講座 (事業者向け)	・認知症高齢者の行動パターンや対処方法についての講義 ・区の高齢者サービスの案内	2

目 的

中高生が実際に乳幼児とふれあうとともに、母親から妊娠・出産・育児の話をしきくことで、「命の偉大さ」の気づきや「自尊感情・共感力」の芽生えを促します。

また、世代間交流の推進・芝地区全体の活性化や孤立しがちな母親への社会参加を促します。

内 容

乳幼児を持つ母親が講師となり育児体験等を伝えるとともに、実際に乳幼児と接する機会をすることで、親になることをイメージできるような仕組みを作ります。

	テーマ	内 容
1 回目	自分が生まれてきた時のことを考えよう	妊娠・出産・育児の話しと赤ちゃんとのふれあい
2 回目	中学校 育児体験	抱っこひもやベビーカー等を利用した育児体験
	小学校 いのちの力	お腹に命が宿ることの奇跡の話、おむつ交換等の育児体験

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年 4 月

事 業 の 状 況

年度	対象校	学年	実施回数	参加人数 (延)	講師
27	御成門中学校	3 年生	2 回	124 人	9 組
28	御成門中学校	3 年生	2 回	160 人	11 組
	三田中学校	3 年生	2 回	197 人	13 組
29	御成門中学校	3 年生	2 回	117 人	9 組
	三田中学校	3 年生	2 回	174 人	14 組
	御成門小学校	2 年生	2 回	107 人	9 組

※講師として、主に芝地区管内の乳幼児を持つ母親が参加しました。

※区民課の事業としては平成 29 年度で終了し、平成 30 年度以降は、教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課所管の港区学校支援地域本部事業「みなと学校支援情報」にて同内容の事業を周知し、要望のある学校について実施します。

麻布地区総合支所の事業

目 的

地域の人々や多様な団体等の協働と交流、ふれあいの「場」を拡充することにより、地域の連帯感を高め、麻布の「地域力」を強化します。

内 容

麻布地区は、有栖川宮記念公園などの緑豊かな環境に恵まれ、江戸時代からの地名が残る歴史、文化、芸術資源が豊富な地域です。また、外国人住民、大使館が区内で一番多い国際的な地域特性も活かし、外国人も気軽に参加できる機会を拡充し、町会・自治会など地域の多様な団体等の協働と交流、ふれあいの「場」も拡充していく必要があります。

そうした状況を踏まえ、麻布地区の資源を活かし、多くの人に参加してもらえよう多様なワークショップやイベントを開催しました。また、地域のサポーターが中心となって事業展開するためにボランティアスタッフを募り、ワークショップの運営に参加していただきました。

※本事業は、平成30年度から「麻布国際ふれあい事業」と統合し、「AZABU WORLD FESTA」となりました。

事業の状況

平成29年度

イベント	日時	場所	参加人数
	内容		
展覧会でヒラメキ！ パペット(指人形)を作ろう！	7月2日(日) 午前10時30分から午後3時30分	国立新美術館 麻布区民協働スペース	40名
	国立新美術館で開催中の「ジャコメッティ展」を鑑賞したのち、そこで得られた「ヒラメキ」をパペット(指人形)作りに活かして、さまざまなパペットを作り、制作物を披露しました。		
太陽を観察して、かさ袋ロケットを飛ばそう！	7月26日(水) 午後1時30分から午後4時	麻布区民協働スペース	43名
	長年、国立天文台で太陽観測をされている入江誠氏を講師に迎え、太陽活動を観測し、星座早見盤の使い方やかさ袋ロケットの制作と飛行を体験しました。		
第8回「麻布フェスタ キャラクターを誕生させよう！」	募集期間： 7月24日(月)～9月15日(金)		72作品 (応募数)
	港区内在住・在学の小中学生を対象に、「麻布のまちをまもってくれるキャラクター」をテーマとして募集しました。72作品の応募がありました。		
麻布フェスタ in 南筭町 秋祭り	9月9日(土) 午前11時から午後4時30分	神道大教院 境内	延べ 約120名
	来場者には太陽望遠鏡で太陽の観測とオリジナル缶バッジづくりを体験していただきました。		

イベント	日時	場所	参加人数
	内容		
麻布フェスタ in 東麻布 商店会かかしまつり	9月29日(金)から9月30日(土) 午後3時から午後8時	麻布いーすと通り	延べ 約600名
	来場者に2種類の缶バッジづくりを体験していただきました。		
アートで変身！ ハロウィンを盛り上げよう	10月22日(日) 午前9時30分から11時30分	麻布区民 協働スペース	約27名
	六本木商店街振興組合が主催する「六本木ハロウィン」イベントと連携して、ハロウィン用の仮装衣装をデザイナーの指導を得て制作しました。希望者はパレードに参加するイベントでしたが、雨天のためパレードは中止になりました。		
ありすを歩いて、リース を作ろう	12月3日(日) 午後1時30分から午後4時	有栖川宮記念公園 ありすいきいきプラザ	38名
	自然に詳しい吉田峰規氏(NPO法人こどもとむしの会)を講師に迎え、身近な麻布の自然を観察し、拾ったドングリや落ち葉などでリースを作りました。		
すてきな花器を作っ て、お花をいけてみよ う！	1月28日(日) 午後1時30分から午後4時15分	麻布区民 協働スペース	29名
	いけばな作家の大泉麗仁さんを講師に迎え、日本の伝統文化であるいけばなのワークショップを開催しました。牛乳パックや折り紙等を使って自由に花器を作り、華やいだ創作意欲溢れるいけばなを活けました。		

目 的

乳幼児向けのおもちゃは、使用期間が短い割に高価であることから、保護者が適切なおもちゃを選定できるための事業を実施します。

内 容

乳幼児を持つ保護者を対象に良質なおもちゃの貸出しを行います。

子ども中高生プラザ等で使用する良質なおもちゃの貸出しを実施するとともに、おもちゃの選び方や子育てに関する情報等についての講演会を開催します。

貸出しや講演会で、保護者が子どもの成長について理解を深め、親同士のコミュニケーションや良好な親子関係を築く場を提供します。

事業開始時期

平成 20 年 4 月

※なお、本事業の運営は平成 30 年度より、飯倉学童クラブと麻布子ども中高生プラザに移管し、子育てや健康の支援と地域住民との交流の場となるようにしました。

事業の状況

1 貸し出し事業

年度	開催場所	開催回数	貸出件数
25	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	418 件
	西麻布児童館	日曜を除く毎日	572 件
26	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	491 件
	西麻布児童館	日曜を除く毎日	303 件
	麻布子ども中高生プラザ	毎週火・木曜日	10 件
27	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	348 件
	子どもふれあいルーム	日曜を除く毎日	8 件
	麻布子ども中高生プラザ	(4 月～8 月) 毎週火・木曜日 (9 月～平成 28 年 3 月) 毎日	374 件
28	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	539 件
	子どもふれあいルーム	日曜を除く毎日	200 件
	麻布子ども中高生プラザ	日曜を除く毎日	1270 件
29	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	916 件
	子どもふれあいルーム	月・木・土曜日	398 件
	麻布子ども中高生プラザ	毎日	989 件

※飯倉学童クラブは、毎日 10 種類の「おすすめおもちゃ」を貸し出しています。全種類 (164 種類) のおもちゃの貸出し事業は、平成 25 年度は 18 回、平成 26 年度は 18 回、平成 27 年度は 18 回、平成 28 年度は 19 回、平成 29 年度は 21 回。

※麻布子ども中高生プラザは平成 26 年 9 月 1 日に開設し、平成 27 年 2 月から、おもちゃの貸出し事業を開始しました。

※子どもふれあいルームは平成 26 年 11 月 1 日に開設し、平成 27 年 12 月から、おもちゃの貸出し事業を開始しました。

※西麻布児童館は平成 26 年 10 月 31 日で廃止となりました。

2 講演会

年度	開催場所	開催日	講演テーマ	参加者数
25	飯倉学童クラブ	平成 26 年 3 月 20 日	「笑ってまなぶ子育てのコツ」	60 人
	西麻布児童館	平成 25 年 10 月 18 日	「おもちゃとあそび」	25 人
26	飯倉学童クラブ	平成 27 年 3 月 17 日	「子どもの発達を促す親のかかわり方とおもちゃ」	24 人
27	麻布子ども中高生プラザ	平成 27 年 6 月 23 日	「おもちゃと子育て」	22 人
	飯倉学童クラブ	平成 28 年 2 月 22 日	「子どもの遊びへのかかわり方」	51 人
28	麻布子ども中高生プラザ	平成 28 年 6 月 28 日	「子どもの発達を促すおもちゃと大人の関わり方」	12 人
		平成 28 年 12 月 6 日	「おもちゃと環境」	12 人
	飯倉学童クラブ	平成 29 年 3 月 7 日	「発達に合ったおもちゃの選び方」	42 人
29	麻布子ども中高生プラザ	平成 29 年 10 月 21 日	「お父さんの手作りおもちゃ教室」	29 人
		平成 30 年 2 月 23 日	「ママのぬくもり布おもちゃ」	19 人
	飯倉学童クラブ	平成 30 年 3 月 6 日	「木育ってなあに？」	24 人

※西麻布児童館は平成 26 年 10 月 31 日で廃止となりました。

目 的

豊かな自然を体験する機会を設け、児童の健全育成を促すとともに、他自治体との交流をとおして互いの地域の魅力や歴史を知る機会を創出することを目的とします。

事業内容

自然や農業、伝統文化などを体験できる交流事業を実施することにより、児童の健全な育みを促すとともに他自治体への関心が深まる取組を実施します。

また、地域のイベントの際に特産品の販売を行うほか、交流事業実施時に現地児童との交流を図るなど、双方向の交流事業とします。

新たな自治体との交流事業については、「自治体間連携推進の基本的な考え方」に基づき、麻布地区との連携・交流が可能な自治体を調査し、交流事業を企画していきます。

事業開始時期

平成27年4月

事業の状況

1 実施事業

名 称	麻布地区サマースクール i n 舟形町
実 施 日	平成29年8月4日（金）～6日（日） 2泊3日
交流地域	山形県最上郡舟形町
交通手段	往路及び復路：新幹線
参加人数	48名
	内訳：参加者38名（子ども20名、保護者18名）
	（参考）南麻布8名・東麻布8名・六本木3名
	麻布十番2名・麻布狸穴町5名・麻布永坂町2名
	西麻布6名・元麻布2名・芝公園2名（東麻布学童クラブ）
	職員5名、看護師1名、児童育成指導員2名、
	麻布地区住民スタッフ1名、添乗員1名

2 プログラム

- | | |
|-----|---|
| 1日目 | ①陶芸体験 ②星空観察、花火 |
| 2日目 | ①縁結びの道トレッキング ②鮎のつかみ取り体験
③川遊び、ボート遊び（舟形町の子ども達との交流あり）
④縄文炎祭り参加 |
| 3日目 | ①舟形マッシュルーム工場（ピザ作り体験） ②工場見学
③舟形町の特産物販売所見学 |

麻布を語る会 全体体系図

麻布を語る会 (平成18年7月発足)

地域情報の発信
分科会

(平成18年7月設置)

麻布未来写真館
分科会

(平成21年5月設置)

麻布地区
政策分科会

(平成28年4月設置)

事業完了のため解散した分科会

「麻布地区版計画推進支援」分科会 (平成27年4月～平成28年3月)

「協働事業提案制度」分科会 (平成24年5月～平成27年3月)

「麻布地区版基本計画策定」分科会 (平成24年5月～平成27年3月)
(平成19年7月～平成21年3月)

「基本計画協働推進」分科会 (平成21年7月～平成24年3月)

「麻布のまちについて考える」分科会 (平成18年7月～平成20年3月)

「港区政60周年記念事業」分科会 (平成18年7月～平成19年3月)

※それぞれの分科会の詳細については次ページ以降を参照してください。

根拠法令等

港区麻布地区総合支所区民参画組織麻布を語る会設置要綱

目 的

麻布地区を「魅力のあるまち」にするために、地域の情報を共有化し世代を超えたコミュニティの活性化をはかるための手段として、地域の方々が自ら取材し編集する地域情報紙「ザ・AZABU」を発行しています。

内 容

(1) 地域情報紙の発行

月1回程度の編集会議を開催し、地域情報紙の企画、編集を行います。

設 置 年 時 期

平成18年7月

活 動 の 記 録

(1) 編集会議の開催状況

平成29年度

回数	開催年月日	出席人数	主 な 項 目
第1回	平成29年4月7日(金)	11人	今年度の分科会について 第40号の内容について
第2回	平成29年5月18日(木)	14人	第40号の進捗状況および校正について
第3回	平成29年6月8日(木)	11人	第41号の内容について
第4回	平成29年8月23日(水)	8人	第41号の進捗状況および校正について
第5回	平成29年9月14日(木)	9人	第42号の内容について
第6回	平成29年11月6日(月)	8人	第42号の進捗状況および校正について
第7回	平成29年11月21日(火)	9人	第43号の内容について
第8回	平成30年1月31日(水)	7人	第43号の進捗状況および校正について
第9回	平成30年3月1日(木)	10人	平成30年度「ザ・AZABU」の取材等の進め方について

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回	9回	9回	9回	9回	9回
委員数	18人	14人	14人	19人	18人

(2) 地域情報紙発行状況

平成 29 年度

第 40 号 平成 29 年 6 月 22 日

第 41 号 平成 29 年 9 月 28 日

第 42 号 平成 29 年 12 月 14 日

第 43 号 平成 30 年 3 月 8 日

(3) 配布方法

委託事業者による各戸配付

区有施設に配置

麻布地区内の駅に配置

ちいばす車内への配置

(4) 発行部数

平成 29 年度 各号 35,500 部

目 的

区民や企業、大学等と協働して麻布地区に関わる写真の収集・保存を行い、「まち」の歴史や文化をより多くの人に知ってもらうことで、麻布地区への愛着を深める一助としていくとともに、暮らす人々にとって身近な歴史・文化資源に関する写真の保全・継承・活用を図ります。

内 容

区民参画によるワークショップにより、麻布地区の昔の写真等を資料として収集するとともに、定点写真等を撮影し、麻布のまちの変化を保存していきます。

写真収集にあたっては、一般区民や地元の団体・学校から古い写真の提供を受け、パネル展等で活用しました。

設 置 年 時 期

平成 21 年 5 月

事 業 の 状 況

平成 29 年度分科会開催状況

回 数	開 催 日	概 要	出 席 人 数
第 1 回	平成29年4月26日(水)	メンバー紹介 平成 29 年度の活動について	11 人
第 2 回	平成29年5月10日(水)	今年度のテーマ・まちあるきについて	11 人
第 3 回	(A)平成29年5月27日(土) (B)平成29年6月11日(日)	まちあるき：第 1 回撮影	計 12 人
第 4 回	平成29年6月28日(水)	撮影結果・今後の進め方について	12 人
第 5 回	平成29年7月26日(水)	今後の活動について	10 人
第 6 回	(A)平成29年9月30日(土) (B)平成29年10月1日(日)	まちあるき：第 2 回撮影	計 13 人
第 7 回	平成29年10月11日(水)	撮影結果・パネル展に向けて	9 人
第 8 回	平成29年11月22日(水)	パネル作成について	10 人
第 9 回	平成30年1月10日(水)	パネル内容の検討	11 人
第 10 回	平成30年2月28日(水)	パネル展について	10 人
第 11 回	平成30年3月14日(水)	今年度活動の振り返り	13 人

パネル展等開催状況

【パネル展】

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ・麻布図書館 | 平成 29 年 6 月 6 日～6 月 22 日 |
| ・フジフィルムスクエアミニギャラリー | 平成 30 年 2 月 2 日～2 月 15 日 |
| ・麻布地区総合支所ロビー | 平成 30 年 2 月 19 日～3 月 2 日 |
| ・東洋英和女学院史料展示コーナー | 平成 30 年 3 月 2 日～3 月 26 日 |
| ・麻布子ども中高生プラザ等複合施設図書・展示コーナー | 平成 30 年 3 月 6 日～3 月 28 日 |

【常設展示場】

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・有栖川宮記念公園管理事務所展示スペース | 平成 24 年 7 月 19 日～ |
| ・麻布地区総合支所 2 階通路 | 平成 24 年 9 月 5 日～ |
| ・麻布区民協働スペースロビー | 平成 27 年 3 月 27 日～ |
| ・都立中央図書館 2 階通路 | 平成 27 年 11 月 6 日～ |

目 的

「港区基本計画・麻布地区版計画書（平成 27（2015）年度～平成 32（2020）年度）」（以下、「麻布地区版計画書」という。）に掲げる麻布地区の将来像「生活者優先の、安全で安心して快適に住み続けられる国際・文化都市」の実現に向けて、「参画と協働」による取組を一層推進し、地域課題の解決を図ることを目的としています。

分科会は公募により参加する区民で構成され、麻布地区版計画書の推進状況についての意見交換等の活動を行います。

【麻布地区がめざす将来像】

生活者優先の、安全で安心して快適に住み続けられる国際・文化都市
～ 地域そして世界へつながる“AZABU”をめざして ～

3つの重点項目

A 安全・安心なまちを地域とともにつくる

ZA 様々な人が共生できる地域コミュニティをつくる

BU 文化や歴史、豊かな国際性を生かした魅力あるまちをつくる



内 容

平成29年度は、見直しに向けて麻布地区版計画書（素案）に対する提言の反映状況について、意見、助言を行いました。

平成30年度は、見直しを行った麻布地区版計画書の各事業等の進捗管理や、次年度に予定している麻布地区版計画書策定の提言への積極的な参画につなげるため、講演会等を開催し、麻布地区版計画書の内容や行政の仕組みについて理解を深めます。

設 置 年 時 期

平成28年4月

事 業 の 状 況

平成29年度分科会開催状況

回 数	開 催 日	概 要	出 席 人 数
第1回	平成29年 7月20日 (木)	・計画の見直しに向けたスケジュールについて ・地域事業の見直しの方向性について	9人
第2回	平成29年 9月4日 (月)	・計画の見直しに向けたスケジュールについて ・3つの地域事業の見直しの方向性について	8人
第3回	平成29年 11月8日 (水)	・港区基本計画・麻布地区版計画書（素案）について ・今後のスケジュールについて	9人
第4回	平成30年 3月12日 (月)	・港区基本計画・麻布地区版計画書（素案）からの修正 について ・平成30年度の分科会運営について	9人

あざぶ達人倶楽部
(平成30年度から「麻布の魅力探訪事業～あざぶ達人ラボ～」)

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

あざぶ達人倶楽部は、麻布地区の歴史や文化及び産業等に関して、地域に精通したコミュニティの担い手となる人材を幅広く発掘・育成していくとともに、主体的に実践活動に取り組んでいけるよう支援していくことを目的としています。

内 容

平成29年度は、座学とまちあるき等による講座を10回開催し、受講生が学びました。また、講座修了生によるあざぶ達人ラボでは、2つの部会に分かれ、まちあるき、麻布地区にある坂・建物の研究、平成29年度講座受講生との交流会の企画を行いました。

事 業 の 状 況

(1) あざぶ達人倶楽部講座

回数	開催日	参加人数	主 な 内 容
第1回	平成29年6月21日(水)	17人	始業式・オリエンテーション・講演
第2回	平成29年7月26日(水)	21人	麻布の歴史を学ぶ
第3回	平成29年9月3日(日)	22人	あざぶウォッチング・歴史まちあるき
第4回	平成29年9月27日(水)	37人 (※1)	交流会・ミニセミナー
第5回	平成29年10月18日(水)	16人	シンポジウム「麻布の地域資源」
第6回	平成29年11月11日(土)	12人	あざぶウォッチング(地域資源探しまちあるき)
第7回	平成29年11月15日(水)	13人	ワークショップ「麻布の地域マップをつくろう」
第8回	平成29年12月6日(水)	13人	地域資源の発信講座
第9回	平成30年1月17日(水)	10人	座学「講座で学んだ活動の実践」
修了式	平成30年2月17日(土)	12人	修了式・活動報告会・著名人による記念講演

※1 あざぶ達人ラボの参加者も含む人数

(2) あざぶ達人ラボ

回数	開催日	参加人数	主 な 内 容
第1回 全体会	平成29年5月24日(水)	32人	活動報告、グループディスカッション
第2回 全体会	平成30年1月30日(火)	21人	活動報告

・この他に、まちあるき部会、あざぶ研究部会が活動しました。

目 的

麻布地区には 50 か所（平成 30 年 4 月現在）の大使館があり、外国人住民や外国人の来街者も多い地区です。日本人と外国人とのコミュニケーションの機会を増やし、互いの信頼関係を深め、地域に対する愛着を深めることを目的とします。

内 容

日本人と外国人との多様な交流の機会を創出するため、地域資源を活用し、国際交流を実現するイベント等を実施します。また、地域の方々が参加する総合防災訓練に外国人向けのプログラムを設け、外国人参加者を募集します。

事業開始時期

平成 27 年 4 月

※この事業は平成 30 年 3 月 31 日で廃止となりました。

事業の状況

- (1) 港区総合防災訓練（麻布会場）外国人向け英語通訳ツアーへの参加
平成 29 年度

実施日	参加人数
平成 29 年 11 月 12 日（日）	51 人

参加者（出身）オーストリア、ガーナ、キューバ、中国など

- (2) 麻布地域情報紙「ザ・AZABU」英語版の発行

① 平成 29 年度

第 39 号 平成 29 年 6 月 20 日

第 40 号 平成 29 年 9 月 21 日

第 41 号 平成 29 年 12 月 14 日

第 42 号 平成 30 年 3 月 8 日

② 配布方法

麻布地区内の駅、区有施設に配置

麻布地区内の大使館、テンプル大学、政策研究大学院大学、港区国際交流協会、リーブラ等に配布

③ 発行部数

各号 1,000 部

- (3) 国際交流スポーツイベント「麻布ゆるスポーツユナイテッド」の実施

実施日	参加人数	主な内容
平成 30 年 3 月 17 日（土）	332 人 （うち外国人 35 名）	イベントの開催

六本木安全安心プロジェクト
(平成30年度から「六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～」)

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

麻布地区に暮らす全ての人々が、安全・安心を実感し、地域の課題を地域で解決できるようにしていくため、六本木安全安心憲章の推進など地域の安全・安心なまちづくりを推進し、地域の活動を支援していくことを目的としています。

内 容

「みんなと安全安心コミュニティプロジェクト」における六本木地区の安全・安心及び環境改善として実施してきた内容を拡充し、より六本木地区の治安改善に特化した内容を取り組みます。

町会・自治会、商店会、事業者、関係機関等が連携・協働により制定した六本木の地域独自ルール「六本木安全安心憲章」の更なる周知・浸透と憲章内容実現のための調査研究と対応に取り組めます。

事業の状況

(1) 周知・啓発キャンペーンの実施

実 施 日	参加人数
平成29年4月7日(金)	130人
平成29年5月18日(木)	51人
平成29年6月22日(木)	71人
平成29年7月28日(金)	114人
平成29年8月24日(木)	41人
平成29年9月21日(木)	58人
平成29年10月12日(木)	52人
平成29年11月17日(金)	56人
平成29年12月8日(金)	125人
平成30年1月25日(木)	63人
平成30年2月22日(木)	44人
平成30年3月22日(木)	51人
合計	12回 856人

(2) 平成29年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度

推奨事業所等：21

賛同事業所等：371

(平成30年3月末時点)

六本木安全憲章の新しいデザインとコピーを活用して、周知・浸透活動を行います。引き続き具体的実行策として、町会・自治会、商店会、事業者、関係機関等と継続的にパトロール活動を実施していきます。

麻布で“地域のちから”活性化事業
(平成 30 年度から「みんなでまちをよくする“ミナヨク”」)

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

様々な人々による交流を深め、地域内でのコミュニティの活性化を促進させていくことを目的とします。

内 容

地域にかかわる多世代、多様な人々が地域交流を深め、新しい地域づくりを創造してゆくために、地域に関わる“人材”の養成やコミュニティ活動を行う“場”をつくるための支援を行います。

事業開始時期

平成 27 年 4 月

事業の状況

麻布地区を「みんな」で「よく」するコミュニティデザイン活動「ミナヨク」を実施しています。「ミナヨク」では、「麻布をもっと知りたい」「こうすれば、もっと麻布をよくできるかも？」などの同じ思いをもつ仲間と、五感を使って「麻布」のまちを学び知り、自由にアイデアを出し合い、「想像をかたちにするチカラ」を身につけるプログラムを実施しています。

平成 29 年度

回	開催日	概 要	出席人数
Day1	平成 29 年 8 月 23 日(水)	地域を知る (1)	19 人
Day2	平成 29 年 9 月 1 日(金)	地域を知る(2)+ゲストトーク	14 人
Day3	平成 29 年 9 月 6 日(水)	デザイン思考講座+テーマ作り	11 人
Day4	平成 29 年 9 月 16 日(土)	フィールドワーク+チームビルディング	10 人
Day5	平成 29 年 9 月 23 日(土)	アイデアをかたちに	10 人
Day6	平成 29 年 10 月 14 日(土)	カンファレンス	9 人
Day7	平成 29 年 11 月 10 日(金)	修了式、活動報告会	10 人



みんなで
まちをよくする

ミナヨク

防災ネットワーク構築事業
(平成 30 年度から「地域と事業所」防災連携プロジェクト)

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

港区防災対策基本条例に基づき、地区内事業所が災害の発生に備え、従業員、来街者及び事業所の周辺地域における区民の安全確保に向けた体制の整備を推進するとともに、行政、事業所間、防災住民組織等との連携を円滑に行うことが可能なネットワークづくりを支援します。

内 容

地区内事業所を対象とした事業所防災ネットワーク会議を開催し、防災に関する情報交換等を行っています。

また、講演会を実施し、防災意識の向上と事業所防災ネットワーク会議の重要性について周知するとともに、地域防災協議会との連携を通じ、地域全体の災害時対応力強化を目指します。

事業の状況

平成 29 年度

内容	開催日	概要
ネットワーク会議の開催	平成 29 年 8 月 24 日 (木)	・平成29年度 活動計画 ・六本木駅周辺滞留者対策推進協議会の取組紹介 ・総合防災訓練への協力 他
総合防災訓練への参加	平成 29 年 11 月 12 日 (日)	・記念品配布やパネル展示の実施
防災ワークショップの開催	平成 29 年 11 月 16 日 (木)	・地域課題やリスクの共有 ・地域での必要な備え、連携、意識の検討
防災講演会の開催	平成 30 年 2 月 13 日 (火)	・麻布地区の特徴を踏まえ、事業所と地域の連携事例などを紹介

事業開始時期

平成 21 年 8 月

目 的

地域や行政が実施するイベント等に参加したことのない区民が、気軽に参加できるイベントを通じて、地域を知り、様々な人たちと交流できる機会を創出することで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

内 容

国際色豊かな地域の特色を生かしたイベントを実施します。実施に当たっては、これまでに培ってきた地域の人材を活用するとともに、麻布地区の商店会や企業、大使館等と連携し、国籍・世代を問わず気軽に参加できるイベントとします。

事業開始時期

平成30年4月

みんなでエコっとプロジェクト

麻布地区総合支所
まちづくり課

目 的

地域の子どもたちが自然や生きものを大切にする心を育むために、地域に溢れる自然環境や企業・地域団体等と連携して、「見る」「知る」「体験する」機会を創出します。

内 容

自然環境やリサイクルに関する取組を行う事業所等と連携し、環境に配慮した素材を活用したワークショップや地域に溢れる自然を観察する体験学習を実施します。

事業の状況

平成 29 年度

開催日	概要	参加人数
平成 29 年 6 月 4 日(日)	池に生息するいきもの観察	49 人
平成 29 年 9 月 24 日(日)	落ち葉を使ったガーランド作り	40 人
平成 29 年 11 月 19 日(日)	どんぐりを使ったカレンダー作り	40 人
平成 29 年 12 月 17 日(日)	葉っぱを使ったクリスマスアート作り	25 人
平成 30 年 2 月 4 日(日)	バードウォッチングと鳥の絵を描く	46 人

事業開始時期

平成 27 年 4 月

飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業

麻布地区総合支所
まちづくり課

目 的

地域の小学生が環境をテーマに制作した絵画をとおして地域のコミュニティの場を提供するとともに、公共空間の見守りや多様な人々の連帯感を高め、麻布の「地域力」を高めます。

内 容

小学校の通学路となっている、公共空間である地下横断歩道を利用して小学生の絵画を展示します。

事業開始時期

平成19年12月

展示場所

港区麻布台一丁目・六本木三丁目先（麻布飯倉片町地下横断歩道内）

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で孤立することなく、安心して自分らしくいきいきと生活できるよう、気軽に集い学べる交流の場を提供するとともに、地域におけるボランティアを養成し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

内 容

高齢者が気軽に立ち寄り集える「地域サロン」を開催し、専門講師による講座、レクリエーション、高齢者相談、関係機関からの情報提供などを行います。

また、「地域サロン」の運営に携わるボランティアを養成するための「地域づくり応援ボランティア養成講座」を開催します。

事業開始時期

平成 22 年 10 月

事業の状況

地域サロンの開催状況

(1) 南麻布いきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	平成 29 年 4 月 26 日	詩吟	17 人
第2回	平成 29 年 5 月 24 日	落語と語り	17 人
第3回	平成 29 年 6 月 28 日	昭和歌謡	22 人
第4回	平成 29 年 7 月 26 日	フラダンス	24 人
第5回	平成 29 年 9 月 27 日	パステル画	14 人
第6回	平成 29 年 10 月 25 日	消費者問題講談	14 人
第7回	平成 29 年 11 月 22 日	歴史を語る	16 人
第8回	平成 29 年 12 月 20 日	寮歌を歌う	20 人
第9回	平成 30 年 1 月 24 日	新春脳トレゲーム	14 人
第10回	平成 30 年 3 月 28 日	アンサンブルマンドリーノ	21 人

(2) 飯倉いきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	平成 29 年 4 月 5 日	折り紙	12 人
第2回	平成 29 年 5 月 3 日	手作り鯉のぼりと端午の節句	11 人
第3回	平成 29 年 6 月 7 日	日本舞踊	16 人
第4回	平成 29 年 7 月 5 日	リズムダンス	10 人

第5回	平成29年9月6日	ブレスレット作り・ヨガ	21人
第6回	平成29年10月4日	昭和歌謡	17人
第7回	平成29年11月1日	七五三千歳飴袋作り	14人
第8回	平成29年12月6日	干支作り	20人
第9回	平成30年1月10日	ネクタイのネックレス作り	22人
第10回	平成30年3月7日	パステル画	17人

(3) ありすいきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	平成29年4月13日	ビンゴゲームとカラオケ	10人
第2回	平成29年5月11日	アロマハンドケア&マッサージ	9人
第3回	平成29年6月8日	コンサート	18人
第4回	平成29年7月13日	ピアノデュオ連弾	10人
第5回	平成29年9月14日	朗読	10人
第6回	平成29年10月12日	ハロウィンパーティ	17人
第7回	平成29年11月9日	ポップスコラスと合唱	24人
第8回	平成29年12月14日	脳トレとクリスマスビンゴ	9人
第9回	平成30年1月11日	新春コンサート	10人
第10回	平成30年3月8日	ジャズコンサート	17人

(4) 西麻布いきいきプラザ会場

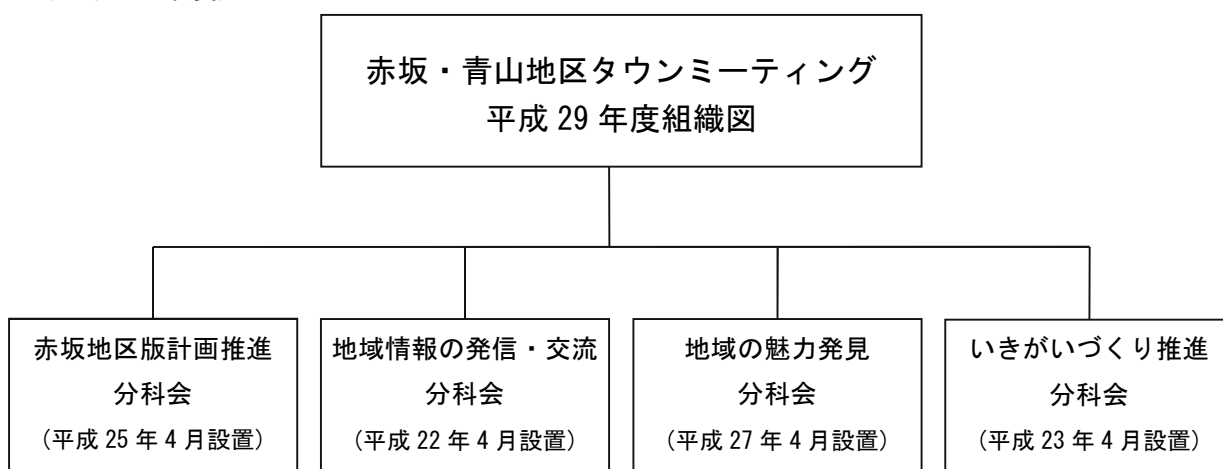
回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	平成29年4月20日	歌唱指導・リンパ漫才	17人
第2回	平成29年5月18日	眉書き・タペストリー作り	8人
第3回	平成29年6月15日	コースター・タペストリー作り	10人
第4回	平成29年7月20日	アコーディオン演奏と歌	22人
第5回	平成29年9月21日	手品	12人
第6回	平成29年10月19日	口腔ケア講座	5人
第7回	平成29年11月16日	クリスマス小物作り	18人
第8回	平成29年12月21日	クリスマス音楽会	33人
第9回	平成30年1月18日	新春落語	15人
第10回	平成30年3月15日	トンボ玉作り	18人

赤坂地区総合支所の事業

目 的

赤坂地区総合支所では、区民協働による赤坂・青山のまちづくりをめざして、一緒に考え、行動する場として、区民参画組織「赤坂・青山地区タウンミーティング」を設置しています。地域の課題解決や地域の魅力発掘・発信等、様々なテーマの分科会を設置し、区民の意向を反映させながら赤坂地区の将来像の実現をめざします。

赤坂・青山地区タウンミーティング組織図 (平成 29 年度)



※それぞれの分科会の詳細については、次ページ以降を参照してください。

区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング
「赤坂地区版計画推進分科会」

赤坂地区総合支所
協働推進課

目 的

港区基本計画・赤坂地区版計画書に掲げる将来像「未来に向け共存できるまち赤坂・青山～魅力あふれる国際都市へ～」の実現をめざして、計画書の進捗状況を把握するとともに、計画事業の推進、見直しに向けての意見交換や検討を目的として活動します。

内 容

平成 28 年度に「港区基本計画・赤坂地区版計画書（平成 27 年度～平成 32 年度）」の後期見直しに向けて、計画書に計上されている地域事業を評価・検証し、検討の成果を「提言書」として取りまとめ、区に提出しました。

平成 29 年度は、区から赤坂地区版計画書の見直し経緯や提言の反映状況等について報告を行いました。

開 催 状 況

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	11 回	3 回	—	7 回	1 回
メンバー数	30 人	26 人	—	18 人	11 人

※平成 27 年度は赤坂地区版計画書の実施初年度にあたるため、事業の推進や見直しに関する検討会は開催せず、進捗状況報告書を送付しました。

平成 29 年度

開催日	内 容
平成 29 年 11 月 15 日 (水)	赤坂地区版計画書（素案）報告

目 的

赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者等の参画を得て、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」を発行し、より身近な地域情報を工夫を凝らして発信し共有することにより、幅広い世代の地域コミュニティの形成を図っています。

内 容

赤坂・青山地域に密着した、多彩で詳細な情報を企画・取材・編集し、赤坂・青山の各地域の特色を活かした内容で、地元の情報を発信します。

開 催 状 況

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	14回	16回	16回	20回	19回
メンバー数	17人	18人	18人	12人	8人

平成 29 年度

(単位：人)

号 数	開 催 日	出席人数	内 容
第 40 号	平成 29 年 4 月 12 日	5	メンバー挨拶 地域情報誌概要・編集方針について
	平成 29 年 4 月 19 日	6	特集面/行政面取材先・取材内容検討
	平成 29 年 4 月 27 日	7	レイアウト検討
	平成 29 年 5 月 26 日	5	第一稿校正
	平成 29 年 6 月 9 日	4	第二稿校正
	平成 29 年 6 月 16 日	2	最終稿校正
第 41 号	平成 29 年 6 月 22 日	6	特集面/行政面取材先・取材内容検討
	平成 29 年 7 月 26 日	6	第一稿校正
	平成 29 年 8 月 4 日	5	第二稿校正
第 42 号	平成 29 年 9 月 12 日	5	特集面/行政面取材先・取材内容検討
	平成 29 年 10 月 26 日	4	第一稿校正
	平成 29 年 11 月 9 日	3	第二稿校正
	平成 29 年 11 月 21 日	2	最終稿校正
第 43 号	平成 29 年 12 月 20 日	3	特集面/行政面取材先・取材内容検討
	平成 30 年 1 月 18 日	4	レイアウト検討
	平成 30 年 2 月 16 日	4	第一稿校正
	平成 30 年 2 月 22 日	4	第二稿校正
	平成 30 年 3 月 2 日	2	最終稿校正
臨時	平成 30 年 3 月 26 日	5	平成 30 年度のテーマについて検討

発 行

(単位：部)

号	発行日	特集記事	発行部数
第 40 号	平成 29 年 7 月 6 日	夏のお祭りガイド	24,500
第 41 号	平成 29 年 9 月 8 日	赤坂青山アート特集	24,500
第 42 号	平成 29 年 12 月 19 日	赤坂・青山 魅力今昔 老舗を訪ねて	24,500
第 43 号	平成 30 年 3 月 16 日	やってみない？ボランティア	24,500
英語版	平成 30 年 3 月 23 日	第 39～42 号ダイジェスト	2,000

配布方法

赤坂管内の世帯に各戸配布し、区有施設・駅等にも配置しています。

目 的

赤坂・青山地域の高齢化率は港区の中で最も高く、高齢者への支援が強く望まれています。地域における高齢者等の孤立を防ぐため、新たなふれあい、いきがづくりに向けた支援方法を検討し、赤坂・青山ならではのサポートする仕組みの構築を目指します。

内 容

高齢者と地域のかかわりについて区民参画組織の中で検討し、平成24年度から分科会メンバーが中心となって「赤坂・青山ふれあいサロン」を運営しています。

開催状況

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	7回	7回	7回	7回	7回
メンバー数	15人	14人	14人	14人	16人

平成29年度

(単位：人)

回 数	開 催 日	出席人数	内 容
第1回	平成29年4月17日(月)	9	自己紹介、座長・副座長選出、今年度サロン開催計画(案)、昨年度サロン報告
第2回	平成29年5月15日(月)	12	サロン運営内容(5.6.7月実施分)
第3回	平成29年7月10日(月)	11	サロン運営内容(7.8.9月実施分)
第4回	平成29年9月11日(月)	8	サロン運営内容(9.10.11月実施分)
第5回	平成29年11月13日(月)	8	サロン運営内容(11.12.1月実施分) サロンアンケート結果について
第6回	平成30年1月15日(月)	6	サロン運営内容(1.2.3月実施分) 平成30年度サロン事業計画について
第7回	平成30年3月12日(月)	9	サロン運営内容(3.4.5月実施分) 平成30年度サロン事業計画について

「赤坂・青山ふれあいサロン」

日時等：毎月第2・4水曜日 赤坂地区総合支所内
毎月第3水曜日 赤坂地区高齢者相談センター
午後1時30分から

対 象：概ね60歳以上の区民

*実施状況については、「赤坂・青山ふれあいサロン」を参照

目 的

ラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、新国立競技場に隣接する赤坂・青山地域には、国内外から多くの観光客が訪れることが予想されます。

この機に備え、「まちの魅力」を発掘し、赤坂・青山地域に特化した情報を発信する手段を確立させます。多くの人を訪れるこの時に、赤坂・青山地域をPRし、まちのにぎわい創出やまちへの愛着醸成につなげます。

内 容

これまでの地域の魅力を発信する取組を踏まえ、赤坂・青山地域の魅力や地域情報の発信方法について検討し、まち歩きマップや観光リーフレット等、地域の魅力を広く発信するための成果物につなげます。

平成29年度は赤坂・青山地域の魅力を伝える冊子を作成しました。

平成30年度からは、これまで収集された赤坂・青山地域に関する情報を体系的にまとめたデータベースの作成等を通じ、地域が自ら地域の魅力を発信する仕組みづくりを行います。

開 催 状 況

回 数	開 催 日	出 席 人 数	内 容
第1回	平成29年4月20日(木)	13人	地域の魅力発見分科会活動予定 座長の選任
第2回	平成29年5月18日(木)	11人	冊子の形状・ページ数等について
第3回	平成29年6月15日(木)	10人	『私が知っている赤坂・青山のちょっとした小話』
第4回	平成29年7月20日(木)	9人	冊子のテーマ等について
第5回	平成29年8月17日(木)	9人	冊子で取り上げるジャンルについて
第6回	平成29年9月21日(木)	11人	原稿の作成について
第7回	平成29年10月19日(木)	11人	冊子タイトルについて
第8回	平成29年11月16日(木)	9人	冊子タイトルについて
第9回	平成29年12月21日(木)	10人	表紙デザインについて
第10回	平成30年1月18日(木)	8人	デザイン、レイアウトについて
第11回	平成30年2月15日(木)	9人	校正作業
第12回	平成30年3月15日(木)	11人	最終校正

目 的

赤坂・青山地域には、社会貢献関連の部署を設置し、積極的に社会貢献活動を行っている企業・教育機関等が多く立地しています。こうした地元企業や教育機関等のネットワーク化を図り、防災・環境美化等の地域課題を解決するため、企業・教育機関等の参加を得た協働の仕組みをつくりまします。

内 容

社会貢献活動をしている地元企業・教育機関等をネットワーク化し、滞留者・帰宅困難者対策等の防災に関する取組や、放置自転車・放置バイク、路上・歩行喫煙禁止等の環境美化等について、総合的な協働の仕組みをつくり、地域の課題解決に取り組みまします。

平成 27 年度より帰宅困難者対策は防災課と連携を図ることから、独立した事業となりました。平成 29 年度は「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて」をテーマとした活動を行いました。

事業開始時期

平成 18 年 10 月

事業の状況

- 平成 25 年度
防災・環境美化・社会貢献活動に関する取組を幅広く情報共有、発信する「全体会議」として活動しました。
情報共有や意見交換を行い、「滞留者支援対策」については、「乃木坂防災協議会」「青山通り防災協議会」にて「滞留者支援ルール（案）」を作成し、滞留者対策訓練を実施しました。
 - ・第 1 回「赤坂・青山会議」（平成 25 年 6 月 18 日（火））
 - ・第 1 回「青山通り防災協議会」（平成 25 年 7 月 30 日（火））
 - ・第 1 回「乃木坂防災協議会」（平成 25 年 7 月 31 日（水））
 - ・第 2 回「赤坂・青山会議」（平成 26 年 3 月 20 日（木））
 - ・第 2 回「青山通り防災協議会」（平成 25 年 11 月 22 日（金））
 - ・第 2 回「乃木坂防災協議会」（平成 25 年 11 月 26 日（火））
 - ・滞留者対策訓練（平成 26 年 1 月 31 日（金））
 - ・清掃活動（クリーンキャンペーン）（17 回・延べ 373 人）
- 平成 26 年度
防災（滞留者・帰宅困難者対策）、環境美化、社会貢献に関する参画事業所の情報発信等を主なテーマとして取り組みました。
 - ・第 1 回「赤坂・青山会議」（平成 26 年 7 月 24 日（木））
 - ・第 2 回「赤坂・青山会議」（平成 27 年 3 月 30 日（月））
 - ・第 1 回「乃木坂・青山通り防災協議会」（平成 26 年 9 月 16 日（火））
 - ・第 2 回「乃木坂・青山通り防災協議会」（平成 26 年 12 月 2 日（火））
 - ・防災イベント、青山一丁目駅上交差点（平成 26 年 10 月 16 日（木））
 - ・滞留者対策訓練（平成 27 年 3 月 16 日（月））
 - ・情報連携訓練（平成 27 年 3 月 24 日（木））
 - ・「赤坂青山 美しいまちマナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等）
- 平成 27 年度
平成 27 年度より帰宅困難者対策は防災課と連携を図ることから、独立した事業となりました。平成 27 年度は今後のテーマの検討を行うとともに、各企業の CSR 活動の報告書を作成しました。

- ・港区赤坂・青山会議の運営等に関する調査の実施および集計（平成 27 年 9 月～11 月）
- ・第 1 回「赤坂・青山会議」（平成 27 年 12 月 17 日（木））
- ・第 2 回「赤坂・青山会議」（平成 28 年 2 月 23 日（火））
- ・第 3 回「赤坂・青山会議」（平成 28 年 3 月 15 日（火））
- ・「赤坂・青山 美しいまちマナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等）

○ 平成 28 年度

平成 28 年度は、地域とかかわりのある既存の活動や事業とのマッチングをベースに、実現可能な範囲でまちの課題を解決できるような取り組みを推進していき、地域との連携強化を図ることを目標としました。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて世界に誇れるまちを実現していくことをめざし、新たな取り組みとして、自社前清掃活動の拡大に向けポスターによる清掃活動の呼びかけや、各事業所で保有する期限間近の災害用備蓄食の有効活用に取り組みました。

- ・第 1 回「赤坂・青山会議」（平成 28 年 12 月 20 日（火））
- ・第 2 回「赤坂・青山会議」（平成 29 年 2 月 21 日（火））
- ・第 3 回「赤坂・青山会議」（平成 29 年 3 月 28 日（火））
- ・「赤坂・青山 美しいまちマナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等）
- ・ポスターによる自社前清掃活動拡大の呼びかけ
- ・平成 29 年 3 月 11 日（土）開催「港区政 70 周年・総合支所制度 10 周年記念式典・地域デビューの集い」にて災害用備蓄食の有効活用コーナーの出展
- ・災害用備蓄食を地域のイベント、防災訓練、「赤坂・青山 美しいまちマナーのまち」キャンペーンにて参加記念品として配布

○ 平成 29 年度

平成 29 年度は、平成 28 年度に引き続き実現可能な範囲の中で、地域や行政が抱える課題を解決できるような取り組みの検討、実施が行われました。また、活動の統一感を持たせるため、赤坂・青山会議ののぼりを作成し、事業に関連する場所やイベント等で掲出を行い、活動の PR を行いました。

- ・第 1 回「赤坂・青山会議」（平成 29 年 7 月 7 日（金））
- ・第 2 回「赤坂・青山会議」（平成 29 年 9 月 27 日（水））
- ・第 3 回「赤坂・青山会議」（平成 30 年 3 月 6 日（火））
- ・「赤坂・青山 美しいまちマナーのまち」キャンペーン（みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等）
- ・ポスターによる自社前清掃活動拡大の呼びかけ
- ・災害用備蓄食を地域のイベント、防災訓練、「赤坂・青山 美しいまちマナーのまち」キャンペーン、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布

参加団体数（平成 30 年 4 月現在）

- ・地元企業……………20 社
- ・教育機関……………1 校

目 的

これまで地域活動に参加できていなかった区民に対し、地域に関心を持ってもらい、地域活動に参加するきっかけをつくることを目的として「地域デビューの集い」を開催しています。

内 容

講演や地域で活躍されている方々によるパネルディスカッション、地域で活動する団体の紹介など、参加者及び来場者が地域活動に対する興味や関心を持てるプログラムを実施しています。

また、一般的な定年退職年齢（64歳から67歳）を迎えた赤坂・青山地域の区民を招待し、地域活動への参加促進を図っています。

平成30年度からは、事業対象者を高齢者だけでなく若年層まで拡大するにあたって、子育て世代など若い世代向けの内容も取り入れ、幅広い世代の参加促進に努めます。

事業開始時期

平成27年度

実施状況

	開催日	場 所	内 容	参加人数
27年度	平成28年 2月28日(日)	赤坂区民センター 区 民 ホ ー ル	・基調講演 ・ファッションショー ・赤坂氷川混声合唱団コンサート	158名
28年度 ※	平成29年 3月11日(土)	赤坂区民センター 区 民 ホ ー ル	・パネルディスカッション ・お楽しみ抽選会 ・町会・自治会パネル展示 ・防災備蓄食料の無料配布	約180名
29年度	平成30年 3月4日(日)	赤坂区民センター 区 民 ホ ー ル	・講演 ・パネルディスカッション ・お楽しみ抽選会 ・町会・自治会パネル展示 ・山脇学園琴演奏、青山小学校ダンス部発表	275名

※平成28年度は、港区政70周年記念事業と合わせ、『赤坂地区「港区政70周年・総合支所制度10周年」記念式典・地域デビューの集い』として開催しました。

目 的

赤坂地区の総人口 37,071 人（平成 30 年 4 月 1 日）のうち外国人人口は 3,141 人であり、地区の人口の約 8 % を占めます。また、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で多くの外国人観光客の来訪が予想されます。

赤坂地区に立地する港区国際交流協会と連携・協力し、外国人ニーズを把握して、地区事業への参加を促す広報活動と外国人参加者に対する支援を行います。

内 容

地域にゆかりのある国々に焦点を当てた事業を行うことにより、交流の中から得られた情報や事業の様子等を「地域情報」として蓄積し、赤坂地区の発信する情報や事業に国際的視点を積極的に取り込みます。

交流を深めることで、地域が実施する事業への参加促進につなげるとともに、相互理解を深め、国際化を推進します。

平成 30 年度からは、地域と大使館が交流するイベントの実施等を通じて、地域と大使館がつながるきっかけづくりを行います。

事業開始時期

平成 27 年度

実施状況

	開催日	場 所	内 容	参加人数
27年度	平成27年 9月3日(木)	赤坂区民センター 区 民 ホール	第1回 赤坂地区総合支所 ×カンボジア王国大使館国際 交流イベント	カンボジア人 日本人 計約 250 人
	平成27年 11月17日(火)	赤坂区民センター 区 民 ホール	第2回 赤坂地区総合支所 ×カンボジア王国大使館国際 交流イベント	カンボジア人 日本人 計 183 人
28年度	平成28年 10月11日(火)	赤坂区民センター 区 民 ホール	・中学生によるオーストラリア 派遣報告 in 赤坂・青山 ・迫力の大画面でスポーツ 観戦しよう！『アジア最 終予選-ROAD TO RUSSIA- パブリックビューイング in 赤坂』	オーストラリア人 日本人 その他外国人 計 306 人
29年度	平成29年 6月11日(日)	秩父宮ラグビー場 周 辺	・「秩父宮みなとラグビーまつり 2017」に出展	イベント全体の来場者 約 25,000 人 (日本人、外国人含む)

目 的

地域事業「赤坂メディアアート展」(平成 26 年度で終了)で制作した赤坂地区のマスコットキャラクター「赤坂親善大使」を地域の資源として活用し、次に掲げる目的を持って事業を展開します。

- 1 地元商店街が一体感を持って地域振興に取り組むことを支援します。
- 2 赤坂親善大使を活用し、地元住民が地元商店街を巡る機会を増やし、まちのにぎわいを創出します。
- 3 赤坂親善大使を活用して、まちの魅力を発信します。
- 4 赤坂親善大使がまちの至る所で目に留まるように事業を行うことで、愛着を深めてもらうとともに、認知度を高め、新たな視点で地域の魅力をPRする効果を高めます。

内 容

- 1 赤坂親善大使の着ぐるみが商店街や町会等のイベントに出演し、集客促進を図ることで、にぎわいづくりに貢献します。出演数を増やすことで、赤坂親善大使の認知度を向上させます。
- 2 赤坂親善大使のデザインを商店や事業所等に広く活用してもらえるよう促進し、さらなる認知度の向上を図ります。
- 3 拡散力のある facebook を通じて、新鮮な情報を親しみやすいキャラクター口調で発信することで、多くの人々が地域情報にアクセスする機会を増やします。また、商店街や町会等の行事(イベント)への集客アップに貢献するため、facebook を通じて事前告知を行います。
- 4 キャラクター物品を作成し、赤坂地区の施設等の目に留まる場所に設置し、地区の魅力、活力の向上につなげるとともに、認知度の向上を図ります。
- 5 赤坂親善大使の認知度を高めるため、即効的なPR効果のあるイベント等を活用します。

※平成 30 年度からは、平成 28 年度に港区政 70 周年を記念して制作した、赤坂・青山イメージソング「MY HOME TOWN」をさらに地域に親しんでもらうための取り組みを行います。

出演実績

年 度	27	28	29
出演回数	76 回	76 回	40 回



目 的

乳幼児の保護者が気軽に子育てに関する相談をし、情報交換や交流ができる場を提供することにより、子育て世帯が抱える様々な悩みや不安の軽減を図ります。

内 容

子育てに関する相談や情報交換の場として、赤坂区民センター等で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、管理栄養士などの専門職による相談や、地域の人材を活用し、親子で楽しめるプログラムを提供して、交流を促進します。

事業開始時期

平成27年4月

開催状況

年 度	27	28	29
開催回数	16回	17回	17回
参加人数	488人	377人	418人

平成29年度開催内容

回数	開催日	内容	参加人数
第1回	平成29年4月18日(火)	ベビーマッサージ	34人
第2回	平成29年5月16日(火)	赤ちゃんの味覚と味付けのコツ	30人
第3回	平成29年6月2日(金)	産後の腰痛・肩こり対策	20人
第4回	平成29年7月7日(金)	ベビーマッサージ	61人
第5回	平成29年7月18日(火)	フリージング&電子レンジ活用術	36人
第6回	平成29年8月4日(金)	産後の体を整えよう	20人
第7回	平成29年9月1日(金)	親子で楽しむタッチケア	30人
第8回	平成29年9月19日(火)	紙芝居・パネルシアター	23人
第9回	平成29年10月6日(金)	離乳食 大人からの取分け術	24人
第10回	平成29年10月17日(火)	親子いっしょにストレッチ	16人
第11回	平成29年11月7日(火)	音楽絵本と手遊び歌	26人
第12回	平成29年11月21日(火)	赤ちゃんのお口のケア	24人
第13回	平成29年12月1日(金)	上手に活用ベビーフード	14人
第14回	平成29年12月19日(火)	親子いっしょにストレッチ	24人
第15回	平成30年1月16日(火)	紙芝居・パネルシアター	10人
第16回	平成30年2月2日(金)	かんたん離乳食	4人
第17回	平成30年3月2日(金)	音楽絵本と手遊び歌	22人

※全回、手遊び・絵本の読み聞かせを実施

赤坂・青山子ども中高生共育事業・赤坂・青山 SPORTS LIFE
 (平成 30 年度から「赤坂・青山子ども中高生共育事業」)

赤坂地区総合支所
 協働推進課

目 的

赤坂・青山地域の小・中学校や団体・企業と連携・協力し、主に小学生から高校生を対象とした講座を実施します。講座の内容は、「驚き・感動・気づき」から「自ら考え、行動する」へ導くものとします。それにより、講座等の参加だけにとどまらず、子どもたちの社会参加意識を高め、赤坂・青山地域の活性化を図ります。また、地域の子ども向け事業に関わる団体等のサポートやネットワークの構築を支援し、情報共有を促進し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。

また、赤坂地区は秩父宮ラグビー場が立地しており、明治神宮野球場や国立競技場も近くに立地し、スポーツ関連の資源が豊富な地域です。この赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業の一環として、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、子どもたちがアスリートと直接触れ合い、指導を受けることで、スポーツの楽しさを体験する機会を創出します。併せて、スポーツを通じて身体能力を高めるだけでなく、礼儀・挨拶等の社会性、マナーやフェアプレーの精神、コミュニケーション能力を育みます。

内 容

- ①講座等の企画・運営 ②赤坂・青山共育情報局の運営 ③共育フェスティバルの実施
 ④地域の子ども向け事業に関わる地域団体間のネットワークの構築

事業開始時期

平成 21 年 7 月

※「赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業」と「赤坂・青山 SPORTS LIFE」は、平成 30 年度から事業統合し、「赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業」とし、さらに地域からのニーズを的確に把握し、子どもたちの講座等の参加促進を図ります。

実施状況

平成 29 年度

項 目	実施プログラム等	開催日／開催時期	参加人数／参加団体
①文化系講座	キッズファッションista 育成講座 2017	平成 29 年 7 月 21 日 (金)	8 人
	弟子入り講座 2017	平成 29 年 7 月 25 日 (火) ～平成 29 年 8 月 3 日 (木)	75 人 4 団体
	About 赤坂 ～赤坂は茜坂と呼ばれていた？	平成 29 年 8 月 5 日 (土)	32 人
	プログラミングに挑戦！	平成 29 年 9 月 23 日 (土)	14 人
	ミクロネシア連邦大使館と 国際交流しよう！	平成 29 年 9 月 29 日 (金)	11 人

項目	実施プログラム等	開催日／開催時期	参加人数／参加団体
①文化系講座	英語でクッキング！	平成 29 年 12 月 16 日（土）	13 人
	TEPIA 発明講座	平成 30 年 1 月 20 日（土） ～平成 30 年 2 月 17 日（土）	14 人
	三味線をひこう♪	平成 30 年 3 月 17 日（土）	6 人
②スポーツ系講座	目指せかけっこナンバーワン！ 運動会で輝くランナー養成講座！	平成 29 年 4 月 22 日（土）	50 人
	東京羽田ヴィッキーズと楽しく バスケットボール体験！	平成 29 年 5 月 13 日（土）	25 人
	飯沼誠司さんと楽しく ライフセービング体験！	平成 29 年 6 月 3 日（日）	35 人
	中山麻紀子さんと楽しく チア・ダンス体験！	平成 29 年 7 月 8 日（土）	17 人
	池田信太郎さんと楽しくバドミントン体験！ +いのちの教室	平成 29 年 10 月 28 日（土）	28 人
	葭原滋男さんと ブラインドサッカー体験！	平成 29 年 11 月 18 日（土）	4 人
	野球寺子屋 課外授業	平成 29 年 12 月 9 日（土）	30 人
	田南部力さんと楽しく レスリング体験！	平成 30 年 1 月 27 日（土）	14 人
	サントリーサンゴリアスに学ぶ、 英語で楽しくラグビー講座！	平成 30 年 3 月 4 日（日）	22 人
③赤坂・青山 共育情報局 の運営	ホームページの運営	—	—
	登録団体連絡会	5・7・9・10・12・2月実施	登録 21 団体
④地域の 人材育成	赤坂・青山共育フェスティバル	平成 29 年 11 月 3 日（金・祝）	約 1,000 人

講座の回数（過去 5 年）

年度	25	26	27	28	29
回数/年	12	7	12	15	17
参加者数	249	165	377	278	398

目 的

赤坂・青山地域の子どもたちと、地域にゆかりのある自治体の子どもたちとの相互の訪問を通じた交流事業を行い、互いの歴史・文化等をはじめとした体験や学びを通じて相互の理解を深め、地域間の交流を促進していきます。

内 容

① 田舎の夏休み体験教室

赤坂・青山地域の小学生が郡上市を訪れ、郡上の豊かな自然体験と地域に伝わる文化や伝統芸能を学ぶ中から、子どもたち自身があらためて港区の歴史・文化等を学びます。

② 郡上市中学生との交流事業

郡上市の中学生が、青山公下屋敷跡地や赤坂・青山地域の日本を代表する企業を訪問し、都会体験を行います。その中で、赤坂・青山地域の中学生が郡上市生徒を迎え入れ、それぞれの地域の文化・特色を発表し、相互の地域の魅力を学ぶとともに、自分の生き方や郡上の歴史についても学びます。

※なお、平成 30 年度からは、本事業は郡上市との交流と合わせて、赤坂と歴史的にゆかりのある和歌山市との交流も推進します。

事 業 の 状 況

平成 25 年度

(単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 25 年 7 月 2 日 (火)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	36
平成 25 年 8 月 2 日 (金) ～8 月 4 日 (日)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	58
平成 25 年 8 月 5 日 (月) ～8 月 7 日 (水)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	65

平成 26 年度

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 26 年 6 月 29 日 (日)	青山小学校 体育館	郡上おどり練習会	52
平成 26 年 8 月 1 日 (金) ～8 月 3 日 (日)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	86
平成 26 年 8 月 5 日 (火) ～8 月 7 日 (木)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	67

平成 27 年度

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 27 年 6 月 27 日 (土)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	36
平成 27 年 7 月 30 日 (木) ～8 月 1 日 (土)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	54
平成 27 年 8 月 5 日 (水) ～8 月 7 日 (金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	49

平成 28 年度

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 28 年 6 月 25 日 (土)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	46
平成 28 年 8 月 7 日 (日) ～8 月 9 日 (火)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	70
平成 28 年 8 月 3 日 (水) ～8 月 5 日 (金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	42

平成 29 年度

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 29 年 6 月 24 日 (土)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	49
平成 29 年 8 月 8 日 (火) ～8 月 10 日 (木)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	76
平成 29 年 8 月 2 日 (水) ～8 月 4 日 (金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	33

目 的

港区の中で、赤坂・青山地域は最も高齢化率が高く、アクティブシニア層が多い所です。そのような方々を対象にファッションを通じて、活気あふれるシニアライフを実現し、地域の高齢者の幸福度を高めることを目指します。おしゃれをすることで、地域とのつながりが少なくなりがちな高齢者のまちな出る気持ちを引き出すいきがいくりと、赤坂・青山地域の魅力をこの事業を通じて、さらに発信していきます。

また、地元企業と連携したファッション講座や撮影等を実施することで地域の参画と協働を推進し、地域の振興に努めます。

内 容

赤坂管内のおしゃれにこだわりを持ったシニア層を募集し、プロのカメラマンによるストリートスナップ写真を撮影します。

また、赤坂管内の装飾関係の企業等の協賛によりシニア層をターゲットとしたファッション講座を3回実施し、各講座の希望受講生にモデルとして撮影体験をしていただきます。

平成29年度は、本事業の3か年にわたる成果として、これまでに撮影した写真を用いて写真集を作成しました。

平成30年度からは、多くの対象者に情報を発信するため、シニアのライフスタイルに着目したシニア向けの情報誌を発行し、高齢者世帯へ各戸配布します。

事業開始時期

平成27年度

関係発行物

平成29年度シニアファッションista写真集

事業の状況

平成29年度 ファッション講座・モデル体験

項目	実施日	内容	参加人数
第7回 ファッション講座	平成29年7月25日(火)	印伝の歴史と“粋”	15
第8回 ファッション講座	平成29年9月26日(火)	シニアのためのメガネ講座	9
第9回 ファッション講座	平成29年11月30日(木)	シニアのためのポスチュア(姿勢)ウォーキング講座 歩幅と笑顔、広げませんか?	21
モデル体験	平成29年4月1日(土)～ 平成30年3月31日(土) の間に4回	モデル撮影	4

赤坂・青山ふれあいサロン

赤坂地区総合支所
区民課・協働推進課

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、高齢者の交流の場として、「赤坂・青山ふれあいサロン」を開催しています。サロンの運営は、赤坂・青山地区タウンミーティング「いきがづくり推進分科会」の区民メンバーが中心となって行っています。

内 容

赤坂サロンを毎月第2・第4水曜日に赤坂地区総合支所で、青山サロンを毎月第3水曜日に赤坂地区高齢者相談センターで開催します。対象は、概ね60歳以上の区民です。茶話会や講座、手芸、体操、バスハイクなど、様々な内容で開催しています。

参加費は、1回100円です。

事業開始時期

平成22年7月（赤坂地区高齢者相談センターの開催は、平成27年4月から）

開催状況

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	22回	21回	32回	33回	33回
参加人数	259人	260人	348人	347人	328人

※平成23年度までは委託により実施。平成24年度からは、直営で実施。

平成29年度開催内容

回 数	開 催 日	サロン	内 容	参加人数
第1回	平成29年4月12日(水)	赤坂	認知症サポーター養成講座	12人
第2回	平成29年4月19日(水)	青山	脳トレゲーム	8人
第3回	平成29年4月26日(水)	赤坂	健康講座	11人
第4回	平成29年5月10日(水)	赤坂	TBSみつばち園見学	6人
第5回	平成29年5月17日(水)	青山	アロマハンドマッサージ	7人
第6回	平成29年5月24日(水)	合同	バスハイク (しながわ水族館・区民公園)	22人
第7回	平成29年6月14日(水)	赤坂	ボイストレーニング	15人
第8回	平成29年6月21日(水)	青山	箱づくり	6人
第9回	平成29年6月28日(水)	赤坂	七夕づくり	9人
第10回	平成29年7月12日(水)	赤坂	赤坂・青山のお話	12人
第11回	平成29年7月19日(水)	青山	健康講座	6人
第12回	平成29年7月26日(水)	赤坂	暑中見舞い絵手紙づくり	10人
第13回	平成29年8月16日(水)	青山	脳トレゲーム	8人
第14回	平成29年8月23日(水)	赤坂	和のコンサート	9人
第15回	平成29年9月13日(水)	赤坂	～日本で働くわたしたち～	6人
第16回	平成29年9月20日(水)	青山	生け花教室	10人

第17回	平成29年9月27日(水)	赤坂	ボイストレーニング	11人
第18回	平成29年10月11日(水)	赤坂	ハンドベル演奏	11人
第19回	平成29年10月18日(水)	青山	とんぼ玉づくり	7人
第20回	平成29年10月25日(水)	赤坂	健康体操	10人
第21回	平成29年11月8日(水)	合同	国立演芸場観劇	12人
第22回	平成29年11月15日(水)	青山	茶話会(トランプ遊び)	5人
第23回	平成29年11月22日(水)	赤坂	クリスマスリースづくり	16人
第24回	平成29年12月13日(水)	赤坂	年末お楽しみ会	16人
第25回	平成29年12月20日(水)	青山	年末お楽しみ会	7人
第26回	平成30年1月10日(水)	赤坂	新年会	14人
第27回	平成30年1月17日(水)	青山	お正月あそび	5人
第28回	平成30年1月24日(水)	赤坂	生け花教室	15人
第29回	平成30年2月14日(水)	赤坂	アロマハンドマッサージ	13人
第30回	平成30年2月21日(水)	青山	健康体操	4人
第31回	平成30年2月28日(水)	赤坂	ひなまつり	12人
第32回	平成30年3月14日(水)	赤坂	ボイストレーニング	9人
第33回	平成30年3月28日(水)	赤坂	茶話会(トランプ遊び)	4人

目 的

地域の住民に必要な情報を確実に届けるためには、周知方法を工夫し、情報に対する興味を持ってもらうことが重要です。周知方法として講談を活用し、地域に情報を発信することで、より多くの人に情報を伝え共有化することにより、地域の活性化を促進し、コミュニティ形成を進めます。

内 容

生活に身近で重要な行政の施策や事業をテーマとした講談原稿を、20分程度で1本制作し、地域の希望に応じて講談師を派遣し、制作した原稿を活用した講談会を開催します。

事業開始時期

平成21年度

派遣実績

実施年度	実施回数
25	6
26	7
27	5
28	5
29	0

目 的

赤坂・青山地域では、地域住民、町会・自治会、商店街、地元企業が一丸となって、マナー・モラルの向上を図るため、地域独自のルール「赤坂青山美しいまち・マナーのまち宣言」を行い、地域の安全・環境美化活動に継続的に取り組んでいます。

内 容

地域住民、町会・自治会、商店街、地元企業と協働して、「放置自転車、放置バイクの禁止、ゴミのポイ捨て禁止、みなとタバコルールの周知、徹底」を図るため、地下鉄駅周辺でクリーンキャンペーンを定期的実施しています。

- ・自転車やバイクの路上駐輪、駐車禁止のキャンペーン活動
- ・みなとタバコルールの周知・啓発活動

事業開始時期

平成18年11月1日（水）「赤坂青山美しいまち・マナーのまち宣言」キックオフイベント

事業の状況

平成29年度「赤坂青山美しいまち・マナーのまち」キャンペーンの実施状況

実施場所	実施日時	参加団体 (単位:団体)	参加人数 (単位:人)
溜池山王駅	平成29年4月20日(木) 午前9時30分から10時30分	12	62
	平成29年9月14日(木) 午前9時30分から10時30分	17	83
	平成29年12月14日(木) 午前9時30分から10時30分	17	96
	平成30年3月15日(木) 午前9時30分から10時30分	21	110
赤坂見附駅	平成29年5月25日(木) 午前9時30分から10時30分	中止	
	平成29年10月12日(木) 午前9時30分から10時30分	23	122
	平成30年1月25日(木) 午前9時30分から10時30分	26	121

赤坂駅	平成 29 年 6 月 1 日 (木) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	31	186
	平成 29 年 11 月 9 日 (木) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	24	126
	平成 30 年 2 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	中止	
青山一丁目駅	平成 29 年 4 月 21 日 (金) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	20	117
	平成 29 年 9 月 15 日 (金) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	30	219
	平成 29 年 12 月 15 日 (金) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	34	186
	平成 30 年 3 月 16 日 (金) 午前 9 時 30 分から 10 時 30 分	中止	
外苑前駅	平成 29 年 5 月 26 日 (金) 午前 9 時から 10 時	中止	
	平成 29 年 10 月 13 日 (金) 午前 9 時から 10 時	中止	
	平成 30 年 1 月 26 日 (金) 午前 9 時から 10 時	15	59
表参道駅	平成 29 年 6 月 23 日 (金) 午前 9 時から 10 時	21	80
	平成 29 年 11 月 10 日 (金) 午前 9 時から 10 時	28	97
	平成 30 年 2 月 23 日 (金) 午前 9 時から 10 時	中止	

「赤坂青山美しいまち・マナーのまち」キャンペーン実施状況

年 度	25	26	27	28	29
実施回数	17 回	17 回	16 回	17 回	14 回
参加者数	1,210 人	1,146 人	1,080 人	1,428 人	1,664 人

※実施回数は中止回を含みません。

赤坂地区管内 指定喫煙場所

溜池山王駅9番出口指定喫煙場所 1基 平成18年8月8日(火)設置
パーテーション 平成26年4月8日(火)設置

高橋是清翁記念公園指定喫煙場所 1基 平成26年4月1日(火)設置

表参道交差点指定喫煙場所①、② 2基 平成27年11月30日(月)設置

赤坂見附駅前指定喫煙場所 1基 平成28年10月13日(木)設置

表参道駅A1出口前指定喫煙場所 1基 平成29年3月31日(金)設置

MTG赤坂2丁目駐車場内指定喫煙場所①、② 2基 平成29年11月20日(月)設置

目 的

赤坂・青山地域では、道路上に違法に設置された看板が、安全で快適な通行を阻害し、まちの美観を損ねる要因にもなっています。

地域の団体と協働して、人の往来が特に多い駅前、繁華街を中心に、看板の撤去を目的としたパトロールを実施することで、地域間の連携を強化し、地域ぐるみで快適に通行できる道路を確保し、より安全・安心となるまちづくりを推進しています。

内 容

区民、警察、行政が一体となって看板の指導を目的としたパトロールを実施します。

定期的なパトロールによって、違法に設置された看板に対し文書で働きかけるとともに、店舗への口頭指導を行うことで、道路美化に対する意識向上を図っています。

実施状況

平成 29 年度 看板パトロール

実施回数	内 訳	
48 回	赤坂見附駅周辺	38 回
	赤坂駅周辺	10 回

高輪地区総合支所の事業

概 要

高輪地区総合支所の所管する保育園・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザとそれぞれの施設利用者がフェスティバルの開催を通じて交流することで、世代を超えた地域コミュニティの醸成と地域の活性化を図ります。

内 容

保育園などの作品展示、舞台発表、出店などを通じて各施設利用者の交流を促進するためフェスティバルを高輪地区総合支所で開催します。また、地域で活動する団体等にも協力を依頼します。

事業開始時期

平成19年2月

事業の状況

(平成25年度)

平成25年 11月9日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月10日(日) 作品展示・出店

(平成26年度)

平成26年 11月8日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月9日(日) 作品展示・出店

(平成27年度)

平成27年 11月7日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月8日(日) 作品展示・出店

(平成28年度)

平成28年 11月12日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月13日(日) 作品展示・出店

(平成29年度)

平成29年 11月11日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月12日(日) 作品展示・出店

目 的

地区内の大学と連携して、大学構内に新たな交流の場を設置し、地域児童の交流を促進します。また、子どもの見守りなどに地域の方や大学生の協力を得ることにより、地域交流及び世代間交流も図ります。

内 容

大学の知的・人的資源を活用し、地域児童を対象とした専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

事業開始時期

平成 27 年 4 月

事業の状況

平成 28 年度 ・開室 145 回
・来室児童数 2,083 人

平成 29 年度 ・開室 242 回
・来室児童数 3,946 人

概 要

高輪地区内の公私立保育園、幼稚園、小・中学校や児童館、福祉施設など、各施設に情報発信の場を提供し、幅広い世代の方々への情報提供や施設のPRに供していただくため、区立公園等に掲示板「たかなわみんなのおしらせばん」を設置しています。

内 容

区立の公園や児童遊園の利用者数を踏まえながら、公園等で遊ぶ子どもたちや利用する多くの方々が、各施設を利用しやすくするとともに、行事等への積極的な参加を促進するため、7か所設置しています。

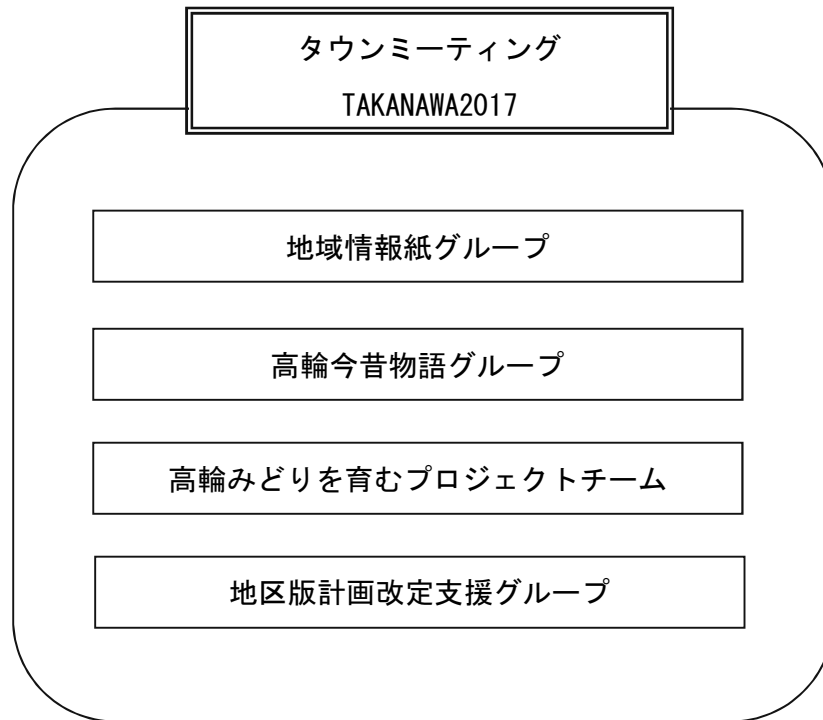
事業開始時期

平成19年4月

設置場所

亀塚公園	三田 4-16-20
高輪公園	高輪 3-18-18
泉岳寺前児童遊園	高輪 2-15-37
白金一丁目児童遊園	白金 1-25-3
雷神山児童遊園	白金 6-5-10
白金児童遊園	白金台 2-24-3
白金台どんぐり児童遊園	白金台 5-19-1

平成 29 年度



※各分科会の詳細については、次ページ以降を参照してください。

区民参画組織
「タウンミーティング TAKANAWA2017」
地区版計画改定支援グループ

高輪地区総合支所
協働推進課

目 的

公募等によって選出された高輪地区総合支所管内の区民などによって構成される「地区版計画改定支援グループ」は、港区基本計画・高輪地区版計画書の見直しにあたり、平成30年度からの後期3年間の計画に向けた提言を行い、これを基本計画に反映させることを目的として、検討会などを開催して活動しました。

内 容

平成28年度は、高輪地区の現状と課題、施策・事業について幅広い視点で検討を行い、検討の成果を「提言書」としてまとめ、区に提出しました。平成29年度は、区が高輪地区版計画書の策定状況や提言の反映状況等を分科会に報告しました。

活動状況（平成29年度）

	開 催 日	内 容
第1回	平成29年4月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー・サブリーダーについて ・地区版計画書の見直しについて
第2回	平成29年7月12日（水）	<p><各地域事業の検討状況の説明及び意見交換></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとひといき子育て支援事業 ・防災ボランティア育成事業 ・たかなわ地域防災研究事業 ・高輪みどりを育むプロジェクト ・自然でつながる地域の輪づくり
第3回	平成29年7月19日（水）	<p><各地域事業の検討状況の説明及び意見交換></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっぷリング高輪フェスティバル ・たかなわ子どもカレッジ ・高輪今昔物語 ・高輪にぎわいプロジェクト ・町会・自治会サポート事業
第4回	平成29年11月8日（水）	地区版計画書（素案）の説明

区民参画組織
「タウンミーティング TAKANAWA2017」
地域情報紙グループ

高輪地区総合支所
協働推進課

目 的

多くの区民と行政とが身近な情報を共有し、地域コミュニティの一層の活性化を図るとともに、地域の人々にまちの魅力に対する深い愛着を持ってもらうことを目的に、区民の参画を得ながら独自の地域情報紙を発行します。

内 容

区民編集委員が地域のさまざまな情報を取材し、記事を書き、紙面の割付や校正を行います。

活 動 状 況（平成 29 年度）

（会議等開催）

会議・打ち合わせ等	開催回数	延参加人数
第 33 号 ・編集会議 ・校正、反省会	7 回	102 人
第 34 号 ・編集会議 ・校正、反省会	6 回	73 人
第 35 号 ・編集会議 ・校正、反省会	6 回	71 人
講習会	1 回	9 人

（発行）

号	発行月	主な内容
「みなとっぷ」第 33 号	平成 29 年 7 月	地域に生きる音楽、この街にこの人あり、暮らしプレイバック ほか
「みなとっぷ」第 34 号	平成 29 年 11 月	街が変わる、地域で活躍する若者たち、フランスの家庭料理 ほか
「みなとっぷ」第 35 号	平成 30 年 3 月	地域に生きる建築、私だって地域の一員！、みなとっぷ子ども編集室 ほか

（構成） タブロイド版 8 ページ

（配布） 高輪地区の約 37,000 世帯に各戸配布。また区有施設、駅等で配布。

概 要

高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。

内 容

○開設場所

明治学院大学（白金キャンパス内）

○学習内容

・期間

1年間（週1回、2時限計180分）約40回予定

・内容

- ① オリエンテーション
- ② 社会福祉（講義、保健福祉施設見学）
- ③ 健康増進（講義・運動）
- ④ 一般教養（高齢者に必要な基礎知識）
- ⑤ 区のしくみ・行政課題等

○対象者

港区の地域福祉の向上や、地域社会の活動に関心があり、修了後、地域で積極的に活躍する意欲のある方で次の要件にあてはまる方々です。

・港区民

- ① 60歳以上の者
- ② 民生委員・児童委員

○受講者数

60人

○受講者負担

2万円（教材費を含む）

事業開始時期

平成19年4月（開校）

実績表

チャレンジコミュニティ大学申込者・決定者

（単位：人）

年度 区分	25	26	27	28	29
受講申込者	60	97	60	116	89
受講決定者	60	60	60	60	60

目 的

地域の大学と連携し、互いの資源を活用したさまざまな事業を実施することで、区民サービスの向上と地域コミュニティの活性化を図ります。

内 容

港区と大学が互いに有する資源を活用し、積極的に連携協力することにより、地域社会・学術研究の発展への寄与を目指します。

平成 26 年度からは、情報共有の場を定期的で開催し、区とのより緊密な新たな連携協力体制を創出します。

事業開始時期

○北里大学

・平成 26 年 4 月 21 日 港区と北里大学との連携協力に関する基本協定(協定期間:3年間)

○東海大学

・平成 26 年 5 月 8 日 港区と東海大学との連携協力に関する基本協定 (協定期間:3年間)

○明治学院大学

・平成 20 年 3 月 15 日 港区と明治学院大学との連携協力に関する基本協定
(協定期間：3年間)

実 績 (平成 29 年度)

港区・北里大学連携推進委員会の開催

	開催日	開催場所
第1回	平成 29 年 5 月 26 日(金)	高輪地区総合支所
第2回	平成 30 年 1 月 10 日(水)	北里大学白金キャンパス

港区・東海大学連携推進委員会の開催

	開催日	開催場所
第1回	平成 29 年 6 月 1 日(木)	東海大学高輪キャンパス
第2回	平成 29 年 12 月 18 日(月)	高輪区民センター

港区・明治学院大学連携推進委員会の開催

	開催日	開催場所
第1回	平成 29 年 5 月 31 日(水)	明治学院大学白金キャンパス
第2回	平成 29 年 12 月 19 日(火)	高輪地区総合支所

高輪地区総合支所・地区内大学連携推進会議の開催

	開催日	開催場所
第1回	平成 29 年 7 月 13 日(木)	高輪区民協働スペース
第2回	平成 30 年 1 月 23 日(火)	北里大学白金キャンパス

高輪みどりを育むプロジェクト

高輪地区総合支所
まちづくり課

目 的

区民との協働により、高輪地区の特徴である豊かな緑を守り、育み、楽しみながら、さらに緑を広げられるよう、緑化の普及に対する意識の向上を図ります。

内 容

地域住民、地区内の保育園児や児童との協働により、総合支所庁舎の菜園活動や壁面緑化などに取り組みます。また、高輪地区内にある国立科学博物館附属自然教育園での講習会を通じて、緑に対する理解を深め、緑化の普及・啓発に取り組みます。

事業開始時期

平成 21 年度

活動状況（平成 29 年度）

（単位：人）

活動日・期間	活動内容	概要	参加者数
5月12日（金）	アジサイロードづくり	高松中学校敷地内にて雑草抜き	11
5月20日（土）～ 9月30日（土）	菜園活動	高輪コミュニティーふらざ2階テラスにて、プランターを使用し野菜等を栽培	39
6月10日（土）	第1回自然教育園散策&講習会	自然教育園講師による解説付き園内散策と工作	23
6月19日（月）	菜園活動	プランター支柱設置 他	19
6月20日（火）～ 10月末撤去	緑のカーテン設置	保育園園児とゴーヤを植付け	約 25
7月18日（火）	菜園活動	ミニトマトの脇芽かき 他	20
8月2日（水）	緑化普及啓発活動	高輪子ども中高生プラザ児童とアジサイの挿し木体験 他	約 35
8月4日（金）	菜園活動	秋茄子収穫に向けた剪定作業 他	20
11月6日（月）	緑化普及啓発活動	保育園園児と冬花の植付け	約 25

11月16日(木)	緑化普及啓発活動	屋上庭園の見学会	10
11月18日(土)	第2回自然教育園散策&講習会	自然教育園講師による解説付き園内散策と工作	21
11月28日(火)	緑化普及啓発活動	高輪子ども中高生プラザ児童と冬花の植付け	約10
3月6日(火)	アジサイロードづくり	高松中学校敷地内にて雑草抜き	11
3月26日(月)	アジサイロードづくり	高松中学校敷地内にてアジサイの植付け	11

会議の開催（平成29年度）

	開催日	内 容
第1回	4月7日(金)	メンバー自己紹介 リーダー等の決定
第2回	4月11日(火)	菜園活動の栽培品目について 他
第3回	4月25日(火)	菜園活動の栽培品目の決定 他
第4回	5月30日(火)	菜園活動の振り返り 自然教育園について 他
第5回	6月13日(火)	自然教育園活動報告 緑のカーテンについて 他
第6回	7月11日(火)	緑化普及啓発活動について 他
第7回	9月12日(火)	緑化普及啓発活動報告 他
第8回	10月17日(火)	緑化普及啓発活動について 他
第9回	11月14日(火)	自然教育園 アジサイロードづくりについて 他
第10回	12月12日(火)	活動振り返り 他
第11回	1月23日(火)	平成29年度振り返り 平成30年度の活動について
第12回	3月27日(火)	アジサイロードづくり 平成30年度の活動について

自然でつながる地域の輪づくり
(平成30年度から「自然でつながるたかなわの輪」)

高輪地区総合支所
まちづくり課

目 的

公園・児童遊園を活用し、地域住民が楽しみながら地域の自然にふれる機会を提供し、その中で参加者同士が関わり合うきっかけをつくることで、地域コミュニティのつながりを深めます。

内 容

平成27年度より、区民と協働して花壇管理を行う花壇開放事業や、公園・児童遊園に植栽されている桜の樹勢回復治療、桜に関する講座を行い、交流イベントとして公園での映画会を実施してきました。桜の樹勢回復治療と桜に関する講座は平成29年度より指定管理業務へと移管し継続して行っております。

平成30年度からは、花壇開放事業をアドプト活動へ移行し継続して行っていきます。交流イベントでは、地域の公園・児童遊園で古川に生息する生物にスポットを当て、自然にふれることができ、地域住民同士が関わり合う機会を創出するイベントを実施します。

事業開始時期

平成20年7月

事業の状況(平成29年度)

イベント等

開催月	内容	場所
平成29年7月 ～平成30年2月	花壇開放事業(全6回)	高輪公園・白金台どんぐり児童遊園
平成29年8月	夜間野外映画上映会 (白金公園ちびっこ映画会)	白金公園

目 的

「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき、地域防災協議会の活動に対して支援を行うとともに、防災に関する講座を大学と連携して実施することで地域の防災力の向上を図ります。

内 容

災害時に地域で活動することができる人材の発掘・育成に向け、高輪地区内の大学や地域と連携し、防災ボランティア育成に必要な講義や訓練等を行う「防災ボランティア養成講座」を実施します。また、講座終了後は、地域支援チームとして、本事業の目的である「地域で活動するボランティア」として地域のお祭りや防災訓練等の運営に参加します。

事業開始時期

平成24年度

実 績

平成29年度講座内容 (全10回)

	講座日	限目	内容
第1回	5月27日(土)	1	【開講式・オリエンテーション】 本講座の趣旨と今後のカリキュラムを理解する ・「防災ボランティアに期待する役割」 ・「港区、高輪地区の防災」 ・「子どもを巻き込む防災」
		2	【ワークショップ】 ・自己紹介 ・防災クイズ(クロスロード) ・地域内での実践活動の紹介
第2回	6月3日(土)	1	【ワークショップ】 高輪地区のまちあるきと防災マップ作り
		2	【講義】 大学による専門分野講習①：北里大学
第3回	6月17日(土)	1	【講習】普通救命講習 心肺蘇生(CPR)やAEDを含む応急救護の知識について学ぶ
		2	【講義】 大学による専門分野講習②：明治学院大学
第4回	7月1日(土)	1	【講義】 大学による専門分野講習③：東海大学
		2	【ワークショップ】 港区総合防災訓練(高輪会場)の事前準備① ・「子どもを巻き込める防災訓練」を考える ・今までの取組内容を知る ・実施内容をチーム別で検討及び発表

第5回	9月30日(土)	1・2	【ワークショップ】 港区総合防災訓練(高輪地区)の事前準備② 当日のリハーサル及び最終調整
第6回	10月15日(日)	1	【地域活動】港区総合防災訓練(高輪会場)に子どもコーナーを出展
第7回	11月18日(土)	1	【訓練】資機材操作法訓練
		2・3	【講義】災害時のライフライン 電力事業者、通信事業者、ガス事業者、水道事業者による講義
第8回	11月25日(土)	1	【ワークショップ】「一年間の活動を振り返って」 ・一年間の振り返り ・アクションプランを発表
		2	【閉講式】
第9回	1月～3月の 2日間	終日	防災士研修講座を受講
第10回			

修了者数

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29	計
人数	20	22	9	19	16	86

地域支援チーム活動実績

(単位：人)

活動日	活動内容	概要	参加者数
8月5日(土)	町会・自治会等行事参加	三田台町会納涼夏まつりにて、防災ブースを出展及び夏まつりの運営に協力	7
9月30日(土)	港区総合防災訓練(高輪会場)事前準備参加	港区総合防災訓練(高輪会場)の事前準備に協力	1
10月15日(日)	港区総合防災訓練(高輪会場)参加	子どもコーナー企画・運営	2
10月21日(土)	防災施設見学	防災体験学習施設「そなエリア東京」を見学	14
3月4日(日)	フォローアップ講座受講	防災ボランティア養成講座修了後の活動を発表、避難所運営訓練(HUG)等の講義を受講	12

高輪今昔物語
 (平成30年度から「高輪今昔物語～未来へつなGO!みんなのアルバム～」)

高輪地区総合支所
 協働推進課

目 的

高輪地区のまち並みの魅力を発信するため、写真の収集・保存・活用を行います。取組には、地域住民や地区内の大学と連携し、地域住民が高輪地区への愛着を深めるとともに、地域交流の発展等での活用を目指します。

内 容

収集した写真を活用し、高輪地区の歴史的資産などを巡るまち歩きやワークショップを実施します。高輪地区の魅力を発信するために、まち歩きの経過を紹介する地図や、収集した写真を、区ホームページなどを通して公開します。写真資料は、アーカイブとして蓄積・保存することで、地域の貴重な資産を未来に残していきます。

平成27年度から写真を活用したコミュニケーションの活性化を行う具体的な方法として「まち歩き」「ワークショップ」「落語の会」「展示会」「定点観測」の5項目について、実施しています。

※なお、平成30年度からは「高輪今昔物語～未来へつなGO!みんなのアルバム～」として、これまで収集してきた写真を広く活用していきます。

事業開始時期

平成27年度

実績表

年度	開催日	開催場所	内 容	参加者数
29	平成29年 5月27日(土)	高輪地区総合支所 ～高輪いきいきプラザ	「まち歩き」 歩きたいのよ♪たかなわ	36人
	平成29年 9月23日(土)	高輪区民センター	「ワークショップ」 昭和、あの日あるとき	26人
	平成29年 11月11日(土) ～12日(日)	高輪区民センター	「展示会」 高輪今昔物語～昭和に出会える写真展 Part II～	—
	平成29年 11月12日(日)	高輪区民センター	「落語の会」 落語らいぶ@高輪コミュニ亭	40人
	平成30年 3月1日(木)～ 26日(月)	高輪区民センター	「展示会」 あなたが住む街 あの日あ のとき	—

目 的

「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき、地域防災協議会の活動に対して支援を行うとともに、映像コンテンツ等を利用し幅広く地域住民の防災に対する意識の向上を図ります。

内 容

高輪地区の地域住民をはじめ地区内大学、その他関係各所と連携し防災意識向上を目的とした映像コンテンツ等を作成します。映像に地区内の避難所、地域集合場所などを盛り込むことで、実際の行動に結び付ける効果が期待できます。映像コンテンツの企画・制作及び試聴を通じ、DVDとして、配布・貸し出しを行うほか、訓練等で上映などを行い、広く防災意識向上の普及を図ります。

※なお、平成 30 年度からは「たかなわ親子防災教室」として、高輪地区内の小学生とその保護者を対象とした防災普及啓発事業を行います。

事業開始時期

平成 27 年度

事業の状況

(1) 企画検討会開催状況 (平成 29 年度)

	開催日	開催場所	参加者数
第 1 回	5 月 23 日 (火)	高輪区民センター 集会室	12 人
第 2 回	6 月 22 日 (木)	高輪区民センター 集会室	13 人
第 3 回	7 月 20 日 (木)	高輪区民センター 集会室	10 人

(2) 撮影実施状況 (平成 29 年度)

	撮影日	撮影場所	延参加者数
第 1 回	2 月 4 日 (日)	港区立高輪公園 港区立御田小学校	27 人
第 2 回	2 月 9 日 (金)	港区立志田町児童遊園 高輪区民センター 2 階 港区立高輪公園	3 人

(3) 映像コンテンツ作成実績

年度	タイトル	構成
27	えっ、違うの！正しい防災知識と災害時の心構え	本編 22 分 8 話オムニバス
28	大震災、本当に大切な事とは！！	本編 24 分 5 話オムニバス
29	地域の防災 ひとの輪で不安を安心に！	本編 22 分

(4) 視聴方法

- ①配 布 高輪地区の町会・自治会、各地域防災協議会、区立小・中学校、児童館、図書館（分館含む）、いきいきプラザ、北里大学、東海大学、明治学院大学、高輪警察署、高輪消防署にDVDビデオを配布。
- ②上 映 総合防災訓練（高輪会場）、各地域防災協議会の防災訓練、チャレンジコミュニティ大学10周年記念事業、高輪地区防災ボランティア養成講座、区民協働組織の会議待ち時間での上映ほか
- ③放送等 ケーブルテレビ、ちいばす車内放送（ダイジェスト版）
港区公式ホームページ、Y o u t u b e

目 的

町会・自治会が抱える課題を解決することで、高輪地区の町会・自治会活動を中心としたコミュニティ活動の活性化を図ります。

内 容

町会・自治会が抱える課題を解決するために、町会・自治会の現状、意見などを踏まえ、アドバイザーを派遣します。事業開始初年度の平成 27 年度は、希望する町会・自治会へアドバイザーを派遣し、実態把握を行いました。平成 28 年度は、町会・自治会のより良い運営に向けて、有識者による基調講演やアドバイザー派遣を活用した成果の活動報告を行いました。平成 29 年度は、町会独自のホームページやフェイスブックの開設、パンフレット作成、補助金申請に関する書類作成等の支援を行いました。

※なお、平成 30 年度からは町会・自治会活動の担い手を増やすための講座を実施します。

事業開始時期

平成 27 年度

事業の状況

(1) 取組支援の状況

支援項目①及び②の具体的な内容については、希望する町会・自治会で個々に協議のうえ調整しました。支援項目①は主に SNS※開設支援を行い、支援項目②は加入促進チラシを既存イベントで配布する等を実施しました。支援項目③については、補助金制度を活用し、町会の経費負担に取り組みました。

支援項目	平成 28 年度	平成 29 年度
① 情報の発信と共有に関する取組	4 件	2 件
② 町会等の事業における加入促進を付加する取組	6 件	6 件
③ 補助金制度の活用に関する取組	9 件	3 件

※ SNS・・・ソーシャルネットワーキングサービス

(2) 講演会の実施

平成 28 年度は、港区の町会・自治会の現状や他自治体の町会・自治会運営や取組を紹介し、先進的事例の紹介として原宿神宮前まちづくり協議会の取組と町会・自治会の関わりについて講演会を実施しました。平成 29 年度は、個人情報保護法改正とからめて、地域情報の発信・受信、情報伝達の手法などの講演を実施しました。

年度	実施日	場 所	参加団体数	参加人数
28	12 月 16 日(金)	高輪区民センター 1 階集会室	15 団体	22 名
29	7 月 4 日(火)	高輪区民センター 1 階集会室	24 団体	26 名

高輪にぎわいプロジェクト
(平成 30 年度から「高輪地区商店街にぎわいプロジェクト」)

高輪地区総合支所
協働推進課

目 的

地域特性を踏まえた連携活動による魅力あふれる商店街の創出及び地域コミュニティの形成の促進を目指します。

内 容

地区内にある 8 つの商店会の情報共有の場を設定し支援体制を構築します。各商店街が持っている資源を活用したイベントを実施することで、様々な人が地区内の商店街の魅力を発見する機会を創出するとともに、コミュニティ活動組織を支援します。

※なお、平成 30 年度からは、各商店街の店舗情報のみならず、商店又は店主の特色や個性なども掲載する冊子を、各商店会と協働して作成します。冊子は、既存の広報媒体や商店会の協力により効果的に周知するとともに、高輪地区に転入した新住民を中心に配布します。

事業開始時期

平成 27 年度

事業の状況

(1) 白金高輪にぎわいマップの作成・発行

高輪エリアに魅力的な商店があることを周知するために、「店の人」を紹介することで、入店するきっかけを創出します。平成 28 年度に作成したマップを見直し、サイズ変更及び店舗情報の時点修正をしたものを新たに発行し支所や商店会で配布しました。
発行部数：3,000 部

(2) ウェブサイトの移設

平成 28 年度に 8 商店会と本プロジェクトを紹介するために構築したウェブサイトを、区や NPO 法人、地区内大学や住民などで運営する「プラチナたかなわ.net」内に移設しました。

(3) 商店街わくわく見学ツアーの実施

区内在住の小学生を対象に、レストランや花屋等のお店を 4～6 店舗周遊するツアーを商店街ごとに実施しました。開催にあたっては商店会と企画及び検討を行い、当日の引率は三田、高松、白金地区の青少年対策地区委員会のメンバーと一緒に行いました。
実施時期：1 月～2 月
応募者数：146 名、参加者数：52 名

経 過

	開 催 日	内 容
第 1 回 PT 会議	平成 29 年 6 月 13 日 (火)	・事務局挨拶 ・平成 29 年度執行体制について ・高輪にぎわいプロジェクトについて ・平成 28 年度事業報告書について ・平成 29 年度高輪にぎわいプロジェクト事業の取組について ・今後のスケジュールについて

第2回 P T会議	平成29年 7月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回P T会議の振り返り ・平成29年度高輪にぎわいプロジェクト事業の取組について ・今後のスケジュールについて
第3回 P T会議	平成30年 1月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回P T会議の振り返り ・商店街わくわく見学ツアーについて ・商店街わくわく見学ツアー報告冊子について ・来年度の地域事業について ・今後のスケジュールについて
第4回 P T会議	平成30年 3月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回P T会議の振り返り ・商店街わくわく見学ツアーについて ・商店街わくわく見学ツアー報告冊子案について ・白金高輪にぎわいマップの冊子化について ・来年度の地域事業について

概 要

就学前の乳幼児の保護者を対象に、子育ての不安や悩みを解消するため、専門家（保健師・助産師・管理栄養士）を身近な地域の児童施設等に派遣し、多様な子育ての相談等に総合的に対応することで、地域の中で安心して子育てに取り組んでいけるような環境を整備します。

目 的

- (1) 子育て不安の解消
- (2) 虐待の予防・早期発見
- (3) 地域における仲間作り

内 容

ほっとひといき子育て相談

- (1) 対 象 者：区内に住所を有する就学前の乳幼児とその保護者
- (2) 実施方法：保健師・助産師・管理栄養士が、高輪地区総合支所管内の児童施設等に出張して実施します。
- (3) 実施回数：月 7 回
- (4) 実施場所：港区立高輪子ども中高生プラザ、豊岡児童館、高輪児童館、白金台児童館等

ほっとひといき子育てサロン

- (1) 対 象 者：区内に住所を有する 1 歳未満の乳児とその保護者
- (2) 実施方法：保健師・助産師・テーマに応じた講師により、講話や育児相談等を実施します。
- (3) 実施回数：月 1 回
- (4) 実施場所：明治学院大学社会学部附属研究所

根 拠 法 令 等

港区高輪地区ほっとひといき子育て支援事業実施要綱
港区高輪ほっとひといき子育て支援事業実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日改正）

事 業 開 始 日

平成 24 年 4 月

実 績

ほっとひといき子育て相談

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	36 回	48 回	48 回	84 回	84 回
利用者（延数）	1,388 人	1,963 人	1,965 人	1,670 人	1,891 人

*平成 25 年度からは保健所健診等の未来所者家庭訪問での相談数を含みます。

ほっとひといき子育てサロン

年 度	27	28	29
開催回数	11 回	12 回	12 回
利用者（延数）	333 人	281 人	279 人

*平成 27 年度から開始

芝浦港南地区総合支所の事業

目 的

芝浦港南地区の歴史や文化、まちの様子などを共有し、後世に伝えるため、区民参画を得て、芝浦港南地区 30 周年記念誌「わたしたちのまちベイエリア」としてまとめました。

内 容

平成 22 年度に、公募した区民編集委員等による編集委員会を開催。芝浦港南地区の歴史や文化などを発掘・調査・収集し、誌面を企画・編集しました。

平成 23 年 3 月に、芝浦港南地区 30 周年記念誌「わたしたちのまちベイエリア」として発行し、町会・自治会等に配布しました。

事業の状況

冊子の仕様：A4 版 フルカラー 72 ページ

発行時期：平成 23 年 3 月

発行部数：2,000 部（平成 24 年 3 月に 500 部増刷）

主な配布先（発行当初）

芝浦港南地区管内町会・自治会、港区青少年委員、民生・児童委員
芝浦港南地区管内区立小学校・中学校、高等学校・大学、
都立港特別支援学校 ほか

平成 23 年度以降も、芝浦港南地区「区長と区政を語る会」や他自治体の視察等で配布するなど、様々な機会において活用しています。

本冊子は、芝浦港南地区総合支所の窓口で販売しています。

目 的

総合支所が実施する区民ニーズに即応した様々な事業と連携しながら、地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄れる魅力的な施設を目指し、「みなとパーク芝浦」の区民ギャラリーやアトリウムなどをふれあい空間として活用し、地域の世代間交流やコミュニティづくりを推進します。

事業開始時期

平成27年度

内 容

みなとパーク芝浦内の区民ギャラリー等にて、他事業と連携しながら、展示等を実施しました。

事業の状況

平成27年度

項 目	開 催 日	内 容
遺墨展	平成27年5月16日（土） ～6月17日（水）	山田松鶴の作品展を開催。 （協力：図書・文化財課）
第1回潮展展示会	平成27年11月3日（火） ～12月6日（日）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。 （共催：障害者福祉課）
読み聞かせ会	平成27年11月26日（木）	絵本や紙芝居の読み聞かせ会を開催。 （協力：芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ）
近代芝浦の賑わい展	平成28年3月19日（土） ～4月27日（水）	芝浦の明治期から大正期の賑わいを記録した、風俗画をはじめとする絵画資料、地図、写真等を展示。 （協力：図書・文化財課）

平成28年度

項 目	開 催 日	内 容
第2回潮展展示会	平成28年11月8日（火） ～12月8日（木）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。 （共催：障害者福祉課）
パラスポーツ写真展	《展示》 平成29年2月7日（火）～ 2月26日（日） 《講演会》 平成29年2月23日（木）	夏季・冬季パラリンピック競技大会の写真や競技用具を展示。併せて、ご協力いただいたパラスポーツ写真家を招き、講演会を開催。

※区役所本庁舎改修に伴う区民ギャラリー等の代替利用が多く、実施回数を2回としました。

平成29年度

項 目	開 催 日	内 容
第3回潮展展示会	平成29年11月14日（火） ～12月10日（日）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
MOA 美術館港区児童作品展	平成29年11月27日（月） ～12月11日（月）	「第4回 MOA 美術館港区児童作品展」受賞作品（絵画、書写）の展示。
「お茶の京都」を知る	平成30年1月27日（土） ～2月4日（日）	京都府山城地域（南部12市町村）について、お茶（宇治茶）を介して地域の歴史、伝統的な産業・文化等を発信するとともに、山城地域の魅力を紹介するパネル展示、パンフレットの提供、PR動画の上映等を実施。 1月31日（水） 箏のミニコンサート、茶道体験会
秋田県にかほ市・福島県柳津町 交流パネル展	平成30年2月9日（金）～ 2月27日（火）	「自治体間交流促進事業」での自治体間の交流を生かし、自治体紹介の展示等を実施。 2月17日（土） 柳津町物産展、赤べこ絵付け体験
平昌2018パラリンピック冬季競技大会 報道写真展	平成30年3月9日（金）～ 3月22日（木）	平昌2018パラリンピック冬季競技大会開催地の様子や競技写真をタイムリーに展示し、併せて、大会公式ユニフォーム、競技用具の展示を実施。

目 的

見番として建設された、都内に現存する唯一の木造建造物であり、区指定有形文化財である旧協働会館を、伝統文化の継承や地域活動、交流の拠点として利活用し、公の施設として整備します。

※見番

三業組合事務所のことで、「置屋」「料亭」「待合」からなる「三業」を取りまとめ、芸者の取次ぎや遊興費の清算をする施設のこと。

所 在 地

港区芝浦一丁目 11 番 16 号

内 容

平成 26 年度 「旧協働会館保存・利活用のための整備計画」策定

平成 27 年度 基本設計策定

平成 28 年度 実施設計策定

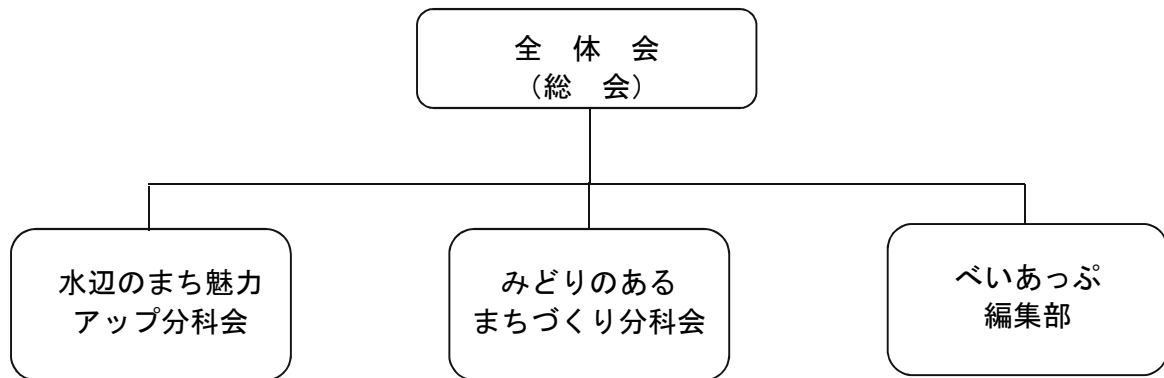
今後のスケジュール（予定）

平成 29 年度～平成 31 年度 改修工事

平成 32 年度 開設

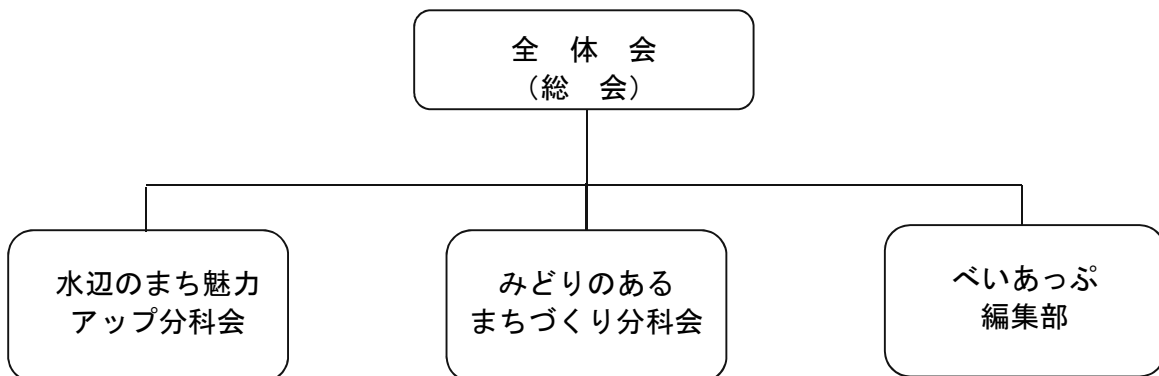
平成 29 年度

港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト



平成 30 年度

港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト



目 的

地域の身近な課題の解決策を考えるとともに、運河や水辺などの地域資源を活用し、地域の魅力をさらに高めることを目的として活動します。

内 容

地域資源を活用することで、あらゆる「まち」の魅力を情報発信するとともに、地域の魅力をさらに高めることのできるイベントなどについて、企画・運営をしています。

事業の状況

平成 29 年度

- ・会議開催回数 11 回
- ・メンバー数 20 人

平成 29 年度 会議の開催実績

回	開催日	出席人数	内 容
第 1 回	平成 29 年 4 月 25 日 (火)	15 人	平成 29 年度の活動テーマの検討
第 2 回	平成 29 年 5 月 17 日 (水)	15 人	平成 29 年度の活動テーマの検討
第 3 回	平成 29 年 6 月 21 日 (水)	12 人	平成 29 年度の活動テーマの検討 第 12 回ウォーキングイベントの検討
第 4 回	平成 29 年 7 月 19 日 (水)	13 人	平成 29 年度の活動テーマの検討 第 12 回ウォーキングイベントの検討
第 5 回	平成 29 年 8 月 16 日 (水)	15 人	第 13 回ウォーキングイベントの検討
第 6 回	平成 29 年 9 月 20 日 (水)	14 人	第 13 回ウォーキングイベントの検討
第 7 回	平成 29 年 10 月 18 日 (水)	9 人	第 13 回ウォーキングイベントの検討 BAY AREA 365 DAYS の検討
第 8 回	平成 29 年 11 月 15 日 (水)	12 人	第 13 回ウォーキングイベントの検討 BAY AREA 365 DAYS の検討
第 9 回	平成 29 年 12 月 20 日 (水)	9 人	第 13 回ウォーキングイベントの振り返り BAY AREA 365 DAYS の検討
第 10 回	平成 30 年 1 月 17 日 (水)	9 人	BAY AREA 365 DAYS の検討 運河クルーズの検討
第 11 回	平成 30 年 2 月 21 日 (水)	10 人	BAY AREA 365 DAYS の検討 運河クルーズの検討

平成 29 年度 イベントの開催実績

開催日	参加人数	内 容
平成 29 年 8 月 5 日 (土)	—	第 12 回べいあっぷウォーキング「歩こうレインボーブリッジ」酷暑のため中止
平成 29 年 11 月 25 日 (土)	31 人	第 13 回べいあっぷウォーキング「歩こう港南！学ぼう東京海洋大学！」の実施
平成 30 年 3 月 24 日 (土)	150 人	BAY AREA 365 DAYS べいあっぷクイズラリーの実施、南極に関する講演会の実施
平成 30 年 3 月 24 日 (土)	127 人	BAY AREA 365 DAYS 運河クルーズの実施

目 的

他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進します。

内 容

地区内の緑被率をあげていくための取組について分科会で考えていくとともに、自然環境への理解と保全への普及啓発を図るためのイベントや、みどりを通じた交流の場の提供などの活動について、企画・運営をしています。

事業の状況

平成 29 年度

- ・会議開催回数 12 回
- ・メンバー数 7 人

平成 29 年度 会議の開催実績

回	開催日	出席人数	内 容
第 1 回	平成 29 年 4 月 25 日 (火)	3 人	リーダーの選出
第 2 回	平成 29 年 5 月 10 日 (水)	4 人	分科会の活動内容の検討①他
第 3 回	平成 29 年 6 月 14 日 (水)	5 人	分科会の活動内容の検討②他
第 4 回	平成 29 年 7 月 12 日 (水)	3 人	グリーンツアー実施計画の検討
第 5 回	平成 29 年 8 月 9 日 (水)	3 人	グリーンツアー計画及びグリーンマップ作成計画①の検討
第 6 回	平成 29 年 9 月 28 日 (木)	4 人	グリーンツアー及びグリーンマップ作成計画②の検討
第 7 回	平成 29 年 10 月 11 日 (水)	3 人	グリーンツアー及びグリーンマップ作成計画③の検討
第 8 回	平成 29 年 11 月 8 日 (水)	4 人	グリーンマップの原案作成
第 9 回	平成 29 年 12 月 13 日 (水)	4 人	グリーンマップの原案作成 BAY AREA 365 DAYS での活動内容の検討
第 10 回	平成 30 年 1 月 10 日 (水)	4 人	グリーンマップの作成 BAY AREA 365 DAYS での活動内容の検討
第 11 回	平成 30 年 2 月 14 日 (水)	2 人	グリーンマップの作成 BAY AREA 365 DAYS での活動内容の検討
第 12 回	平成 30 年 3 月 14 日 (水)	4 人	グリーンマップの作成 BAY AREA 365 DAYS での活動内容の確認

平成 29 年度 イベントの開催実績

開催日	参加人数	内 容
平成 29 年 5 月 25 日 (木)	3 人	平成 28 年度に実施した芝浦中央公園のチューリップ畑の整地作業を実施
平成 29 年 6 月 26 日 (月)	3 人	芝浦中央公園にひまわりとホウキギ (コキア) の植付け作業を実施
平成 29 年 7 月 19 日 (水)	3 人	港南地区の「みどりの街づくり賞」の受賞地や公園、運河沿緑地など、みどりを巡るまち歩きを分科会メンバーで実施
平成 29 年 7 月 26 日 (水)	3 人	芝浦地区の「みどりの街づくり賞」の受賞地や公園、運河沿緑地など、みどりを巡るまち歩きを分科会メンバーで実施
平成 29 年 9 月 28 日 (木)	4 人	芝浦地区の第 2 回目のみどりを巡るまち歩きを分科会メンバーで実施
平成 29 年 11 月 16 日 (木)	3 人	グリーンツアーの事前確認のまち歩きを実施
平成 29 年 11 月 26 日 (日)	5 人	公募による第 2 回べいあっぷグリーンツアー「芝浦のみどりを再発見しよう！」を開催
平成 30 年 2 月 6 日 (火)	5 人	芝浦中央公園で植付を行なった「ホウキギ」を加工しての箸作成を実施
平成 30 年 3 月 24 日 (土)	5 人	BAY AREA 365 DAYS において、「押し花しおりの作成講座」、「まち歩きマップの配布」、「パネルの展示」を実施

目 的

「人と人、町と町をつなぐふれあい情報誌」を編集方針として、地域の出来事や祭りなどのイベント紹介、地域で活動する団体や個人の活動の情報など、地区のさまざまな情報を収集し、地域を知りコミュニケーションを深めるための地区情報誌を制作し発行します。

内 容

メンバー自身が地域の祭りやイベントを取材し、地区情報誌「べいあっぷ」を年4回発行しました。

事業の状況

平成 29 年度

- ・会議開催回数 10 回
- ・メンバー数 10 人

・会議の開催状況

回	開催日	出席人数	内 容
第 1 回	平成 29 年 4 月 25 日 (火)	7 人	第 44 号の構成について検討
第 2 回	平成 29 年 5 月 22 日 (月)	8 人	第 44 号の初校校正作業
第 3 回	平成 29 年 6 月 13 日 (火)	4 人	第 44 号の色校校正作業
第 4 回	平成 29 年 7 月 12 日 (水)	7 人	第 45 号の構成について検討
第 5 回	平成 29 年 8 月 31 日 (木)	4 人	第 45 号の二校校正作業
第 6 回	平成 29 年 10 月 10 日 (火)	5 人	第 46 号の構成について検討
第 7 回	平成 29 年 10 月 30 日 (月)	3 人	第 46 号の初校校正作業
第 8 回	平成 30 年 1 月 15 日 (月)	5 人	第 47 号の構成について検討
第 9 回	平成 30 年 2 月 13 日 (火)	4 人	第 47 号の二校校正作業
第 10 回	平成 30 年 2 月 26 日 (月)	2 人	第 47 号の色校校正作業

・地区情報誌発行状況

第 44 号

発行日 平成 29 年 6 月 30 日 (金)

内 容 橋をめぐる物語 (連載)、夏祭り特集、イベントリポート、地域のおすすめスポット (新連載)、港区青少年対策地区委員会特集、企業清掃活動、芝浦港南地区総合支所だより、イベントカレンダー、読者ギャラリー等

第 45 号

発行日 平成 29 年 9 月 29 日 (金)

内 容 イベントリポート (夏祭り特集)、地域のおすすめスポット (連載)、橋をめぐる物語 (連載)、芝浦港南地区総合支所だより、イベントカレンダー、読者ギャラリー等

第46号

発行日 平成29年12月15日(金)

内 容 水辺フェスタ(実施報告)、防災の秋(実施報告)、イベントリポート、地域のおすすめスポット(連載)、橋をめぐる物語(連載)、芝浦港南地区総合支所だより、イベントカレンダー、読者ギャラリー等

第47号

発行日 平成30年3月16日(金)

内 容 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクトメンバー募集、知生(ちい)き人養成プロジェクト年間活動報告、イベントリポート、地域のおすすめスポット(連載)、橋をめぐる物語(連載)、芝浦港南地区総合支所だより、イベントカレンダー、読者ギャラリー等

・発行部数 各号30,800部

・配布方法

委託事業者による各戸配付

区有施設、ゆりかもめ4駅(芝浦港南地区管内)、田町駅に配置

目 的

港区基本計画・芝浦港南地区版計画書（平成 27 年度～平成 32 年度）に掲げる地区の将来像「快適で温かみのある運河と海辺の未来都市・港区ベイエリア」の実現に向けて、地域住民等で構成される分科会を設置し、地区版計画書の進捗状況の確認や見直しに向けての検討を行います。

内 容

地区版計画書の見直しに向けて、区民参画組織を設置し、計画の進捗状況の確認や地域事業の分析・評価、地域資源を活用した事業提案等についての検討・議論を重ね、まとめた意見を提言書として、平成 29 年 3 月に区長に提出しました。

開 催 状 況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	13 回	—	—	7 回	—
メンバー数	23 人	—	—	10 人	—

目 的

芝浦港南地区ならではの地域資源である運河や海辺の活用を図り、誰もが安らぎを感じ、憩いの場として人々が集える環境づくりを推進するとともに、区民参画を得ながら、地域の方々の水辺への愛着と理解を深めます。

内 容

区民参画組織「水辺のまち魅力アップ分科会」との協働で、ウォーキングイベントや運河クルーズを実施し、地域の方々が水辺に親しむ機会を提供しました。

また、芝浦西運河協のカルガモ営巣地を維持管理することで、人々の集いと憩いの場を提供しています。

事業の状況

・カルガモ通信発行

内 容 芝浦西運河協にあるカルガモ営巣地で誕生したヒナについて、ホームページにて地域の方々へお知らせしました。

・ウォーキングイベント

第12回べいあっぷウォーキング「歩こうレインボーブリッジ」

開 催 日 平成29年8月5日（土） 酷暑のため中止

第13回べいあっぷウォーキング「歩こう港南！学ぼう東京海洋大学！」

開 催 日 平成29年11月25日（土）

参加人数 31人

内 容 最初に東京海洋大学の船舶と海洋生物等の施設で講座を実施しました。その後、分科会メンバーがガイド役を務め、ウォーキングをし、終了後にはグループごとの座談会や地域の魅力マップ作成を行い、分科会メンバーと参加者で親睦を深めました。

・運河クルーズ

開 催 日 平成30年3月24日（土）

参加人数 127人

内 容 みなとパーク芝浦付近の新芝運河沿緑地の船着き場から乗船し、芝浦運河、芝浦西運河や新芝南運河等を巡る45分程度のクルーズを行い、分科会メンバーが船上ガイドを務めました。

・べいあっぷクイズラリー、南極に関する講演会

開 催 日 平成30年3月24日（土）

参加人数 150人

内 容 地域の人が交流する場を提供するとともに、地域の歴史・出来事のパネル展示や、地域の歴史に関するクイズラリーを行い、地域の魅力を紹介しました。

目 的

地域の大学や東京都等、様々な主体との連携及び協力のもと、水質の改善をはじめ、活気ある魅力的な水辺空間づくりに向けた取組を推進することで、水辺空間における生活環境向上や愛着の醸成を目指します。

内 容

・アサリによる環境学習

お台場の海を安全で安心な水辺空間として整える気運を高めるため、お台場に自生するアサリ資源を活用して水質改善効果を確認する環境学習を実施しました。

・運河学習についての環境学習

鉄炭団子による水質浄化機能を研究している東京海洋大学と連携し、港南中学校生徒を対象に環境教育活動の一環として実施する運河学習会の取組を支援しました。

事業の状況

・アサリによる環境学習

開催日	内 容	開催場所
平成 29 年 6 月 3 日 (土)	モニタリング調査	都立お台場海浜公園
平成 29 年 9 月 9 日 (土)	クラムマット敷設 モニタリング調査	都立お台場海浜公園
平成 29 年 11 月 4 日 (土)	クラムマット敷設 モニタリング調査	都立お台場海浜公園

・運河についての環境学習

開催日	内 容	開催場所
平成 29 年 5 月 18 日 (木)	講義	東京海洋大学
平成 29 年 6 月 8 日 (木)	講義	港南中学校
平成 29 年 7 月 13 日 (木)	水質調査、生物観察	芝浦西運河カニ護岸
平成 29 年 9 月 21 日 (木)	水質調査、生物観察	芝浦西運河カニ護岸
平成 29 年 11 月 16 日 (木)	水質調査、生物観察	芝浦西運河カニ護岸
平成 30 年 1 月 11 日 (木)	成果発表	港南中学校

目 的

地区の地域防災協議会や、町会・自治会・防災会等の防災住民組織、小・中学校や幼稚園等の防災に関する活動を支援するとともに、これらの防災組織と地区内の事業所、警察・消防等の関係機関との連携を深め、地域における防災力の向上と「自助・共助」への取組をさらに推進します。

内 容

各種訓練、防災教育・講話、防災用品展示等の実施により、地域に即した防災知識の普及・啓発と防災行動力の向上に取り組みます。また、地域防災協議会への事業所の参加促進、地域での情報共有、講習会の開催等により、地域が一体となった防災対策を促進し、地域における防災力の向上を推進します。

事業の状況

・防災教育

実施日	内 容	参加人数
平成 29 年 4 月 12 日 (水)	港南中学校防災教育	255 人
平成 29 年 7 月 5 日 (水)	お台場学園防災教育	28 人
平成 29 年 8 月 5 日 (土) ～8 月 6 日 (日)	港南中学校避難所宿泊訓練	64 人
平成 29 年 9 月 20 日 (水)	お台場学園防災資機材訓練	76 人
平成 29 年 9 月 28 日 (木)	お台場学園防災資機材訓練	76 人
平成 29 年 9 月 29 日 (金)	東京都立港特別支援学校防災講話	70 人
平成 29 年 10 月 6 日 (金)	お台場学園防災資機材訓練	76 人

・防災用品展示

実施日	内 容	来場者数
平成 29 年 4 月 2 日 (日)	港南ふれあい桜まつり	—
平成 29 年 7 月 27 日 (木)	芝浦サマーフェスタ	661 人

・事業所防災

実施日	内 容	参加事業所数
平成 29 年 6 月 14 日 (水)	芝浦・海岸地域防災連絡会参加事業所による 情報伝達訓練	47 社
平成 30 年 3 月 1 日 (木)	台場地域防災連絡会 防災講話	9 社
平成 30 年 3 月 15 日 (木)	芝浦・海岸地域防災連絡会参加事業所による 防災施設見学会	15 社

目 的

身近な水辺資源を活用し、芝浦及び海岸二・三丁目地域、港南地域、台場地域の各地域住民の相互交流やつながりを深めるとともに、長く住んでいる地域住民と新たな地域住民とのコミュニティ形成の契機づくりを目指します。

内 容

芝浦港南地区水辺フェスタ実行委員会での企画・運営のもと、芝浦港南地区の3つの地域（芝浦及び海岸二・三丁目地域、港南地域、台場地域）対抗の6人乗りゴムボートによるボートレース大会を中心としたお祭りを実施します。

事業の状況

開催回	開催日時	開催場所	参加人数 (地域対抗ボート レース大会)	優勝地域
第7回	平成25年9月23日(月) 秋分の日	都立お台場 海浜公園	450人 (75チーム×6人)	港南
第8回	平成26年9月23日(火) 秋分の日		414人 (69チーム×6人)	港南
第9回	平成27年9月23日(水) 秋分の日		468人 (78チーム×6人)	芝浦、海岸 二・三丁目
第10回	【雨天中止】 平成28年9月22日(木) 秋分の日		【雨天中止】 参加予定504人 (84チーム×6人)	—
第11回	平成29年9月30日(土)		474人 (79チーム×6人)	台場

目 的

地区の歴史をひも解き、地方都市との共通するテーマを掘り下げていく中で生まれた芝浦港南地区と秋田県にかほ市や福島県柳津町との自治体間の交流を生かし、子どもたちを始めとした住民同士がお互いの地域を訪れ、豊かな自然を体験する機会などを設けるとともに、伝統文化や農業体験などを通じて地域の魅力や歴史を理解することにより、さらなる相互の地域発展のため、有意義かつ継続的な交流を促進しています。

内 容

① 秋田県にかほ市との交流

平成 22 年は、白瀬しらせ隊長率いるわが国初の南極探検隊が芝浦の地を出航して 100 年に当たりました。これを契機に、芝浦港南地区総合支所と白瀬隊長の出身地である秋田県にかほ市とで、相互の地域文化交流促進及び子どもの健全育成に寄与する交流事業を実施しています。

② 福島県柳津町との交流

平成 23 年度から台場地域で始まった福島県柳津町との交流を活用し、地域の方々と一緒に台場地域と柳津町の地域特性を活かした相互交流を図ります。また、自治会や港区青少年対策お台場地区委員会等との協働で事業を実施し、地域コミュニティ形成の活性化を図るとともに、青少年の健全な育成に寄与します。

※平成 30 年度からは、交流自治体との繋がりをさらに充実させるため、他の事業との連携や自治体の PR 等を行います。

事業の状況

① 秋田県にかほ市との交流

- ・秋田県にかほ市との交流「にかほ市夏休み自然体験教室」

実施日 平成 29 年 8 月 16 日 (水) ~ 18 日 (金) 2 泊 3 日

参加人数 15 人 (小学 4 年生 ~ 小学 6 年生)

内 容 白瀬南極探検隊記念館の見学、農作業体験、そば打ち体験、自然体験 (中島台獅子ヶ鼻湿原の散策)、バーベキュー交流、にかほ市象潟町横岡地区での一般家庭でのホームステイ

- ・「なまはげ」の出演等

白瀬南極探検隊が約 100 年前に芝浦から木造帆船「開南丸」に乗って出航したことから、区立埠頭公園には、南極探検隊の記念碑や南極観測船初代「しらせ」のスクリーブレードが展示されています。また、平成 22 年 11 月には「開南丸芝浦出航 100 周年記念式典」が同公園で開催されました。

毎年、同公園で開催される海岸まつり (海岸二・三丁目町会盆踊り大会) に、平成 23 年から国の重要無形民俗文化財である、秋田県の「なまはげ」が出演しています。平成 24 年度には、芝浦アイランド自治会主催の島祭り (プラタナス公園) にも出演しました。

② 福島県柳津町との交流

・福島県柳津町訪問による交流

実施日 平成29年8月9日(水)～11日(金) 2泊3日

参加人数 15人

内 容 木工づくり体験、ピザ焼き体験、大塩の炭酸水見学、湖水浴、
柳津花火大会観覧、野菜収穫体験、赤べこ絵付け体験

・お台場における福島県柳津町との交流

実施日 平成30年2月17日(土)～18日(日)

参加人数 76人

内 容 フジテレビ社内見学、水陸両用バスでの台場周辺観光、ダイバーシティ
東京プラザ見学、柳津町物産展の開催(みなとパーク芝浦)

目 的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、お台場らしい「おもてなし」とは何かを住民、事業所、学校等がともに考え、心溢れるおもてなしでお迎えする取組を検討するとともに、その精神を地域自らが醸成し、ホスピタリティの輪をお台場から発信していきます。

内 容

世界の国や地域を、遊びや交流を通して学ぶ「お台場 Meet the World」を開催しました。対象となる国と地域を、世界5大陸にわけ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までの5年間で1大陸ずつ紹介し、様々な国や地域の文化や習慣等を理解するとともに心温まるおもてなしを考えます。平成 29 年度は、ヨーロッパ、アフリカ、アジアを対象国として開催しました。

事業開始時期

平成 26 年度

※なお、本事業は平成 29 年度で終了となりました。

事業の状況

- ・ 第1回お台場 Meet the World
 - 実施日 平成 30 年 3 月 10 日 (土)
 - 参加人数 24 人
 - 会場 港区立台場区民センター
 - 内 容 ~デザインに国境はない~フランス等の暮らしや文化や価値観を知ろう
 - ・おもてなしについて考えよう!

- ・ 第2回お台場 Meet the World
 - 実施日 平成 30 年 3 月 17 日 (土)
 - 参加人数 34 人
 - 会場 港区立台場区民センター
 - 内 容 ~アジアと私のイラスト~
 - ・交流DAYに受け取る修了証に載せるイラストを考えよう!

- ・ 第3回お台場 Meet the World
 - 実施日 平成 30 年 3 月 24 日 (土)
 - 参加人数 87 人
 - 会場 港区立台場区民センター
 - 内 容 ~交流DAY~お客様と友達になろう
 - ・チーム対抗オリエンテーリングとお台場クイズで国際交流!
 - ・手作りのおもてなしプレゼント!

目 的

地区内にキャンパスを有する大学等と連携し、地域の多種多様な情報を学ぶ場を提供することで、地域の魅力を伝え、繋ぎ、創る人材の育成を支援します。

内 容

地域資源である運河、歴史、海辺等をテーマとする講座や各大学の特色を生かした講座等を実施します。

事業の状況

普通講座

回	開催日	参加人数	内 容
第1回	平成29年6月3日(土)	16人	芝浦のまちを知ろう！（まち歩き）
第2回	平成29年6月24日(土)	13人	まち歩きで感じた地域の魅力を伝えよう（プレゼンテーション）
第3回	平成29年7月22日(土)	17人	顕微鏡でお魚を観察しよう
第4回	平成29年8月26日(土)	19人	ベイエリアの水辺環境を子どもたちに伝え残そう！
第5回	平成29年10月28日(土)	17人	芝浦港南百景 みなととまち1 江戸から東京へ
第6回	平成29年10月28日(土)	15人	芝浦港南百景 みなととまち2 東京からTOKYOへ
第7回	平成29年11月18日(土)	7人	水辺をきれいにしよう（鉄炭団子の水質浄化実験）
第8回	平成30年1月20日(土)	11人	東京湾に生息するお魚の話

特別講座

回	開催日	参加人数	内 容
第1回	平成29年7月9日(日)	10人	話し合いを充実させるコツ ～ファシリテーション講座～
第2回	平成30年2月17日(土)	13人	芝浦港南地区の魅力を伝えるかわら版を作ろう！①
第3回	平成30年2月24日(土)	8人	芝浦港南地区の魅力を伝えるかわら版を作ろう！②

目 的

町会・自治会、商店会等のコミュニティ活動を進める団体の支援を行い、地域力、地域防災・防犯力の向上に向けて、活動の活性化を促進します。

また、地域活動や町会・自治会の取組を紹介する場としてバイエリア講座を開講し、地域への理解を深めてもらう機会と場を提供するとともに、新旧住民相互の交流を図り、地域の新たなコミュニティ形成のための人材育成、団体組織化を推進します。

内 容

町会・自治会を始めとした地域の団体が開催した祭り・イベント、芝浦港南地区総合支所が実施した各種事業等を紹介する「BAY AREA 365 DAYS」を実施しました。

※平成 30 年度からは、地域コミュニティのさらなる活性化を目指し、みなとパーク芝浦で行うイベント等と連携するため、「みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり」で実施します。

また、芝浦港南地区の地域で行われている活動、町会・自治会の取組等を紹介し、地域に関する学びの場や疑問等について自由に意見交換ができる「バイエリア講座」も開講しました。

※平成 30 年度からは、「知生(ちい)き人養成プロジェクト」で実施します。

事業の状況

- ・ BAY AREA 365 DAYS (バイエリアの 1 年を振り返る展示・音楽演奏)

開催日 平成 30 年 3 月 24 日 (土)

内 容 みなとパーク芝浦のアトリウム等において、地域の祭り・イベント及び芝浦港南地区総合支所の事業を紹介する展示、地域の歴史を振り返る展示、地区情報誌「べいあっぷ」に掲載された写真の掲示、バイエリア・ミュージック・バンクの登録音楽家による音楽演奏等を実施しました。また、区民参画イベントとして「べいあっぷクイズラリー」・「地域のみどりに親しむコーナー」・「南極に関する講演会」・「バイエリア運河クルーズ」を同時開催しました。

- ・ バイエリア講座

開催日 平成 30 年 3 月 24 日 (土)

対 象 平成 29 年 1 月～平成 30 年 1 月転入 2,717 世帯

参加人数 32 人

内 容 芝浦港南地区の歴史に関するDVDの鑑賞、区職員から芝浦港南地区の歴史・公共施設等の紹介、区民参画組織「水辺のまち魅力アップ分科会」のメンバーによる地区内のおすすめスポット紹介・座談会を開催しました。

目 的

他地区にはない地域資源である運河、水辺等、地域の魅力を積極的に発信していきます。また、地域の方々が主体となって実施している芝浦港南地区の運河沿い等に植わっている夏みかんを原料とした夏みかんマーマレードづくりへの支援等により、地区の魅力向上とコミュニティ形成を図るとともに、事業所や商店会など多様な主体との連携・協働により、新たな地域の魅力を育てていきます。

内 容

地域の魅力発信のため地域の魅力PR映像を作成し、みなとパーク芝浦アトリウムに設置されているデジタルサイネージにて放映しました。

また、芝浦海岸町会・商店会連絡協議会及びみなと障がい者福祉事業団と合同で行う夏みかんマーマレードづくりの支援を行いました。

※平成30年度からは、区民が地域の魅力である運河や水辺に親しむ機会の充実を図るため、地域資源を活用した運河クルーズ等を実施します。

事業の状況

- ・地域の魅力PR映像の作成、放映

内 容 発展し続けるベイエリア～これまでの軌跡とこれからの発展～

- ・夏みかんマーマレードづくりへの支援

開催日 平成30年1月17日（水）

参加人数 45人

内 容 芝浦海岸町会・商店会連絡協議会及びみなと障がい者福祉事業団と合同で行う芝浦・海岸地域の夏みかんを原料としたマーマレードづくりを支援しました。また、「なつみちゃんレター」を2回発行しました。

目 的

お台場は、目の前に海と砂浜が広がる、自然に恵まれた地域です。この環境を最大限活用した海苔づくり等の体験学習などを実施し、お台場の地域の魅力を知るきっかけ作りの場を提供します。

また、これらの機会を通じて、住民一人ひとりにお台場への愛着心を高めてもらうのと同時に、地域コミュニティの形成を図り、地域文化の形成につなげていきます。

内 容

①干潟の環境体験学習

地引網、干潟観察、はぜつりを実施しました。

②海苔づくり

「お台場海苔づくりの会」(実行委員会)の企画・運営のもと、お台場学園港陽小学校5年生の「総合的な学習の時間」に海苔づくりを実施しています。また、お台場のりづくり瓦版を4回発行しました。

③お台場海水浴

「泳げる海、お台場」を目指すアピール活動として、都立お台場海浜公園内で、範囲を限定し、安全面等に配慮して海水浴を実施しました。また、イベントの内容や当日の運営については「お台場海水浴実行委員会」を立ち上げ、地域の方々と一緒に検討しました。

※平成30年度から『「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組』で実施します。

④水中スクリーン設置及び水質調査等

「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組の一環として、赤潮や大腸菌の流入防止効果のある水中スクリーン(シルトフェンス)をお台場海水浴の遊泳エリアに設置し、お台場海水浴の衛生面での安全性を向上と、水質改善に向けた水質の測定、考察する実証実験を行いました。

※平成30年度から『「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組』で実施します。

事業の状況

①干潟の環境体験学習

開催日	内 容	開催場所
平成29年6月6日(火)	地引網体験	都立お台場海浜公園
平成29年7月29日(土) ～7月30日(日)	地引網体験	都立お台場海浜公園(お台場海水浴会場)
平成29年8月26日(土)	映像によるお台場の海の生物等の紹介	都立お台場海浜公園(お台場夏まつり会場)

②海苔づくり（海苔の育成及び加工等体験）

開催日	内 容	開催場所
平成 29 年 11 月 11 日 (土)	事前学習会 第 1 回お台場海苔づくりの会	お台場学園
平成 29 年 12 月 16 日 (土)	海苔ひびたて・種網張り 第 2 回お台場海苔づくりの会	都立お台場海浜公園 お台場学園
平成 29 年 12 月 23 日 (土)	お台場のりづくり瓦版 No. 1 発行 お台場のりづくり瓦版 No. 2 発行	—
平成 30 年 1 月 20 日 (土)	中間刈り取り 第 3 回お台場海苔づくりの会	都立お台場海浜公園 お台場学園
平成 30 年 1 月 27 日 (土)	お台場のりづくり瓦版 No. 3 発行	—
平成 30 年 2 月 3 日 (土)	摘み取りと海苔すき、佃煮づくり体験	都立お台場海浜公園 お台場学園
平成 30 年 2 月 14 日 (水)	お台場のりづくり瓦版 No. 4 発行	—
平成 30 年 3 月 5 日 (月)	第 4 回お台場海苔づくりの会	お台場学園

③お台場海水浴

開催日	内 容	開催場所
平成 29 年 5 月 16 日 (火)	第 1 回お台場海水浴実行委員会	台場児童館
平成 29 年 6 月 13 日 (火)	第 2 回お台場海水浴実行委員会	台場区民センター
平成 29 年 7 月 10 日 (月)	第 3 回お台場海水浴実行委員会	台場区民センター
平成 29 年 7 月 29 日 (土) ～7 月 30 日 (日)	お台場海水浴 (2 日間の参加人数 538 人 (スタッフを含む))	都立お台場海浜公園
平成 29 年 9 月 9 日 (土)	第 4 回お台場海水浴実行委員会	台場区民センター

④水中スクリーン設置及び水質調査等

実施日	内 容	実施場所
平成 29 年 7 月 1 日 (土) ～7 月 30 日 (日)	水中スクリーンの設置 水質の連続観測及び降雨後調査等	都立お台場海浜公園

目 的

他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進します。

また、田んぼ体験や畑などを利用した自然環境学習をとおして自然を大切にする心を育むための普及・啓発を実施します。

内 容

地域の自治会と連携した「田植え体験」、「稲刈り体験」や区民参画組織メンバーによる地域のみどりをめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高め、みどりを通じて地域の方々が生近なところで交流する機会を提供しました。

事業の状況

・芝浦港南地区「田植え体験」

開催日 平成 29 年 5 月 28 日（日）

参加人数 62 人

内 容 芝浦公園の田んぼで田植え体験を開催しました。

・芝浦港南地区「稲刈り体験」

開催日 平成 29 年 10 月 15 日（日）

参加人数 40 人

内 容 芝浦公園の田んぼで稲刈り体験を開催しました。

・第 2 回べいあっぷグリーンツアー「芝浦のみどりを再発見しよう！」を開催

開催日 平成 29 年 11 月 26 日（日）

参加人数 21 人

内 容 芝浦のみどりを再発見するまち歩きを開催しました。

・芝浦公園でジャガイモの収穫

開催日 平成 29 年 12 月 8 日（金）

参加人数 約 30 人

内 容 芝浦公園に作ったジャガイモ畑で、しばうら保育園 5 才児クラスの園児とイモ掘りをしました。

・『ベイエリアの 1 年』にて、押し花しおり講座を開催

開催日 平成 30 年 3 月 24 日（土）

参加人数 136 人

内 容 押し花を挟み、加工した葉を作成してもらった実演講座を開催しました。

目 的

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をさらに向上させるとともに、景観形成の向上と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、芝浦港南地区の区が管理する橋りょう、モニュメント等のライトアップを計画的に実施することを目的とします。

内 容

ライトアップの取組により、まち全体ににぎわいをもたらし、「光」を新たなまちの魅力として演出しながら、まちの魅力を世界に向けて発信していきます。

(1) 景観形成

「運河沿いや臨海部の良好な景観形成を推進する。」として、区の景観を代表する東京タワーやレインボーブリッジなどとの調和を図りながら、ライトアップを新たなまちのシンボルとして、より魅力的な夜間景観を創出します。

(2) 地域コミュニティ

ライトアップと地域のお祭りを連携させながら、地域コミュニティを一層活性化させるとともに、在住者、在勤者等に対し、ライトアップを通して、まちへの愛着の醸成を図ります。

(3) 観光・産業

「多様な観光資源の発掘・活用・連携」として、東京2020大会に向け、港区観光ボランティアと連携した「まち歩きツアー」や「舟運ツアー」を行いながら、国内外からの観光客などの来訪者を増加させるとともに、東京2020大会後においても、レガシーとしてライトアップを観光スポットとすることで、観光と地域産業の活性化を図ります。

(4) 安全・安心

ライトアップにより、暗かった橋下、運河沿緑地、航路等の周辺夜間景観を明るくすることで、運河沿緑地等の水辺空間の利活用を促進させ、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。

実 績

平成29年度 基本計画の策定、新芝橋・御楯橋の実施設計委託

実施計画

平成30年度 新芝橋・御楯橋

平成31年度 渚橋・汐彩橋

平成32年度 浜路橋・プラタナス公園の樹木

概 要

保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。

目 的

- (1) 子育て不安の解消
- (2) 虐待の予防・早期発見
- (3) 地域における仲間づくり

内 容

- (1) 対 象 者：芝浦港南地区の乳幼児とその保護者
- (2) 実施方法
 - (ア) 保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士が、芝浦港南地区総合支所管内の児童施設等に出張して実施します。
 - (イ) 芝浦区民協働スペースを会場として、「かるがもくらぶ」を実施します。
- (3) 実施回数：月 8 回程度
- (4) 実施場所（8 か所）
 - ① 芝浦区民協働スペース
 - ② 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ
 - ③ こうなん保育園
 - ④ 港南子ども中高生プラザ
 - ⑤ たかはま保育園
 - ⑥ 台場保育園
 - ⑦ 台場児童館
 - ⑧ 港南いきいきプラザ（ゆとり一む）

事 業 開 始 日

平成 20 年 4 月

事 業 の 状 況

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	90 回実施	94 回実施	95 回実施	96 回実施	94 回実施
参加人数	6,169 人	6,264 人	6,275 人	5,328 人	5,394 人

みずベネット

芝浦港南地区総合支所
区民課

目 的

高齢者等が住み慣れた地域で孤立することなく安心して生活できるよう、交流の場を設け、地域住民が互いに支えあうセーフティネットワーク作りを進めます。

内 容

地域住民のふれあいの場として、毎月第4水曜日に開催します（平成28年度までは毎月第2金曜日に実施）。前半は専門家や医師による健康講座等の情報提供を行い、後半は季節の小物作りなどを行います。

健康講座や小物作り等だけでなく、みずベネットカフェとして音楽会等を開催することでネットワークを広げるとともに新たな参加者の発掘をしています。みずベネットの参加費は1回につき100円です。

事業開始日

平成25年10月

事業の状況

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	6回実施	12回実施	12回実施	12回実施	12回実施
参加人数	36人	121人	111人	122人	143人

平成29年度開催状況（芝浦区民協働スペースで開催）

回数	開催日	内 容	参加人数
第1回	平成29年4月26日	29年度の活動紹介	10人
		プリザーブドフラワー（ウェルカムボード作り）	
第2回	平成29年5月24日	健康体操（元気な体作り）	10人
		折り紙（カーネーション&花瓶）	
第3回	平成29年6月28日	健康講座（食中毒対策）	13人
		手作り写真スタンド作成	
第4回	平成29年7月26日	健康講座（熱中症対策）	14人
		折り紙（金魚）	
第5回	平成29年8月23日	健康講座（食の安全）	11人
		箸置き作り	
第6回	平成29年9月27日	健康講座（生活の安全）	16人
		ぬり絵	
第7回	平成29年10月25日	園児の歌と踊り（たまち保育室）	10人
		折り紙（ハロウィンのおばけ）	
第8回	平成29年11月22日	健康講座（インフルエンザ対策）	17人
		リボン作成（クリスマスリースストラップ作り）	
第9回	平成29年12月27日	健康講座（口腔ケア&栄養）	12人
		折り紙（干支『戌（いぬ）』作成）	

回数	開催日	内容	参加人数
第10回	平成30年1月24日	健康講座（在宅医療）	9人
		折り紙（鬼）	
第11回	平成30年2月28日	健康講座（防災について）	9人
		オリジナル印鑑入れ	
第12回	平成30年3月28日	健康講座（食の安全）	12人
		折り紙（桜&チューリップ）	

平成29年度 みずベネットカフェ開催状況（港南いきいきプラザ、港南図書館、台場高齢者
在宅サービスセンターで開催）

年度	26	27	28	29
開催回数	1回実施	6回実施	6回実施	6回実施
参加人数	10人	72人	84人	134人

開催日	内容	参加人数
平成29年4月14日	アコーディオン演奏	16人
平成29年6月9日	ハンドベル演奏	15人
平成29年7月14日	DVD鑑賞	31人
平成29年10月13日	フルート演奏	14人
平成30年2月9日	フルート演奏	27人
平成30年3月9日	落語	31人

管 理 課

区民センター関連事務

各総合支所管理課
(芝地区総合支所を除く)

概 要

芝を除く、麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課で、区民センターの利用及び管理等に関する事務を行っています。

区民センターは、指定管理者制度を導入して運営しています。

(各区民センターの指定管理者については、総合支所関係施設一覧参照)

内 容

麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課が行っている事務

- ・区民センターの団体登録の承認
- ・区民センターの使用料の調定
- ・区民センターとの連絡調整
- ・協定書に基づく指定管理者への運営管理委託料の支出

根 拠 法 令 等

港区立区民センター条例

港区立区民センター条例施行規則

港区立区民センター運営要綱

港区立区民センター登録要綱

各 区 民 セ ン タ ー 開 設 年 月 日

麻布区民センター	昭和62年1月16日
芝浦港南区民センター	昭和63年8月1日
高輪区民センター	平成7年4月1日
赤坂区民センター	平成8年4月1日
台場区民センター	平成8年5月1日

利用状況（麻布区民センター）

年 度		25	26	27	28	29	
有効登録団体数		144	136	132	133	124	
使用料収入	金額(円)	5,382,850	4,115,550	5,501,625	5,386,500	4,829,375	
利用実績	件数(件)	4,987	4,403	4,913	5,108	4,970	
	延人数(人)	86,188	82,286	74,775	73,270	67,817	
利用実績の内訳	区民ホール	件数(件)	833	558	804	867	836
		延人数(人)	48,334	44,815	39,087	38,208	34,274
	集会室	件数(件)	902	637	909	920	880
		延人数(人)	10,483	7,521	7,493	7,186	6,480
	講習室	件数(件)	864	928	914	865	842
		延人数(人)	9,731	11,541	11,592	11,204	11,288
	会議室	件数(件)	875	871	814	842	812
		延人数(人)	7,229	8,164	6,875	7,063	6,088
	第一和室	件数(件)	813	776	801	845	847
		延人数(人)	5,520	5,476	5,234	4,982	4,815
	第二和室	件数(件)	700	633	671	769	753
		延人数(人)	4,891	4,769	4,494	4,627	4,872

(各年度末日現在)

利用状況（赤坂区民センター）

年 度		25	26	27	28	29
有効登録団体数		133	162	153	171	170
使用料収入	金額(円)	8,590,825	9,337,400	9,365,525	8,690,325	8,447,350
利用実績	件数(件)	7,365	8,134	8,243	8,343	8,076
	延人数(人)	130,258	155,590	136,317	126,579	138,031
区民ホール	件数(件)	426	720	810	860	851
	延人数(人)	52,603	80,165	68,507	59,952	68,203
リハーサル室	件数(件)	602	901	887	926	914
	延人数(人)	4,726	3,568	3,083	2,302	2,762
多目的室	件数(件)	932	977	955	943	935
	延人数(人)	15,451	15,708	13,727	13,120	15,291
第一会議室	件数(件)	817	818	806	850	801
	延人数(人)	19,306	16,200	15,676	17,194	16,121
第二会議室	件数(件)	906	886	891	895	862
	延人数(人)	7,443	7,627	7,406	6,090	7,394
研修室	件数(件)	815	832	795	810	804
	延人数(人)	10,922	10,836	9,563	9,433	9,761
美術室	件数(件)	710	698	724	686	644
	延人数(人)	4,340	3,991	3,156	3,395	3,171
調理室	件数(件)	520	551	654	566	522
	延人数(人)	3,649	4,151	3,874	3,610	3,024
第一和室	件数(件)	710	861	839	886	861
	延人数(人)	6,331	7,911	6,892	7,216	7,683
第二和室	件数(件)	927	890	882	921	882
	延人数(人)	5,487	5,433	4,433	4,267	4,621

(各年度末日現在)

利用状況（高輪区民センター）

年 度		25	26	27	28	29
有効登録団体数		310	350	279	301	255
使用料収入	金額(円)	9,607,825	10,568,850	9,927,450	9,677,275	7,062,100
利用実績	件数(件)	7,578	7,254	7,431	7,209	7,282
	延人数(人)	133,229	187,514	185,939	151,522	125,771
区民ホール	件数(件)	959	816	817	819	845
	延人数(人)	51,273	78,461	69,400	57,602	46,191
集会室	件数(件)	988	970	993	963	977
	延人数(人)	18,432	30,525	31,734	28,336	20,057
音楽スタジオ	件数(件)	965	899	980	975	977
	延人数(人)	10,630	12,133	12,934	11,866	11,865
第一創作室	件数(件)	692	702	685	641	603
	延人数(人)	6,415	8,588	7,836	6,925	5,535
第二創作室	件数(件)	680	703	696	685	704
	延人数(人)	7,014	9,964	9,303	7,699	6,789
展示ギャラリー	件数(件)	517	462	537	491	560
	延人数(人)	11,663	18,442	23,244	12,698	13,018
講習室	件数(件)	920	893	921	864	829
	延人数(人)	11,888	12,646	14,507	11,414	9,931
会議室	件数(件)	913	906	870	862	872
	延人数(人)	7,701	7,705	8,206	6,290	6,085
和室	件数(件)	944	903	932	909	915
	延人数(人)	8,213	9,050	8,775	8,692	6,300

(各年度末日現在)

利用状況（芝浦港南区民センター）

年 度		25	26	27	28	29	
有効登録団体数		125	116	123	119	115	
使用料収入	金額(円)	6,522,800	5,162,500	5,167,100	5,405,200	4,560,900	
利用実績	件数(件)	4,717	4,832	4,823	4,870	4,373	
	延人数(人)	65,693	76,254	88,189	72,357	63,767	
利 用 実 績 の 内 訳	区民ホール	件数(件)	765	790	792	851	687
		延人数(人)	25,102	27,631	36,449	29,331	30,462
	第一集会室	件数(件)	731	713	724	699	602
		延人数(人)	9,474	10,791	13,246	9,751	7,108
	第二集会室	件数(件)	650	671	688	682	586
		延人数(人)	8,088	9,829	9,211	8,333	5,935
	講習室	件数(件)	838	877	887	853	805
		延人数(人)	8,068	10,719	12,270	10,398	8,020
	第一和室	件数(件)	827	874	832	860	806
		延人数(人)	8,404	9,402	8,287	7,316	6,372
	第二和室	件数(件)	906	907	900	925	887
		延人数(人)	6,557	7,882	8,726	7,228	5,870

(各年度末日現在)

利用状況（台場区民センター）

年 度		25	26	27	28	29	
有効登録団体数		28	33	38	37	30	
使用料収入	金額(円)	3,698,650	3,836,425	2,973,175	4,080,175	4,449,050	
利用実績	件数(件)	2,683	2,775	2,568	2,881	2,970	
	延人数(人)	53,154	62,354	53,275	56,588	66,193	
利 用 実 績 の 内 訳	区民ホール	件数(件)	625	670	482	737	751
		延人数(人)	14,515	21,954	14,540	19,573	26,347
	第一集会室	件数(件)	529	546	565	555	555
		延人数(人)	4,080	5,257	4,748	3,589	4,105
	第二集会室	件数(件)	506	548	515	533	567
		延人数(人)	3,851	4,971	4,139	3,539	4,119
	会議室	件数(件)	479	439	463	478	488
		延人数(人)	3,389	3,350	4,400	3,520	3,768
	和室	件数(件)	544	572	543	578	609
		延人数(人)	5,059	5,369	5,072	5,201	6,280
	展示ロビー	件数(件)	21	8	4	4	16
	図書室	※貸出数(件)	57,368	55,734	55,183	55,516	57,113
		延人数(人)	22,260	21,453	20,376	21,166	21,574

(各年度末日現在)

※図書貸出数は利用実績件数に含んでいません。(本・雑誌・CDの貸出数です)

個別広聴事務

各総合支所管理課
企画経営部区長室

目 的

個別に区民の意見、要望等に対応することによって、区民の意向に沿った区政の運営に資することを目的とします。

内 容

- ・区政についての広聴
- ・その他、区長が必要と認めた広聴事務

根 拠 法 令 等

- ・港区区民の声への対応に関する要綱
- ・港区区民の声への対応に関する事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和46年

実 績 表

平成29年度 受付窓口別申立種別件数

(単位：件)

申立種別 受付窓口	来訪	電話	陳情	広聴はがき	区長への手紙	ス 広聴 ファック	広聴メール	その他	合計
芝地区	18	20	0	11	4	0	109	2	164
麻布地区	12	36	2	3	3	1	80	13	150
赤坂地区	6	24	0	7	2	0	75	5	119
高輪地区	9	34	1	15	2	4	89	1	155
芝浦港南地区	7	35	2	3	4	0	158	10	219
企画経営部区長室	127	245	18	59	83	8	437	120	1,097
合 計	179	394	23	98	98	13	948	151	1,904

(年度末日現在)

区長と区政を語る会

各総合支所管理課

目 的

区政に関する区民の需要を的確に把握するため、区民各層から意見・提案を聴取し、区政への反映を図り、区民参加による区政運営の推進に資することを目的とします。

内 容

各総合支所において、それぞれテーマを設け、区民と区長の懇談会を実施します。

根拠法令等

港区集団広聴実施要綱

事業開始時期

昭和45年（平成18年度から各総合支所で実施）

平成29年度実施状況

総合支所	開催日	テーマ	参加者数
芝地区	10月17日（火）	芝から環境問題を考える	9人
麻布地区	11月9日（木）	安全で安心なまちづくり	13人
赤坂地区	9月5日（火）	わたしたちのまちを考えよう！～マイホーム タウン赤坂青山～	6人
高輪地区	12月9日（土）	高輪地区の魅力とこれからのまちづくりにつ いて	7人
芝浦港南地区	10月26日（木）	住み続けたいまち～個々の暮らしを支える地 域づくり～	11人

情報公開制度

各総合支所管理課
総務部情報政策課

概要

港区情報公開条例に基づき区民等からの請求を受け、区が保有している情報について公開する義務を負う制度です。

この制度は、区民の知る権利の保障及び実施機関が区の事務事業について説明する責任を果たし、公正で開かれた区政の推進、区民の区政への参加の促進等を目的とします。

内容

実施機関が職務上作成又は取得した情報の公開

根拠法令等

- ・港区情報公開条例
- ・港区情報公開条例施行規則

事業開始時期

平成元年

事業の状況

平成 29 年度情報公開実施状況

1 受付部課別・実施機関別請求件数

(単位：件)

受付部課 \ 実施機関	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会
芝地区総合支所管理課	39	7	0	0	0
麻布地区総合支所管理課	6	1	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	5	0	0	0	0
高輪地区総合支所管理課	1	0	0	0	0
芝浦港南地区総合支所管理課	3	0	0	0	0
総務部情報政策課	84	8	0	0	0
合計	138	16	0	0	0

(年度末日現在)

※請求件数は取下げ件数を含みます。

※複数の実施機関が対象の請求については、各々 1 件としています。

2 受付部課別・決定内容別件数

(単位：件)

受付部課 \ 決定内容	公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否
芝地区総合支所管理課	7	35	2	2	0
麻布地区総合支所管理課	3	4	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	4	1	0	1	0
高輪地区総合支所管理課	0	0	0	0	0
芝浦港南地区総合支所管理課	0	3	0	0	0
総務部情報政策課	19	66	0	7	0
合計	33	109	2	10	0

(年度末日現在)

※決定内容については、重複している場合があります。

区民協働スペース

各総合支所管理課
産業・地域振興支援部地域振興課

概要

地域の課題解決に向けた区民と区との協働の場及び区民相互の活動の場として、会議室を基本とした区民協働スペースを設置し、各総合支所において管理運営します。

内容

[利用対象]

区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的若しくは公益的な活動を行う団体

[利用料金]

無 料

根拠法令等

港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱

区民協働スペース一覧 (平成30年4月1日現在)

名 称	所 在 地
芝	港区芝五丁目13番15号 芝三田森ビル2階
新橋	港区新橋六丁目4番2号 きらきらプラザ新橋1階・4階
芝公園	港区芝公園二丁目7番3号 芝公園保育園3階
愛宕	港区虎ノ門三丁目19番15号 ザ・パークハウス愛宕虎ノ門1階
東麻布	港区東麻布二丁目1番1号 東麻布二丁目複合施設3階
麻布	港区六本木五丁目16番46号 麻布保育園3階
六本木	港区六本木六丁目5番19号 シティハイツ六本木公共施設棟1階
赤坂	港区赤坂四丁目18番13号 赤坂地区総合支所2階
高輪	港区高輪一丁目5番38号 HUG高輪2階
高輪地区 総合支所内	港区高輪一丁目16番25号 高輪地区総合支所4階
白金台	港区白金台四丁目6番2号 ゆかしの杜6階
芝浦	港区芝浦一丁目16番1号 みなとパーク芝浦1階
品川駅港南口	港区港南二丁目3番13号 品川フロントビルキッズ館1階
港南	港区港南四丁目3番7号 さんぼーと港南1階・2階

目 的

高齢者のいきがいつくりと社会参加を支援・促進し、地域・世代交流の機会を創出します。

内 容

技能や技術、経験を有する高齢者等を高齢者人材バンク「夢づくり」に登録し、活動の実施を希望するいきいきプラザや保育園、幼稚園、児童館、小中学校等の子どもたち、並びに地域住民に対し原則として無償で派遣します。

登録できる人

- ・ 区内在住の 60 歳以上の個人又は団体
- ・ いろいろな技術を持ち、いきいきプラザで指導・発表を行っている個人又は団体

依頼できる人

- ・ いきいきプラザ、保育園、児童館、学校その他施設の利用者及び団体

根 拠 法 令 等

港区高齢者人材バンク事業運営要綱

事 業 開 始 月 日

平成 17 年 3 月 1 日

実 績 表

年度	25	26	27	28	29
登録者数 (人)	19	19	8	8	8
派遣件数 (件)	0	0	0	0	0

(各年度末日現在)

総合支所別実施状況

区分		年度				
		25	26	27	28	29
芝地区	登録者数 (人)	4	4	0	0	0
	派遣件数 (件)	0	0	0	0	0
麻布地区	登録者数 (人)	2	2	1	1	1
	派遣件数 (件)	0	0	0	0	0
赤坂地区	登録者数 (人)	2	2	0	0	0
	派遣件数 (件)	0	0	0	0	0
高輪地区	登録者数 (人)	7	7	6	6	6
	派遣件数 (件)	0	0	0	0	0
芝浦港南地区	登録者数 (人)	4	4	1	1	1
	派遣件数 (件)	0	0	0	0	0
合計	登録者数 (人)	19	19	8	8	8
	派遣件数 (件)	0	0	0	0	0

(各年度末日現在)

いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ（あいぷら）

各総合支所管理課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

60歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ16館、児童高齢者交流プラザ1館を設置しています。

内 容

高齢者の憩い、交流の場として、敬老室などを開放しています。

いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。

また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、外出事業、世代間交流事業などのほか、はり・マッサージサービス、会食サービスなど高齢者を対象とした事業を実施しています。

このほか、区民の交流や自主的活動などの場として、集会室等の貸出しも行っています。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の保健福祉」を参照

<p>児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ</p>	<p>各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども家庭課</p>
<p>目 的 児童館等の児童施設は、児童の健全育成を図るため、健全な遊びを通して健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とします。</p> <p>内 容 児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります。）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除く。）。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

<p>児童館週末施設開放</p>	<p>各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども家庭課</p>
<p>目 的 児童の健全な育成に役立てるため、児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放します。</p> <p>内 容 施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日です。 ※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）にあたる日曜日は除きます。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

<p>学童クラブ</p>	<p>各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども家庭課</p>
<p>目 的 小学校に就学している児童で保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供します。</p> <p>内 容 対象児童は、区内在住又は区内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童です。在籍期間は、入会後から当該年度の年度末までです。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

放課GO→クラブ	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども家庭課
<p>目 的</p> <p>児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供します。</p> <p>内 容</p> <p>対象児童は、当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は、当該放課GO→クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童です。</p> <p>在籍期間は、入会後から当該年度の年度末までです。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

学童クラブ児童見守りシステム	各総合支所管理課 子ども家庭支援部子ども家庭課
<p>目 的</p> <p>児童の放課後等の安全・安心の確保のため。</p> <p>内 容</p> <p>学童クラブに登録している児童を対象に、当該システムの利用申込みをした児童が、学童クラブに入退室した日時をその保護者の携帯電話等に電子メールで知らせるシステムです。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

保育園

各総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた支給認定（2号認定・3号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

内 容

(1) 定 員（平成30年4月1日現在）

区立保育園20か所（分園を含み、芝浦アイランドこども園を除く）、私立保育園37か所（分園含む）、小規模保育事業所12か所、事業所内保育事業所（地域枠）1か所、定員5,188人

(2) 保育料

在園中に要する費用(保育料)は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に決定します（婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の制度があります。）。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

認定こども園

芝浦港南地区総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

内 容

(1) 定 員

区立認定こども園 1 か所（芝浦アイランドこども園）

定員191人（平成30年4月1日現在）

1号認定（教育標準時間認定） 20人

2・3号認定（保育認定） 171人

(2) 保育料

在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します（婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の制度があります。）。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。

上記に加え、1号認定を受けて認定こども園に在園する児童の兄や姉が小学校の第1学年から第3学年までに在学している場合、認定こども園に在園している児童の保育料（給食費を除く）は無料となります。

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

<p>保育園であそぼう</p>	<p>各総合支所管理課 子ども家庭支援部保育課</p>
<p>目 的 家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。 ・参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。 ・保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。 ・各保育園で、実施日・実施内容は異なります。 例 各年齢の保育室・園庭等で保育園児と一緒に、親子で遊ぶ 遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談 職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導 給食の試食、栄養指導、園行事への参加 <p>* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

<p>港区保育室事業</p>	<p>各総合支所管理課 各総合支所区民課 子ども家庭支援部保育課</p>
<p>目 的 保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p>内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用対象者 保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童 (2) 定員（平成30年4月1日現在） 港区保育室12か所、定員1,551人 (3) 保育実施日 日曜日、祝日、年末年始を除く毎日 (4) 保育時間 午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。 (5) 保育料 在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢を基に決定します（婚姻歴のないひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用の制度があります。）。また、兄や姉が保育園や幼稚園などに在園している第2子以降の保育料は無料となります。 <p>※平成30年4月から本事業は保育課から各総合支所管理課へ移管されました（芝五丁目保育室を除く。）。 ※当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

緊急一時保育	各総合支所管理課 子ども家庭支援部保育課
<p>目 的 出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。</p> <p>内 容 港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童で、保護者が出産や疾病等の理由で一時的に保育ができない場合に保育園で保護者に代わって保育します。</p> <p>実施施設 各区立保育園（神明保育園・たかはま保育園・芝浦アイランドこども園・しばうら保育園分園を除く）</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

一時保育	各総合支所管理課 子ども家庭支援部保育課
<p>目 的 保護者の事情により、一時的に保育を必要とする児童の保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。</p> <p>内 容 港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童で、保護者が就労や私的事由等の理由で一時的に保育を必要とする場合、又は出産や疾病等の理由で一時的に保育ができない場合に、保育園で保護者に代わって保育します。</p> <p>実施施設 神明保育園・たかはま保育園・芝浦アイランドこども園・愛星保育園・ベネッセ港南保育園</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照</p>	

いきいきプラザ等地域訪問事業

各総合支所管理課

目 的

いきいきプラザ等の職員が、地域の高齢者を訪問し、高齢者のニーズの把握に努め、いきいきプラザ等の利用促進及び事業の活性化を図ります。また、高齢者サービス・支援事業の周知を図るとともに、ひとり暮らし等の高齢者の見守り及び介護予防に寄与します。

内 容

いきいきプラザ等職員が、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯を訪問し、いきいきプラザ等の施設案内パンフレット等により、施設や各種事業の紹介を行います。

訪 問 対 象 者

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
※上記対象者の中から毎年度選定しています。

根 拠 法 令 等

港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱

事 業 開 始 時 期

平成17年7月

実 績 表

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
対象者	65歳～66歳 の高齢者のみ の世帯	65歳 の高齢者のみ の世帯	70歳 の高齢者のみ の世帯	70歳 の高齢者のみ の世帯	70歳 の高齢者のみ の世帯
訪問件数	4,494	3,384	1,754	1,687	2,695

※訪問件数は、寿商品券（70歳）贈呈による訪問実績を含みます。平成27年度からは、地域訪問事業と寿商品券（70歳）贈呈事業対象者を兼ね合わせています。

総 合 支 所 別 実 施 状 況

年度	区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
25	対象者(人)	880	1,082	828	1,334	815	4,939
	訪問件数(件)	802	980	750	1,178	784	4,494
26	対象者(人)	649	782	611	1,022	504	3,568
	訪問件数(件)	617	718	581	978	490	3,384
27	対象者(人)	312	408	316	439	279	1,754
	訪問件数(件)	312	408	316	439	279	1,754
28	対象者(人)	286	382	300	445	274	1,687
	訪問件数(件)	286	382	300	445	274	1,687
29	対象者(人)	474	581	454	741	445	2,695
	訪問件数(件)	474	581	454	741	445	2,695

(各年度末日現在)

港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練
(災対地区本部の設置・運営)

各総合支所管理課
防災危機管理室防災課

目 的

港区地域防災計画に基づき、災害時における被害の未然防止と防災活動の円滑な実施を目的とし、毎年度実施しています。

内 容

「港区災害対応マニュアル」に基づき、災対地区本部の設置・運営訓練を実施しています。

協 働 推 進 課

背 景

区は、区民により身近な場所で、多様な区民のニーズを把握し、地域の実情を踏まえた施策を展開していくため、平成18年4月に「区役所・支所改革」を実施し、芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南の各地区に総合支所を設置しました。

これにより、地区の政策形成を図る基盤が整備され、各地区において区民の参加を得て、施策や地域の課題解決に関する検討を行う区民参画の取組が強化されました。

この「区役所・支所改革」や社会経済情勢などの変化を踏まえて、港区基本構想に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向けた取組を継続して進めていくため、平成27年3月に港区基本計画・各地区版計画書（平成27年度～平成32年度）を策定しました。

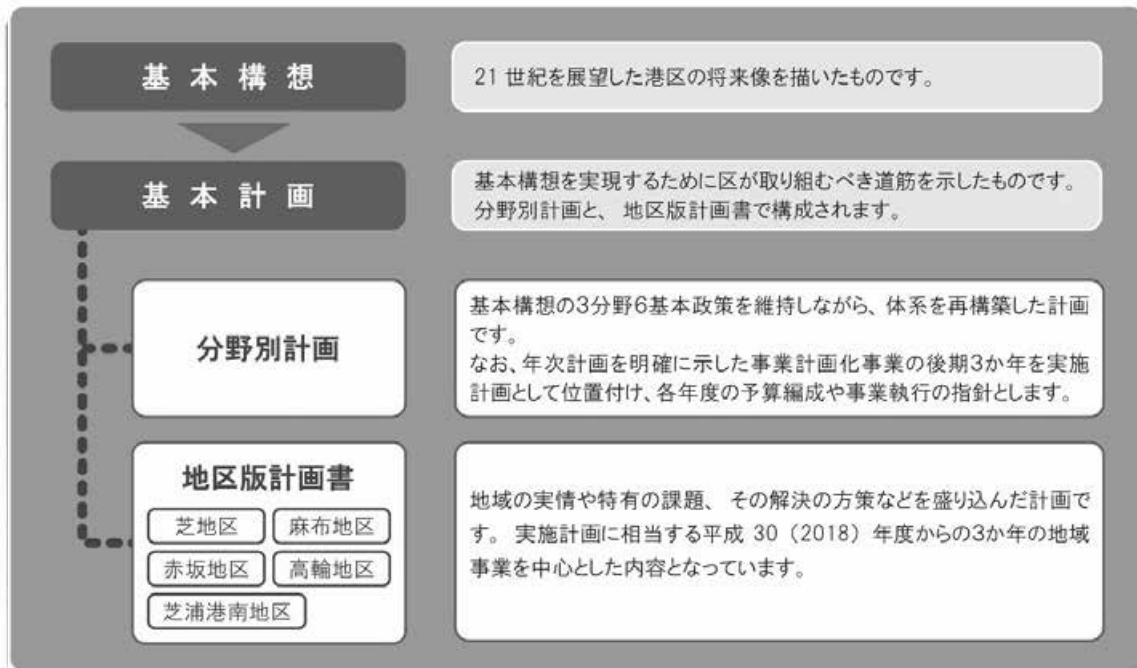
総合支所は、この地区版計画書を区民と共有しつつ、あらゆる主体と協働してまちづくりを進めています。

内 容

平成27年度から平成32年度までを計画期間とする港区基本計画・各地区版計画書について、前期計画（平成27年度～平成29年度）における施策の成果や課題の検証を行うとともに、各地区区民参画組織からの提言や区民から頂いた意見を踏まえ、平成29年度に後期計画（平成30年度～平成32年度）を見直しました。

見直しに当たっては、地域の実情や特有の課題、その解決の方向性を盛り込みました。

これまで築いてきた区民や地域との強固な信頼関係を生かしながら、「参画と協働」をより一層推進し、地域特性に応じた様々な取組を展開します。



地域情報番組の制作

各総合支所協働推進課

概 要

ケーブルテレビで放送する港区地域情報番組「みなとクイックジャーナル」を制作します。

内 容

各総合支所が年1回ずつ、地域性が高く地域の皆さんが身近に感じられる情報番組を制作・放送することにより、地域コミュニケーションの向上を図ります。

根拠法令等

港区広報事務規程

事業実施時期

平成18年4月1日から平成28年5月末まで

事業の状況

毎日5回（毎月1日更新）

放送時間 午前10時30分～午前10時50分、午後1時30分～午後1時50分、午後3時30分～午後3時50分、午後5時30分～午後5時50分、午後9時30分～午後9時50分 バイリンガル（日本語・英語）放送

年度	総合支所	タイトル	放送月
平成27年度	芝地区	区立芝公園・区立イタリア公園におけるにぎわい推進事業の紹介	平成27年11月
	麻布地区	麻布フェスタ	平成28年2月
	赤坂地区	赤坂・青山シニアファッションista～自分らしく素敵に～	平成28年1月
	高輪地区	「たかなわ地域防災研究事業」防災に関する映像コンテンツ作成の様子	平成27年10月
	芝浦港南地区	みなとパーク芝浦～施設探訪～	平成27年8月

年度	総合支所	タイトル	放送月
平成28年度	芝地区	港区公式キャラクター大集合	平成28年5月
	赤坂地区		

※「みなとクイックジャーナル」は平成28年5月末で終了しました。

目 的

区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、交通事故による災害を受けた区民を救済するための交通傷害保険事業を実施します。

内 容

区民交通傷害保険は、区民が交通事故にあった場合に保険金を支給し、救済する事業として、港区をはじめ、10区で行っています。

少額の保険料で加入でき、車両による交通事故でけがをされた場合、入院・通院治療日数と治療期間に応じた保険金を支払います。

(保険料：Aコース1,000円・Bコース1,700円・Cコース2,900円)

また、各コースに併せて自転車または身体障害者用車いすの所有・使用・管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって発生した、法律上の損害賠償を補償する「自転車賠償責任プラン」を付加することができます。こちらは平成30年度に料金改定があり、保険料を300円から400円に変更し、最高保険金額も1,000万円から1億円に増額となりました。

保険金の給付については、損害保険会社が事務処理を行います。

根 拠 法 令 等

港区民交通傷害保険事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成14年

事 業 の 状 況

(単位：人)

保険 年度	加 入 者 数						合 計
	区民交通傷害コース			区民交通傷害コース + 自転車賠償責任プラン			
	A	B	C	AJ	BJ	CJ	
25	1,379	852	648	1,545	660	834	5,918
26	1,360	822	614	1,892	763	941	6,392
27	1,311	820	621	2,151	822	1,056	6,781
28	1,306	696	585	2,228	893	936	6,644
29	1,250	694	552	2,239	867	915	6,517

(各年度4月1日現在)

地域葬儀支援事業

各総合支所協働推進課

目 的

住み慣れた自宅の近くで葬儀が行えるよう、町会等の集会施設を地域葬儀所に認定し、その町会等の住民以外の地域住民も広く利用できる地域葬儀支援事業を実施しています。

内 容

地域葬儀所として認定した町会等の施設に対し、葬儀用備品等の購入経費として 200 万円を限度に助成金を支出します。

芝・麻布・高輪・芝浦港南の各地区に 1 か所を限度とします。

※区民斎場やすらぎ会館がある赤坂地区は除きます。

根 拠 法 令 等

地域葬儀支援事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成 8 年 1 月

事 業 の 状 況

高輪地区 平成 8 年 2 月 6 日認定 高輪一丁目アパート地域集会室

災害見舞金

各総合支所協働推進課

目 的

火災等の災害が発生した場合、被災者に対し、見舞金を支給しています。

内 容

区の要綱で下表のように支給額を定め見舞金を支給しています。

(単位：円)

被 害 区 分	金 額		
	単身世帯	2人以上世帯	事業所
住宅又は事業所等若しくは家財の全壊、全焼又は流失	50,000	70,000	50,000
住宅又は事業所等若しくは家財の半壊又は半焼	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷 害 (1人につき)			40,000
死 亡 (1人につき)			120,000

根 拠 法 令 等

港区災害見舞金支給要綱

事 業 開 始 時 期

昭和46年4月

事業の状況

災害見舞金支給等の状況

区分	年度	芝地区		麻布地区		赤坂地区	
		見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)
単身世帯	25	0	0	0	0	16	640,000
	26	0	0	1	40,000	0	0
	27	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	2	80,000	0	0
	29	1	40,000	7	280,000	4	180,000
2人以上世帯	25	1	50,000	0	0	0	0
	26	0	0	2	100,000	0	0
	27	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	6	300,000	1	50,000
	29	2	140,000	6	340,000	1	50,000
事業数	25	1	40,000	0	0	0	0
	26	0	0	2	80,000	0	0
	27	0	0	0	0	1	40,000
	28	0	0	4	160,000	0	0
	29	0	0	2	80,000	2	80,000
死亡	25	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0
	27	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
傷害	25	1	40,000	0	0	1	40,000
	26	0	0	0	0	1	40,000
	27	0	0	1	40,000	0	0
	28	0	0	1	40,000	0	0
	29	0	0	0	0	0	0

区分	年度	高輪地区		芝浦港南地区		合 計	
		見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)
単身世帯	25	0	0	0	0	16	640,000
	26	4	170,000	0	0	5	210,000
	27	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	1	40,000	3	120,000
	29	1	50,000	0	0	13	550,000
2人以上世帯	25	0	0	1	70,000	2	120,000
	26	2	100,000	1	50,000	5	250,000
	27	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	0	0	7	350,000
	29	1	120,000	0	0	10	650,000
事業所数	25	0	0	0	0	1	40,000
	26	0	0	0	0	2	80,000
	27	0	0	0	0	1	40,000
	28	1	40,000	0	0	5	200,000
	29	0	0	0	0	4	160,000
死亡	25	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	1	120,000	1	120,000
	27	0	0	0	0	0	0
	28	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
傷害	25	0	0	0	0	2	80,000
	26	0	0	0	0	1	40,000
	27	0	0	0	0	1	40,000
	28	0	0	2	80,000	3	120,000
	29	1	40,000	0	0	1	40,000

1 町会・自治会の設立・運営等

目 的

町会・自治会は、区民が自主的に組織し運営する地縁団体です。団体の設立や運営がより円滑に推進されるよう、地区ごとに地域に密着した形で支援しています。

内 容

下記の要件を満たしている団体について、町会・自治会の設立届受理等の業務や自主的な地域活動等の支援を行っています。

- [要件] ①一定の区域を有していること（集合住宅の場合は、1棟単位以上）。
 ②区域内のおおむね2分の1以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、4分の3以上の世帯が加入していること。ただし、501以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、375以上の世帯が加入していること）。
 ③会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること。
 ④当該地域内の住民福祉の増進に積極的に努め、地域の振興に寄与していること。
 ⑤既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要となります）。

事業の状況

町会・自治会の現況

総合支所		年 度				
		25	26	27	28	29
芝地区	団体数	77	78	77	77	76
	会員数	13,964	14,061	13,955	13,791	13,499
麻布地区	団体数	43	43	43	43	43
	会員数	12,511	12,795	12,910	12,313	12,076
赤坂地区	団体数	35	35	35	35	35
	会員数	7,174	7,167	7,120	7,005	7,103
高輪地区	団体数	47	47	47	48	48
	会員数	16,744	16,627	17,248	17,607	17,056
芝浦港南地区	団体数	29	28	28	30	32
	会員数	12,769	12,823	13,110	14,551	16,933
合 計	団体数	231	231	230	233	234
	会員数	63,162	63,473	64,343	65,267	66,667

(各年度4月1日現在)

※休会中の団体は、含まれていません。

※会員数＝世帯会員数＋集合住宅会員数（1棟＝1会員）＋事業所会員数（1事業所＝1会員）

2 町会・自治会連絡会、町会連合会の運営への協力

目 的

町会・自治会の団体間相互及び町会・自治会と区とのコミュニケーションを充実させるため、地区内の町会・自治会が一堂に会する連絡会を開催しています。

内 容

町会・自治会活動の事例発表、区からのお知らせ、区政への要望等について意見の交換をします。

事業開始時期

芝地区	平成 10 年 2 月
麻布地区	昭和 43 年 4 月（麻布町会・自治会連合会発足日）
赤坂地区	昭和 29 年 8 月（赤坂青山町会連合会発足日）
高輪地区	平成 9 年 3 月
芝浦港南地区	平成 10 年 7 月

事業の状況

総合支所		年 度				
		25	26	27	28	29
芝地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	98	84	97	90	92
	届出団体数	77	78	77	77	76
麻布地区	開催回数	2	2	3	3	3
	延参加団体数	73	71	86	91	99
	届出団体数	43	43	43	43	43
赤坂地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	60	63	68	56	59
	届出団体数	35	35	35	35	35
高輪地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	60	48	60	53	53
	届出団体数	47	47	47	48	48
芝浦港南地区	開催回数	—	—	1	1	1
	延参加団体数	—	—	23	18	18
	届出団体数	—	—	28	30	32
合 計	開催回数	8	8	10	10	10
	延参加団体数	291	266	334	308	321
	届出団体数	202	203	230	233	234

(各年度末日現在)
(届出団体数は各年度 4 月 1 日現在)

※休会中の団体は、含まれていません。

※芝浦港南地区では、平成 23 年度から芝浦海岸地域・港南地域は月 1 回、台場地域は 2 か月に 1 回の地域連合会等において、町会・自治会への情報提供を行っています。

3 町会に対する補助金

(1) 町会等補助金

目 的

町会・自治会等の自主的な地域活動を支援するため、補助金を交付しています。

内 容

[補助対象] 区に届出のある町会・自治会等

[補助概要] 町会・自治会等の運営及び団体が実施する事業のほか、防犯灯等維持・補修に対しても補助金を交付しています。

根 拠 法 令 等

港区町会等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

昭和 52 年 4 月 1 日

実 績 表

総合支所		年 度				
		25	26	27	28	29
芝地区	交付団体数	85	86	85	83	83
	交付額(円)	15,726,500	15,973,146	15,853,749	15,634,089	16,293,978
麻布地区	交付団体数	46	46	46	46	45
	交付額(円)	12,923,380	13,131,222	12,713,384	12,593,004	12,067,627
赤坂地区	交付団体数	38	38	38	39	38
	交付額(円)	9,584,715	10,278,420	9,427,799	10,793,147	11,362,363
高輪地区	交付団体数	49	50	50	50	49
	交付額(円)	15,249,069	15,196,020	15,793,589	16,194,985	16,328,356
芝浦港南 地区	交付団体数	39	39	41	42	42
	交付額(円)	8,791,097	8,581,000	8,881,497	10,394,240	10,213,830
合 計	交付団体数	257	259	260	260	257
	交付額(円)	62,274,761	63,159,808	62,670,018	65,609,465	66,266,154

(各年度末日現在)

※平成 21 年度から、補助対象に防犯灯灯具交換を加えました。

(2) 町会・自治会等掲示板設置等補助金

目 的

町会・自治会が掲示板を新設、移設する際、又は老朽化等により建替え、補修する際に経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象] 町会・自治会区域内の私有地又は私道上に設置する掲示板

[補助概要] 掲示板設置等に係る経費の2分の1以内とし、1基につき5万円を限度として補助金を交付しています。

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会等掲示板設置等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年 度		年 度				
		25	26	27	28	29
総合支所						
芝地区	交付団体数	0	1	1	1	0
	基 数	0	1	4	1	0
	交付額(円)	0	50,000	165,700	50,000	0
麻布地区	交付団体数	1	1	0	0	1
	基 数	6	2	0	0	1
	交付額(円)	123,700	32,400	0	0	50,000
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	1	0
	基 数	0	0	0	1	0
	交付額(円)	0	0	0	50,000	0
高輪地区	交付団体数	6	3	1	8	3
	基 数	13	11	1	16	6
	交付額(円)	481,100	287,300	41,500	607,200	202,600
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	0	2	1
	基 数	0	0	0	4	1
	交付額(円)	0	0	0	110,400	39,400
合 計	交付団体数	7	5	2	12	5
	基 数	19	14	5	22	8
	交付額(円)	604,800	369,700	207,200	817,600	292,000

(各年度末日現在)

※平成25年度から、補助対象に移設、老朽化等による建替え、補修を加えました。

(3) 町会・自治会会館建設等補助金

目 的

町会・自治会が、町会・自治会会館の新築、改築、増築若しくは修繕又は建物の購入をする際、経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象]

- ・新築、改築、増築、既存建物の購入
※認可地縁団体として登録されている町会・自治会のみが対象となります。
- ・修繕
※区に届出のある町会・自治会で、町会等補助金の交付を受けていることが前提になります。

[補助概要] 整備事業に係る経費の2分の1以内とし、次の額を限度として補助金を交付しています。

- ・新築、改築、既存建物の購入の場合 1,000万円
- ・増築、修繕の場合 500万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

総合支所		年 度				
		25	26	27	28	29
芝地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額 (円)	0	0	0	0	0
麻布地区	交付団体数	0	0	0	0	1
	交付額 (円)	0	0	0	0	10,000,000
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額 (円)	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額 (円)	0	0	0	0	0
芝浦港南 地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額 (円)	0	0	0	0	0
合 計	交付団体数	0	0	0	0	1
	交付額 (円)	0	0	0	0	10,000,000

(各年度末日現在)

(4) 認可地縁団体補助金

目 的

町会・自治会が、地方自治法に規定する地縁による団体として認可を受けるために要した経費や、当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記するために要した経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象] 地縁による団体としての認可を受けるために要した経費
認可後、当該団体名義による不動産登記に要した経費

[補助概要] 補助対象となる経費の4分の3以内とし、100万円を限度として補助金を交付しています。

根 拠 法 令 等

港区認可地縁団体補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

総合支所		年 度				
		25	26	27	28	29
芝地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
麻布地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	0	0	0	1	0
	交付額(円)	0	0	0	1,000,000	0
芝浦港南 地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
合 計	交付団体数	0	0	0	1	0
	交付額(円)	0	0	0	1,000,000	0

(各年度末日現在)

(5) 協働事業活動補助金

目 的

会員数が比較的少なく、資金や人材が不足しがちな町会・自治会が近隣の他の町会・自治会や各総合支所管内の地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対して、補助金を交付することにより、自主的かつ自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティ活動の活性化を図ることを目的とする補助金です。

内 容

[補助対象] 会員数 150 以下の町会・自治会が近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NPO、大学、PTA、公益法人等）と協働して実施する事業

[補助概要] 補助対象となる経費の全額とし、一事業につき 50 万円を限度として補助金を交付します。

根 拠 法 令 等

港区協働事業活動補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 30 年 4 月 1 日

※平成 32 年度までの時限的な補助金です。

4 地域懇談会等の開催

目 的

地域内の団体相互の懇親を深め、協力関係をより強化することを目的として各団体の情報交換等を行っています。町会・自治会をはじめとした地域の団体や警察・消防等の行政機関等が幅広く参加しています。

事業開始時期

平成元年

実績表

総合支所		年 度				
		25	26	27	28	29
芝地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	572,087	701,535	793,957	678,531	598,991
麻布地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	472,500	0	0	0	0
赤坂地区	出席者数(人)	105	151	158	180	275
	事業費(円)	819,000	635,040	891,648	925,020	1,308,528
高輪地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	0	0	0	0	0
芝浦港南地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	237,510	119,232	276,856	91,412	117,936
合計	出席者数(人)	105	151	158	180	275
	事業費(円)	2,101,097	1,455,807	1,962,461	1,694,963	2,025,455

(各年度末日現在)

事業内容

平成18年度から、地区ごとで実施しています。

事業実績

平成29年度

	事業	内 容
芝地区	ふれ愛まつりだ、芝地区!	芝地区地域交流ブースの出展
麻布地区	麻布町会・自治会連合会連絡会	行政からのお知らせ 町会・自治会間の意見交換
赤坂地区	地域デビューの集い	地域の活動の紹介 パネル展示 パネルディスカッション
高輪地区	地域の魅力いっぱい写真展	地域の活動の紹介 展示
芝浦港南地区	芝浦港南地区町会・自治会等連絡会	地域の活動の紹介 意見交換

5 町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈

目 的

永年の町会・自治会等地域自治振興の尽力に対して敬意を表するため、退任した町会・自治会の会長、副会長及び役員へ感謝状を贈呈します。

内 容

地域自治の育成、発展及び公共の福祉の増進に功績があり、感謝状贈呈基準第2条に該当する方へ記念品を添えて感謝状を贈呈します。

根 拠 法 令 等

町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和62年4月1日

実 績 表

(単位：人)

年 度	25	26	27	28	29
総合支所					
芝地区	3	8	1	3	5
麻布地区	2	10	5	6	2
赤坂地区	1	3	3	5	2
高輪地区	1	2	2	8	5
芝浦港南地区	0	2	2	0	1
合計	7	25	13	22	15

6 都知事表彰地域自治振興功労者の推薦

目 的

東京都知事が毎年10月1日「都民の日」に、町会・自治会等地域自治振興に尽力し、顕著な功績のあった方を表彰しています。区は、東京都に対して該当者の推薦を行っています。

内 容

地域自治振興功労者に該当する方を各総合支所において選考し、港区の候補者として区長が東京都に推薦します。

根 拠 法 令 等

東京都表彰規則
東京都表彰事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和47年

実 績 表

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29
受賞者数	1	0	0	2	1

(各年度末日現在)

7 地域活動補償制度

目 的

町会・自治会等、地域貢献活動を行う団体が安心して活動できるよう、賠償責任事故補償及び傷害事故補償を行う制度を設けています。

内 容

各総合支所は、地区内団体について、一括して保険加入を行い、各団体の行事及び活動において、事故発生のあったときは、事故報告を受け付けます。

根 拠 法 令 等

港区地域活動補償制度取扱要綱

事 業 開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年 度	事 業 費
25	1,174,100
26	1,064,110
27	965,950
28	837,080
29	798,270

(各年度末日現在)

各総合支所「地域のできごと」

各総合支所協働推進課

目 的

区民のコミュニティ意識の醸成と地域活動への参加促進を図るため、町会・自治会活動等地域の身近な話題を中心とした情報を収集し、提供しています。

内 容

港区公式ホームページ内に「総合支所のページ」を開設し、地域の身近な活動や話題を提供しています。併せて町会・自治会一覧を掲載するとともに、各町会・自治会が作成したホームページへリンクすることにより、広く町会・自治会に係る情報を発信し、町会・自治会への加入促進を図っています。

事業開始時期

平成16年12月21日

実績表

地域のできごと掲載件数

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
総合支所					
芝地区	31	25	34	26	31
麻布地区	19	30	29	61	53
赤坂地区	35	64	48	47	46
高輪地区	27	32	34	42	36
芝浦港南地区	94	84	78	70	77
合 計	206	235	223	246	243

(各年度末日現在)

区設掲示板設置及び管理

各総合支所協働推進課

目 的

行政の施策や事業等のポスターを区設掲示板に掲出するとともに、掲示板を管理します。

内 容

- ・区設掲示板の新設、補修、移設、撤去を行います。
- ・ポスター掲出申請の許可、掲示物の管理・調整を行います。

根 拠 法 令 等

港区設掲示板管理及びポスター等掲示物取扱要領

実 績 表

年 度 区 分	25	26	27	28	29
掲示板設置基数(基)	389	390	391	391	396
申請許可件数(件)	758	756	776	786	880
掲 出 枚 数(枚)	31,041	31,376	31,742	29,143	28,702

(各年度末日現在)

事 業 費

(単位：円)

年 度 総合支所	25	26	27	28	29
芝地区	4,541,780	4,514,980	3,408,814	3,490,784	3,389,029
麻布地区	4,625,435	4,230,067	4,466,142	4,042,458	4,972,029
赤坂地区	3,151,341	2,677,832	2,126,872	2,444,552	2,822,283
高輪地区	2,528,261	2,608,539	2,821,724	2,757,032	2,876,590
芝浦港南地区	1,494,357	1,051,495	1,125,151	1,501,478	1,965,736
合 計	16,341,174	15,082,913	13,948,703	14,236,304	16,025,667

(各年度末日現在)

目 的

ごみの減量やリサイクルを推進するためには、区民や事業者の理解と協力が重要です。マイバッグの販売を通じて、区民等のごみの減量活動の促進やリサイクル意識の啓発を図ります。

内 容

レジ袋や過剰包装によるごみの増加を防ぐため、港区オリジナル「マイバッグ」を販売します。

根 拠 法 令 等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事 業 実 施 時 期

平成 13 年度から平成 28 年度まで

実 績 表

販売実績

(単位：枚)

年 度	25	26	27	28
総合支所				
芝地区	67	64	59	94
麻布地区	34	43	14	74
赤坂地区	152	87	100	116
高輪地区	96	42	72	149
芝浦港南地区	83	24	18	72
合 計	432	260	263	505

(各年度末日現在)

※本事業は平成 28 年度で終了しました。

<p>防災住民組織育成・地域防災協議会支援</p>	<p>各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課</p>
<p>概要</p> <p>区民を中心とした自主的な防災住民組織の結成を促進し、防災資器材の助成や活動助成金を交付するとともに、防災住民組織からの要請に応じて防災研修や講演会を開催し、地域での防災訓練等の防災活動を支援しています。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災住民組織が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・支援 ② 小学校区等を単位とした地域防災協議会が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・運営の支援 ③ 地域の防災力向上のための学習の支援・防災マップの作成配布 ④ 避難所運営訓練・マニュアル等作成の支援 <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照</p>	

<p>総合防災訓練（地域訓練）</p>	<p>各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課</p>
<p>概要</p> <p>防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」を、港区防災対策基本条例第15条第1項及び港区地域防災計画に基づき実施しています。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進すること ② 区民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図ること ③ 区民及び区内事業所の協力体制を確立すること ④ 区及び関係防災機関相互の協力体制を確立すること ⑤ 港区地域防災計画の運用の習熟を図ること <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照</p>	

<p>防災アドバイザー派遣</p>	<p>各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課</p>
<p>概要 地域や区民が主催する、防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に、防災に関するアドバイザーを派遣することにより、支援する制度です。</p> <p>内容</p> <p>① 地域防災アドバイザー 地域防災協議会、防災住民組織、町会、共同住宅の自治会や管理組合などが、防災意識の醸成等を図るための講演会や団体が防災に関する相談を行いたいときに、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。</p> <p>② 高層住宅防災アドバイザー 地階を除く階数が6以上かつ住宅の用途に供する部分の戸数が50戸以上の建築物の居住者、管理組合及び管理事業者が、居住者相互の「共助」による体制や組織づくりの推進のほか、防災計画や避難計画を策定する場合又は居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会や地域の防災組織との連携を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照 * 平成25年度に防災危機管理室防災課から移管</p>	

<p>帰宅困難者対策の充実</p>	<p>各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課</p>
<p>概要 災害時の混乱を防止し地域の安全を確保するため、事業者等の一斉帰宅の抑制を推進するとともに、旅行や観光等で港区を訪れ災害時に安全を確保する場所がない人のために一時滞在施設の確保を進めています。</p> <p>また、災害時は、人的・物的にも公助のみで対応することが困難なことから、駅周辺事業者を中心とした帰宅困難者対策を推進する共助の団体の設立及び運営支援を行い、実効性のある防災体制の構築を図っています。</p> <p>内容</p> <p>① 区内駅周辺滞留者対策推進協議会の運営 ② 事業所向け防災対策の支援 ③ 帰宅困難者対策に関する協力協定</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照</p>	

家具転倒防止器具等助成及び取付支援

各総合支所協働推進課
防災危機管理室防災課

概要

区内に住民登録がある世帯に対し、震災時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的とし、家具転倒防止器具等を現物助成します。

また、高齢者・障害者・妊産婦・ひとり親世帯等に対し、家具転倒防止器具等の取付支援を行うことにより、震災時の安全を確保します。

内容

下記の家具転倒防止器具等を現物助成します。申請においてはポイント方式を採用し、品目ごとのポイントを定め、ひとり又は2人世帯は150ポイント（15,000円相当）、3人以上世帯は195ポイント（19,500円相当）を助成の上限とします。

各世帯1回限りの助成で、高齢者のみの世帯や障害者等を含む世帯、妊産婦を含む世帯、ひとり親世帯には、助成を受けた家具転倒防止器具等の取付けを支援します。

種別	内容
家具転倒防止器具	つっぱり棒やネジ止めベルト式耐震金具、粘着シートを天井と家具の間又は壁と家具に取付けることにより、家具の滑り出しを防止し、家具の転倒を防ぎます。
扉の開放防止器具	食器棚等の扉にネジでクサリを取付け、揺れによる扉の開放を防止し、食器類の飛出しを防ぎます。
電化製品等の耐震ゴム	OA機器、ガラス製品、花瓶等の下に50mm四方のポリウレタン製ゲル状粘着耐震ゴムを敷くことにより、強力な粘着力で地震等による衝撃や震動から守ります。
OA機器用耐震固定バンド	パソコン、テレビ等を固定バンド式の粘着パッドで強力に固定し、転倒落下事故を防ぎます。
ガラス飛散防止フィルム	窓や食器棚等にガラス飛散防止フィルムを貼り、ガラス破片の飛散によるケガを防ぎます。

【取付支援対象世帯】

区内に住民登録がある世帯のうち、自力で器具等を取付けることが困難な次の（1）～（6）のいずれかに該当する世帯

- （1）65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
- （2）要介護3以上の人を含む世帯
- （3）身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯
- （4）東京都難病医療費助成を受けている人を含む世帯
- （5）母子健康手帳を交付された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯
- （6）母子又は父子のひとり親家庭

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」及び「港区の保健福祉」を参照

生活安全活動の支援

(1) 港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会

各総合支所協働推進課

防災危機管理室危機管理・生活安全担当

目 的

生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する「港区生活安全協議会」を運営するとともに、各地区に設置された「生活安全活動推進協議会」等による、地域ごとの生活安全活動を支援します。

内 容

(1) 港区生活安全協議会

区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

(2) 生活安全活動推進協議会

各地区の生活安全活動の推進及び地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、各総合支所単位に設置されている組織で、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、PTA 関係者、民生・児童委員、その他協議会の設立目的に賛同する企業、団体及び個人による委員で構成されています。

(3) 区の支援

各地区で実施する、地域の実情に応じた生活安全に関するキャンペーンの共催や自主パトロールへの参加等により活動を支援しています。

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

生活安全活動の支援

(2) 安全・安心まちづくり推進地区の取組 (六本木地区)

麻布地区総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

都内有数の繁華街である六本木地区（六本木3丁目～7丁目）について、当該区域の安全対策を強化するため、平成16年に港区生活安全協議会等で「安全・安心まちづくり推進地区」として選定し、通学路パトロールの実施など取組を強化しました。

平成18年には、六本木地区に関わる地元の町会・自治会、事業者、関係機関・団体等がともに、安全で安心できるまちにする取組等を推進するため、六本木地区に特化した対策を推進する組織として「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」が発足しました。

平成25年7月開催の推進会議では、すべての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」を制定し、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認定制度などの取組を推進しています。

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成15年9月9日	東京都緊急治安対策本部から、犯罪が多発するなど、安全・安心まちづくりの推進が必要と判断される地域について、「安全対策重点地区」として選定するよう依頼を受ける
平成16年4月9日	港区生活安全協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」（旧「安全対策重点地区」）に選定することを決定
平成16年9月9日	麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することを決定
平成16年11月5日	港区生活安全協議会及び麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することが決定されたため、東京都に対し選定を報告
平成17年6月28日	「大都市等の魅力ある繁華街の再生」のモデル地区として、都市再生本部が全国の11か所の繁華街のうちの一つとして六本木地区を指定

内 容

- (1) 通学路パトロールの実施
- (2) 夜間パトロールの実施
- (3) 「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」の運営
- (4) 「六本木安全安心憲章」に基づく取組

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

* 平成27年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

生活安全活動の支援

(3) 安全・安心まちづくり推進地区の取組(赤坂地区)

赤坂地区総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概要

都内有数の繁華街であり、指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区(元赤坂1・2丁目、赤坂1丁目～9丁目※1)をより一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成23年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。

なお、本地区は平成22年に東京都から「繁華街等における体感治安※2の改善事業」のモデル地域として、都内10地域のひとつとして認定されました。(単年度事業)

※1 赤坂御用地を除く

※2 犯罪認知件数や検挙率等の統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の善し悪しに関する感覚

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成22年8月20日	東京都から、繁華街の防犯力を向上させることで、体感治安の改善を図る「繁華街等における体感治安の改善事業」モデル地域に認定される。
平成23年3月24日	「安全・安心まちづくり推進地区」の認定審議を予定していた港区生活安全協議会が、東日本大震災により中止となった。そのため、各委員に対し資料を送付し、「安全・安心まちづくり推進地区」として認定することについて意見等を伺った。異議等がなかったため、港区生活安全協議会として認定した。
平成23年5月26日	「安全・安心まちづくり推進地区」に指定される。

事業開始時期

平成22年9月

事業の状況

「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の支援

平成20年11月に、赤坂地区に特化した環境美化や暴力排除の対策を推進するため、「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」が発足しました。

平成22年に体感治安の改善事業の実施に伴い、協議会の実施地域や構成団体(商店街、町会・自治会、地域団体、関係事業者、ボランティア団体、教育機関、行政機関、区等)を拡大させ、協議会が実施する活動等を支援しています。

【団体】 54団体(平成30年4月1日現在)

【役員】 11人(平成30年4月1日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

防犯カメラ等の設置支援等

各総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

区では、「区民や事業者等で構成される団体が実施する生活安全活動」及び「町会・自治会等の地域団体が地域の安全・安心確保のために、道路等に設置する防犯カメラ」について、その経費を一部補助しています。

内 容

(1) 生活安全活動費

区民等及び事業者を構成員とする団体が、自主的に実施する生活安全意識の向上、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動に要する経費です。

$$\text{補助金額 (15 万円を限度)} = \text{活動経費} \times 3 / 4$$

(2) 防犯カメラ等整備費

町会・自治会、商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保及び犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラ等の整備に要する経費です。

$$\text{補助金額 (1,500 万円を限度)} = \text{整備経費} \times 3 / 4$$

(3) 防犯カメラ等維持管理費

上記(2)「防犯カメラ等整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラ等の維持管理に要する経費です。

$$\text{補助金額 (防犯カメラ 1 台につき、15,000 円を限度)} = \text{維持管理経費}$$

* 当事業の詳細内容及び実績表は、「港区の防災危機管理」を参照

* 上記(1)は、従前から各総合支所で行っていたが、(2)(3)についても平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱

港区防犯カメラ等整備補助基準

概 要

建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図るため、区内の共同住宅（マンション及び賃貸住宅をいう。）の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分等への防犯機器の新たな設置に要する費用を助成します。

なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯診断を実施します。

内 容**(1) 助成対象者**

- ① 区内の分譲マンション管理組合等及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等（管理組合が存在しないマンションについては、区分所有者の2分の1以上の者で構成する団体で区長が特に認める団体も含む）
- ② 区内の賃貸住宅所有者（個人・法人問わず）

(2) 助成内容

区負担による防犯診断を実施した上で、助成対象建物へ区が定める助成対象機器を新たに設置する場合に、費用総額の2分の1（上限50万円）を助成します。

なお、1対象者につき1回限りとします。

(3) 助成対象機器（共用部分等に取り付けた場合を対象）

- ① 防犯カメラシステム（システム一式を対象）
- ② センサー付ライト・センサー付アラーム
- ③ オートロックシステム
- ④ その他、区長が必要と認めたもの

根 拠 法 令 等

港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成20年6月

* 当事業の実績表は、「港区の防災危機管理」を参照

* 平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

住まいの防犯対策助成事業

各総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的であることから、防犯性能の高い錠などの建物部品の取付けなど住まいの防犯対策に要する費用の一部を助成します。

内 容

区内に居住し、住民登録をしている世帯を対象としています。自宅玄関錠の交換や補助錠の取付け、窓への防犯フィルムの貼付けなどの区が定めた箇所及び品目による防犯対策に要する費用が5,000円以上のものを助成対象とし、その2分の1（上限10,000円）を助成します。

なお、助成は、1世帯につき1回限りとします。

根 拠 法 令 等

港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成18年6月

* 当事業の実績表は、「港区の防災危機管理」を参照

* 平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図りながら、区民、事業者、行政等が一体となって、生活の安全確保と犯罪機会の未然防止の取組の一つとしてパトロールを実施します。

内 容（みんなとパトロールとは、以下の3つのパトロールの総称です。）

(1) 地域パトロール

区内の町会・自治会、商店会、各地区生活安全活動推進協議会等が独自に実施しているパトロールをいいます。地域によってはパトロール隊や青色回転灯装備車両によるパトロールを実施しています。

(2) 青色防犯パトロール（業者委託パトロール）

犯罪の機会を未然に防止する目的で、民間警備会社に委託し、24時間体制で実施しています。徒歩及び青色回転灯装備車両で行う「通学路パトロール」、青色回転灯装備車両で行う保育園、幼稚園、児童館、公園などを巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、帰宅する区民等の安全を守るための「夜間パトロール」があります。

また、道路や公園などにおける安全確認、違法放置物等の報告・撤去等、看板等不法占用物件の確認・啓発業務や突発的な事件・事故対応等の業務を行っています。

(3) 職員パトロール

区所有の自転車のかごの部分に防犯プレートを取り付け、職員が職務で利用する際にパトロールを実施しています。

事業開始時期

業者委託パトロール	平成 16 年 2 月
職員パトロール	平成 18 年 8 月

* 当事業の状況、詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

* 上記（2）は平成 25 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

老人クラブの活動助成

各総合支所協働推進課
保健福祉支援部保健福祉課

目 的

高齢期の生活を豊かなものとするとともにいきいきとした高齢社会の実現に資することを目的として、社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行っている老人クラブの活動費の一部を助成しています。

内 容

老人クラブを育成し、その活動を助成するため、会員数に応じた助成金を交付しています。

根 拠 法 令 等

- 老人福祉法
- 港区老人クラブ活動助成要綱
- 港区老人クラブ連合会補助金交付要綱

実 績 表

総合支所別助成金交付クラブ数

総合支所 規模別 (会員数)	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
30人以上 50人以下	8	3	3	5	7	26
51人以上 100人以下	6	6	3	3	6	24
101人以上 150人以下	1	—	—	—	—	1
151人以上 200人以下	—	—	—	—	—	—
201人以上	—	—	—	—	—	—

(平成30年4月1日現在)

総合支所別会員数

(単位：人)

総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
会 員 数	812	488	282	381	595	2,558

(平成30年4月1日現在)

※休会中の団体は、含みません。

リサイクル団体助成

各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所

目 的

ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を目的として、区民が主体となって行う資源回収（集団回収）を支援しています。

内 容

地域の方々が自主的にグループを作り、町会や自治会、PTA等を中心に、家庭等※から出る古紙や缶等の資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を実践している団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等、様々な支援をしています。

※平成30年7月1日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象となります。

根 拠 法 令 等

港区資源再利用運動促進要綱

実 績 表

(単位：kg)

総合支所 区分		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
紙 類	新聞	327,475	267,953	265,654	510,140	671,463	2,042,685
	雑誌	294,155	284,473	225,980	365,412	461,786	1,631,806
	段ボール	282,721	337,088	214,954	357,279	602,309	1,794,351
	紙パック	1,095	365	423	1,077	1,294	4,254
	その他	1,065	3,580	5,020	2,133	10	11,808
	計	906,511	893,459	712,031	1,236,041	1,736,862	5,484,904
布 類		10,831	5,090	2,350	16,674	12,764	47,709
金 属 類	鉄類	9,218	6,954	7,930	13,545	35,667	73,314
	アルミ類	20,140	15,853	14,433	22,349	66,470	139,245
	その他	0	1,325	1,010	1,510	2,043	5,888
	計	29,358	24,132	23,373	37,404	104,180	218,447
び ん 類		3,450	3,508	7,377	15,169	35,584	65,088
そ の 他		27,330	32,543	25,965	27,740	89,688	203,266
合 計		977,480	958,732	771,096	1,333,028	1,979,078	6,019,414

(平成29年度末日現在)

*事業者や区が主体となって行う資源回収については、「港区の環境リサイクル」を参照

清掃協力会支援事業

麻布地区総合支所協働推進課
赤坂地区総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

目 的

港区内のごみ減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援します。

内 容

(1) 補助金交付対象団体

- ① 麻布清掃協力会
- ② 赤坂青山清掃協力会

(2) 補助金交付対象事業

- ① ごみの減量のための普及・啓発事業
- ② ごみの適正な処理のための普及・啓発事業
- ③ その他、生活環境の向上を図る事業

* 当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照

目 的

青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験を通して、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設します。

内 容

青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

区が夏休みの一定期間（2泊3日の2ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。

募集やプログラムは、各地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

* 平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課から一部事務移管

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

内 容

- ・「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- ・地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根 拠 法 令 等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和34年11月に青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月に青少年問題協議会から独立

昭和57年6月に青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関 係 発 行 物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

* 平成25年度に子ども家庭支援部子ども家庭課から一部事務移管

にぎわい商店街事業
(1) コミュニティ事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等が行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内容

商店会等が行うイベント事業に対し、区が補助金を交付します。

補助率	補助限度額
2/3	300万円

1 商店会につき、1 年度内 2 事業まで。ただし、複数商店会等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとします。

- * 当事業の詳細内容及び実績については「港区の産業・地域振興」を参照
- * 平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業
(2) 商店街活性化事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

商店会等が自ら計画し実施する商店街の整備及び活性化を推進する事業の経費の一部を区が助成することにより、事業の効果的かつ円滑な推進を図り、商店街の活性化及び自立的発展に寄与します。

内容

商店会等が行う商店街活性化事業に対し、区が補助金を交付します。

補助率	補助限度額
2/3	1,400万円

ただし、多言語対応に要する経費については、833.3 万円を限度に補助対象経費の 6 分の 5 を補助します。

国庫補助対象事業となる場合は、700 万円を限度に補助対象経費から国庫補助分を除いた 2 分の 1 を補助します。

また、港区商店街連合会及び港区商店街振興組合連合会が実施する「商店街組織力強化支援事業」については、1,400 万円を限度に補助対象経費の 12 分の 11 を補助します。

- * 当事業の詳細内容及び実績については「港区の産業・地域振興」を参照
- * 平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業
(3) 地域連携型商店街事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概 要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等と地域団体等が連携して行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

商店会等と地域団体等が実行委員会形式で行うイベント事業に対し、補助金を交付します。

補助率	補助限度額
4/5	400万円

1 実行委員会につき、1年度内1事業まで。なお、同一の商店会等が構成員となっている実行委員会が複数ある場合は、いずれか1つの実行委員会の補助事業のみを対象とします。

* 当事業の詳細内容及び実績については「港区の産業・地域振興」を参照

にぎわい商店街事業
(4) 商店街振興アドバイザー派遣事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概 要

地域特性と個性を生かした魅力ある商店街の形成を推進するため、専門コンサルタントが商店街を巡回し、各種相談に応じます。

内 容

区内商店街を直接訪問し、組織概要・立地・業種構成などを把握し、商店街の問題点の抽出及び助言を行います。

* 当事業の詳細内容及び実績については「港区の産業・地域振興」を参照

* 平成25年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

目 的

適正な飼養を行うことができない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

内 容

港区内にいる生後6か月以上の飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発するための事業として「地域猫セミナー」を開催しています。

実 績 表

猫の去勢・不妊手術補助数

(単位：匹)

総合支所	年度	25	26	27	28	29
	区 分					
芝 地 区	去勢	39	21	21	6	10
	不妊手術	34	25	27	6	4
麻布地区	去勢	52	39	51	40	33
	不妊手術	54	31	52	48	34
赤坂地区	去勢	24	5	36	21	18
	不妊手術	25	2	31	14	17
高輪地区	去勢	41	19	15	35	12
	不妊手術	18	45	19	31	9
芝浦港南 地区	去勢	15	55	38	17	21
	不妊手術	19	51	28	23	19
合 計	去勢	171	139	161	119	94
	不妊手術	150	154	157	122	83

(各年度末日現在)

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

動物の適正飼養の普及を図ります。

内 容

犬や猫等の飼い方等に関する苦情相談に対応しています。

所有者の判明しない犬・猫等について情報管理を行い、飼い主への返還を図ります。

動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

実 績 表

動物の愛護・管理

(単位：件)

年度	総合支所	苦情相談件数		
		犬	猫	その他
25	芝 地 区	2	65	3
	麻 布 地 区	2	53	7
	赤 坂 地 区	4	7	2
	高 輪 地 区	22	35	9
	芝 浦 港 南 地 区	6	16	0
26	芝 地 区	4	40	3
	麻 布 地 区	24	74	8
	赤 坂 地 区	5	13	1
	高 輪 地 区	15	16	5
	芝 浦 港 南 地 区	7	54	0
27	芝 地 区	7	49	0
	麻 布 地 区	17	35	9
	赤 坂 地 区	4	11	0
	高 輪 地 区	14	11	6
	芝 浦 港 南 地 区	6	19	1
28	芝 地 区	1	17	0
	麻 布 地 区	25	48	27
	赤 坂 地 区	6	14	5
	高 輪 地 区	10	20	5
	芝 浦 港 南 地 区	6	21	0
29	芝 地 区	6	34	0
	麻 布 地 区	32	52	0
	赤 坂 地 区	0	25	0
	高 輪 地 区	5	22	0
	芝 浦 港 南 地 区	3	20	0

(各年度末日現在)

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

公害の規制・指導 [公害苦情・相談]

各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部環境課

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現地調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じて発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

地域環境美化・みなとタバコルール推進

各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部環境課

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業所との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組を行っています。

* 当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照

まちづくり課

道路の管理 [占用]

各総合支所まちづくり課

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です。(道路法第 32 条第 1 項)

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的です。一方で、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間、災害時の避難、救護空間及び都市景観を創造する環境空間としての機能も併せ持っています。区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。

道路上には、上空に、各戸に電力を供給するための電線や通信線等が電柱に添架されています。また、日除けや突出看板等が建築物に取り付けられています。

更に、建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されています。

一方、道路の下には、上下水道、電気、通信、ガス等を収容する管路が埋設されるだけでなく、公共輸送機関である地下鉄施設も設けられています。区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

限られた都市空間のなかで道路の通行空間、防災空間、環境空間として効用を一層高めていくために、電線及び通信線の地中化を公益事業者と協議しながら進めています。

また、道路の通行空間としての機能を阻害している置き看板やのぼり旗などを区道上に置かないこと、道路上にイスやテーブルを出した営業活動を行わないことなど、道路等の適正な利用を促進するために監察、指導しています。

*平成 30 年 7 月から町会等以外の本業務も、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 222km で、国道、都道を含めた区内の道路全体の約 8 割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、直営作業や請負工事等で道路の維持補修、その他道路構造物の修繕を行っています。

1 直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視と定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所などの早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面や側溝の補修、雨水樹の清掃、街路灯、ガードレールの補修などを行っています。

2 請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水樹の補修や雨水樹のしゅんせつは、請負工事及び業務委託により対応しています。

また、道路上でへい死した動物（猫等）の片付けや、主要な道路の清掃については業務委託により対応しています。

実績表

○ 請負工事・業務委託の実績

平成 29 年度

種別	総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
請負工事							
	舗装道路補修	1,635 m ²	849 m ²	2,486 m ²	2,132 m ²	627 m ²	7,729 m ²
	側溝補修	283.1m	159.7m	86.3m	457.9m	63.4m	1,050.4m
	雨水樹補修	21 か所	20 か所	17 か所	44 か所	10 か所	112 か所
	雨水樹しゅんせつ	201 か所	133 か所	254 か所	94 か所	30 か所	712 か所
業務委託							
	動物死体処理	11 匹	30 匹	10 匹	16 匹	5 匹	72 匹

<p>道路の整備 [歩車共存道路の整備]</p>	<p>各総合支所まちづくり課</p>
<p>道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装や狭窄部等の設置などにより、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の空間づくりのための道路整備を実施していきます。</p> <p>*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

<p>道路の整備 [歩道の整備]</p>	<p>各総合支所まちづくり課</p>
<p>歩行者などの安全を確保するため、自動車と歩行者などの通行空間を分離し、快適でゆとりある歩道の新設・改良を進めています。</p> <p>*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

道路の整備 [保水性舗装・遮熱性舗装の推進]

各総合支所まちづくり課

都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。そのため、ヒートアイランド現象を緩和するため、道路の整備にあわせ、路面温度の低減効果が期待できる「保水性舗装」や「遮熱性舗装」の整備を推進しています。

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照

道路の整備 [電線類の地中化]

各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課

区は、都市防災機能の向上や安全な歩行空間の創出、質の高い都市景観の形成を目的として主に電線共同溝方式により、電線類の地中化を積極的に推進しています。

平成 25 年度には、「港区電線類地中化整備基本方針」を改定し、道路の構成や沿道状況等に合わせ、優先度の高い路線から区民の方々と協働し各電線管理者と調整を図りながら、電線類の地中化事業を進めています。

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照

道路の整備 [細街路の整備]

各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課

平成 25 年 4 月から道路幅員が 4 m 未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。区民の安全で安心な日常生活を支え、災害発生時にも避難路や緊急車両の進入路などとして寄与する細街路の拡幅事業を推進しています。

拡幅整備にあたっては、区で工事を代行することや助成金を支給できる制度もあります。

*平成 30 年 4 月から拡幅整備工事の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置していますが、現状においては、不特定多数の人々が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしています。

区は、この公共性に着目し、昭和 35 年 4 月に「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」を定め、これに基づき助成を行っています。

助成対象となるのは、不特定多数の人々の通行の用に供する私道の舗装及び排水施設の新設・改修工事で、私道の土地所有者からの工事委託申請書に基づいて、工事費（受託施工）を助成しています。

実績表

平成 29 年度

種別 \ 総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
アスファルト系舗装	1 m ²	0 m ²	208 m ²	0 m ²	0 m ²	209 m ²
コンクリート系舗装	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	8 m ²	8 m ²
排水施設（排水管）	4.5m	0 m	52.0m	0 m	0 m	56.5m
排水施設（側溝）	0 m	0 m	10.5m	0 m	0 m	10.5m
排水施設（雨水枿）	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	0 か所	2 か所

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として2か月に1回、区職員により夜間の巡回点検を実施して、不点对応や修繕を行っています。

耐用年数を超えた街路灯については、年度ごとに路線を選定しながら建替えなどにより機能の更新を行っています。

〈省エネルギー対策の変遷〉

平成 23 年度より、大型街路灯（水銀ランプ 200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハイドランプに交換することで、省エネルギー化を進めてきましたが、平成 26 年度にLEDを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのLED化を順次進めており、平成 32 年度に完了する計画です。

また、平成 29 年度には、約 5,000 基全ての小型街路灯をLED（10W未満）にすることで、更なる省エネルギー化を図りました。なお、経費の平準化を図るために、小型街路灯の調達については5年間の賃貸借契約を採用しています。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助して町会等による管理負担の軽減を図っています。

実績表

平成 29 年度

(単位：基)

種別	総合支所 芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
街路灯の新設・建替え	12	40	24	40	0	116
防犯灯設置助成基数	0	2	0	2	0	4
防犯灯補助基数	260	399	506	667	89	1,921
商店街灯補助基数	110	143	47	122	2	424

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 街路樹等の植栽

街路樹や植樹帯などの道路植栽は、都市の景観形成や交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

街路樹は、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意見を伺いながら地域特性に配慮し、街路樹を選定し植栽しています。

また、区民の方々に親しみを深めてもらうため、樹名板を取り付けています。

平成 10 年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。

さらに、平成 11 年度からは、公園・児童遊園等での草花植付けを含めて、「フラワーランド計画」として事業を進めています。

水やりなどの世話や、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2 道路植栽の維持管理

樹木に対する維持管理は、人工的に人間社会に取り込んだ植物を、美観の向上や健全な育成を図るために行われるもので、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥や土壌改良などを行っています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

しかし、薬剤散布の必要性がある場合は、通行人や周辺住民に影響を与えないよう散布の周知をした上で夜間等に行っています。また、性フェロモン剤（誘引剤）を使った環境にやさしい害虫捕獲駆除も実施しています。

現在、植栽してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成 25 年度から、3 年に 1 度の計画で樹木医による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療等を行っています。

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の実績表は「港区の街づくり」を参照

1 交通安全施設

歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識及び道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。

また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部や歩道巻込み部などに視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点など、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

実績表

平成 29 年度

種別	総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
ガードレール等の施工		0 m	13.2m	89.5m	355.5m	33m	491.2m
すべり止め舗装の施工		211 m ²	184 m ²	0 m ²	124 m ²	6 m ²	525 m ²
視覚障害者誘導用ブロックの施工		55 m ²	8 m ²	0 m ²	0 m ²	64 m ²	127 m ²
道路標識等の施工		0 本	0 本	0 本	0 本	4 本	4 本
道路反射鏡の施工		0 本	4 本	2 本	0 本	0 本	6 本

2 坂名標識

区は、都内で有数の坂の多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小話の材料や芝居に取り入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、坂名のついている坂は約 100 か所ありますが、その中で由来が不明なもの、坂の位置関係が不明なものを除き、昭和 47 年度から、その名の由来や歴史などを記載した「坂名標識」を 138 か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にする親しみのある街づくりの一環として実施しています。

3 公衆便所

現在、公衆便所は、区内に 33 か所設置されています。常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆便所の巡回、点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭などに気を配りながら実施するとともに、清掃に関しては、業務委託により午前・午後 1 日 2 回行っています。

また、利用頻度の高い古川橋際公衆便所、十番通宮村町公衆便所は 1 日 3 回、一ノ橋際・芋洗坂上公衆便所は 1 日 4 回、田町駅東口・品川駅港南口公衆便所は 1 日 6 回の清掃を実施しています。

橋りょうの整備・維持

各総合支所まちづくり課

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが12橋、運河に架かる橋りょうが18橋、区道を跨ぐ橋りょうが1橋で合計31橋となっています。

安全で良好な道路機能を維持し、災害時における避難路としての機能を確保するため、日常から適切な維持管理を行うとともに、5年に1回定期点検を実施することで、橋りょうの長寿命化を図っています。また、老朽化の進行状況等を踏まえ、必要に応じて架替えや耐震補強工事を計画的に行っています。

なお、橋りょうの架替えにおいては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備を行っています。

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照

公園等の整備・維持 [公園・児童遊園の整備]

各総合支所まちづくり課

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化の進行など社会状況の変化の中で、快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場として、さらには災害時の広域避難場所や地域集合場所として、そして緩衝地帯としての役割等多くの機能を持っています。

近年、ビル及び舗装面の増加等によるヒートアイランド現象が顕著となっています。公園や緑地の存在は、その緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そこで、大規模な開発に合わせて公園緑地空間を確保したり、水再生センターや給水所の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

また、公園・児童遊園の整備にあたっては、地域特性を踏まえながら、地元の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心に利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの確保など、自然環境と調和した公園づくりに取り組んでいます。

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照

公園等の整備・維持 [公園・児童遊園の維持等]	各総合支所まちづくり課
<p>1 公園・児童遊園の維持 公園や児童遊園を日々安全で快適に利用できるよう、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除等、日常の維持管理を行っています。 また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。 さらに、公園や児童遊園に草花コーナーを設け、年3～4回を目途に季節の草花を植え、都会のお花畑を増やしています。</p> <p>2 公園・児童遊園の占用・使用許可 公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。そのため、一般の利用目的以外に必要な最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置の占用又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等に一時的な使用を認めています。 児童遊園は、規模が小さいことから、原則的に地域的な行事以外は目的外の使用を制限しています。</p> <p>*平成30年7月から町会等以外の本業務も、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>3 公園の行事（旧乃木邸一般公開） 旧乃木邸は、故乃木希典（陸軍大将、学習院長）の邸跡で、乃木大将の遺言により東京市に寄贈され、大正2年4月から東京市が一般公開を始めました。 昭和25年10月に港区に移管されてからは、乃木大将の命日にあわせて、毎年9月12日・13日（予定）の両日に邸宅内部を一般に公開しています。平成29年度については、公園等の指定管理者制度の導入に伴い、5月、9月、11月のうち7日間の公開を行いました。</p> <p>4 指定管理者による管理・運営 区では、民間事業者等の団体が指定管理者となり、区の代行として公園・児童遊園の管理・運営を行っています。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

公園等の整備・維持 [緑地の整備・維持]	各総合支所まちづくり課
<p>人と緑の関わりを取り戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和63年3月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在40か所の緑地を管理しています。 今後も、運河の護岸や開発等により区に提供される緑地を整備し、開放していきます。</p> <p>*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

公園等の整備・維持 [遊び場の整備・維持]	各総合支所まちづくり課
<p>1 遊び場（遊休地の一時開放） 港区遊び場対策本部決定の「港区遊び場の設置基準」等に基づき、遊休地や寺社境内など、子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備を行い、維持管理をしながら開放しています。</p> <p>2 遊び場の維持 子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検、施設の補修や改修工事を行っています。</p> <p>*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。 *当事業の実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

河川等の管理	各総合支所まちづくり課
<p>1 河川 昭和40年に現行の河川法が施行され、洪水高潮等における災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、総合的な管理を行うことになりました。 区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき古川と汐留川を管理しています。 護岸の日常点検や維持修繕を行うとともに、河床については、正常な流れの確保と増水時の対策として流路整正を行っています。</p> <p>2 排水施設 旧海岸線に走るJR線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区とJR山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いいため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦、港南地区を結ぶ特別区道第241号線では、道路として常に良好な状態を保つために、ポンプによる排水施設を設けています。</p> <p>3 法定外公共物 道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、平成16年4月1日施行の「港区法定外公共物管理条例」によりこれを管理しています。 水路については、雨水などの排水施設として従来その役割を担ってきましたが、下水道の整備が進むにつれて排水施設としての効用は薄れ、多くは道路の中に取り込まれて、一般の交通に供されている場所が多くなっています。 現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業用施設や建築工事用の一時的な使用として、必要と認められるものに限り使用を許可しています。</p> <p>*平成30年7月から本業務（一部）は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

水防 [水防計画]

各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課
防災危機管理室防災課

近年多発する集中豪雨や大型台風等を原因とする河川の溢水や洪水により起こる道路の冠水や浸水被害等に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関と連携を図る中で水防活動を実施しています。

* 当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照

港区アドプト・プログラム

各総合支所まちづくり課

目 的

「港区アドプト・プログラム」は、地域の方々が区と協働し、道路・公園等の緑化活動、清掃活動等を通して、道路・公園等が地域コミュニティの場となるなど、より快適でうまいのある魅力的なまちづくりを推進することを目的としています。

※アドプトとは、「養子にする」という意味で、地域の方々が「里親」となり、区の道路・公園等をいわば自分たちの養子（アドプト）として清掃をしたり、花を植えたり、愛し育てていくボランティア活動です。

内 容

参加団体は、区と協定を結び、道路・公園等の清掃活動、街路樹柵や公園等の花壇への花植え、手入れ等の様々な活動を行っています。区は、清掃用具や花壇管理に必要な用具の貸出し、草花等の提供及び活動中の事故に備えての保険加入等の支援をしています。また、港区のホームページへの掲載やサインボードの設置により、アドプト活動のPRを行っています。

平成 14 年度から始まり、毎年参加団体数も増加し、現在は 135 の団体が活動を行っています。

事 業 開 始 年 月

平成 14 年 6 月 25 日

事 業 の 状 況

登録団体数

(単位：団体)

総合支所 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
道 路	27	4	4	9	30	74
公 園 等	13	8	6	10	24	61
合 計	40	12	10	19	54	135

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

※「公園等」の団体数のうち芝地区の 2 団体、麻布地区の 3 団体、赤坂地区の 1 団体、芝浦港南地区の 1 団体は、公園内での活動に加え、道路での活動もを行っています。

<p>緑化推進 [みどりの保護]</p>	<p>各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課</p>
<p>1 保護樹木・樹林の指定と補助 「港区みどりを守る条例」に基づき、区内にある一定基準以上の樹木・樹林を守り、健全に育てていくため、所有者や管理者からの申請を受け、保護樹木・樹林の指定をしています。 保護樹木・樹林については、標識を設置し、維持管理に要する費用の一部を補助しています。</p> <p>2 樹木の引取り・あっせん（グリーンバンク） 区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区のみどりを守るため、区民からの申請を受けて、区が移植可能かどうかなどを判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用しています。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照</p>	

<p>緑化推進 [みどりの育成]</p>	<p>各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課</p>
<p>1 生け垣造成の助成 港区を安全で緑豊かな生活環境にするため、土地を所有又は管理する人が長さ5m以上の生け垣を公衆の見やすい場所に造成する場合、その延長50mまでを限度として植栽工事に要した費用の1/2を助成しています。また、既存塀を取り壊して生け垣を造成する場合には加算して助成しています。</p> <p>2 屋上等緑化の助成 都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現をめざし、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。</p> <p>3 公共及び民間施設の緑化 区では、うるおいと緑豊かなまちづくりをめざし、公共・民間施設のうち敷地面積が250㎡以上の建築計画がある場合は、あらかじめ「緑化計画書」の提出を求め、緑化基準に基づき緑化するよう指導を行っています。</p> <p>* 生け垣造成の助成は平成29年度で終了となりました。 * 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照</p>	

緑化推進 [みどりの普及・啓発]

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページや広報紙等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに植木市、園芸講座など各種事業を行っています。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進 [ビオトープづくりの推進]

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。ビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

設置場所	箇所数
芝公園	1か所
元麻布三丁目緑地	1か所
亀塚公園	1か所
高輪森の公園	1か所
高松くすのき公園	1か所
白金台どんぐり児童遊園	1か所
芝浦中央公園	2か所
芝浦公園	1か所
杜の公園	1か所
港南緑水公園	1か所

(平成30年4月1日現在)

芝地区の街づくり [環状第二号線新橋・虎ノ門地区]	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部都市計画課 街づくり支援部開発指導課
<p>環状第二号線は、東京都の道路事業及び再開発事業により、区内の約 1.4km 区間を整備され、平成 26 年 3 月に地上部道路（新虎通り）、地下トンネル（新橋・虎ノ門間）が開通しました。</p> <p>環状第二号線沿道新橋地区（面積約 8.4ha）において、次世代の東京を象徴するシンボルのストリート形成に向けて、東京のしゃれた街並み推進条例に基づき、平成 25 年 3 月に「街並み再生方針」を策定し、環状第二号線沿道の街区再編まちづくりを推進しています。</p> <p>* 当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照</p>	

芝地区の街づくり [汐留地区]	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部開発指導課
<p>汐留地区（約 30.7ha）は、明治 5 年の新橋～横浜間の鉄道開通以来、鉄道の要衝として位置付けられ、昭和期には貨物輸送の拠点となっていましたが、昭和 61 年 11 月に汐留貨物駅が廃止されました。</p> <p>現在は、東京都が道路や公園などの都市基盤を「汐留土地区画整理事業」により整備し、各街区の土地所有者が「地区計画」制度に沿った形で建築工事を行うなど、官民一体による街づくりが進められています。</p> <p>* 当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照</p>	

地区まちづくりに係る支援制度

各総合支所まちづくり課
街づくり支援部都市計画課
街づくり支援部開発指導課

1 まちづくり相談

住民の発意によるまちづくりを支援していくため、まちづくりに関する情報提供や、相談・調整を行っています。

2 まちづくりコンサルタント派遣

あらかじめ区に登録してあるコンサルタント（都市計画・建築設計・不動産・税等の専門家）を講演会や研究会等の講師、計画立案のアドバイザー等として派遣する制度です。

区内に住所を有する者を含むグループが自主的なまちづくりを目指し、まちづくり活動を行う場合に、コンサルタントを派遣します。

3 まちづくり活動助成

区民参画によるまちづくりの推進を図るため、平成 20 年度から、「港区まちづくり条例」に基づき、区民が主体となって行う地域のまちづくり活動に対して、まちづくりの段階に応じた助成を実施しています。

※対象者 まちづくり組織（港区まちづくり条例に基づく登録団体）

* 当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照

<p>屋外広告物</p>	<p>各総合支所まちづくり課</p>
<p>屋外広告物について、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により「東京都屋外広告物条例」に基づいて指導、許可等を行っています。</p> <p>東京都屋外広告物条例は、昭和 24 年に制定されましたが、この間、都市の成熟化による建築物の高層化や技術の進歩による広告物の多様化等、社会環境は著しく変化しました。</p> <p>違反広告物の是正指導について、各総合支所における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も表れ、排除件数は減少傾向にあります。</p> <p>また、区から委嘱した地域の方々の「道路美化協力員制度」によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで「共同除却」を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。</p> <p>*平成 30 年 7 月から本業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>*当事業の実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

<p>放置自転車対策</p>	<p>各総合支所まちづくり課 街づくり支援部地域交通課</p>
<p>自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。</p> <p>誰にでも手軽に利用することができ、無公害、省エネルギーの乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増大することが予想されます。</p> <p>しかし、自転車利用の増大は、駅周辺や路上等に大量に放置されるという状況を生じさせ、地域にさまざまな問題を引き起こしています。</p> <p>平成 30 年 5 月末現在で約 1,500 台の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。</p> <p>これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車等の緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。</p> <p>今後も、自転車利用時のルール徹底及びマナーの向上や、自転車等駐車場の整備を進め、放置自転車等対策を推進していきます。</p> <p>*平成 30 年 4 月から本業務は、地域交通課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の街づくり」を参照</p>	

あき地の適正管理

各総合支所まちづくり課

目 的

「あき地の管理の適正化に関する条例」に基づき、適正管理の指導を行います。

内 容

あき地の適正管理における苦情・相談に対応します。

根 拠 法 令 等

あき地の管理の適正化に関する条例

事 業 開 始 時 期

昭和 40 年 4 月

事 業 の 状 況

苦情・相談件数

(単位：件)

年度	25	26	27	28	29
総合支所					
芝地区	2	2	0	0	0
麻布地区	9	7	4	5	4
赤坂地区	7	6	3	2	4
高輪地区	6	8	11	10	5
芝浦港南地区	0	0	0	0	0
合 計	24	23	18	17	13

(各年度末日現在)

子どもの遊び場づくり事業（プレーパーク事業）

麻布地区総合支所まちづくり課
高輪地区総合支所まちづくり課
芝浦港南地区総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課

目 的

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していくことを目的としています。

内 容

プレーパーク事業は、各地区総合支所や子ども関連部署と連携し、平成 23 年度から、高輪森の公園、プラタナス公園で開始しており、平成 29 年度は、高輪森の公園、亀塚公園、港南三丁目遊び場及び有栖川宮記念公園で実施することができました。

プレーパークを実施していくためには、住民参画によるボランティアと区の支援によるお互いのパートナーシップが不可欠です。

今後、実施場所や実施回数を増やし、プレーパークにおける住民の役割や住民参加の必要性を理解することが出来るよう、意見交換会等を行いながら、住民組織の核となる人材の掘り起こしと住民組織の育成を行います。また、プレーパークの運営を行政から住民へ段階的に移していくことを目指します。

実 績

年度	地区	回数	場所	備 考
平成 25 年度	麻布地区	2 回	有栖川宮記念公園	2 日開催（9 月、2 月）
	高輪地区	4 回	高輪森の公園	各回 2 日間連続開催 計 8 日開催
	芝浦港南地区	4 回	プラタナス公園【2 回】 港南緑水公園【2 回】	同上
平成 26 年度	麻布地区	4 回	有栖川宮記念公園【4 回】	2 日開催（7 月、10 月、2 月） ※10 月 2 回
	高輪地区	4 回	高輪森の公園	各回 2 日間連続開催 計 8 日開催
	芝浦港南地区	4 回	プラタナス公園【2 回】 港南緑水公園【2 回】	同上
平成 27 年度	麻布地区	4 回	有栖川宮記念公園【4 回】	7 月、11 月、2 月 ※11 月 2 回
	高輪地区	12 回	高輪森の公園	12 月を除き毎月 1 回日曜日 開催（10 月は 2 回開催）
	芝浦港南地区	4 回	プラタナス公園【2 回】 港南緑水公園【2 回】	各回 2 日間連続開催 計 8 日開催
平成 28 年度	麻布地区	4 回	有栖川宮記念公園【4 回】	7 月、11 月、3 月 ※11 月 2 回
	高輪地区	19 回	高輪森の公園	5 月 3 回、6 月 2 回、8 月 4 回、9 月・10 月 2 回、その 他の月 1 回（4 月除く）
	芝浦港南地区	12 回	港南三丁目遊び場	計 12 回開催

平成 29 年度	麻布地区	4 回	有栖川宮記念公園	7 月、9 月、11 月、1 月
	高輪地区	20 回	高輪森の公園【12 回】 亀塚公園【8 回】	4 月・5 月・6 月・7 月・9 月・10 月・11 月・3 月 2 回、 その他の月 1 回
	芝浦港南地区	16 回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計 16 回

區 民 課

概 要

窓口事務の統一した事務取扱いと調整

内 容

昭和42年11月から統合窓口体制を執っており、住民の基本的地位に係る届出は、住民戸籍課及び支所の窓口で取り扱っていました。

また、平成4年7月の住記オンラインシステムの稼動に伴い、住民基本台帳が一元管理されることとなりました。平成18年4月には総合支所制度がスタートし、同じ業務を取り扱う芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南地区総合支所、芝浦港南地区総合支所台場分室の6つの窓口が、港区として統一的・効率的な事務処理を実現するため必要な調整業務を行っています。

根 拠 法 令 等

港区総合支所処務規程

事 業 開 始 時 期

昭和42年

事 業 の 状 況

各総合支所区民課（窓口サービス係・個人番号カード交付推進担当・相談担当・証明交付担当・戸籍係）の連絡調整
窓口事務実務研修の開催
各種統計事務総括
住民基本台帳システム、戸籍システム、住民基本台帳ネットワークシステム等の連絡調整

住民基本台帳諸届

各総合支所区民課

概 要

住民基本台帳法に基づく各種届出の受理

内 容

住民の居住関係に関する公証事務、その他住民の住所に関する基礎情報に資するため、転入届・転出届・転居届・世帯変更届等住民の地位の変更に関する届出を受理します。

根拠法令等

住民基本台帳法及び同施行令

事業開始時期

昭和42年

実績表

◎住民登録世帯及び人口（台場分室の世帯と人口は、芝浦港南地区の内数）
（各年度末日現在、単位：上段－世帯、下段－人）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
25	23,511	33,866	20,485	31,764	26,065	2,427	135,691
	37,975	56,142	35,548	57,442	50,038	5,449	237,145
26	24,208	34,494	20,495	32,289	26,812	2,419	138,298
	38,902	57,499	35,710	58,390	51,713	5,413	242,214
27	24,852	34,771	20,695	32,842	27,595	2,429	140,755
	39,588	58,296	35,850	59,367	53,563	5,469	246,664
28	25,255	35,147	20,870	33,650	27,994	2,448	142,916
	40,265	59,126	36,436	60,563	54,625	5,466	251,015
29	25,610	35,999	21,277	33,760	28,572	2,493	145,218
	40,733	60,570	37,071	60,990	55,956	5,570	255,320

※平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により、住民登録している外国人住民を含みます。

◎各種届出受付件数

平成25年度 (単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,671	2,785	6,977	493	1,076	1,212	36	11,784	362
麻布地区	4,565	2,174	3,179	285	432	55	5	989	128
赤坂地区	2,574	991	2,006	203	265	108	2	679	68
高輪地区	3,487	1,501	2,984	337	480	194	3	953	38
芝浦港南地区	2,669	1,055	2,638	227	463	22	2	654	30
台場分室	221	96	206	13	56	2	0	20	4
合 計	23,187	8,602	17,990	1,558	2,772	1,593	48	15,079	630

※平成25年10月より、法務省からの通知等による処理が変更しているため件数が減少しています。

平成 26 年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,489	2,580	6,868	443	1,148	1,249	44	7,601	386
麻布地区	4,542	2,219	3,336	286	424	74	5	1,088	155
赤坂地区	2,450	967	2,202	169	335	93	9	599	59
高輪地区	3,439	1,501	2,953	303	532	170	2	929	39
芝浦港南地区	3,027	1,116	2,622	226	549	19	5	791	42
台場分室	229	110	245	27	35	0	0	24	6
合 計	23,176	8,493	18,226	1,454	3,023	1,605	65	11,032	687

平成 27 年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,805	2,601	7,126	472	1,107	1,212	32	7,161	282
麻布地区	4,614	2,113	3,678	304	482	60	6	1,147	158
赤坂地区	2,595	1,031	2,286	153	300	83	4	579	49
高輪地区	3,621	1,546	3,238	307	520	200	4	1,065	52
芝浦港南地区	3,183	1,286	2,838	259	707	15	5	1,075	35
台場分室	238	115	247	16	38	1	0	45	12
合 計	24,056	8,692	19,413	1,511	3,154	1,571	51	11,072	588

平成 28 年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,809	2,566	6,969	443	1,067	1,176	40	6,254	244
麻布地区	4,198	2,131	3,432	285	455	55	3	960	124
赤坂地区	2,297	1,084	2,122	160	340	66	1	546	56
高輪地区	3,348	1,335	3,012	287	476	213	4	831	46
芝浦港南地区	2,781	1,240	2,755	269	800	17	8	915	53
台場分室	183	121	232	17	24	1	0	30	4
合 計	22,616	8,477	18,522	1,461	3,162	1,528	56	9,536	527

平成 29 年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,848	2,383	6,774	472	1,006	1,202	41	6,330	251
麻布地区	4,396	2,242	3,473	286	449	42	2	865	138
赤坂地区	2,471	1,000	2,257	184	333	83	4	533	55
高輪地区	3,309	1,459	3,128	287	456	207	2	823	44
芝浦港南地区	2,685	1,183	2,663	268	803	18	15	840	46
台場分室	195	106	208	12	31	3	0	18	4
合 計	22,904	8,373	18,503	1,509	3,078	1,555	64	9,409	538

◎住民記録関係諸証明交付通数（窓口発行・郵送請求分）（ ）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
25	102,461	21,810	15,506	21,496	15,315	1,744	178,332
	(36,709)	(1,233)	(2,142)	(1,831)	(2,213)	(273)	(44,401)
26	103,730	21,885	13,916	19,719	15,400	1,803	176,453
	(37,696)	(1,925)	(1,918)	(2,063)	(2,654)	(260)	(46,516)
27	105,899	23,191	14,602	20,570	16,354	1,725	182,341
	(38,689)	(1,432)	(1,799)	(1,840)	(2,337)	(240)	(46,337)
28	114,406	28,384	17,121	25,360	20,402	1,961	207,634
	(37,926)	(1,153)	(1,879)	(1,825)	(2,570)	(253)	(45,606)
29	112,081	30,767	20,837	28,002	24,662	2,320	218,669
	(33,194)	(1,390)	(1,842)	(2,007)	(2,524)	(274)	(41,231)

◎閲覧件数（ ）内は無料、内数（単位：回）

年度	回 数
25	240
	(61)
26	138
	(10)
27	209
	(57)
28	159
	(21)
29	294
	(132)

※特定閲覧は簿冊一冊をもって1回、不特定閲覧は、閲覧時間30分毎に1回とする。

◎住民基本台帳カード発行件数（交付A…写真なしカード 交付B…写真付カード）

平成25年度

（単位：件）

	交付A	交付B	再交付	小 計	変 更	返 納	その他	合 計
芝地区	90	519	110	719	62	65	143	989
	(1)	(21)	(80)	(102)				(102)
麻布地区	95	268	31	394	35	6	49	484
	(0)	(20)	(17)	(37)				(37)
赤坂地区	66	233	25	324	16	4	36	380
	(8)	(17)	(19)	(44)				(44)
高輪地区	95	398	63	556	45	33	59	693
	(1)	(19)	(52)	(72)				(72)
芝浦港南地区	82	387	59	528	36	7	94	665
	(4)	(15)	(39)	(58)				【2】
合 計	428	1,805	288	2,521	194	115	381	3,211
	(14)	(92)	(207)	(313)				(313)

※（ ）内は無料、内数。ただし、変更・返納・その他は無料。【 】内は台場分室分、内数。

平成 26 年度

(単位：件)

	交付A	交付B	再交付	小 計	変 更	返 納	その他	合 計
芝地区	63	1,011	162	1,236	72	95	179	1,582
	(22)	(740)	(129)	(891)				(891)
麻布地区	95	545	55	695	45	22	96	858
	(65)	(351)	(44)	(460)				(460)
赤坂地区	15	579	48	642	20	9	49	720
	(5)	(459)	(41)	(505)				(505)
高輪地区	52	738	60	850	42	28	148	1,068
	(25)	(535)	(53)	(613)				(613)
芝浦港南地区	51	1,026	129	1,206	42	28	102	1,378
	(26)	(831)	(120)	(977)	【5】	【2】	【6】	(977)
合 計	276	3,899	454	4,629	221	182	574	5,606
	(143)	(2,916)	(387)	(3,446)				(3,446)

※ () 内は無料、内数。ただし、変更・返納・その他は無料。**【 】**内は台場分室分、内数。

平成 27 年度

(単位：件)

	交付A	交付B	再交付	小 計	変 更	返 納	その他	合 計
芝地区	135	989	157	1,281	58	27	142	1,508
	(135)	(951)	(154)	(1,240)				(1,240)
麻布地区	164	394	72	630	50	35	116	831
	(164)	(363)	(66)	(593)				(593)
赤坂地区	83	389	96	568	23	4	65	660
	(82)	(357)	(95)	(534)				(534)
高輪地区	329	473	91	893	40	24	173	1,130
	(328)	(439)	(83)	(850)				(850)
芝浦港南地区	306	680	139	1,125	54	18	105	1,302
	(301)	(657)	(137)	(1,095)	【5】	【1】	【5】	(1,095)
合 計	1,017	2,925	555	4,497	225	108	601	5,431
	(1,010)	(2,767)	(535)	(4,312)				(4,312)

※ () 内は無料、内数。ただし、変更・返納・その他は無料。**【 】**内は台場分室分、内数。

※住民基本台帳カードの発行・交付は平成 27 年 12 月で終了しました。

印鑑登録

各総合支所区民課

概 要

印鑑登録と印鑑登録証明書の交付

内 容

住民基本台帳法により記録されている人に、申請に基づき印鑑登録と印鑑登録証明書を交付します。

根 拠 法 令 等

地方自治法
港区印鑑条例及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

昭和 31 年

実 績 表

◎各種届出受付・証明発行件数

平成 25 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,967	189	19	797	232	431	253	5,860
麻布地区	3,741	196	20	608	208	51	25	6,526
赤坂地区	2,642	192	10	416	148	37	28	4,620
高輪地区	3,554	314	10	627	175	53	32	5,824
芝浦港南地区	2,499	103	13	380	145	36	14	2,536
台場分室	274	24	5	49	25	0	20	178
合 計	18,677	1,018	77	2,877	933	608	372	25,544

※登録証引替件数は、自動交付機カードへの切替交付件数を含む。

平成 26 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,869	152	23	822	265	390	162	5,821
麻布地区	3,629	116	26	619	193	59	21	6,054
赤坂地区	2,352	133	14	427	130	29	22	4,149
高輪地区	3,346	234	24	613	177	49	28	5,015
芝浦港南地区	2,835	86	15	453	142	43	7	2,253
台場分室	269	12	0	38	9	0	17	186
合 計	18,300	733	102	2,972	916	570	257	23,478

※登録証引替件数は、自動交付機カードへの切替交付件数を含む。

平成 27 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,629	732	35	791	256	444	517	7,947
麻布地区	3,556	728	10	680	201	50	18	7,243
赤坂地区	2,324	802	15	440	152	31	14	4,394
高輪地区	3,345	800	25	638	172	50	43	6,098
芝浦港南地区	2,954	773	20	453	145	49	8	3,132
台場分室	291	7	0	38	14	0	13	198
合 計	18,099	3,842	105	3,040	940	624	613	29,012

※登録証引替件数は、自動交付機カードへの切替交付件数を含む。

※平成 28 年 1 月から登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

平成 28 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,773	2,089	28	893	239	371	466	16,255
麻布地区	3,303	2,649	18	685	185	45	10	12,759
赤坂地区	2,194	1,573	10	422	138	24	13	6,607
高輪地区	3,133	2,795	9	655	221	52	29	10,665
芝浦港南地区	2,721	2,425	6	439	174	51	8	5,971
台場分室	244	10	1	41	12	0	13	389
合 計	17,368	11,541	72	3,135	969	543	539	52,646

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

平成 29 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,901	858	21	978	224	393	501	24,625
麻布地区	3,434	985	10	753	165	45	13	14,555
赤坂地区	2,300	747	13	504	104	22	12	12,915
高輪地区	3,166	1,185	10	693	173	50	24	13,706
芝浦港南地区	2,656	1,110	12	520	143	42	14	11,706
台場分室	263	5	2	63	14	0	8	1,111
合 計	17,720	4,890	68	3,511	823	552	572	78,618

◎印鑑登録者数（単位：人）

年度	登録者数
25	136,348（内、外国人 4,648）
26	138,707（内、外国人 4,902）
27	140,348（内、外国人 5,150）
28	141,829（内、外国人 5,408）
29	143,437（内、外国人 5,706）

（各年度末日現在）

戸籍関連事務

各総合支所区民課

概要

日本国民について、親族的な身分関係を登録し、それを公証するための諸届の受付

内容

- ・出生から死亡までの戸籍関係の諸届の審査、受付、記載、通知等を行い、戸籍を編製・管理します。
(以下、芝地区総合支所のみ)
- ・戸籍の附票の編製、住民基本台帳法第 19 条通知による記載、他区市町村への附票通知を行います。
- ・相続税法第 58 条による通知を税務署に行います。
- ・人口動態調査票を作成して、保健所に報告します。
- ・官公庁等からの身元照会について回答します。

根拠法令等

戸籍法及び同施行規則・戸籍事務取扱準則
法の適用に関する通則法
国籍法
民法
住民基本台帳法

事業開始時期

明治 5 年

実績表

◎戸籍関係状況及び処理件数

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
本籍数 (戸)	25年度	-	-	-	-	-	162,338
	26年度	-	-	-	-	-	163,792
	27年度	-	-	-	-	-	165,331
	28年度	-	-	-	-	-	166,834
	29年度	-	-	-	-	-	168,518
本籍 人口 (人)	25年度	-	-	-	-	-	369,628
	26年度	-	-	-	-	-	372,565
	27年度	-	-	-	-	-	375,805
	28年度	-	-	-	-	-	379,012
	29年度	-	-	-	-	-	382,542
新戸籍 編製 (戸)	25年度	3,337	404	274	382	265	4,662
	26年度	3,222	388	279	360	318	4,567
	27年度	3,367	373	245	355	365	4,705
	28年度	3,203	382	259	324	362	4,530
	29年度	3,367	343	230	320	359	4,619
戸籍 全消除 (戸)	25年度	2,778	56	76	93	24	3,027
	26年度	2,890	64	66	69	24	3,113
	27年度	2,936	65	47	88	32	3,168
	28年度	2,789	45	61	99	36	3,030
	29年度	2,777	41	56	82	39	2,995
身元関係 照会 (件)	25年度	6,080	-	-	-	-	6,080
	26年度	5,423	-	-	-	-	5,423
	27年度	5,431	-	-	-	-	5,431
	28年度	6,449	-	-	-	-	6,449
	29年度	6,218	-	-	-	-	6,218
附票記載 (件)	25年度	31,287	-	-	-	-	31,287
	26年度	31,368	-	-	-	-	31,368
	27年度	32,067	-	-	-	-	32,067
	28年度	31,183	-	-	-	-	31,183
	29年度	31,116	-	-	-	-	31,116
人口動態 調査票 作成 (件)	25年度	9,327	-	-	-	-	9,327
	26年度	9,474	-	-	-	-	9,474
	27年度	9,898	-	-	-	-	9,898
	28年度	9,844	-	-	-	-	9,844
	29年度	9,672	-	-	-	-	9,672
相続税法 通知 (件)	25年度	1,770	-	-	-	-	1,770
	26年度	1,781	-	-	-	-	1,781
	27年度	1,676	-	-	-	-	1,676
	28年度	1,738	-	-	-	-	1,738
	29年度	1,750	-	-	-	-	1,750

(各年度末日現在)

◎戸籍届出受付件数

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
出生届	25年度	3,453	458	287	493	533	5,224
	26年度	3,555	451	355	551	587	5,499
	27年度	3,536	501	315	532	777	5,661
	28年度	3,461	470	361	484	844	5,620
	29年度	3,294	457	343	458	843	5,395
死亡届	25年度	4,076	69	139	242	26	4,552
	26年度	4,121	87	133	233	22	4,596
	27年度	4,088	71	99	249	21	4,528
	28年度	4,134	61	93	277	20	4,585
	29年度	4,174	57	115	249	28	4,623
婚姻届	25年度	5,515	291	183	220	167	6,376
	26年度	5,262	290	168	215	159	6,094
	27年度	5,485	265	160	202	187	6,299
	28年度	5,317	270	168	197	196	6,148
	29年度	5,349	225	142	207	200	6,123
離婚届	25年度	974	101	96	94	77	1,342
	26年度	1,015	121	82	98	82	1,398
	27年度	1,011	108	84	105	72	1,380
	28年度	997	87	67	101	74	1,326
	29年度	939	96	67	70	84	1,256
養子縁組届	25年度	277	23	20	17	10	347
	26年度	261	23	23	25	16	348
	27年度	262	26	12	25	10	335
	28年度	215	19	30	28	17	309
	29年度	248	15	12	13	15	303
養子離縁届	25年度	68	6	4	12	6	96
	26年度	73	6	6	4	1	90
	27年度	73	3	4	3	3	86
	28年度	64	7	6	4	1	82
	29年度	67	1	9	7	5	89
その他	25年度	3,593	422	301	410	275	5,001
	26年度	3,650	384	309	392	366	5,101
	27年度	3,800	390	265	410	389	5,254
	28年度	3,526	374	299	361	390	4,950
	29年度	3,502	384	275	343	400	4,904
合 計	25年度	17,956	1,370	1,030	1,488	1,094	22,938
	26年度	17,937	1,362	1,076	1,518	1,233	23,126
	27年度	18,255	1,364	939	1,526	1,459	23,543
	28年度	17,714	1,288	1,024	1,452	1,542	23,020
	29年度	17,573	1,235	963	1,347	1,575	22,693

◎戸籍関係諸証明交付件数（窓口発行・郵送請求分）（ ）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
25	105,815	13,686	15,703	13,386	6,681	458	155,729
	(29,745)	(635)	(1,525)	(836)	(424)	(23)	(33,188)
26	110,141	14,542	15,203	13,660	7,533	415	161,494
	(32,059)	(927)	(1,064)	(981)	(576)	(19)	(35,626)
27	109,865	14,664	14,947	14,149	7,148	493	161,266
	(32,907)	(814)	(1,007)	(910)	(551)	(22)	(36,211)
28	108,937	13,841	14,939	13,710	7,679	499	159,605
	(30,690)	(717)	(869)	(782)	(537)	(27)	(33,622)
29	110,581	14,162	15,216	14,313	8,423	615	163,310
	(31,336)	(771)	(1,105)	(913)	(504)	(30)	(34,659)

◎身分証明交付件数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
25	3,275	549	696	538	388	31	5,477
26	3,174	521	551	505	312	16	5,079
27	3,259	614	592	522	321	27	5,335
28	3,740	746	659	557	378	28	6,108
29	3,479	629	660	606	351	44	5,769

概 要

中長期在留者及び特別永住者の住居地に関する業務、特別永住者証明書に関する業務

内 容

住居地を港区に定めた中長期在留者及び特別永住者の住居地届出の受付

在留カード又は特別永住者証明書の裏面への住居地の記載

特別永住許可申請・記載事項変更届出・有効期間更新申請・再交付申請・特別永住者証明書返納の受付

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
住民基本台帳法

事業開始時期

平成24年7月9日

実績表

◎住居地届出件数

平成25年

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	3,002	676	2,015	1,809
特別永住者	0	0	151	86

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を
含む。

平成26年

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	3,503	656	2,027	1,759
特別永住者	0	0	161	103

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を
含む。

平成 27 年

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	3,745	625	2,053	1,994
特別永住者	0	0	144	88

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を
含む。

平成 28 年

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,092	545	2,028	1,882
特別永住者	0	0	144	78

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を
含む。

平成 29 年

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,059	510	2,035	1,855
特別永住者	0	0	109	73

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を
含む。

◎特別永住者証明書各種申請件数

(単位：件)

年	特別永住許可	記載事項変更	有効期間の更新	再交付	返納
25	4	6	80	9 (9)	95
26	12	4	183	26 (26)	212
27	3	2	352	27 (27)	381
28	5	3	114	14 (14)	131
29	9	2	120	24 (24)	145

※（ ）内は無料、内数。

住居表示

芝地区総合支所区民課
※一部各総合支所区民課

概要

住居表示の実施、変更及び維持管理

内容

住居表示未実施地区の住居表示実施
住居表示既実施地区の住居表示変更
新（改）築建物への住居番号付定
住居表示街区案内板・街区（町名、住居番号）表示板の維持管理
住居表示台帳（附図）の管理
住居表示実施（付定）証明書の発行

根拠法令等

地方自治法
住居表示に関する法律及び同施行令
港区住居表示に関する条例及び同施行規則

事業開始時期

昭和 37 年

実績表

住居表示実施率 99.71%
（麻布狸穴町・麻布永坂町を除くすべての地域）
住居表示街区案内板設置基数 8 基

住居番号付定件数、証明書交付件数 (単位：件)

年度	新築建物の住居番号付定件数	住居表示実施証明書交付件数
25	314	119
26	305	95
27	290	82
28	275	107
29	261	84

※各総合支所区民課窓口サービス係で取り扱う事務は、住居表示実施証明書の発行と建物その他の工作物新築届の受領のみです。

概 要

電子証明書の交付

内 容

自宅等のパソコンから行政機関への申請や届出を、インターネットを通じて行う際、「申請・届出者のなりすまし」や「申請・届出内容の改ざん」が行われることを防止し、確かに本人からの申請・届出とするために「電子証明書」が必要となります。

具体的には、区で発行した「住民基本台帳カード」若しくは「マイナンバーカード（個人番号カード）」に「電子証明書」と「本人が設定した秘密鍵」を記録します。発行主体は平成 27 年 12 月までは東京都知事、平成 28 年 1 月以降は地方公共団体情報システム機構です。ただし、申請受付・交付は区で行っています。

◎電子証明書の有効期間は、住民基本台帳カードが発行日から3年、マイナンバーカードが発行日から5回目の誕生日までです。

◎交付手数料は、平成 16 年 1 月から同年 3 月までは無料、同年 4 月から平成 27 年 12 月までは 500 円、平成 28 年 1 月からは、初回無料、2 回目以降は 200 円となりました。

◎平成 27 年 12 月で、住民基本台帳カードを利用する電子証明書の新規取得・更新は終了しました。平成 28 年 1 月から、電子証明書の新規取得・更新は、マイナンバーカードを利用します。

根 拠 法 令 等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
(公的個人認証法)

事 業 開 始 時 期

平成 16 年

実 績 表

電子証明書発行件数 () 内は無料、内数 (単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計	
25	357	254	176	248	273	1,308	
	(3)	(4)	(2)	(2)	(1)	(12)	
26	372	226	157	267	269	1,291	
	(1)	(0)	(1)	(0)	(3)	(5)	
27	4-12 月	146	64	57	109	83	459
		(1)	(3)	(1)	(0)	(1)	(6)
	1-3 月	1,074	1,065	1,342	1,469	1,319	6,269
		(1,074)	(1,065)	(1,342)	(1,469)	(1,319)	(6,269)
28	4,591	6,073	3,899	6,195	6,098	26,856	
	(4,585)	(6,069)	(3,887)	(6,182)	(6,094)	(26,817)	
29	2,685	3,290	2,446	3,071	3,325	14,817	
	(2,650)	(3,252)	(2,421)	(3,051)	(3,303)	(14,677)	

電話予約サービス

各総合支所区民課

概 要

電話で予約された住民票の写し及び印鑑登録証明書の受渡し業務

内 容

窓口開庁時間内に来庁できない区民のために、電話予約をすることにより区民センター等で住民票の写し及び印鑑登録証明書の受取りができるサービスを行っています。

根 拠 法 令 等

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施要綱

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施細目

事 業 開 始 時 期

平成 12 年

実 績 表

電話予約サービス利用件数（単位：件 住民票の写し及び印鑑登録証明書のみ：通）

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
25 年度	件	170	156	82	203	123	16	750
	住	207	167	90	237	141	17	859
	印	21	21	10	34	23	4	113
26 年度	件	167	144	77	167	125	10	690
	住	217	170	85	204	134	8	818
	印	18	29	18	38	29	3	135
27 年度	件	208	149	91	185	121	9	763
	住	249	184	122	224	144	11	934
	印	35	33	34	23	14	4	143
28 年度	件	254	189	89	203	159	13	907
	住	293	218	102	234	182	15	1,044
	印	84	54	35	36	24	0	233
29 年度	件	261	188	115	261	224	28	1,077
	住	239	205	146	291	188	14	1,083
	印	136	59	70	98	77	24	464

※上段：利用件数、中段：住民票の写し、下段：印鑑登録証明書。

※証明書の枚数は件数とは一致しません（1件で複数の申請があるため）。

証明書自動交付機

各総合支所区民課

概要

証明書自動交付機における各種証明書の交付

内容

銀行等のATM（現金自動預払機）と同じように、カードを入れて暗証番号を入力することで証明書を簡単に受け取ることができます。

◎カードは「自動交付機カード」「自動交付機カード印鑑登録証」「住民基本台帳カード」の3種類があり、暗証番号をあらかじめ設定することにより利用できます。「自動交付機カード」は平成28年12月、「自動交付機カード印鑑登録証」及び「住民基本台帳カード」は平成27年12月に発行・交付を終了しました。

◎証明書自動交付機で発行できる証明書

- (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書

※港区に住民登録と本籍がある人の現在戸籍のみです。

◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より50円安くなっています。

◎証明書自動交付機の利用時間は、下表のとおりです。

麻布地区 総合支所	平 日	土・日曜日、祝日	利用できない日
	8：30～21：00	9：00～17：00	施設点検日

◎証明書自動交付機の撤去及びサービス終了について

各総合支所及び台場分室に設置している証明書自動交付機における各種証明書の交付からコンビニ交付への切替えを進めており、老朽化により運用不能となった機器を順次廃止撤去しています。

現在、麻布地区総合支所の証明書自動交付機のみ稼働していますが、平成30年9月末の稼働終了によりサービスを終了して撤去します。

根拠法令等

港区印鑑条例及び同施行規則

港区自動交付機カードの交付に関する規則(廃止)

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例(廃止)及び同施行規則(廃止)

港区証明書自動交付機の設置、管理及び運用に関する要綱

事業開始時期

平成17年10月

芝、赤坂、芝浦港南地区総合支所及び台場分室の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成29年9月廃止。

高輪地区総合支所の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成30年2月廃止。

品川駅港南口公共駐車場の証明書自動交付機は、平成18年11月から稼働、平成28年10月廃止。

青山いきいきプラザの証明書自動交付機は、平成19年11月から稼働、平成27年9月廃止。

白金台いきいきプラザの証明書自動交付機は、平成20年10月から稼働、平成27年9月廃止。

実績表

◎自動交付機カード発行件数

平成25年度

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
新	印鑑登録証 ※(有)	4,595	2,746	1,822	2,495	1,670	182	13,510
	印鑑登録証 ※(無)	296	233	178	233	167	17	1,124
規	自動交付機 カード	291	54	94	196	263	31	929
切 替	印鑑登録証 ※(有)	140	138	166	235	78	25	782
	印鑑登録証 ※(無)	23	36	12	38	8	0	117
再 交 付 ※ 2	印鑑登録証 ※(有)	962 (74)	693 (0)	512 (80)	631 (7)	557 (92)	61 (7)	3,416 (260)
	印鑑登録証 ※(無)	58 (6)	42 (0)	67 (30)	43 (0)	33 (17)	4 (2)	247 (55)
	自動交付機 カード	11 (3)	5 (0)	3 (2)	11 (1)	12 (5)	4 (3)	46 (14)
合計		6,376 (83)	3,947 (0)	2,854 (112)	3,882 (8)	2,788 (114)	324 (12)	20,171 (329)

※ ※(有)・※(無)は、暗証番号登録の有無です。

※2 再交付のみ有料。再交付の()内は無料分、内数。

平成26年度

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
新	印鑑登録証 ※(有)	4,360	2,560	1,582	2,221	1,841	174	12,738
	印鑑登録証 ※(無)	201	188	24	250	163	18	844
規	自動交付機 カード	242	59	90	168	203	19	781
切 替	印鑑登録証 ※(有)	125	88	122	175	68	8	586
	印鑑登録証 ※(無)	35	57	23	78	62	1	256
再 交 付 ※ 2	印鑑登録証 ※(有)	961 (14)	684 (12)	546 (114)	563 (7)	519 (45)	57 (19)	3,330 (211)
	印鑑登録証 ※(無)	48 (1)	46 (2)	29 (15)	67 (2)	29 (6)	4 (1)	223 (27)
	自動交付機 カード	9 (0)	12 (8)	10 (3)	3 (0)	12 (1)	4 (3)	50 (15)
合計		5,981 (15)	3,694 (22)	2,426 (132)	3,525 (9)	2,897 (52)	285 (23)	18,808 (253)

※ ※(有)・※(無)は、暗証番号登録の有無です。

※2 再交付のみ有料。再交付の()内は無料分、内数。

平成 27 年度

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
新	印鑑登録証 ※(有)	2,506	1,491	971	1,369	964	133	7,434
	印鑑登録証 ※(無)	165	122	89	149	171	26	722
規	自動交付機 カード	127	32	272	129	449	50	1,059
切 替	印鑑登録証 ※(有)	41	36	43	64	36	5	225
	印鑑登録証 ※(無)	29	36	26	63	29	2	185
再 交 付 ※ 2	印鑑登録証 ※(有)	546 (21)	547 (77)	366 (64)	352 (39)	271 (40)	39 (7)	2,121 (248)
	印鑑登録証 ※(無)	34 (1)	61 (23)	21 (15)	62 (24)	41 (24)	4 (2)	223 (89)
	自動交付機 カード	18 (9)	43 (3)	63 (14)	16 (2)	82 (38)	4 (3)	226 (69)
合 計		3,466 (31)	2,368 (103)	1,851 (93)	2,204 (65)	2,043 (102)	263 (12)	12,195 (406)

※ ※(有)・※(無)は、暗証番号登録の有無です。

※2 再交付のみ有料。再交付の()内は無料分、内数。

平成 28 年度

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
新	印鑑登録証 ※(有)	0	4	0	0	0	0	4
	印鑑登録証 ※(無)	0	0	2	0	0	0	2
規	自動交付機 カード	61	48	512	159	563	84	1,427
切 替	印鑑登録証 ※(有)	0	0	0	0	8	0	8
	印鑑登録証 ※(無)	1	0	0	0	0	0	1
再 交 付 ※ 2	印鑑登録証 ※(有)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
	印鑑登録証 ※(無)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自動交付機 カード	22 (1)	38 (6)	102 (20)	54 (5)	101 (52)	13 (3)	330 (87)
合 計		84 (1)	93 (7)	617 (20)	213 (5)	672 (52)	97 (3)	1,776 (88)

※ ※(有)・※(無)は、暗証番号登録の有無です。

※2 再交付のみ有料。再交付の()内は無料分、内数。

※自動交付機カードの発行・交付は平成 28 年 12 月で終了しました。

◎証明書自動交付機からの証明書発行件数

平成 25 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	1,456	1,329	1,012	1,750	1,440	117	7,104
	個人事項 証明書	539	598	465	808	621	63	3,094
印鑑登録 証明書		27,367	24,210	18,288	22,914	20,604	1,842	115,225
住民票		22,485	18,277	13,891	19,282	19,685	2,061	95,681
合 計		51,847	44,414	33,656	44,754	42,350	4,083	221,104

※赤坂地区総合支所の通数には、青山いきいきプラザの通数を含みます。

※高輪地区総合支所の通数には、白金台いきいきプラザの通数を含みます。

※芝浦港南地区総合支所の通数には、品川駅港南口公共駐車場の通数を含みます。

平成 26 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	1,429	1,489	1,083	1,767	1,602	140	7,510
	個人事項 証明書	573	672	485	896	669	50	3,345
印鑑登録 証明書		27,445	24,623	17,424	22,574	20,847	1,975	114,888
住民票		21,366	17,375	11,882	17,364	18,649	1,992	88,628
合 計		50,813	44,159	30,874	42,601	41,767	4,157	214,371

※赤坂地区総合支所の通数には、青山いきいきプラザの通数を含みます。

※高輪地区総合支所の通数には、白金台いきいきプラザの通数を含みます。

※芝浦港南地区総合支所の通数には、品川駅港南口公共駐車場の通数を含みます。

平成 27 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	1,218	1,451	944	1,567	1,314	129	6,623
	個人事項 証明書	514	586	404	791	645	71	3,011
印鑑登録 証明書		24,250	23,583	16,669	19,983	19,177	1,805	105,467
住民票		17,586	15,854	10,834	14,868	16,690	1,913	77,745
合 計		43,568	41,474	28,851	37,209	37,826	3,918	192,846

※赤坂地区総合支所の通数には、青山いきいきプラザの通数を含みます。

※高輪地区総合支所の通数には、白金台いきいきプラザの通数を含みます。

※芝浦港南地区総合支所の通数には、品川駅港南口公共駐車場の通数を含みます。

平成 28 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	797	1,023	602	1,103	1,011	102	4,638
	個人事項 証明書	356	499	334	627	557	54	2,427
印鑑登録 証明書		15,356	17,207	12,241	14,657	14,263	1,599	75,323
住民票		10,282	11,028	7,795	9,897	11,903	1,411	52,316
合 計		26,791	29,757	20,972	26,284	27,734	3,166	134,704

※芝浦港南地区総合支所の通数には、品川駅港南口公共駐車場の通数を含みます。

平成 29 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	248	680	229	797	297	35	2,286
	個人事項 証明書	125	370	110	372	149	21	1,147
印鑑登録 証明書		6,058	13,965	4,685	10,653	4,782	617	40,760
住民票		3,546	7,689	2,543	6,505	3,373	515	24,171
合 計		9,977	22,704	7,567	18,327	8,601	1,188	68,364

◎平成 29 年度 諸証明・閲覧等手数料内訳

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
戸籍関係諸証明 手数料	通	114,376	15,212	15,555	15,482	9,540	170,165
	円	46,545,900	7,249,500	7,526,100	7,359,350	4,360,150	73,041,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
身分証明手数料	通	3,479	629	660	606	395	5,769
	円	1,043,700	188,700	198,000	181,800	118,500	1,730,700

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
印鑑証明手数料	通	51,875	28,520	17,600	24,359	18,216	140,570
	円	13,140,400	7,857,750	5,045,750	6,775,050	5,194,850	38,013,800

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
住民記録諸証明 手数料	通	136,496	38,456	23,380	34,507	30,870	263,709
	円	28,726,400	10,735,350	6,334,250	9,424,750	8,227,200	63,447,950

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
閲覧手数料	回	294	-	-	-	-	294
	円	162,000	-	-	-	-	162,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
通知カード 再交付手数料	件	1,015	418	341	415	600	2,789
	円	418,000	189,500	126,000	157,000	233,000	1,123,500

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
印鑑登録証 交付手数料	件	5,901	3,434	2,300	3,166	2,919	17,720
	円	22,200	17,100	9,800	13,000	12,600	74,700

(印鑑登録証交付手数料は、再交付の際に収納。)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
個人番号カード 再交付手数料	件	45	49	32	31	29	186
	円	30,400	31,200	22,400	20,800	20,000	124,800

※ 1 証明書コンビニ交付における証明書発行分を含む。

※ 2 台場分室における証明書発行分を含む。

○証明書コンビニ交付は平成 27 年 2 月 2 日から開始。

概要

コンビニエンスストア（コンビニ）における各種証明書の交付

内容

マイナンバーカード若しくは暗証番号が登録された住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニに設置されているマルチコピー機から、各種証明書を取得することができます。コンビニの従業員を介する必要はなく、証明書用紙にも偽造・改ざん防止対策が施されています。

◎住民基本台帳カードの交付は、平成 27 年 12 月で終了しています。ただし、既に交付されている住民基本台帳カードは、平成 28 年 1 月以降もカードの有効期限が終了するまで利用できます。

◎証明書コンビニ交付で取得できる証明書

- (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※
- (4) 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※
- (5) 特別区民税・都民税課税証明書（直近 3 年分）
- (6) 特別区民税・都民税納税証明書（直近 3 年分）

※住民登録が港区以外の方でも本籍地が港区にある場合には、マイナンバーカードを利用して戸籍証明書を取得できます。

◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より 100 円安くなっています。

◎利用時間は、午前 6 時 30 分から午後 11 時までです。
（年末年始及びメンテナンス時を除く。）

利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ（証明書が発行できるマルチコピー機を設置している店舗に限ります。）

根拠法令等

港区印鑑条例及び同施行規則
 港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（廃止）及び同施行規則（廃止）
 港区多機能端末機による証明書の交付等に関する要綱
 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

事業開始時期

平成 27 年 2 月

実績表

◎証明書コンビニ交付における証明書発行件数

(単位：通)

年度	住民票	印鑑登録 証明書	課税 証明書	納税 証明書	戸籍 証明	戸籍の 附票	合計
26	688	615	49	14	107	21	1,494
27	7,689	7,276	710	210	1,108	174	17,167
28	13,387	13,763	1,512	472	1,852	224	31,210
29	20,481	21,192	2,598	902	3,422	388	48,983

※平成 26 年度は、平成 27 年 2 月以降の発行通数。

マイナンバーカード（個人番号カード）交付

各総合支所区民課

概 要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付

内 容

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された写真付きのICカードで、公的な身分証明書として使用できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の電子申請や、コンビニでの各種証明書の取得に利用できます。

平成28年1月以降、希望者に交付しています。

◎マイナンバーカードは、プラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。（ICチップには、マイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別以外の個人情報記録されません。）

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び同施行令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令

事業開始時期

平成28年1月

実績表

◎マイナンバーカード交付件数

平成27年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	1,094	0	0	1,094
麻布地区	-	1,059	0	0	1,059
赤坂地区	-	1,380	0	0	1,380
高輪地区	-	1,568	0	0	1,568
芝浦港南地区	-	1,315	0	0	1,315
合 計	-	6,416	0	0	6,416

※平成28年1月以降の交付件数。

平成 28 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	4,259	10	0	4,269
麻布地区	-	5,865	6	0	5,871
赤坂地区	-	3,765	15	4	3,784
高輪地区	-	6,156	16	2	6,174
芝浦港南地区	-	5,924	6	0	5,930
合計	-	25,969	53	6	26,028

平成 29 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	2,182	38	7	2,227
麻布地区	-	2,878	39	10	2,927
赤坂地区	-	2,130	28	4	2,162
高輪地区	-	2,903	26	5	2,934
芝浦港南地区	-	2,969	25	4	2,998
合計	-	13,062	156	30	13,248

火葬（埋葬）・改葬許可

各総合支所区民課

概要

火葬（埋葬）許可証の交付、改葬許可証の交付

内容

死亡届を受理し、火葬（埋葬）許可証を交付します。
埋葬してある焼骨等を他の墳墓に移したいとの申請に対し、改葬許可証を交付します。

根拠法令等

墓地、埋葬等に関する法律及び同施行規則

事業開始時期

昭和41年

実績表

◎火葬（埋葬）許可証交付件数 (単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
25	1,306	116	152	248	29	—	1,851
26	1,361	152	145	233	26	—	1,917
27	1,288	166	112	250	45	—	1,861
28	1,317	152	108	279	56	—	1,912
29	1,317	118	128	255	52	—	1,870

※芝浦港南地区の件数は、台場分室の件数を含みます。

◎改葬許可証交付件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
25	75	19	101	50	4	0	249
26	74	66	230	25	2	0	397
27	71	17	95	22	4	0	209
28	55	13	108	32	2	0	210
29	78	16	324	24	2	0	444

区民葬儀及び区民葬儀券の発行

各総合支所区民課
産業・地域振興支援部地域振興課

概 要

区民葬儀の案内及び区民葬儀券の発行

内 容

区民が執り行う葬儀の費用負担の軽減を図るため、区民葬儀を実施しています。
区民葬儀を利用するには、区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱指定店に申し込みます。

根 拠 法 令 等

特別区区民葬儀運営協議会設置要領
特別区区民葬儀実施要領

実 績 表

◎区民葬儀券発行件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
25	31	8	16	22	2	0	79
26	29	6	13	24	0	0	72
27	25	4	7	23	1	0	60
28	19	4	8	23	1	0	55
29	20	1	14	8	1	0	44

(各年度末日現在)

◎区民葬儀取扱指定店

店 名	住 所	電 話
青山典範(資)	南青山 2-18-2	3401-6305
(有)第一社	南青山 6-8-2	3400-2250
(有)吉田商店	白金台 4-7-5	3441-1748
(有)遠州屋葬儀社本店	六本木 3-4-14	3583-5938
(有)奥村式典社	白金 3-2-9	3441-3363
(株)牧野総本店	高輪 1-21-1	3445-0506

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

特別区民税の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
<p>概要 前年の所得に基づき特別区民税を徴収します。</p> <p>内容 納税義務者は1月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に住所を有する個人 ・区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照</p>	

軽自動車税の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
<p>概要 軽自動車等の所有者から軽自動車税を徴収します。</p> <p>内容 納税義務者は4月1日現在に区内に主たる定置場がある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照</p>	

臨時運行許可関係事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
<p>概要 車両の臨時運行のため、仮ナンバープレートを貸与します。</p> <p>内容 車両の回送のため、最長5日間、仮ナンバープレートを貸し出します。 申請は、各総合支所区民課のみの受付となっています。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照</p>	

<p>国民健康保険料の減免制度</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課</p>
<p>概 要 前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 減 額 前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。</p> <p>(2) 減額・免除 災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。</p> <p>(3) 旧被扶養者に対する減額 被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が国保に加入した場合は、申請により減額します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>国民健康保険療養費</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課</p>
<p>概 要 被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。 (柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)</p> <p>(2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。</p> <p>(3) 緊急、その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

非自発的失業者の保険料の軽減措置

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内容

対象者の前年の給与所得を、100分の30として保険料を算定します。
(ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常額を用いて算定。)

対象者

- (1) 65歳未満の雇用保険の特定受給資格者
(倒産、解雇等の事業主都合により離職した人)
- (2) 65歳未満の雇用保険の特定理由離職者
(雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人)
※ 適用期間中に65歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。
※ 国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。
※ 再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険その他の医療給付

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概要

- (1) 保険外併用療養費
保険給付として、評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）について、それぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。
- (2) 訪問看護療養費
医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。
- (3) 移送費
患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※ 入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内 容

次のいずれかに該当したことによって生活が著しく困難になった場合に減免できます。

- ① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。
- ② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。
- ④ その他上記に類する理由があるとき。

手 続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

期 間

減額・免除については、3か月以内。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、6か月以内。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険高額療養費

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額(一部負担金)が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内 容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】(月額)
平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (※3)
一般 (課税所得145万円未満等)	14,000円(※4) (年間限度額144,000円)	57,600円(※3)
低所得者Ⅱ(※1)	8,000円(※4)	24,600円
低所得者Ⅰ(※2)	8,000円(※4)	15,000円

平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(※5)	
課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(※6)	
課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(※7)	
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円(※4) (年間限度額144,000円)	57,600円(※3)
低所得者Ⅱ(※1)	8,000円(※4)	24,600円
低所得者Ⅰ(※2)	8,000円(※4)	15,000円

※1 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

※2 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

※3 過去12か月以内に外来+入院(世帯ごと)の限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の限度額は44,400円です。

※4 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です。基準日(7月31日)時点で、所得区分が一般及び低所得者Ⅰ・Ⅱの人が対象です。

※5 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の限度額は、140,100円です。

※6 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の限度額は、93,000円です。

※7 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の限度額は、44,400円です。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(月額)

所得区分(賦課基準額)	年3回目までの限度額	年4回目以降
上位所得者 (901万円超)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
上位所得者 (600万円超～901万円以下)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般 (210万円超～600万円以下)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般(210万円以下)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 特別区民税・都民税の申告をしていない世帯は最上位の区分になります。

※ 70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年8月診療分から所得判定年度が変更されます。

※ 非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、高額療養費等の自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し(同じ病院・診療所でも歯科は別計算)、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70歳未満の場合、同一世帯で同じ月に1か月の一部負担金が21,000円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払いです。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

港区の国民健康保険加入者の申請により、「限度額認定証(70歳未満の住民税課税世帯の人、平成30年8月から70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人も該当)」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)」を交付します(毎年8月更新)。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、自己負担限度額は1か月10,000円(人工透析を要する70歳未満の上位所得者は、20,000円)。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です(70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年8月更新)。

(7) 入院時食事療養費（減額認定）

入院中の食事に係る費用のうち1食につき460円を自己負担し、残りを国保が入院時食事療養費として負担します。

港区の国民健康保険加入者で、住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します（毎年8月更新）。この「認定証」で負担額1食460円が210円に減額されます。また、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、再度申請により210円が160円に減額されます。（平成18年4月から食事代の標準負担額が1日単位の金額から1食単位の金額に変わり、提供された食数に応じて負担することとなりました。）※食事代の定額自己負担分は、高額療養費の対象となりません。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

港区の国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。
また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。

内 容

(1) 出産育児一時金

港区の国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき42万円を支給します。平成21年10月出産分から、直接支払制度が始まりました。(直接支払制度・・・入院時に医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を港区国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度です。出産した人は医療機関等へ出産育児一時金42万円を差し引いた額の支払いで済みます。)

妊娠4か月(85日)以上であれば、死産・流産(この場合は医師の証明が必要)でも支給します。

(2) 葬祭費

港区の国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険結核・精神医療給付金

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

結核医療(一般)については、感染症予防法(第37条の2)の適用を受けている港区国民健康保険加入者で住民税が非課税(20歳未満のときは世帯主の住民税が非課税)の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」の交付を受けることができます。証の交付を受けた場合に自己負担額を支給します。

精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適用を受けている港区国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証(精神通院)」の交付を受けることができます。証の交付を受けた場合に自己負担額を支給します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

- (1) 高額療養費資金貸付制度
港区国民健康保険の被保険者が高額療養費の支給対象となる療養を受けた場合、高額療養費が支給されるまでの間、当該療養に必要な資金を貸付けます（平成3年12月から開始）。
- (2) 出産費資金貸付制度
港区国民健康保険の被保険者で出産育児一時金の支給対象となる出産をする場合、出産育児一時金が支給されるまでの間、当該出産に必要な資金を貸付けます（平成17年7月1日から開始）。

内 容

- (1) 貸付要件
港区国民健康保険の加入者が、高額療養費及び出産育児一時金の支給を受ける見込みがあること。
- (2) 貸付額
高額療養費の支給見込額の9割以内（1,000円未満は切捨て）
出産予定費用（限度額378,000円）
- (3) 返済
後日支給される高額療養費又は出産育児一時金をもって返済

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民健康保険の被保険者が満 70 歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関等で診察を受ける時の一部負担金の割合が 2 割（昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの人は 1 割）又は一定以上の所得を有する人は 3 割になります。

内 容

(1) 対象者

国民健康保険に加入している 70 歳～74 歳の人。

70 歳の誕生月の翌月 1 日から適用されます。ただし、1 日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときに、「国民健康保険証」と「高齢受給者証」を一緒に提示し、自己負担額を支払います。

① 一部負担金

2 割負担（昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの人は、特例措置により 1 割）又は現役並み所得者は 3 割となっています。ただし、1 か月に支払った金額が、自己負担限度額を超えた場合は申請により高額療養費が支給されます。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯に属する人の場合、本人の申請により「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します（毎年 8 月更新）。本証を入院時に医療機関に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また標準負担額（入院時の食事代）が減額になります。

③ 限度額適用認定証

課税所得 145 万円以上 690 万円未満の住民税課税世帯の人は、申請により「国民健康保険限度額適用認定証」を交付します（平成 30 年 8 月より）。

④ 入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上の人は、生活療養に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費が減額されます。

		標準負担額 (入院時食事代)	入院時生活療養費	
			食事代 (1 食)	居住費 (1 日)
現役並み所得者		1 食 460 円	460 円	370 円
一般			460 円	
低所得者Ⅱ（同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人）	過去 12 か月の入院日数が 90 日までの入院	1 食 210 円	210 円	
	過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える入院（再度申請が必要）	1 食 160 円		
低所得者Ⅰ（低所得者Ⅱのうち、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる人。注…年金所得は控除額を 80 万円として計算します。）		1 食 100 円	130 円	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

	1か月の自己負担限度額		基準年収額等	医療機関での 窓口支払	
	外来 (個人ごと)	入院及び世帯 ごとの限度額			
現役並み 所得者	高額療養費の項目を参照		本人及び同じ世帯に 70歳以上の国保被保 険者で課税所得が 145万円以上の人 がいる人	外来 3割 入院 3割	
一般			上記・下記以外の人	外来 2割 (※) 入院 2割 (※)	
低所得者			II	同一世帯の世帯主及 び国民健康保険被保 険者が住民税非課税 の人	外来 2割 (※) 入院 2割 (※)
			I	低所得者IIのうち、 その世帯の各所得が 必要経費・控除を差 し引いたときに0円 となる人。 注…年金所得は控除 額を80万円として計 算します。	外来 2割 (※) 入院 2割 (※)

75歳到達月は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります。

※ 昭和19年4月1日以前生まれの人は特例措置により1割

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

介護保険の被保険者証等の交付及び保険料の収納に関する事務

各総合支所区民課
保健福祉支援部介護保険課

概 要

被保険者証の交付及び保険料の収納

内 容

- (1) 被保険者証の再交付（紛失等）、書換交付（転居による住所変更）、古い被保険者証の回収などを行います。
- (2) 保険料の収納を行います。

*介護保険の被保険者の資格及び保険料については「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成 20 年 4 月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体になり、都内 62 区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

内 容

(1) 被保険者の範囲

港区内に住所のある 75 歳以上の人。（3 か月以上の在留期間がある外国人も含みます。）

また、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は 1 割又は 3 割です。一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年 8 月 1 日に見直します。

(3) 保険料

- ・保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。
- ・保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

老人性白内障のため水晶体摘出手術後眼内レンズを挿入していない人で、特殊眼鏡等を必要とする人に、その費用の一部を助成します。

内 容

(1) 対象要件

国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人で、手術の日から引き続き区内に住所がある人

(2) 助成内容

手術後に使用する特殊眼鏡 1 個又はコンタクトレンズ 1 眼につき 1 枚の購入代金が助成対象となります。

(3) 助成限度額

特 殊 眼 鏡	40,000 円
コンタクトレンズ (レンズ 1 枚につき)	25,000 円

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、昭和 49 年 7 月 1 日に制度が発足しました。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務について、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき実施しています。

内 容

(1) 対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 港区内に住所がある人
- ② 身体障害者手帳 1・2 級の人若しくは 3 級の内部障害(心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の人、愛の手帳 1・2 度の人、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の人（平成 31 年 1 月 1 日から）
- ③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人
- ④ 年齢が 65 歳未満の人（ただし、65 歳以上の人で、平成 12 年 8 月 31 日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。）
- ⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

障医療助成対象者所得基準額表（平成 29 年 9 月 1 日現在）

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本人所得(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※ 20 歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得（ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得）

(2) 助成対象期間

9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで(毎年 9 月 1 日に更新)

(3) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「健康保険証」と「障受給者証」を一緒に提示し自己負担額を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代(標準負担額)のみ負担します。

① 一部負担金（住民税が課税されている人のみ）

原則、定率 1 割負担となっています。ただし、1 か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で 1 か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	1 か月の自己負担限度額		医療機関での窓口支払
	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
住民税課税者 (一部 マル食)	12,000 円	44,400 円	外来・入院 1割 (限度額まで)
住民税非課税者 (マル食)	無 料	無 料	外来 無料 入院 無料 (食事代のみ)

※ ④制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

※ 平成 30 年 8 月診療分から住民税課税者の自己負担限度額が改正されます。

② 標準負担額 (入院時の食事代)

1 食につき 460 円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和 36 年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に参加していない自営業者等を対象としていましたが昭和 61 年 4 月の改正により、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成 3 年 4 月の改正により、20 歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。この他、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」等があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成 17 年 4 月より、特別障害給付金の制度が創設されました。

内 容

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届け出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書等による勧奨事務を行っています。

（被保険者の種別）

- (1) 第 1 号被保険者 日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20 歳以上 60 歳未満の人
- (2) 第 2 号被保険者 会社員や公務員などの厚生年金加入者（65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く）
- (3) 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人
- (4) 任意加入被保険者
 - ① 海外に住んでいる日本人で、20 歳以上 65 歳未満の人
 - ② 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
 - ③ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

(1) 保険料

年金の保険料は定額制となっています。

月額 16,490 円 (平成 29 年度)

月額 16,340 円 (平成 30 年度)

(2) 納付方法

原則として毎月納付、割引のある前納制度もあります。納付方法は、納付書で金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで払い込む方法と、金融機関・ゆうちょ銀行の口座振替、クレジットカード払い、電子納付があります。

(3) 時効

保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。

(4) 後納制度

保険料は、2年を過ぎると時効により納付できませんが、平成27年10月から平成30年9月までの3年間は、過去5年分まで納付できます。

(5) 免除制度

所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届け出により免除されます。

申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると保険料の全額・ $3/4$ ・半額・ $1/4$ が免除されます。

(6) 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。

(7) 納付猶予

50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。

※ (5)、(6)、(7) の制度とも毎年申請が必要であり、承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます (追納といえます)。

3 給付の種類と金額

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

年金の種類	受給要件	年金額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して 10 年以上ある人が 65 歳から受給できる。	満額 779,300 円 (平成 30 年度) $\frac{\text{保険料を納めた月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/2) + (4 \text{ 分の } 3 \text{ 免除月数} \times 5/8) + (\text{半額免除月数} \times 3/4) + (4 \text{ 分の } 1 \text{ 免除月数} \times 7/8)}{480 \text{ 月}}$ (昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれは 300~468 月) ※上記の計算式は平成 21 年 4 月 1 日より国庫負担割合が 2 分の 1 に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できる。また、20 歳前の病気やけがで障害者となった人も 20 歳になると受給できる。	1 級 974,125 円 2 級 779,300 円 18 歳未満 (18 歳の誕生日後の 3 月 31 日までを含む) の子がいるときは加算額あり。2 人目までは、各 224,300 円、3 人目以降は各 74,800 円を加算
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある人が亡くなったとき、18 歳 (18 歳の誕生日後の 3 月 31 日までを含む。) 未満の子と生活している配偶者が受給できる。	1,003,600 円 子が 2 人以上いるときは 2 人目からの子の加算額を加える。2 人目の子は 224,300 円、3 人目以降は、1 人につき 74,800 円を加算
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある父や母が亡くなり、18 歳 (18 歳の誕生日後の 3 月 31 日までを含む。) 未満の子だけが残されたとき受給できる。	779,300 円 子が 2 人以上いるときは 2 人目からの子の加算額を加える。2 人目の子は 224,300 円、3 人目以降は、1 人につき 74,800 円を加算

特別障害給付金 : 平成 3 年 3 月以前の学生、昭和 61 年 3 月以前の被用者の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在障害年金 1、2 級相当の障害に該当する場合、1 級 : 51,650 円、2 級 : 41,320 円 (月額) が支給される。

国民年金の独自給付

年金の種類	受給要件	年金額
付加年金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が将来老齢基礎年金と合わせて受給できる。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が 10 年以上）が亡くなったとき、妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間受給できる。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4
死亡一時金	保険料を 36 月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できる。	第 1 号被保険者として保険料を納めた期間に応じ 120,000 円～ 320,000 円

老 齢 福 祉 年 金

年金の種類	受給要件	年金額
老齢福祉年金	明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などが 70 歳に達したとき。 (老齢年金を受けている人は該当しない)	年 額 399,300 円 年 額 (所得制限による一部 停止のとき) 313,200 円

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

民生委員は、民生委員法に基づいて配置されています。日頃から地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進を図ります。

また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童や妊産婦の保護・援助などを行っています。

内 容

(1) 民生委員・児童委員（定数 165 名・任期 3 年）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役、コーディネーター役として、厚生労働大臣からの委嘱を受け、活動しています。民生委員・児童委員の中から、児童問題を専門に担当する主任児童委員が、厚生労働大臣から指名されています。

民生委員・児童委員は区域を担当し、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などで社会的支援を必要とする人の相談を受け、必要な支援を行っています。このほか、適切な助言や行政機関・施設への橋渡しなどを行い、誰もが、いつでも、必要とする各種福祉制度を利用できるよう、お手伝いをしています。

主任児童委員は、区域を担当している委員と連携を図り、児童福祉機関との連絡・調整や支援を必要とする人の相談や支援を行っています。

(2) 民生委員推薦会（任期 3 年）

民生委員・児童委員候補者を決定し、都知事に推薦するための常設機関です。

定数は、区議会議員等の 7 つの分野から各 2 名（計 14 名）以内とし、区長が委嘱しています。

* 当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

平成 25 年度

(単位：件)

区分	地区	愛宕	三田	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
	内容別相談・支援件数	在宅福祉	7	17	13	4	8	6
介護保険		4	14	4	5	6	3	36
健康・保健医療		3	10	71	8	11	29	132
子育て・母子保健		3	3	8	11	6	4	35
子どもの地域生活		17	22	6	21	14	8	88
子どもの教育・ 学校生活		36	32	2	17	7	11	105
生活費		0	16	7	3	9	4	39
年金・保険		0	3	5	1	3	0	12
仕事		0	0	0	3	2	3	8
家族関係		1	13	8	4	13	6	45
住居		2	19	20	2	9	7	59
生活環境		3	25	33	12	44	12	129
日常的な支援		20	45	131	29	51	136	412
その他		12	47	409	28	86	31	613
計	108	266	717	148	269	260	1,768	
分野別相談・ 支援件数	高齢者に関すること	51	171	535	81	172	145	1,155
	障害者に関すること	0	11	47	2	5	39	104
	子どもに関すること	56	68	28	52	32	54	290
	その他	1	16	107	13	60	22	219
	計	108	266	717	148	269	260	1,768

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	405	709	1,529	1,021	1,067	698	5,429
	行事・事業・会議 への参加・協力	399	406	893	1,017	864	752	4,331
	地域福祉活動・ 自主活動	223	175	694	505	656	411	2,664
	民児協運営・研修	644	687	1,078	1,104	915	684	5,112
	証明事務	1	18	72	35	20	35	181
	要保護児童の 発見の通告・仲介	0	0	1	2	0	1	4

(単位：回)

回訪問 数	訪問・連絡活動	397	521	1,294	760	1,029	573	4,574
	その他	625	1,446	1,413	1,621	1,841	1,151	8,097

(単位：回)

回調連 数整絡	委員相互	687	672	2,311	923	1,089	929	6,611
	その他の関係機関	629	1,229	2,104	917	1,032	1,130	7,041

(単位：日)

活動日数	1,683	2,217	4,514	3,267	3,304	2,562	17,547
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

平成 26 年度

(単位：件)

区分	地区	愛宕	三田	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
	内容別相談・支援件数	在宅福祉	12	20	7	9	36	7
介護保険		10	15	4	1	11	2	43
健康・保健医療		6	14	26	1	8	27	82
子育て・母子保健		2	8	34	9	10	4	67
子どもの地域生活		6	35	15	13	24	5	98
子どもの教育・学校生活		1	33	47	10	14	23	128
生活費		3	5	15	5	8	8	44
年金・保険		0	0	10	0	5	0	15
仕事		0	0	12	4	8	1	25
家族関係		1	15	29	4	23	3	75
住居		3	18	44	5	4	10	84
生活環境		0	12	40	9	27	10	98
日常的な支援		14	39	103	43	29	279	507
その他		36	68	342	15	86	43	590
計	94	282	728	128	293	422	1,947	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	55	150	405	73	151	278	1,112
	障害者に関すること	0	15	37	3	11	44	110
	子どもに関すること	9	75	111	32	62	70	359
	その他	30	42	175	20	69	30	366
	計	94	282	728	128	293	422	1,947

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	661	976	2,421	1,565	1,945	1,183	8,751
	行事・事業・会議への参加・協力	389	526	1,043	1,040	928	774	4,700
	地域福祉活動・自主活動	227	295	869	527	636	382	2,936
	民児協運営・研修	560	755	880	1,004	869	757	4,825
	証明事務	7	36	64	29	154	90	380
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	0	0	7	9	0	16

(単位：回)

回訪数問	訪問・連絡活動	577	804	1,093	696	1,188	723	5,081
	その他	624	1,475	3,107	1,774	2,266	1,689	10,935

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	542	772	2,187	759	1,260	1,186	6,706
	その他の関係機関	1,075	1,327	2,674	906	1,084	1,329	8,395

(単位：日)

活動日数	1,839	2,483	4,882	3,374	3,522	2,701	18,801
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

平成 27 年度

(単位：件)

区分	地区	愛宕	三田	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
	内容別相談・支援件数	在宅福祉	10	13	7	10	30	5
介護保険		6	8	7	4	7	2	34
健康・保健医療		21	13	31	8	11	22	106
子育て・母子保健		1	8	9	10	7	10	45
子どもの地域生活		1	32	15	3	12	12	75
子どもの教育・学校生活		0	30	17	10	17	8	82
生活費		3	8	10	14	15	6	56
年金・保険		0	1	1	1	0	0	3
仕事		0	0	4	12	3	0	19
家族関係		0	11	13	6	13	9	52
住居		2	10	18	6	12	5	53
生活環境		3	6	24	10	25	16	84
日常的な支援		25	116	153	74	55	222	645
その他		19	86	197	40	135	74	551
計	91	342	506	208	342	391	1,880	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	78	258	311	145	169	226	1,187
	障害者に関すること	7	12	16	0	2	41	78
	子どもに関すること	2	61	46	34	52	76	271
	その他	4	11	133	29	119	48	344
	計	91	342	506	208	342	391	1,880

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	302	692	1,400	761	889	756	4,800
	行事・事業・会議への参加・協力	371	618	1,030	1,236	887	663	4,805
	地域福祉活動・自主活動	414	334	571	469	681	263	2,732
	民児協運営・研修	567	769	849	1,026	896	711	4,818
	証明事務	4	24	51	37	25	96	237
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	0	0	0	0	12	12

(単位：回)

回訪数問	訪問・連絡活動	422	805	1,147	797	659	638	4,468
	その他	437	1,554	1,839	1,047	2,058	1,548	8,483

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	552	797	2,236	734	1,090	999	6,408
	その他の関係機関	1,522	1,500	2,545	826	1,313	1,459	9,165

(単位：日)

活動日数	1,943	2,696	4,752	3,182	3,426	2,580	18,579
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

平成 28 年度

(単位：件)

区分	地区	芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
	内容別相談・支援件数	在宅福祉	16	31	6	25	7
介護保険		10	2	7	10	1	30
健康・保健医療		15	22	4	27	13	81
子育て・母子保健		8	10	11	11	10	50
子どもの地域生活		30	5	8	4	5	52
子どもの教育・学校生活		25	6	7	32	10	80
生活費		10	4	9	12	14	49
年金・保険		5	0	0	0	0	5
仕事		0	0	3	0	0	3
家族関係		15	21	3	9	9	57
住居		13	21	7	9	3	53
生活環境		12	15	6	19	14	66
日常的な支援		139	134	45	55	308	681
その他		75	112	18	166	28	399
計	373	383	134	379	422	1,691	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	263	258	86	175	282	1,064
	障害者に関すること	12	14	0	9	35	70
	子どもに関すること	68	24	28	67	90	277
	その他	30	87	20	128	15	280
	計	373	383	134	379	422	1,691

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	1,027	1,073	762	980	917	4,759
	行事・事業・会議への参加・協力	1,048	1,004	1,123	910	698	4,783
	地域福祉活動・自主活動	632	508	474	721	295	2,630
	民児協運営・研修	1,353	963	1,011	905	748	4,980
	証明事務	23	71	37	41	101	273
	要保護児童の発見の通告・仲介	2	12	3	1	5	23

(単位：回)

回訪数問	訪問・連絡活動	1,001	1,012	526	812	866	4,217
	その他	1,874	2,021	1,076	1,844	1,346	8,161

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,445	2,024	1,054	1,281	992	6,796
	その他の関係機関	2,324	2,396	689	1,355	1,432	8,196

(単位：日)

活動日数	4,438	4,192	3,263	3,463	2,756	18,112
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

※平成 28 年度民生委員・児童委員一斉改選により、愛宕地区と三田地区が統合し、芝地区民生委員・児童委員協議会が設置されました。

平成 29 年度

(単位：件)

区分	地区	芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
	内容別相談・支援件数	在宅福祉	29	53	10	20	4
介護保険		20	17	1	9	6	53
健康・保健医療		13	49	7	28	23	120
子育て・母子保健		3	38	18	7	5	71
子どもの地域生活		9	15	7	21	5	57
子どもの教育・学校生活		17	17	8	31	19	92
生活費		9	18	9	7	8	51
年金・保険		2	0	2	0	1	5
仕事		3	1	10	0	2	16
家族関係		14	14	8	15	4	55
住居		31	22	13	15	24	105
生活環境		12	36	9	18	15	90
日常的な支援		132	55	63	71	278	599
その他		59	125	33	173	52	442
計	353	460	198	415	446	1,872	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	275	290	120	195	305	1,185
	障害者に関すること	5	54	1	19	51	130
	子どもに関すること	34	95	41	66	65	301
	その他	39	21	36	135	25	256
	計	353	460	198	415	446	1,872

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	1,596	1,794	1,373	1,562	1,279	7,604
	行事・事業・会議への参加・協力	868	910	1,132	1,037	715	4,662
	地域福祉活動・自主活動	756	555	474	625	299	2,709
	民児協運営・研修	1,112	1,141	1,027	947	710	4,937
	証明事務	34	105	79	62	73	353
	要保護児童の発見の通告・仲介	3	1	0	0	1	5

(単位：回)

回訪問数	訪問・連絡活動	1,142	1,327	414	1,342	650	4,875
	その他	2,117	2,756	3,143	2,432	2,166	12,614

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,098	2,113	739	1,265	1,075	6,290
	その他の関係機関	1,751	2,035	814	1,524	1,560	7,684

(単位：日)

活動日数	4,199	4,060	3,485	3,504	2,927	18,175
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

無料入浴券の給付

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課
保健福祉支援部障害者福祉課
保健福祉支援部生活福祉調整課

目 的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 生活保護世帯

(2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

高 齢 者	1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。
障害者及び原爆被爆者	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。
生 活 保 護 世 帯	自宅に風呂の無い世帯 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

都営交通の無料乗車券の交付

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課
保健福祉支援部生活福祉調整課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯等に、都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

有 効 期 間

- ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間
- ・生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯等は1年間

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

コミュニティバス乗車券の発行

各総合支所区民課
 保健福祉支援部高齢者支援課
 保健福祉支援部障害者福祉課
 保健福祉支援部生活福祉調整課
 子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ① 70歳以上でコミュニティバス乗車券を希望する人
- ② 東京都シルバーパスを所持している人
- ③ 都営交通無料乗車券を所持している人
- ④ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ⑤ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑥ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑦ ひとり親家庭等の医療費助成を受けている人
- ⑧ 妊産婦
- ⑨ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者1人
 （平成29年度から対象を拡大しました。）

※ 所得限度額表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担

対象者区分	費用負担額
①に該当する人のうち②～⑨に該当しない住民税課税の人	1,000円
上記以外の人	0円

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）

各総合支所区民課

目 的

高齢者等の救急（119番出動）時に、迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布して、高齢者等の安全・安心を支援します。

内 容

- (1) 内 容 「救急医療情報キット」は「かかりつけ医療機関」「持病」などの医療情報や「診察券」「健康保険証」など情報の写しを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。
- (2) 対 象 港区内に在住している人
①高齢者 ②障害者 ③健康上不安がある人
- (3) 配布場所 ①各総合支所区民課 ②各いきいきプラザ
③各高齢者相談センター
（地域包括支援センター：65歳以上の高齢者のみ）
④芝の家

根 拠 法 令 等

港区救急医療情報キット配布実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成20年5月

事 業 の 状 況

各総合支所受付件数 (単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
	25	高齢者	241	115	170	215	138
障害者		2	4	2	3	7	18
その他		7	6	11	4	5	33
合計		250	125	183	222	150	930
26	高齢者	405	97	134	331	215	1,182
	障害者	6	2	6	7	7	28
	その他	10	7	1	5	2	25
	合計	421	106	141	343	224	1,235
27	高齢者	239	80	161	279	160	919
	障害者	3	0	5	3	4	15
	その他	2	2	2	6	3	15
	合計	244	82	168	288	167	949
28	高齢者	111	62	67	160	126	526
	障害者	3	2	1	0	12	18
	その他	5	6	3	5	14	33
	合計	119	70	71	165	152	577
29	高齢者	55	245	64	162	138	664
	障害者	5	2	2	0	3	12
	その他	2	6	1	5	3	17
	合計	62	253	67	167	144	693

(各年度末日現在)

<p>高齢者福祉相談</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 老人福祉法に基づき、福祉事務所は高齢者の福祉に関する実情の把握に努めると同時に、相談者への必要な情報の提供や相談に応じ、必要な調査・指導とともに、これらに付随する業務を行うことにより、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。</p> <p>内 容 老人福祉指導主事及び地区担当員が、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホームへの入所、経済的事項、家庭的事項、医療・保健、職業等の各種相談に応じています。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>高齢者訪問電話</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 ひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに各種の相談に応じています。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 近隣に親族が居住していないおおむね 65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの人、又は高齢者のみの世帯で 1 人が病弱又は寝たきりの状態にある人等</p> <p>(2) 電話相談員 非常勤職員 2 人（心身障害者電話相談センターと兼務）</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>高齢者緊急通報システム</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 高齢者が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器を用いて、東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の安全を確保します。</p> <p>内 容 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある人等 ※ただし、平成13年4月以降の新規申込みには、高齢者事業者方式緊急通報システムを設置しています。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>高齢者事業者方式緊急通報システム</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 高齢者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って高齢者の安全を確保します。</p> <p>内 容 (1) 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。</p> <p>(2) 内 容 専用通報機、火災センサー（熱感知器）、ライフリズム（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急の時、火災発生時等、事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。</p> <p>(3) 費 用 利用者負担 月額 400円（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料） ※電話料金等が別途かかります。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

認知症による徘徊行動のある高齢者に対し、GPSを利用した位置情報探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

内 容

- (1) 対 象 区内に住所を有する認知症徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人
- (2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円
現場急行サービス1回 3,000円

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

<p>高齢者会食サービス</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 ひとり暮らし等の高齢者に対し、高齢者会食サービス事業を実施することにより、健康面からの在宅支援及び地域社会との交流を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人</p> <p>(2) 利用料金 1 食 400 円以内（生活保護受給者：1 食 200 円以内）</p> <p>(3) 内 容 週 1 回、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザにおいて、家庭的で栄養バランスの取れた食事を提供します。 また、月 1 回、栄養指導及び栄養相談を行います。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>高齢者配食サービス</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内在住で食事作りが困難な ① 65歳以上のひとり暮らしの人 ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ③ 65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。</p> <p>(2) 利用者負担 1 食あたり 270 円～470 円</p> <p>(3) 実施回数 1 週間に 7 食まで、昼食・夕食を配食します。</p> <p>(4) 配食事業者 申請時に 5 事業者から選ぶことができます。申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から 10 日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高齢者福祉理美容サービス

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

在宅で生活する寝たきりの状態にある高齢者に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに家族介護の負担軽減を図ります。

内 容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 対 象 | 区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人 |
| (2) 所得制限 | なし |
| (3) 実施回数 | 年6回まで |
| (4) 利用者負担 | 1回 500円 |
| (5) 有効期間 | 4月1日から翌年の3月31日まで |
| (6) 利用方法 | 理美容サービス登録カード（利用回数年6回まで）を交付し、港区福祉理容協力店名簿（60店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。 |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者に紙おむつ等を給付することにより、高齢者の快適な生活を確保するとともに、高齢者を介護する家族等の介護負担の軽減を図ることを目的とします。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額 月額 10,000円）。

※ただし、同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

内 容

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 対 象 | 区内に住所を有する要介護認定が要支援1以上で常時臥床及び失禁状態にある人 |
| (2) 給付内容 | 61種類のおむつの中から給付限度の範囲内で選択する方式 |
| (3) 給付方法 | 委託業者が月1回指定の場所に配送 |
| (4) 利用者負担 | 月額 500円 |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者寝具乾燥等消毒

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善します。

内 容

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 対 象 | 区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人 |
| (2) 実 施 回 数 | 年12回（うち1回は水洗い） |
| (3) 利用者負担 | 寝具1組（乾燥消毒） 150円 |
| | 掛布団1枚（水洗い消毒） 300円 |
| | 敷布団1枚（水洗い消毒） 300円 |
| | 毛布1枚（水洗い消毒） 50円 |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

<p>高齢者福祉キャブ</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課</p>
<p>目 的 寝たきりの高齢者等に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し福祉の向上を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 ① おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 ② おおむね60歳以上で、下肢が不自由な人</p> <p>(2) 福 祉 キ ャ ブ (昇降装置付タクシー) 運行台数 5 台</p> <p>(3) 予 約 方 法 運行委託業者に利用者が原則として利用日の前日までに直接申し込みます。</p> <p>(4) 運 賃 タクシー料金と同じ</p> <p>(5) 介助人利用助成 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人までの利用料のうち半額を助成します。</p> <p>(6) 乗 車 地 域 出発地又は到着地が東京 23 区・武蔵野市・三鷹市</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>緊急移送サービス利用助成事業</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 車椅子等を使用する高齢者や障害者が緊急時に 24 時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活の支援を図り、福祉の向上に役立てます。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 港区福祉キャブ利用カード交付者</p> <p>(2) 利 用 方 法 福祉キャブ運行委託事業者利用者が直接申し込みます。</p> <p>(3) 利用者負担</p> <p>① 利用料金が 10,000 円以下の場合 利用料金の 30%に相当する額</p> <p>② 利用料金が 10,000 円超の場合 3,000 円+10,000 円を超える部分の額</p> <p>※寝台・車椅子・リクライニング式車椅子の利用料金については全額助成します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、日常生活の利便性の向上を図り、高齢者の自立と社会参加を促進します。

内 容

(1) 対 象

次の要件を全て満たす共同住宅に対し、バリアフリー化のための改修工事を行った場合に工事費用の一部を助成します。

- ① 区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅
- ② 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅
- ③ 延べ床面積のおおむね2分の1を超える部分が居住の用途に供される共同住宅
- ④ 公的賃貸住宅以外のもの

※②の65歳以上の高齢者を含む世帯とは、港区に住民登録している65歳以上の高齢者がいる世帯。

(2) 対象工事と助成限度額

助成対象工事	助成対象限度額	助成限度額
出入口、廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1
出入口、階段、廊下等の手すりの設置	70万円	
床のノンスリップ化	70万円	
段差解消機の新設	800万円	
エレベーターの新設	2,000万円	
既存エレベーターのバリアフリー化改修	300万円	

※助成金額は、予算の範囲内で交付。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

認知症により、今いる場所がわからない等の見当識障害があらわれた場合でも、地域の人、関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みをつくり、もって認知症高齢者等が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう支援します。

内 容

(1) 対 象

- ① 65 歳以上の在宅で認知症により徘徊の恐れがある人
- ② 65 歳未満であっても若年性認知症などにより徘徊の恐れがある人
※いずれも迎えに行くことができる介護人等がいること。

(2) 事業の流れ

- ③ 認知症により徘徊の恐れがある高齢者等に、登録番号が入ったキーホルダーとアイロンシールを配布し、衣類や持ち物につけます。
- ④ 登録者が発見された場合に、発見者がコールセンターへ登録番号を伝えます。(24 時間 365 日体制)
- ⑤ コールセンターで、登録番号から身元を確認し、緊急連絡先に連絡します。

(3) 費 用 無 料

事業開始時期

平成 30 年 4 月

目 的

身体機能が低下した高齢者に日常生活用具を給付することにより、日常生活や外出時の安全性を高め、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

内 容

(1) 対 象

①歩行補助用具

【シルバーカーまたは杖】

- ・65歳以上で、用具を使用することで歩行の安定が図れる人
- ・介護保険サービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人

※要介護認定で要支援1、2の認定を受けている場合は、この事業を利用することがケアプランに明記されている必要があります。

※要介護認定で要介護1から要介護5の認定を受けている場合は、介護保険サービスを優先します。

②入浴補助用具

【入浴用椅子または浴槽内椅子】

- ・65歳以上で、用具を使用することで自力での入浴が安全に行える人

※要介護認定を受けている場合は対象外

【浴室用滑り止めマット】

- ・65歳以上で、用具を使用することで自力での入浴が安全に行える人

(2) 利用者負担

介護保険サービス利用時の自己負担額に準じて決定します。所得に応じて協定価格の一部が自己負担額となります。生活保護受給者は無料です。

(3) 給付方法

区が協定を結んでいる福祉用具事業者の福祉用具専門相談員による事前調査を受け、安全性と効果性を確認した上で、区があらかじめ指定した品物を給付します。

事業開始時期

平成30年4月

目 的

住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、良好な居住環境の確保を図ります。

内 容

(1) 対 象

区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成される世帯で、次の要件を備えている世帯

- ① 独立して日常生活を営むことができること。
- ② 立ち退きを求められている（その理由が自己の責めによる場合を除く）、又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住居に居住していること。

(2) 助 成(所得制限あり)

次の①及び②の実際に要した額（限度額あり）

- ① 礼金相当分（家賃月額の2倍以内）
- ② 仲介手数料相当分（家賃月額以内）

(3) 債務保証

連帯保証人となる親族などがいない場合、区と協定を結ぶ法人を保証人とすることができます。初回保証委託料に限り、助成します。（限度額あり）

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をします。

内 容

(1) 対 象

65 歳以上（事情のある場合は 60 歳以上）で、次の①②の要件をともに満たす人

① 環境上の理由

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難な人

② 経済的理由

次のア～ウのいずれかに当てはまる人

ア 生活保護受給世帯

イ 世帯の生計中心者が特別区民税所得割を課されていない世帯

ウ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にある人

(2) 費用負担

入所者本人及び扶養義務者から、それぞれの階層区分に応じた費用を徴収します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

寿商品券等贈呈

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いします。

内 容

寿商品券（区内共通商品券）を贈呈します。また、100歳以上の人へ記念品・花束を贈呈します。

- (1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する70歳（古希）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
- (2) 贈 呈 品 商品券 70歳…5千円、77歳…1万円、80歳…1万5千円、88歳…2万円、90歳…2万5千円、99歳…3万円
記念品・花束 100歳以上
- (3) 贈呈方法 8月中旬から敬老の日の頃にかけて、民生委員・児童委員などが本人にお届けします。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

成年後見審判申立事業

各総合支所区民課

目 的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人たちの「本人保護」と「自己決定尊重」の理念に併せ、身上監護・財産管理のために区長が成年後見の開始申立てを行い、高齢者・障害者福祉の増進を図ります。

内 容

区長は認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に2親等以内の親族がないとき等、成年後見等審判開始の手続きができないときは家庭裁判所に審判開始の申立てを行います。また、後見人の報酬の支払が困難な被後見人等へ報酬の一部又は全部の助成をします。

根 拠 法 令 等

港区成年後見審判申立事業に関する要綱

実 績 表

成年後見制度申立件数・報酬助成件数

(単位:件)

年度	地区 区分		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
			申立	報酬助成	申立	報酬助成	申立	
25	高齢者分	申立	1	2	0	3	1	7
		報酬助成	0	3	0	2	2	7
	障害者分	申立	0	0	1	0	0	1
		報酬助成	0	0	0	0	0	0
26	高齢者分	申立	3	3	2	9	1	18
		報酬助成	0	5	0	0	1	6
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	0	0	0
27	高齢者分	申立	13	3	5	5	8	34
		報酬助成	1	8	1	0	0	10
	障害者分	申立	0	0	0	0	1	1
		報酬助成	0	0	0	0	0	0
28	高齢者分	申立	5	1	5	2	0	13
		報酬助成	2	4	2	1	0	9
	障害者分	申立	0	0	0	1	0	1
		報酬助成	0	0	0	0	0	0
29	高齢者分	申立	1	3	2	5	1	12
		報酬助成	4	2	4	7	0	17
	障害者分	申立	1	0	0	0	0	1
		報酬助成	0	1	0	1	0	2

(各年度末日現在)

目 的

ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。また、区における高齢者施策の基礎資料とします。

内 容

区内の単身世帯（65歳以上）高齢者の実態を調査しています。

3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く2年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

- (1) 調査内容 同居親族の有無、本人電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の記入及び聞き取り
- (2) 調査対象 毎年4月1日現在、満65歳以上で住民基本台帳上単身世帯の人
- (3) 調査方法 65歳以上70歳未満 郵送調査（各総合支所から郵送）
70歳以上 訪問調査（民生委員・児童委員等）
※単身世帯のうち、施設職員による実態把握ができていた特別養護老人ホーム・ケアハウス等居住者は、特定住所として調査対象外

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、各地区の特性に応じた高齢者セーフティネットワークを構築します。

内 容

(1) 地区高齢者支援連絡会の開催

① 所掌事項

- ・高齢者の孤独死の防止に関すること。
- ・高齢者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
- ・認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
- ・高齢者の消費者被害の防止に関すること。
- ・地区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・その他地区の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

② 協議会委員人数 40 人

(2) 地区における高齢者のセーフティネットワークの構築

高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置すること。

根 拠 法 令 等

港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

事 業 開 始 時 期

平成 22 年 3 月

事 業 の 状 況

地区高齢者支援連絡会開催状況

地 区	名 称	開 催 日	参加人数
芝地区	芝地区高齢者支援連絡会	平成 29 年 7 月 12 日 (水)	32 人
		平成 30 年 2 月 9 日 (金)	
麻布地区	麻布地区高齢者支援連絡会	平成 29 年 7 月 24 日 (月)	34 人
		平成 30 年 2 月 20 日 (火)	
赤坂地区	赤坂地区高齢者支援連絡会	平成 29 年 7 月 21 日 (金)	48 人
		平成 30 年 2 月 16 日 (金)	
高輪地区	高輪地区高齢者支援連絡会	平成 29 年 7 月 31 日 (月)	43 人
		平成 30 年 2 月 13 日 (火)	
芝浦港南地区	芝浦港南地区高齢者支援連絡会	平成 29 年 7 月 28 日 (金)	43 人
		平成 30 年 2 月 7 日 (水)	

目 的

介護サービスを必要とする人のために要介護（要支援）認定を行います。

内 容

(1) 対 象

- ① 第1号被保険者（65歳以上の人）で、寝たきり・認知症などで常に介護が必要な人又は家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人
- ② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人）で、初老期における認知症、脳血管疾患など加齢に伴う国が指定する16種類の病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になった人

(2) 認 定

介護認定審査会は、介護の必要性の有無及び度合いを審査判定します。要介護度は、心身の状態に応じて、7段階に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

障害者控除対象者認定

各総合支所区民課

目 的

65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人に対し、(特別)障害者控除対象者と認め、認定書を交付します。

内 容

- (1) 内 容 障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により、(特別)障害者控除の対象となります。
- (2) 対 象 65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人

根 拠 法 令 等

所得税法

関 係 発 行 物

高齢者サービスのご案内「いきいき」
障害者のためのサービス一覧

実 績 表

障害者控除認定件数

(単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
		25	非該当	0	0	0	0
	障害者控除	14	19	3	11	5	52
	特別障害者控除	38	27	17	29	23	134
26	非該当	1	0	1	1	0	3
	障害者控除	8	16	10	10	6	50
	特別障害者控除	24	33	25	35	18	135
27	非該当	0	2	0	0	1	3
	障害者控除	16	5	7	19	10	57
	特別障害者控除	47	17	27	52	17	160
28	非該当	1	1	0	0	0	2
	障害者控除	13	6	11	15	1	46
	特別障害者控除	50	31	22	48	10	161
29	非該当	0	3	0	1	1	5
	障害者控除	18	30	17	22	12	99
	特別障害者控除	39	33	19	40	17	148

(各年度末日現在)

<p>障害者世帯民間賃貸住宅あっせん事業</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的</p> <p>住宅に困窮する障害者世帯に対し、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、良好な居住環境の確保を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3度以上の人を含む世帯 ② 区内に住所を有すること ③ 独立して日常生活を営むことができること ④ 立ち退きを求められ、又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住宅に居住していること ⑤ ①～④の世帯に準ずる世帯で、区長が特に必要と認める世帯 <p>(2) 助 成（所得制限あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 礼金相当分として、当該家賃月額2倍以内で実際に要した額 ② 仲介手数料相当分として、当該家賃月額相当分で実際に要した額 <p>(3) 債務保証</p> <p>連帯保証人となる親族等がない場合、区と協定を結ぶ法人を保証人とすることができます。初回保証委託料に限り、助成します(限度額あり)。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>介護給付</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> <p>内 容</p> <p>障害に起因する、日常生活上での継続的な介護支援であり、居宅介護や施設における生活介護を給付する事業です。</p> <p>居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、施設入所支援等への給付事業です。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>障害者地域移行支援</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 共生社会の実現に向け、障害者の地域での自立した生活を支援します。</p> <p>内 容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設に長期にわたり入所し、又は同条第6項の療養介護を長期にわたり利用している障害者が、障害者グループホーム(同条第15項の共同生活援助をいう。)等に転居し、地域での生活に円滑に移行できるよう支援します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>訓練等給付</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> <p>内 容 障害者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援です。この事業は、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型＝雇用型)、就労継続支援(B型＝非雇用型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)等に関するサービスの給付を行います。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

障害児通所支援等	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 児童福祉法に基づき、児童の保護者とともに、身体障害児、知的障害児又は精神障害児に対し、心身ともに健やかに育成するための支援を行います。</p> <p>内 容 障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいいます。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

移動支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。</p> <p>内 容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の1つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等が、ヘルパーを派遣し、障害者等の外出の介助を行います。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。

身体障害者手帳の交付を受けた人は、自立支援医療（更生医療）の給付や施設への入所、補装具費の支給等の各種福祉サービスを受けることができます。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者福祉法別表に定める障害を有する人

(2) 障害種別

① 視覚 ② 聴覚、平衡機能 ③ 音声、言語・そしゃく機能 ④ 肢体不自由
⑤ 心臓機能 ⑥ じん臓機能 ⑦ 呼吸器機能 ⑧ ぼうこう又は直腸機能
⑨ 小腸機能 ⑩ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 ⑪ 肝臓機能

(3) 障害程度

1～6級（肢体不自由には7級もありますが、7級の障害1つのみでは手帳は交付されません。）

(4) 申請方法

下記の書類をそろえ、各総合支所区民課に申請します。その後、東京都知事あてに進達しています。

① 手帳交付申請書 ② 都道府県知事指定医の診断書・意見書 ③ 撮影後1年以内の写真 ④ 印鑑 ⑤ マイナンバーカード又は通知カード

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

愛の手帳（知的障害者）

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

知的障害者（児）の保護と自立支援を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため、東京都が全国に先がけて設けた制度で、本人又は保護者の申請に基づいて交付しています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

内 容

(1) 対象者

知的機能の発達遅滞のある人

(2) 障害程度

1～4度

(3) 申請方法

18歳未満の人は東京都児童相談センターへ、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターへ申請します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

精神障害者保健福祉手帳

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

精神障害の人が、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようにし、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。

内 容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の人が一定の障害があることを証明するもので、認定された場合は、該当等級（1～3級）によって様々な福祉サービスを受けることができます。

申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

<p>身体障害者福祉相談</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 身体障害者福祉法により、福祉事務所は、身体障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、身体障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。</p> <p>内 容 各総合支所区民課には、身体障害者福祉司及び地区担当員が配置され、身体障害者手帳の取得及び自立支援医療（更生医療）、補装具費、職業等の各種相談に応じます。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>知的障害者福祉相談</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 知的障害者福祉法により、福祉事務所は、知的障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。</p> <p>内 容 各総合支所区民課には、知的障害者福祉司及び地区担当員が配置され、障害者支援施設等への入所・通所及び職業、医療保健、生活、教育等の各種相談に応じます。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人（ただし、心臓（更新のみ）、じん臓、小腸、肝臓（更新のみ）及び免疫機能障害の医療給付判定は、各指定自立支援医療機関からの要否意見書に基づき区が行います。）

(2) 支給対象となる障害区分

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、じん臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

(3) 給付内容（下記に関する費用）

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送（医療保険により給付を受けることができない人の移送に限ります。）

(4) 給付の範囲

医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人の負担分）が給付の対象となります。

(5) 実施方法

総合支所区民課に申請書、指定医の意見書（概略書）等を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受けて、指定自立支援医療機関で医療の給付を受けます。自立支援医療（更生医療）の費用は、区から東京都国民健康保険団体連合会等を通じて医療機関に支払います。

(6) 自己負担

原則、医療費の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

障害者（児）に、より快適な日常生活を送ることができる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付しています。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額：月額 10,000 円）。

※ただし、同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で 3 歳以上 65 歳未満の人

※介護保険の対象となる人は含まれません。

(2) 給付内容

紙おむつの支給対象商品の中から給付限度の範囲内で選択します。

(3) 給付方法

委託業者が月 1 回指定の場所に配送します。

(4) 利用者負担

月額 500 円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）の寝具を乾燥消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

- | | | | | | | | | | |
|--------------|---|------------|------|--------------|------|--------------|------|-------------|-----|
| (1) 対 象 者 | 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 | | | | | | | | |
| (2) 実施回数 | 年12回（うち1回は水洗い） | | | | | | | | |
| (3) 利用者負担 | <table border="0"> <tr> <td>寝具1組（乾燥消毒）</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td>掛布団1枚（水洗い消毒）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>敷布団1枚（水洗い消毒）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>毛布1枚（水洗い消毒）</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> </table> | 寝具1組（乾燥消毒） | 150円 | 掛布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | 敷布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | 毛布1枚（水洗い消毒） | 50円 |
| 寝具1組（乾燥消毒） | 150円 | | | | | | | | |
| 掛布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | | | | | | | | |
| 敷布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | | | | | | | | |
| 毛布1枚（水洗い消毒） | 50円 | | | | | | | | |

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

身体機能が損なわれた身体障害者等に補完又は代替する用具を支給し、障害者の日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けた人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、東京都心身障害者福祉センター等で補装具の購入が必要と判定された人

(2) 補装具種目

- | | |
|---------------|--|
| ① 視覚障害者用 | 盲人安全杖、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクトレンズ |
| ② 聴覚障害者用 | 補聴器 |
| ③ 肢体不自由者用 | 義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置 |
| ④ 内部障害者用 | 車椅子 |
| ⑤ 重度障害者用 | 意思伝達装置 |
| ⑥ 児童用（①～⑤のほか） | 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具 |
| ⑦ 難病患者等用 | 車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴等 |

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査（判定）の上、支給決定し、補装具費支給券を交付します。この支給券によって、指定業者から購入、貸与、修理をします。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得によって月の負担上限があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具及び住宅設備改善費を給付し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内 容

(1) 対象者

- ①区内に居住する身体障害、知的障害又は精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人。ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人

(2) 給付種目

①日常生活用具

（給付）特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、浴槽（湯沸器含む）、訓練・姿勢保持用具、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、知的障害者支援具、杖、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、ガス安全システム、環境制御装置、視覚障害者支援具、聴覚障害者支援具、音声ICタグレコーダー、食事用自助具、調理用自助具、知的障害者支援具、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、盲人用体重計、ルームクーラー、空気清浄器、エアークッション、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、携帯用会話補助装置、パーソナルコンピューター、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、フラッシュベル、会議用聴器、携帯用信号装置、人工喉頭、点字図書、大活字図書、DAISY図書、ストーマ装具、紙おむつ・さらし等、収尿器、人工鼻、電磁波防護服、生活用品自助具

②住宅設備改善

小規模住宅改修、中規模住宅改修、ハンズフリー住宅改修、屋内移動設備、階段昇降機、ホームエレベーター、難病小規模住宅改修、電動式ドア開閉装置

※①②とも、給付種目により、対象者及び基準額が異なります。

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、日常生活用具又は住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって月の負担上限があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車運転免許取得費助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

障害者が第一種普通自動車運転免許を取得しようとする場合、取得に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内に引き続き3か月以上居住している人で、次の要件に該当する人

- ① 運転免許適性試験に合格した人で、3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人、4度以上の愛の手帳の交付を受けている人。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、歩行が困難な人
- ② 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する人
- ③ 本人の前年分所得税額が40万円以下の人
- ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない人

(2) 内 容

教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費及び排気量等の限定解除に直接要する費用を対象とし、前年の所得税額に応じて164,800円まで（排気量等の限定解除の費用については20,600円まで）を助成します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車改造費の助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

障害者が自分で運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれにも該当する人

- ① 下肢又は体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人
- ② 本人又は扶養義務者の前年の所得が所得制限基準内の人（特別障害者手当と同じ）

(2) 内 容

操向装置及び駆動装置等の改造費用として、原則、対象者1人につき1台に限り、133,900円までを助成します（所得制限あり）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

車椅子利用者が容易に同乗又は昇降できる福祉車両の購入費の一部を助成することにより、在宅の車椅子利用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ・区内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた常時車椅子利用の人又はその同居の親族
- ・どちらも前年の所得が所得制限基準内の人（心身障害者福祉手当と同じ）

※福祉車両に同乗する人が、施設に入所等をしている場合は対象になりません。

(2) 内 容

1件につき300,000円まで助成します。

ただし、中古車の場合は、300,000円と購入費用の5分の1に相当する額のいずれか少ない額とします。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

心身障害者（児）訪問電話	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 重度の心身障害者（児）世帯に対し、保健福祉支援部内に設置した電話相談センターから定期的に電話訪問することによって、安否を確認するとともに各種の相談に応じます。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重度の心身障害者（児）で外出困難な人 ② 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯 ③ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯 ④ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯 <p>(2) 電話相談員 非常勤職員（高齢者電話相談センターと兼務）</p> <p>* 当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照</p>	

身体障害者等事業者方式緊急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者や難病り患者が家庭内で急病などに陥ったとき、あるいは一定時間トイレの利用が無い場合に、専門の警備員が出動して安否の確認や救助等を行い、安全を確保します。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし等の人 ② ひとり暮らし等の難病の人 <p>(2) 内 容 緊急通報システム、火災安全システム、ライフリズムシステム（※）を一式で設置し、緊急の場合、火災発生時等に事業者（警備会社）に通報します。 ※ライフリズムシステム…一定時間トイレを使用しなかった場合、自動的に通報するシステム</p> <p>(3) 費 用 利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び住民税非課税者は無料）</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

聴覚障害者緊急ファクシミリ通報

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

消防庁へは火災・救急・ガス漏れ等について、警視庁へは事件・事故等について、ファクシミリで通報できる専用の通報カードを交付し、聴覚障害者の生活の安全を図ります。

内 容

聴覚又は言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている人で自宅にファクシミリのある人に、専用の通報カードを交付しています。

*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

障害者（児）徘徊探索支援

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報探索機による探索サービスを行い、徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

内 容

- (1) 対 象 者 中度以上（愛の手帳1～3度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）
- (2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円 現場急行サービス 1回 3,000円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ① 東京都重度心身障害者手当を受給している人
- ② 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳 1 級の人
- ③ 愛の手帳 1 度の人

(2) 利用者負担

1 回 500円

(3) 利用方法

理美容サービス登録カード（利用回数年 6 回まで）を交付し、港区福祉理容協力店名簿（60店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を居宅に訪問して提供することにより、障害者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅障害者の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内在住の65歳未満で、食事の調理が困難な次の要件のいずれかにあてはまる人

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人(以下「障害者」という。)でひとり暮らしの人
- ② 障害者のみで世帯を構成する人
- ③ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者

(2) 利用者負担 1食 270円～470円

(3) 実施回数 1週間に7回まで、昼食又は夕食を配食します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

入浴サービス

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。

障害状況等により、巡回入浴車による方法と施設入浴（機械入浴・介助入浴・家族入浴）による方法があります。

内 容

種 類	内 容	対 象 者	備 考
機械入浴	全介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室で入浴介助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で、一部介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の家族浴室で、障害の状況に応じた入浴介助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 	必要に応じて専用車による送迎があります。
家族入浴	障害保健福祉センター内の家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人 	家族等の介助により入浴できることが条件です。
巡回入浴	巡回入浴車を派遣し、居宅において特殊浴槽を用い、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 	

費 用 無料

利用日等 ① 施設入浴 月～土曜日午前10時～午後5時の枠内で、相談の上、決定します。

② 巡回入浴 相談の上、決定します。

申込手続 申請書、承諾書、医師の意見書（家族入浴は除く）の提出が必要です。

そ の 他 ① 医師から入浴を許可されていることが必要です。

② 原則として、介護保険サービスの対象者は除きます。

③ 当日の利用者の健康状態により、入浴が困難な場合は、サービスの提供をお断りすることがあります（例：感染症に罹患している場合など）。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

障害者世帯等が、NHK放送受信料の免除基準に該当することの証明を行います。

内 容

(1) 対 象

〔全額免除〕

- ① 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる場合
- ② 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、愛の手帳の交付を受けている人がいる場合
- ③ 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる場合

〔半額免除〕

- ① 世帯主で受信契約者である本人が、視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- ② 世帯主で受信契約者である本人が、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合
- ③ 世帯主で受信契約者である本人が、愛の手帳1・2度の交付を受けている場合
- ④ 世帯主で受信契約者である本人が、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合
- ⑤ 世帯主で受信契約者である本人が、戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者で、障害程度が特別項症～第1款症である場合

(※平成30年4月1日現在によるものです。)

(2) 内 容

各総合支所区民課で証明を受けた免除申請書を、NHK営業所又は集金職員に提出し、減免を受けます。

※戦傷病者の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当
(電話5320-4078) で証明します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

<p>タクシー利用券の給付</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人 愛の手帳 1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳 1級の人</p> <p>(2) 給付方法 ◎新規申請者は、窓口で給付 ◎継続して利用する人は郵送</p> <p>(3) 給付額 年44,000円分 （ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円） ※自動車燃料費の助成との併給はできません。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>自動車燃料費の助成</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 障害者（児）の使用する自動車に係る燃料費の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人 愛の手帳 1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳 1級の人</p> <p>(2) 助成額 年44,000円以内 （ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円） ※タクシー利用券との併給はできません。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

補助犬の給付

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者へ補助犬を給付し、自立と社会参加を促進します。区は申請の受付をしています。

内 容

(1) 対 象 者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、おおむね1年以上都内に居住しており、支障なく補助犬の飼育ができる人

- ・盲導犬……視覚障害1級
- ・介助犬……肢体不自由1・2級
- ・聴導犬……聴覚障害2級

(2) 実施方法

東京都が給付決定した人に、委託団体が育成、訓練を行った補助犬を無償で給付します。

(3) 所得制限

世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

<p>重度脳性麻痺者介護事業</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 重度脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者</p> <p>(2) 介護者及び介護回数 家族を介護者とし、1日を単位として月12回まで</p> <p>(3) 認定申請 あらかじめ登録が必要です。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>重度身体障害者（児）居宅生活支援事業</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 たん吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく居宅介護等及び地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、もって重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 区内に住所を有する、身体障害者手帳1・2級の交付を受けた人で、次の①②のどちらにもあてはまる人（介護保険の認定を受けた人は除く。）</p> <p>① 居宅介護等を利用していること。 ② たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問介護を利用していること。</p> <p>(2) 内 容 医療的ケアの必要な人に、看護師による居宅介護等の提供を行います。</p> <p>(3) 利用者負担 無し（ただし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく居宅介護等の提供に係る費用について、所得額に応じた利用者負担あり）</p> <p>(4) 助 成 額 サービス提供事業者に対して助成 区内事業者：30分当たり1,000円、区外事業者：30分当たり1,100円</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

重度障害児の長期休業中（夏・冬・春休み）及び土曜日の日中活動の場を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行うことにより、重度障害児及びその保護者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

内 容

特別支援学校等に通学する小学校4年生から高校3年生までの重度障害児を対象に、長期休業中及び土曜日の居場所を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行います。

- ・実 施 日：長期休業中：夏休み 火・水・木（計18日） 冬・春休み（計4日）
13時30分～17時
土曜日（月2回）：13時30分～17時（7・8・12月、3月を除く）
- ・実施場所：長期休業中：障害保健福祉センター
土曜日：障害保健福祉センター
- ・定 員：長期休業中：1日20名 土曜日：20名

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）について、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間のケアを行うことにより、重症心身障害児（者）とその家族の福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内に住所を有する以下のいずれにも該当する人（ただし、介護保険の要介護認定を受けている人を除く。）

- ① 重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）があること。ただし、満18歳に達する日前において当該障害の程度となったことを要する。
- ② 重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級）があること。
- ③ 家族による在宅介護を受けて生活していること。
- ④ 次のいずれかに該当すること。

ア 医療保険等による訪問看護により医療的ケアを受けている人

イ たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、重度身体障害者（児）居宅生活支援事業による訪問看護を利用している人

ウ 医療的ケアを必要とし、又は介助が著しく困難なことから、訪問看護の派遣を必要としている人

(2) 内 容

自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケア及び療養上の世話を家族に代わって提供します。

(3) 利用者負担（1回当たり）

（単位：円）

区分	世帯の収入	2 時間	3 時間	4 時間
生活保護	生活保護受給世帯	0	0	0
低所得	区市町村民税非課税	0	0	0
一般1	区市町村民税 障害者の場合 所得割16万円未満	370	550	740
	区市町村民税 障害児の場合 所得割28万円未満	180	270	360
一般2	上記以外	1,500	2,200	3,000

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の重度障害者（児）に対し、障害による特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

内 容

<特別障害者手当>

(1) 対 象 者

重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人。ただし、病院等に3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外になります。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

(2) 支 給 額

月額 26,940円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

<障害児福祉手当>

(1) 対 象 者

重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の人。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

ただし、施設に入所している人、障害を理由とする公的年金を受給している人は対象外になります。また、聴覚の障害により申請する場合、以下の項目に該当する人は対象とならない場合があります。

- ・運転免許を取得している。
- ・補聴器を使用している。

(2) 支 給 額

月額 14,650円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

<経過福祉手当>

(1) 対 象 者

昭和61年4月の特別児童扶養手当の支給に関する法律等の改正に伴う経過措置として手当を受給している人（新規の認定はありません。）

(2) 支給額

月額 14,650円

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

所得限度額表

(平成30年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※ 別に扶養義務者の所得限度額も設けられています。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重度心身障害者手当（都制度）

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

心身に特に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

65歳未満の障害者(児)が次のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、東京都心身障害者福祉センターから重度心身障害者の判定を受けた人。ただし、3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外となります。

- ① 重度の知的障害と著しい精神症状が重複している人
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人
- ③ 重度の四肢体幹機能障害(座位困難)の人

所得限度額表

(平成30年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支給額

月額 60,000円

(3) 支給方法

東京都が毎月、指定の金融機関に振り込みます。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

心身に障害のある人に、心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65歳未満で次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人

ただし、65歳以上で平成13年7月分の手当を受給した人のうち、①～④のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人は対象者になります。

① 身体障害者手帳1～3級

② 愛の手帳1～4度

③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症

④ 難病の医療費助成を受けている人

所得限度額表

(平成30年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支 給 額

月額 15,500円（ただし、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の人は月額7,750円）

(3) 支 給 方 法

指定の金融機関に年3回（4月、8月、12月）振り込みます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

車椅子使用や寝たきりの障害者（児）、又は知的障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65歳未満で、次の要件に該当する人

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3級の人

内部障害1級の人 呼吸器機能障害3級の人

愛の手帳 1・2度の人

(2) 運行台数

1台

(3) 利用方法

① 港区福祉キャブ利用カードの交付を受けます。

② 運行委託業者に利用者が原則として利用日の前日までに直接申し込みます。

(4) 運 賃

普通車タクシー料金と同じ

(5) 介助人利用助成

介助人を利用した場合、介助人利用料（1人）の2分の1に相当する額を助成します。

(6) 乗車地域

原則東京都内（発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市・三鷹市地区）

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

心身障害者及びその介護人が、都内に路線を有する民営バスの割引を利用することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

心身障害者本人及び介護者を対象に、乗車割引証を交付します。なお、定期乗車券を購入する場合は、定期券割引購入申込書（3割引）を交付します。

(1) 対 象 者

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人で介護人付で乗車する人

(2) 内 容

各総合支所区民課の窓口で心身障害者民営バス乗車割引証（普通乗車用・介護人付）の交付を受け、乗車の際に割引証を提示して5割引の割引料金を支払います。

※身体障害者手帳・愛の手帳所持者が単独で利用する場合は、手帳を提示するだけで割引を受けられます。

※愛の手帳の交付を受けている人が介護人付で乗車する際の割引証は、18歳以上は東京都心身障害者福祉センター、18歳未満は東京都児童相談センターでも交付します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

有料道路障害者割引制度

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者手帳若しくは、重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合に、東日本高速道路株式会社の割引基準に該当することの証明を行っています。

内 容

(1) 対 象 者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人が自分で運転する場合
 - ② 重度(※1)の身体障害者手帳・重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合
- ※1…身体障害者手帳又は愛の手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第1種」と記載されている人

(2) 対象車両

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用車1台(営業車、法人所有は除く。)又は排気量125ccを超えるバイク

(3) 利用方法

- ・料金を支払う際に、手帳(※2)を提示の上料金を支払います。
 - ・ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してETCレーンを通行します。
- ※2…申請により手帳に割引対象であることを証明する押印をします。利用者は東日本高速道路株式会社に郵送にて申込みます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自立支援医療(精神通院医療)

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

在宅の精神障害者の通院医療費を助成することにより、適切な医療を普及します。

内 容

自立支援医療(精神通院医療)は、精神障害者が治療に専念できるための制度です。自立支援医療費及び保険制度併用により、通院医療費自己負担が原則1割になりますが、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額があります(生活保護、非課税世帯は自己負担なし)。

申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

<p>難病等医療費助成</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>										
<p>目 的 難病等医療費助成の対象疾病にり患し、基準を満たしていると認定された人に、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担します（都独自の制度においては、生活保護などで医療費が助成されている人は対象外）。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 実施主体 東京都（区では申請を受け付け、東京都知事あてに進達し、認定結果を管理しています。）</p> <p>(2) 対象疾病（平成30年4月1日現在）</p> <table data-bbox="304 741 1262 936"> <tr> <td>国疾病</td> <td>331疾病（平成30年度に330疾病から拡大）</td> </tr> <tr> <td>都単独疾病</td> <td>8疾病</td> </tr> <tr> <td>特定疾患研究事業対象疾病</td> <td>4疾病</td> </tr> <tr> <td>特殊医療対策対象疾病</td> <td>2疾病</td> </tr> <tr> <td>B型・C型ウイルス肝炎治療</td> <td>4治療法</td> </tr> </table> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>		国疾病	331疾病（平成30年度に330疾病から拡大）	都単独疾病	8疾病	特定疾患研究事業対象疾病	4疾病	特殊医療対策対象疾病	2疾病	B型・C型ウイルス肝炎治療	4治療法
国疾病	331疾病（平成30年度に330疾病から拡大）										
都単独疾病	8疾病										
特定疾患研究事業対象疾病	4疾病										
特殊医療対策対象疾病	2疾病										
B型・C型ウイルス肝炎治療	4治療法										

<p>小児精神障害者入院医療費助成</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 精神疾患のために精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者の医療費の負担軽減を図ります。</p> <p>内 容 精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での保険医療費自己負担分の助成の申請を受け付け、東京都知事あてに進達します。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担となります。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

日常生活において介護を要する肢体不自由者が、介助スタッフの支援のもと障害保健福祉センター内の補助機器等を装備した居室で生活することにより、将来自立生活を行うための技能や知識を習得する訓練を行っています。

内 容

(1) 対 象 者 次の①～③の全てに該当することが必要です。

- ① 区民
- ② 身体障害者手帳（肢体不自由） 1～3級
- ③ 地域での自立生活を目指せること。

(2) 使 用 料

月 額 60,900円

※前年の所得金額により減額又は免除する制度があります。

※そのほかに食費（一律1食当たり600円）、光熱水費がかかります。

(3) 利用期間

原則として1年以内

(4) 愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を対象に、「体験入所」を実施しています。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の常時介護を必要とする障害者（児）のいる家庭で、日常の介護者が休養をとるときに、障害者（児）を施設で一時的に保護します。また、その介護者が、緊急かつ一時的な理由により介護ができない場合に、緊急一時保護を利用することができます。

内 容

(1) 保護の方法

施設保護（障害保健福祉センター）

(2) 対 象 者

- ① 身体障害者手帳1・2級を有する人
- ② 愛の手帳を有する人
- ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の人
- ④ 18歳以上でひとり暮らしの身体障害者（緊急一時保護の場合）

(3) 申請手続

保護が必要となったときに申請

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

児童手当・特例給付

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

児童を養育している人に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

内 容

(1) 対象者

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

(2) 手当額（児童1人当たりの月額）

（平成30年4月現在）

区分	所得制限内の 場合	所得制限を 超える場合
0～3歳未満まで（一律）	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了までの第1子及び第2子	10,000円	
3歳～小学校修了までの第3子以降	15,000円	
中学生（一律）	10,000円	

所得限度額表

扶養親族等の数（人）	0	1	2	3	1人増す毎に加算
所得限度額（千円）	6,220	6,600	6,980	7,360	380

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童扶養手当

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいなく、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらない出生

所得限度額表 (平成30年8月現在)

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	380
	一部支給	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 手当額（月額）

(平成30年4月現在)

児童数	1人の場合	2人の場合	1人増す毎に加算
全部支給 (円)	42,500	10,040加算	6,020
一部支給 (円)	42,490～10,030	10,030～5,020加算	6,010～3,010

※所得に応じて10円刻みで変動

※平成24年4月から、手当額は毎年物価スライドにより改定されています。

※平成22年8月から、児童扶養手当法の一部改正により、父子家庭にも制度が拡大されました。

※平成28年8月から、第2子以降の加算額が改定されました。

※平成30年8月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

特別児童扶養手当

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度
- ③ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手当額（月額）（平成30年4月現在）

特児等級1級 児童1人につき 51,700円

特児等級2級 児童1人につき 34,430円

※平成24年4月から、手当額は毎年物価スライドにより改定されています。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉増進を図り心身の健やかな成長に役立てます。

内 容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）

児童1人につき13,500円

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」 1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」 1・2級程度
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）

児童1人につき15,500円

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

子ども医療費助成

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

子どもの医療費の自己負担分を助成し、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。

内 容

中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次の要件に該当する中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもを養育している人

- ① 保護者・子どもともに港区に住んでいること
- ② 日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内 容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童(18歳に達する日以後最初の3月31日まで〈ただし、児童に障害がある場合は満20歳まで〉)で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害)
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数 (人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に、支払う医療費の自己負担分(入院時の食事療養費は除く)を助成します。

(ただし、平成13年1月から住民税課税世帯は一部負担金が導入されました)

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。

内 容

(1) 助成の対象者

子どもを出産した保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ・保護者が出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- ・生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること
- ・母が日本の公的な健康保険に加入していること

※平成26年4月1日から支給対象要件が変わり、平成26年10月1日申請分から適用しています。

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等60万円を限度として、その額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

ひとり親家庭又は区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、無料又は低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、健全育成を目的とします。

内 容

(1) 対象

- ・区内に住所を有する、母子及び父子家庭の保護者と児童
 - ・区内に住所を有する、基準所得（別表1）内の世帯の保護者と児童
- ※児童は、利用申請年度内に中学生以下である児童

(2) 内容（平成30年度の内容）

遊園施設 10施設
年度内、1人2回まで補助

別表1 基準所得

世帯の主たる生計者（所得の高い人）	
扶養親族数（人）	所得限度額
0	192万円未満
1	230万円未満
2	268万円未満
3	306万円未満
4	344万円未満
1人増す毎の加算額	38万円

* 当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

狂犬病予防

各総合支所区民課
みなと保健所生活衛生課

目 的

狂犬病の予防を図ります。

内 容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。

実 績 表

総合支所別狂犬病予防注射済票交付数

(単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
25	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	9,421
	注射済票 交付数	1,056	1,510	713	1,736	1,051	6,066
26	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	9,761
	注射済票 交付数	947	1,601	700	1,719	1,077	6,044
27	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,212
	注射済票 交付数	927	1,668	714	1,692	1,196	6,197
28	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,184
	注射済票 交付数	968	1,688	713	1,667	1,183	6,219
29	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,684
	注射済票 交付数	1,025	1,886	671	1,683	1,228	6,493

(各年度末日現在)

* 当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

咬傷犬事故処理各総合支所区民課
みなと保健所生活衛生課**目 的**

咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により、事故の再発を防止します。

内 容

咬傷事故の通報があった場合、飼い犬の場合は「事故発生届出書」を飼い主に提出させ、狂犬病の有無について獣医師の検診を受けさせています。また、飼い主不明の犬で捕獲されたものについては、動物愛護相談センターで検診を実施しています。

実 績 表

総合支所別咬傷事故届出件数

(単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
25	0	0	1	1	0	2
26	0	2	0	2	0	4
27	1	0	1	1	0	3
28	0	1	0	1	2	4
29	0	4	0	0	0	4

(各年度末日現在)

* 当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子訪問指導各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課**目 的**

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握したうえで適切な支援の提供に結びつけることにより、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

内 容

(1) 新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）・妊産婦訪問指導

出生通知書より把握したおおむね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師又は総合支所保健師が、家庭訪問により育児相談・産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

(2) 未熟児訪問指導

2,000g未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師又は総合支所保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

養育医療

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内 容

医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。

実 績 表

総合支所別養育医療申請状況

(単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
25	10	10	3	7	11	41
26	6	4	2	6	11	29
27	3	2	1	7	20	33
28	12	5	2	5	17	41
29	3	4	2	0	19	28

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

目 的

障害のある児童及び結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内 容

(1) 育成医療

身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。

(2) 療育給付

結核に罹っている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

小児慢性疾患医療費助成

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。

内 容

心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の自己負担分の助成のための申請の受付を行います。

実 績 表

総合支所別小児慢性疾患医療費助成申請状況 (単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
25	15	6	13	17	22	73
26	32	6	11	26	38	113
27	15	8	11	15	26	75
28	18	5	6	19	24	72
29	20	11	6	25	32	94

(各年度末日現在)

* 当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子健康手帳の交付

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。

内 容

妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。その際、妊婦健康診査受診票・母親学級の案内等の入った「母と子の保健バッグ」「妊娠子育て情報ファイル」を交付して、母子の健康を守るための各種サービスが受けられるよう、情報提供を行っています。

根 拠 法 令 等

母子保健法
港区母子保健法施行細則

事 業 開 始 時 期

昭和 41 年

実 績 表

母子健康手帳交付状況 (単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
	25	新規交付	831	648	382	689	727	43
受付件数		960	746	488	782	810	52	3,838
26	新規交付	825	693	408	753	745	49	3,473
	受付件数	934	782	488	831	870	53	3,958
27	新規交付	804	718	368	693	882	31	3,496
	受付件数	942	828	437	769	1,047	43	4,066
28	新規交付	758	694	398	690	871	29	3,440
	受付件数	930	785	476	764	1,061	32	4,048
29	新規交付	825	687	390	681	921	33	3,537
	受付件数	958	768	434	757	1,067	47	4,031

(各年度末日現在)

※平成 23 年度より分娩後の届出数も計上

<p>都外医療機関、助産院（都内・都外を問わない）での 妊婦健康診査費用助成</p>	<p>各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課</p>
<p>目 的 妊婦健康診査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対し出産後に費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。</p> <p>内 容 妊婦健康診査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合、健診費用の全額が自費になるため、出産後（流産・死産の場合には、最後の妊婦健診後）に妊婦健診費用の一部を申請により償還払いの方法で助成します。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

<p>健康手帳の交付</p>	<p>各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課</p>
<p>目 的 健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。</p> <p>内 容 みなと保健所、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口や事業において、20歳以上の区民の希望者に交付します。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

精神保健福祉事業	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課
<p>目 的 こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図ります。</p> <p>内 容 こころの病気や精神的問題を抱える本人及びその家族に対する相談・助言を行います。精神科医による相談は月4回、保健師による相談は随時行っています。また、必要に応じて各地区総合支所の保健師による訪問を行っています。 普及啓発活動として、講演会を開催しています。 家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会や家族教室を開催しています。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課 みなと保健所保健予防課
<p>目 的 公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として医療技術系学生の保健所実習を行います。</p> <p>内 容 保健所活動の概要説明と各職種の現場実習及び施設見学などにより、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

内 容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。

保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活を送ることができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に行う活動です。

また、個人・集団・地域への働きかけを通じて、地域全体の健康の向上をめざしています。活動の方法としては、(1) 個別の支援活動 (2) 健康診査等の事業を通じての保健指導 (3) 地域における活動などがあります。

(1) 個別の支援活動

①家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

②所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

③電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり、随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

④関係機関との連携

区民の健康な生活を支援するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携しています。

(2) 健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、エイズ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、各総合支所と保健所が連携をとり、健診後のフォロー等を実施しています。

(3) 地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動をしています。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

内 容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 生活扶助 | 衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用 |
| (2) 住宅扶助 | 家賃、地代等の費用 |
| (3) 教育扶助 | 義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 |
| (4) 医療扶助 | 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関（指定医療機関）において医療の給付を行います。 |
| (5) 介護扶助 | 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関（指定介護機関）を通じて介護サービスを行います。 |
| (6) 出産扶助 | 出産に必要な費用 |
| (7) 生業扶助 | 技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用 |
| (8) 葬祭扶助 | 葬祭のために必要な費用 |
| (9) 就労自立給付金 | 就労により自立した世帯に給付金を支給します。 |
| (10) 進学準備給付金 | 大学等に進学する世帯員に給付金を支給します。 |

これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給されます。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

就労支援事業

各総合支所区民課
保健福祉支援部生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。

内 容

就労支援員を配置

[内容]

求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。

また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。

[対象]

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

生活保護受給者等就労自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。</p> <p>内 容 [内容] 支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。 [対象] 生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等</p> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課										
<p>目 的 生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。</p> <p>内 容</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 就労支援</td> <td>(被服費・技能修得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費)</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会参加活動支援</td> <td>(シルバー人材センター年会費・ボランティア保険料)</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域生活移行支援</td> <td>(居宅清掃費及び居宅環境整理サポート費用等)</td> </tr> <tr> <td>(4) 健康増進支援</td> <td>(介護予防教室等参加費)</td> </tr> <tr> <td>(5) 次世代育成支援</td> <td>(学習環境整備支援費・大学等進学支援費)</td> </tr> </table> <p>* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>		(1) 就労支援	(被服費・技能修得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費)	(2) 社会参加活動支援	(シルバー人材センター年会費・ボランティア保険料)	(3) 地域生活移行支援	(居宅清掃費及び居宅環境整理サポート費用等)	(4) 健康増進支援	(介護予防教室等参加費)	(5) 次世代育成支援	(学習環境整備支援費・大学等進学支援費)
(1) 就労支援	(被服費・技能修得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費)										
(2) 社会参加活動支援	(シルバー人材センター年会費・ボランティア保険料)										
(3) 地域生活移行支援	(居宅清掃費及び居宅環境整理サポート費用等)										
(4) 健康増進支援	(介護予防教室等参加費)										
(5) 次世代育成支援	(学習環境整備支援費・大学等進学支援費)										

目 的

精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。

内 容

メンタルケア支援員を配置

[内容]

メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して下記の業務を行います。

- (1) 被保護者の自立に向けた個別支援
 - (ア) 日常生活支援
 - (イ) 社会生活支援
 - (ウ) 就労支援
- (2) ケースワーカー等へのアドバイス業務

[対象]

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

調査訪問体制強化事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。</p> <p>内 容 生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置 [内容] ①資産活用方法調査 ②年金受給権調査 ③扶養義務者調査 ④債務整理支援等 [対象] 生活保護受給中の人、生活保護申請中の人</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照</p>	

法外援護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。</p> <p>内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 見舞金（夏季・冬季）を支給 (2) 出産に際し、祝品を支給 (3) 小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学1年生、中学1年生、高校1年生のみ別途対応） (4) 小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給 (5) 小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給（小学校5・6年生、中学校3年生、高校2年生のみ） (6) 中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給 <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

生活相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。</p> <p>内 容 生活困窮に至った経緯、生活状況などをお聞きし、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

路上生活者対策事業	芝地区総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 路上生活者に対し、食事の提供等の応急援護を行います。また、自立支援センターなどを活用した社会的自立支援を行います。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 食事の提供等 窓口に来所した路上生活者に対し、①食事の提供(栄養食)②就労等のための交通切符の交付③医療機関での受診(特別診療券)を行います。</p> <p>(2) 自立支援センター(都区共同による自立支援事業) ※23区内に5か所設置済み。 ①緊急一時保護 心身の健康回復と、本人の意欲、能力等の総合的な評価 ②自 立 支 援 就労による自立の支援</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

旧軍人等援護	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 旧軍人・軍属又は遺族を対象にした国の恩給制度に関する相談に応じます。</p> <p>内 容 在職年数に応じて支給される年金の制度で、原則として申請先は、本籍地の都道府県で、区では申請にあたっての相談などに応じています。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照</p>	

引揚者等の援護	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 中国帰国者などの引揚者を対象にした国や東京都の様々な援護施策に関する相談に応じます。</p> <p>内 容 区では、東京都や関係機関と調整を図りながら相談に応じています。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する申請受付を行います。

内 容

区で申請を受け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がない場合に、3親等内の親族のうち、請求権の最高順位の1人に支給します。
- (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。
- (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。

*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

目 的

中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの人が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。

上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようにしましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。

内 容

世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。

平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の人が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給します。

また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を配置します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

索引

あ

- 愛の手帳（知的障害者）……………347
- 赤坂青山美しいまち・マナーのまち宣言……………119
- 赤坂・青山ふれあいサロン……………116
- 赤坂・青山会議
～地元企業等による社会貢献ネットワーク～……………105
- 赤坂・青山子ども中高生共育事業・赤坂・青山SPORTS LIFE
（赤坂・青山子ども中高生共育事業）……………111
- 赤坂・青山シニアファッションista
～自分らしく素敵に～……………115
- 赤坂親善大使メジャー化計画
～私たちが地域の魅力を伝えます～
（赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト）……………109
- 赤坂地区版計画書の全体像……………6
- あき地の適正管理……………261
- 麻布国際ふれあい事業……………88
- あざぶ達人倶楽部
（麻布の魅力探訪事業～あざぶ達人ラボ～）……………87
- 麻布地区地方交流事業……………79
- 麻布地区版計画書の全体像……………5
- 麻布で“地域のちから”活性化事業
（みんなでまちをよくする“ミナヨク”）……………90
- 麻布フェスタ……………75
- あっぷリング高輪フェスティバル……………125
- アロマからはじまる～高齢者セーフティネットワーク……………71
- A Z A B U W O R L D F E S T A……………92

い

- いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいぶら)……………190
- いきいきプラザ等地域訪問事業……………197
- 育成医療・療育給付……………388
- 一時保育……………196
- 移動支援……………345
- 印鑑登録……………272
- 飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業……………94

う

- 運河と海辺の活用推進……………160
- 運河に架かる橋りょうのライトアップ……………172

え

- NHK放送受信料減免対象世帯の証明……………361

お

- 屋外広告物……………260
- お台場発O・MO・TE・NA・SHI 事業……………165
- お台場ふるさとの海づくり事業……………169
- おもちゃライブラリー……………77
- 親子ふれあい助成事業……………384

か

- 介護給付……………343
- 介護保険の被保険者証等の交付及び
保険料の収納に関する事務……………306
- 各総合支所課別事業別決算(平成29年度)……………25
- 各総合支所の主な事務……………14
- 各総合支所の組織及び現員……………9
- 各総合支所「地域のできごと」……………218
- 家具転倒防止器具等助成及び取付支援……………223
- 学童クラブ……………191
- 河川等の管理……………254
- 火葬（埋葬）・改葬許可……………293
- 看板パトロール～置き看板ゼロ作戦～……………122
- 学童クラブ児童見守りシステム……………192

き

- 救急情報の活用支援事業
（救急医療情報キット）……………324
- 旧協働会館保存・活用事業……………150
- 旧軍人等援護……………400
- 狂犬病予防……………385
- 共同住宅バリアフリー化支援事業……………332
- 共同住宅防犯対策助成事業……………228
- 橋りょうの整備・維持……………252
- 緊急移送サービス利用助成事業……………331
- 緊急一時保育……………196
- 緊急一時保護・ショートステイ
（レスパイト保護）……………375
- 帰宅困難者対策の充実……………222

く

- 区設掲示板設置及び管理……………219
- 区長と区政を語る会……………186
- 区民協働スペース……………188
- 区民交通傷害保険事業……………203
- 区民参画組織 麻布を語る会
全体体系図……………80
- 地域情報の発信分科会……………81
- 麻布未来写真館分科会……………83
- 麻布地区政策分科会……………85
- 区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング
全体体系図……………99
- 「赤坂地区版計画推進分科会」……………100
- 「地域情報の発信・交流分科会」……………101
- 「いきがづくり推進分科会」……………103
- 「地域の魅力発見分科会」
（まちのお宝発掘プロジェクト）……………104
- 区民参画組織「タウンミーティングTAKANAWA2017」
全体体系図……………128

地区版計画改定支援グループ	129
地域情報紙グループ	130
区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト	
全体体系図	151
「水辺のまち魅力アップ分科会」	152
「みどりのあるまちづくり分科会」	154
「べいあっぷ編集部」	156
「地区版計画検討分科会」	158
区民センター関連事務	179
区民葬儀及び区民葬儀券の発行	294
訓練等給付	344

け

軽自動車税の徴収事務	295
健康手帳の交付	391

こ

公園等の整備・維持	
〔公園・児童遊園の維持等〕	253
公園等の整備・維持〔公園・児童遊園の整備〕	252
公園等の整備・維持〔緑地の整備・維持〕	253
公園等の整備・維持〔遊び場の整備・維持〕	254
公害の規制・指導〔公害苦情・相談〕	240
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	307
咬傷犬事故処理	386
講談を活用した地域情報の発信事業	118
公的個人認証事務	281
高齢者会食サービス	328
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	329
高齢者緊急通報システム	326
高齢者事業者方式緊急通報システム	326
高齢者寝具乾燥等消毒	330
高齢者人材バンク事業	189
高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業	335
高齢者単身世帯実態調査	339
高齢者日常生活用具給付事業	334
高齢者の買い物支援	67
高齢者徘徊探索支援	327
高齢者配食サービス	328
高齢者福祉キャブ	331
高齢者福祉相談	325
高齢者福祉理美容サービス	329
高齢者訪問電話	325
ご近所イノベーション学校	
～まちに幸せを呼ぶ人づくり～	60
国民健康保険医療費の	
一部負担金の減額・免除と徴収猶予	298
国民健康保険結核・精神医療給付金	302
国民健康保険高額療養費	299
国民健康保険高額療養費	
及び出産費資金貸付制度	303
国民健康保険高齢受給者証	304
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	302

国民健康保険その他の医療給付	297
国民健康保険料の減免制度	296
国民健康保険療養費	296
国民年金	311
戸籍関連事務	274
寿商品券等贈呈	337
子ども医療費助成	381
子どもの遊び場づくり事業（プレーパーク事業）	262
個別広聴事務	185
コミュニティバス乗車券の発行	323

さ

災害見舞金	205
在留管理制度・特別永住者制度	278

し

自然でつながる地域の輪づくり	
（自然でつながるたかなわの輪）	135
児童育成手当（育成手当）	379
児童育成手当（障害手当）	380
児童館・子ども中高生プラザ・	
児童高齢者交流プラザ	191
児童館週末施設開放	191
自動車運転免許取得費助成	354
自動車改造費の助成	354
自動車燃料費の助成	362
児童手当・特例給付	376
児童扶養手当	377
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	173
芝浦港南地区版計画書の全体像	8
芝浦港南地区 歴史と文化の継承	147
芝地区の街づくり	
〔環状第二号線新橋・虎ノ門地区〕	258
芝地区の街づくり〔汐留地区〕	258
芝地区「地域情報誌編集会議」	65
芝地区発・新虎ディショナルプラン	
～新しさと伝統が織りなすまちのにぎわい～	64
芝地区版計画書の全体像	4
芝地区歴史・文化の発信	66
芝・ネイチャー大学校	70
芝・ネイチャー大学校	
（芝BeeBee'sプロジェクト）	69
芝 de Meet The Art	
～アートに親しむまち、芝～	50
住居表示	280
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	366
重度障害児日中一時支援事業	365
重度心身障害者手当（都制度）	368
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	364
重度脳性麻痺者介護事業	364
住民基本台帳諸届	268
就労支援事業	395
出産費用助成	383

自治体間交流促進事業 (地域がつなぐ全国連携)……………	163
情報公開制度……………	187
証明書自動交付機……………	283
証明書コンビニ交付……………	289
障害児通所支援等……………	345
障害者控除対象者認定……………	342
障害者(児)紙おむつの給付 及びおむつ代の助成……………	350
障害者(児)寝具乾燥等消毒……………	351
障害者(児)日常生活用具 及び住宅設備改善費の給付等……………	353
障害者(児)徘徊探索支援……………	357
障害者世帯民間賃貸住宅あっせん事業……………	343
障害者地域移行支援……………	344
障害者配食サービス……………	359
小児精神障害者入院医療費助成……………	373
小児慢性疾患医療費助成……………	389
自立支援医療(更生医療)……………	349
自立支援医療(精神通院医療)……………	372
自立生活訓練……………	374
自立促進事業……………	396
心身障害者医療費の助成(☉制度)……………	309
心身障害者(児)福祉キャブ……………	370
心身障害者(児)福祉理美容サービス……………	358
心身障害者(児)訪問電話……………	356
心身障害者福祉手当(区制度)……………	369
身体障害者手帳……………	346
身体障害者等事業者方式緊急通報システム……………	356
身体障害者福祉相談……………	348
す	
水防[水防計画]……………	255
住まいの防犯対策助成事業……………	229
せ	
生活安全活動の支援 (1)港区生活安全協議会・ 生活安全活動推進協議会……………	224
(2)安全・安心まちづくり推進地区の取組 (六本木地区)……………	225
(3)安全・安心まちづくり推進地区の取組 (赤坂地区)……………	226
生活相談……………	399
生活保護事業……………	394
生活保護受給者等就労自立促進事業……………	396
生活保護受給者等メンタルケア支援事業……………	397
青少年対策地区委員会活動支援……………	235
精神障害者保健福祉手帳……………	347
精神保健福祉事業……………	392
清掃協力会支援事業……………	233
清掃事業普及啓発……………	220
成年後見審判申立事業……………	338

戦没者遺家族援護……………	401
そ	
総合支所関係施設一覧……………	17
総合防災訓練(地域訓練)……………	221
総合窓口調整……………	267
た	
大学連携推進事業……………	132
たかなわ子どもカレッジ……………	126
たかなわみんなのおしらせばん……………	127
高輪今昔物語 (高輪今昔物語～未来へつなGO! みんなのアルバム～)……………	138
高輪みどりを育むプロジェクト……………	133
たかなわ地域防災研究事業 (たかなわ親子防災教室)……………	139
高輪地区ほっとひといき子育て支援事業 (高輪ほっとひといき子育て支援事業)……………	144
高輪地区版計画書の全体像……………	7
高輪にぎわいプロジェクト (高輪地区商店街にぎわいプロジェクト)……………	142
タクシー利用券の給付……………	362
ち	
地域環境美化・みなとタバコルール推進……………	240
「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」 (芝地区事業者向け防災セミナー)……………	58
「地域×企業 芝の防災底力向上プロジェクト」 (地域×事業者芝の防災底力向上プロジェクト)……………	59
地域サロン(ちょこっと立ち寄りカフェ)……………	95
地域葬儀支援事業……………	204
地域情報国際化プロジェクト (赤坂・青山国際化プロジェクト)……………	108
地域情報番組の制作……………	202
知生(ちい)き人養成プロジェクト……………	166
地域デビューの集い……………	107
地域の魅力PR事業……………	168
地域をつなぐ! 交流の場づくりプロジェクト……………	62
地区における 高齢者のセーフティネットワークの構築……………	340
地区の政策形成……………	201
地区まちづくりに係る支援制度……………	259
知的障害者福祉相談……………	348
中国残留邦人等支援給付事業……………	402
町会・自治会サポート事業 (高輪地区町会・自治会サポート事業)……………	141
町会・自治会の支援……………	208
聴覚障害者緊急ファクシミリ通報……………	357
調査訪問体制強化事業……………	398
て	
電話予約サービス……………	282

と

動物の愛護・管理	239
道路の維持[街路灯]	249
道路の維持 [交通安全施設・坂名標識・公衆便所]	251
道路の維持[私道整備]	248
道路の維持[道路維持]	244
道路の維持[道路植栽]	250
道路の管理[占用]	243
道路の整備[細街路の整備]	247
道路の整備[電線類の地中化]	247
道路の整備[歩車共存道路の整備]	245
道路の整備[保水性舗装・遮熱性舗装の推進]	246
道路の整備[歩道の整備]	245
都営交通の無料乗車券の交付	322
都外医療機関、助産院(都内・都外を問わない) での妊婦健康診査費用助成	391
特別区民税の徴収事務	295
特別児童扶養手当	378
特別障害者手当等(国制度)	367

な

難病等医療費助成	373
----------	-----

に

にぎわい商店街事業 (1) コミュニティ事業	236
(2) 商店街活性化事業	236
(3) 地域連携型商店街事業	237
(4) 商店街振興アドバイザー派遣事業	237
入浴サービス	360
認知症高齢者等おかえりサポート事業	333
認定こども園	194

ね

猫の去勢・不妊手術補助	238
-------------	-----

ひ

引揚者等の援護	400
非自発的失業者の保険料の軽減措置	297
ひとり親家庭等医療費助成	382
広げよう交流の輪～自治体間交流～	113

ふ

福祉車両(車椅子同乗用)購入費助成	355
ふれ愛まつりだ、芝地区!	49

へ

ベイエリア地域コミュニティ活性化事業	167
ベイエリア地域防災力向上事業	161

ほ

保育園	193
保育園であそぼう	195
法外援護事業	398
放課GO→クラブ	192
防災アドバイザー派遣	222
防災住民組織育成・地域防災協議会支援	221
防災ネットワーク構築事業 (「地域と事業所」防災連携プロジェクト)	91
防災ボランティア育成事業 (高輪地区防災ボランティア育成事業)	136
放置自転車対策	260
防犯カメラ等の設置支援等	227
保健師活動	393
保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	392
母子健康手帳の交付	390
母子訪問指導	386
補助犬の給付	363
補装具費の支給	352

ま

マイナンバーカード(個人番号カード)交付	291
----------------------	-----

み

みずベネット	174
水辺フェスタ	162
水辺のまち魅力アップ事業	159
みどりのあるまちづくり事業	171
みなとキャンプ村	234
港区アドプト・プログラム	255
港区基本構想がめざす将来像	3
港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練 (災対地区本部の設置・運営)	198
港区チャレンジコミュニティ大学	131
みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり	148
未来の親体験 ～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～	72
民営バス乗車割引証	371
民生委員・児童委員の活動	315
みんなでエコっとプロジェクト	93
みんなとパトロール	230
港区保育室事業	195

む

無料入浴券の給付	321
----------	-----

も

もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議 (芝地区区民参画組織 芝会議)	52
---------------------------------------	----

ゆ

有料道路障害者割引制度……………372

よ

養育医療……………387

要介護・要支援認定（申請）……………341

養護老人ホーム入所措置……………336

よちよち子育て交流会……………110

り

リサイクル団体助成……………232

緑化推進[ビオトープづくりの推進]……………257

緑化推進[みどりの保護]……………256

緑化推進[みどりの育成]……………256

緑化推進[みどりの普及・啓発]……………257

臨時運行許可関係事務……………295

ろ

老人クラブの活動助成……………231

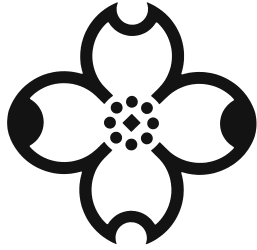
老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成…308

路上生活者対策事業……………399

六本木安全安心プロジェクト
（六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～）…89

港区「区の木・区の花」

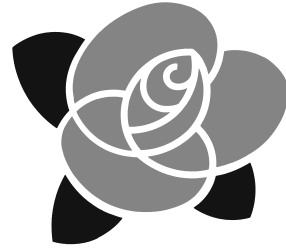
区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



港区の地域行政(総合支所)
平成30年度(2018年度)版 事業概要

平成30年(2018年)8月発行

編集・発行 港区 芝地区総合支所管理課
麻布地区総合支所管理課
赤坂地区総合支所管理課
高輪地区総合支所管理課
芝浦港南地区総合支所管理課

発行番号 30132-2015



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

